

令和6年度

包括外部監査結果報告書

環境関連施策について

令和7年3月

大分県包括外部監査人
公認会計士 吉 富 健 太 郎

目 次

第1	包括外部監査の概要.....	1
1	外部監査の種類.....	1
2	選定した特定の事件（テーマ）	1
3	監査対象期間.....	1
4	監査対象部局.....	1
5	監査実施期間.....	1
6	特定の事件（テーマ）として選定した理由.....	1
7	外部監査の方法	2
8	監査対象とした事業.....	3
9	監査従事者の資格及び氏名	7
10	利害関係.....	8
11	本報告書における記載内容の注意事項.....	8
第2	大分県の環境政策の概要.....	10
1	大分県の環境計画について	10
2	環境政策に活用される財源について	20
第3	包括外部監査の結果.....	29
1	老人クラブ助成事業〔福祉保健部／高齢者福祉課〕	29

2	地域気候変動対策推進事業〔生活環境部／環境政策課〕	32
3	おおいたうつくし作戦推進事業〔生活環境部／環境政策課〕	41
4	おおいたグリーン事業者認証推進事業〔生活環境部／環境政策課〕	47
5	未来の環境を守る人づくり事業〔生活環境部／環境政策課〕	54
6	国立公園等施設整備事業〔生活環境部／自然保護推進室〕	59
7	「山の日」レガシー推進事業〔生活環境部／自然保護推進室〕	65
8	生物多様性保全推進事業〔生活環境部／自然保護推進室〕	75
9	大気保全対策事業〔生活環境部／環境保全課〕	80
10	水質保全対策事業〔生活環境部／環境保全課〕	85
11	公害対策関係受託事業〔生活環境部／環境保全課〕	89
12	産業廃棄物適正処理推進事業〔生活環境部／循環社会推進課〕	94
13	県外産業廃棄物対策事業〔生活環境部／循環社会推進課〕	98
14	廃棄物不法投棄防止対策事業〔生活環境部／循環社会推進課〕	108
15	産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業〔生活環境部／循環社会推進課〕	116
16	産業廃棄物処理施設等監視指導事業〔生活環境部／循環社会推進課〕	123
17	災害時海岸漂着物処理事業〔生活環境部／循環社会推進課〕	129
18	プラスチックごみ削減推進事業〔生活環境部／循環社会推進課〕	132
19	ものづくり循環経済促進事業〔商工観光労働部／工業振興課〕	137

20	グリーン・コンビナートおおいた創出事業〔商工観光労働部／工業振興課〕	143
21	エネルギー関連産業成長促進事業〔商工観光労働部／新産業振興室〕	149
22	中山間地域等直接支払事業〔農林水産部／地域農業振興課〕	154
23	GAPを活かす産地育成事業〔農林水産部／地域農業振興課〕	161
24	持続可能な豊かな有機産地等活性事業〔農林水産部／地域農業振興課〕	165
25	環境に配慮した農業定着化推進事業〔農林水産部／地域農業振興課〕	170
26	水田農業産地力強化対策事業〔農林水産部／水田畑地化・集落営農課〕	174
27	集落営農継続発展対策事業〔農林水産部／水田畑地化・集落営農課〕	181
28	おおいた園芸産地づくり支援事業〔農林水産部／園芸振興課〕	185
29	農業農村多面的機能支払事業〔農林水産部／農地・農村整備課〕	191
30	小水力発電施設整備事業〔農林水産部／農地・農村整備課〕	195
31	鳥獣被害総合対策事業〔農林水産部／森との共生推進室〕	201
32	森林・林業教育促進事業〔農林水産部／森との共生推進室〕	209
33	みんなで支える森林づくり推進事業〔農林水産部／森との共生推進室〕	214
34	公共造林事業（保育間伐推進緊急対策事業）〔農林水産部／森林整備室〕	219
35	再造林促進事業〔農林水産部／森林整備室〕	221
36	災害に強い森林づくり推進事業〔農林水産部／森林整備室〕	227
37	海洋環境保全型養殖推進事業〔農林水産部／漁業管理課〕	231

38	資源造成型栽培漁業推進事業〔農林水産部／水産振興課〕	237
39	道路維持修繕費〔土木建築部／道路保全課〕	241
40	安全・安心な道路環境創出事業〔土木建築部／道路保全課〕	243
41	かわまちづくり支援制度〔土木建築部／河川課〕	247
42	海岸環境整備事業〔土木建築部／河川課〕	250
43	河川海岸維持管理費〔土木建築部／河川課〕	253
44	港湾管理費〔土木建築部／港湾課〕	256
45	カーボンニュートラルポート形成計画策定事業〔土木建築部／港湾課〕	260
46	魅力ある景観づくり推進事業〔土木建築部／都市・まちづくり推進課〕	263
47	生活排水処理施設整備推進事業〔土木建築部／公園・生活排水課〕	267
48	農業集落排水事業〔土木建築部／公園・生活排水課〕	274
49	文化財保存事業費補助事業〔教育庁／文化課〕	277
50	交通安全施設整備事業（信号灯器ＬＥＤ化）〔警察本部／交通規制課〕	282
【参考】監査結果一覧		285

第 1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「環境関連施策について」

3 監査対象期間

令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで）

※ただし、必要に応じ過年度に遡り、あるいは翌年度以降も参考とする場合がある。

4 監査対象部局

企画振興部、福祉保健部、生活環境部、商工観光労働部、農林水産部、土木建築部、教育庁、警察本部

5 監査実施期間

令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

6 特定の事件（テーマ）として選定した理由

2020 年 10 月、国は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを宣言し、大分県においても 2021 年度から「大分県版カーボンニュートラル」の実現に向けた取組を推進している。

近年、温室効果ガスの排出による地球温暖化の問題は深刻化するとともに、海洋プラスチック問題や食品ロスなど、多様かつ新たな環境問題も生じており、GX（グリーントランスフォーメーション）の加速や循環型社会の実現が求められている。また、環境政策は、地球規模の気候変動対策から個人の消費活動まで広範・多岐にわたり、あらゆる環境への配慮が求められていることから、県民の意識もこれまでになく高くなっている。

そうした中、県は令和6年度組織改正において、環境政策を一層強力に推進するため、組織を新設し体制強化を図っている。また、大分県環境基本条例に基づき、かけがえのない恵み豊かな環境を将来にわたり確実に継承していくため、「第3次大分県環境基本計画」を策定・推進してきた。

今回、令和5年度において同計画に基づき実施された環境施策の執行状況等を確認、検証し、評価することが、令和6年9月に新たに策定された第4次大分県環境基本計画の取組にも寄与するものと考え、今年度の包括外部監査のテーマとして選定することとした。

7 外部監査の方法

一定の条件に基づいた環境関連施策に係る事務事業を監査対象として選定し、以下の視点から事業簿冊の閲覧及び所管課へのヒアリング等を実施し、検証を行う。

（1）合規性

- ・ 財務事務の執行について、関連する法令及び条例・規則等に準拠して執行されているか。

（2）有効性

- ・ 施策に係る財務事務の執行について、事業目的に適合した有効なものがあるか。
- ・ 目指すべき環境の将来像の実現に向け適切かつ合理的な目標を設定し、その効果が適切に検証されているか。
- ・ 予算執行の結果が所期の目的を達成しているか。
- ・ 検証された結果は次年度以降の事業へ反映、または見直しを実施しているか。

- ・ 財務事務の執行にあたり、チェック体制等の内部統制に不備はないか。
- ・ 存廃を検討すべき事業はないか。

(3) 経済性・効率性

- ・ 最小の経費で最大の効果をあげているか。

8 監査対象とした事業

環境関連施策の監査を実施するにあたり、監査人側で抽出した事業は以下のとおりであり、全部で103事業ある。このうち、予算規模等を考慮して50事業を選定し監査対象とした。

なお、監査対象は表中の事業名及び予算額に下線を付しているものである。

抽出事業一覧

(単位：千円)

部局名	担当課(室)	事業名	令和5年度当初 (7月補正) 予算額
企画振興部	広報広聴課	広報活動費	138,125
福祉保健部	保護・監査指導室	社会福祉法人指導監督事業	603
	医療政策課	医務関係行政指導事業	197
	薬務室	薬務取締費	174
	高齢者福祉課	<u>老人クラブ助成事業</u>	<u>23,856</u>
	障害者社会参加推進室	障がい者工賃向上支援事業	6,872
生活環境部	環境政策課(旧うつくし作戦推進課)	<u>おおいたうつくし作戦推進事業</u>	<u>31,563</u>
		<u>プラスチックごみ削減推進事業</u>	<u>24,886</u>
		<u>未来の環境を守る人づくり事業</u>	<u>18,248</u>
		環境保全対策費	5,348
	環境政策課(旧脱炭素社会推進室)	<u>地域気候変動対策推進事業</u>	<u>45,726</u>
		<u>おおいたグリーン事業者認証推進事業</u>	<u>24,449</u>

	自然保護推進室	<u>国立公園等施設整備事業</u>	<u>127, 144</u>
		<u>「山の日」レガシー推進事業</u>	<u>20, 004</u>
		<u>生物多様性保全推進事業</u>	<u>17, 588</u>
		温泉対策事業費	14, 258
		祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進事業	13, 653
		おおいたジオパーク推進事業	13, 627
		温泉台帳電子化事業	11, 466
		観光施設維持管理調査事業	8, 526
		祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク施設整備事業	7, 425
		自然環境保全管理費	5, 545
		希少野生動植物保護事業	1, 027
	環境保全課	<u>大気保全対策事業</u>	<u>38, 813</u>
		<u>水質保全対策事業</u>	<u>37, 611</u>
		<u>公害対策関係受託事業</u>	<u>22, 271</u>
		大気環境監視推進事業	10, 861
		特殊公害対策費	10, 031
		ダイオキシン総合対策推進事業	6, 970
		有害化学物質対策推進事業	3, 463
		環境影響評価指導事業	2, 633
	循環社会推進課	<u>産業廃棄物適正処理推進事業</u>	<u>327, 012</u>
		<u>県外産業廃棄物対策事業</u>	<u>163, 940</u>
		<u>廃棄物不法投棄防止対策事業</u>	<u>97, 340</u>
		<u>産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業</u>	<u>62, 571</u>
		<u>産業廃棄物処理施設等監視指導事業</u>	<u>54, 314</u>
		<u>災害時海岸漂着物処理事業</u>	<u>50, 000</u>
		循環社会構築加速化事業	16, 483
		海岸漂着物地域対策推進事業	12, 419
		環境整備指導事業	12, 213
		P C B 廃棄物対策推進事業	9, 637
		一般廃棄物対策事業	3, 232
		森と海とつなぐ環境保全推進事業	3, 000
商工	工業振興課	<u>ものづくり循環経済促進事業</u>	<u>75, 409</u>
		<u>グリーン・コンビナートおおいた創出</u>	<u>41, 045</u>

観光労働部		事業	
		コンビナート企業国際競争力強化対策事業	2,689
		県産竹材利用促進事業	868
	新産業振興室	中小企業等エコエネルギー導入支援事業	425,000
		<u>エネルギー関連産業成長促進事業</u>	<u>154,661</u>
	観光誘致促進室	農山漁村ツーリズム推進事業	3,770
農林水産部	農林水産企画課	<u>世界農業遺産ファンド推進事業</u>	<u>46,500</u>
	地域農業振興課	<u>中山間地域等直接支払事業</u>	<u>1,883,416</u>
		<u>持続可能な豊かな有機産地等活性化事業</u>	<u>58,650</u>
		<u>環境に配慮した農業定着化推進事業</u>	<u>26,787</u>
		<u>GAPを活かす産地育成事業</u>	<u>6,006</u>
		安全・安心な農作物防除推進事業費 (エコ農産物生産技術確立対策)	1,415
		安全農業推進事業(土壌保全対策)	430
	水田畑地化・集落営農課	<u>水田農業産地力強化対策事業</u>	<u>92,916</u>
		<u>集落営農継続発展対策事業</u>	<u>24,394</u>
	園芸振興課	<u>おおいた園芸産地づくり支援事業</u>	<u>2,075,328</u>
	畜産振興課	環境保全型畜産確立対策推進事業	249
	農地・農村整備課 (旧農村整備計画課)	<u>農業農村多面的機能支払事業</u>	<u>1,144,000</u>
		環境にやさしい農業農村整備推進事業 (農地諸費)	314
	農地・農村整備課 (旧農村基盤整備課)	<u>小水力発電施設整備事業</u>	<u>215,250</u>
	林産振興室	木造建築物等建設促進総合対策事業	7,900
		優良竹林化・利活用推進事業	5,756
	森との共生推進室	<u>鳥獣被害総合対策事業</u>	<u>792,407</u>
		<u>森林・林業教育促進事業</u>	<u>20,109</u>
		<u>みんなで支える森林づくり推進事業</u>	<u>19,788</u>
		緑のふるさとづくり推進事業	2,912
		環境緑化推進事業	1,788
	森林整備室	<u>再造林促進事業</u>	<u>662,380</u>

		<u>災害に強い森林づくり推進事業</u>	<u>58,473</u>
		<u>公共造林事業(保育間伐推進緊急対策事業)</u>	<u>51,499</u>
		造林事業(再造林促進緊急対策事業)	5,735
	漁業管理課	<u>海洋環境保全型養殖推進事業</u>	<u>23,950</u>
		漁場被害防止対策事業	3,058
		森と海をつなぐ環境保全推進事業	1,290
	水産振興課	<u>資源造成型栽培漁業推進事業</u>	<u>79,047</u>
		沿岸漁場基盤整備事業(水産多面的機能発揮対策)	10,260
		無給餌養殖推進事業	6,477
土木建築部	道路保全課	<u>道路維持修繕費</u>	<u>2,044,826</u>
		<u>安全・安心な道路環境創出事業</u>	<u>30,000</u>
		クリーンロード支援事業	16,000
	河川課	<u>かわまちづくり支援制度</u>	<u>140,000</u>
		<u>海岸環境整備事業</u>	<u>117,000</u>
		<u>河川海岸維持管理費</u>	<u>71,034</u>
	港湾課	<u>港湾管理費</u>	<u>43,019</u>
		<u>カーボンニュートラルポート形成計画策定事業</u>	<u>20,000</u>
	砂防課	砂防維持管理費	3,374
	都市・まちづくり推進課	<u>魅力ある景観づくり推進事業</u>	<u>23,580</u>
		屋外広告物指導費	1,634
	公園・生活排水課	<u>生活排水処理施設整備推進事業</u>	<u>465,751</u>
		<u>農業集落排水事業</u>	<u>142,500</u>
		きれいな水再生啓発事業	932
	建築住宅課	建築物グリーン化促進事業	7,947
教育庁	社会教育課	「森の子学校」体験活動推進事業	6,902
		森林環境学習促進事業	4,908
	文化課	<u>文化財保存事業費補助事業</u>	<u>56,178</u>
企業局	総務課	北川ダム濁水対策事業	5,700
	工務課	芹川ダム環境調査事業	4,005
病院局		屋上緑化事業	119
警	交通規制課	<u>交通安全施設整備事業</u>	<u>162,960</u>

察本部	交通管制センター	(信号灯器LED化)	
予算合計			12,905,419

※ 全103事業、令和5年度環境白書及び令和5年度当初（7月補正）予算の概要等から選定。

また、過去5年間における当初予算額に占める環境関連事業予算の割合は以下のようになっている。

（単位：百万円）

	令和元年度 (7月現計)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般会計 当初予算	646,342	654,863	702,731	717,841	677,352
特別会計 当初予算	265,304	248,638	263,188	268,751	253,068
合計 A	911,646	903,501	965,919	986,592	930,420
環境関連事業 当初予算 B	11,568	13,900	13,798	12,938	11,542
環境事業割合 B/A	1.2%	1.5%	1.4%	1.3%	1.2%

※ 一般会計及び特別会計の当初予算は「財政状況の公表 6月公表分概要」より
環境関連事業の当初予算は「大分県環境白書」より

9 監査従事者の資格及び氏名

区 分	資 格	氏 名
包括外部監査人	公認会計士・税理士	吉 富 健 太 郎
補助者	公認会計士・税理士	染 矢 堯 志
補助者	公認会計士・税理士	丹 宗 英 樹
補助者	公認会計士・税理士	土井良 由美子
補助者	公認会計士	膳 所 雄 一
補助者	—	谷 畑 香 奈 子

10 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

11 本報告書における記載内容の注意事項

1) 表題について

「包括外部監査の結果」…地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に規定する「監査の結果」である。

2) 「包括外部監査の結果」における指摘事項の区分

【監査結果】の記載区分で、個々の監査対象に対する結果を指摘事項として記載しているが、その性質により 3 つに指摘事項を区分している。

区分	説明
不備事項	錯誤、誤謬に加え、法令、条例等や内部規程で定められたとおりに行われていない、計画等で実施すると表明しているのに実際は実施していない場合等の違反事例の指摘である。ただし、内部規程自体に無理がある場合等は、次の改善事項となる。
改善事項	何らかの問題が生じており、解決するために、今後、仕組の改善等が必要な事項の指摘である。
勧奨事項	問題という程ではないが、明瞭性、効率性等を考えると検討が望まれる事項である。

(注) 上記は、法令上定められた区分ではなく、監査後の措置の取扱いとの関連で行っている便宜上の区分である。また、現実には明確に区分し難いケースもある。

3) 準拠すべき事務規則等

財務事務の執行に関連し、今回の包括外部監査において参考にした主な法令・規則・マニュアル類は以下のとおりである。

- ① 地方自治法及び同施行令
- ② 大分県契約事務規則
- ③ 大分県公社等外郭団体に関する指導指針
- ④ 各々の事業に関連する条例及びその施行規則
- ⑤ 各々の事業に関連する法令、規則及び要綱、要領、手引等

4) 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を四捨五入して表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある（切捨てる場合も同様）。公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

5) 報告書の数値等の出典

報告書の数値等は、原則としてホームページ等で大分県が公表している資料、あるいは監査対象とした所管課等から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していないが、それ以外の数値等については、その出典を本文中あるいは注記で明示している。

第2 大分県環境政策の概要

1 大分県環境計画について

大分県では、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境基本計画を策定している。監査対象期間の令和5年度は、平成28年3月に策定（令和2年3月改訂）した第3次大分県環境基本計画に基づき環境関連の施策が実施されていた。

（1）第3次大分県環境基本計画（改訂版）

大分県では、環境政策全般を展開するために第3次大分県環境基本計画（改訂版）を策定しており、概要は以下のとおりである。

（計画の趣旨）

大分県のかげがえのない恵み豊かな環境を将来にわたり確実に継承し、環境の保全に関する長期的目標とそのための施策の基本的方向を定めることを目的としている。

（計画の性格・位置づけ）

大分県の長期総合計画である「安心・活力・発展プラン2015」の部門計画として策定されている。

（計画の期間）

平成28年度から令和6年度の9年間を対象期間としている。なお、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画については、大分県長期総合計画の変更や「おおいたうつくし作戦県民会議」での意見を踏まえつつ、計画策定以降の環境をめぐる情勢の変化等を念頭に見直しを行っている。

（計画における「目指すべき環境の将来像」）

当計画では、大分県が「目指すべき環境の将来像」を「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」とし、具体的な内容は以下のとおりである。

天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた

私たちのふるさと大分は、全国に誇れる豊かな自然環境に恵まれています。この県民共有の財産である恵み豊かな自然と共生し、快適で潤いのある環境を守り育て、将来の世代へ確実に継承していくことは、私たち県民の責務です。

将来にわたってこの豊かな自然の恵みを享受し続けるためには、この恵み豊かで快適な環境が、かけがえのないものであることを深く認識し、私たち一人ひとりが、自ら考え行動することが重要です。

環境と経済の好循環を目指しつつ、生物多様性に関する世界目標である「愛知目標」を踏まえた「自然共生社会づくり」、大気・水・廃棄物等の環境への負荷を押さえた「循環型社会づくり」、人類の生存を脅かす地球温暖化対策としての「脱炭素社会づくり」に向けて、県民総参加で環境保全活動に取り組むことが必要です。

特に、近年の高温による動植物の分布域の変化、農作物の品質低下や降水量の増加等を引き起こす地球温暖化への対策には、I P C Cの報告や、パリ協定の目標達成に向けた国の取組も見据えつつ、温室効果ガス排出実質ゼロに向けて、これまで以上に、県民、事業者、行政が主体的に行動し、取組を加速させる必要があります。

このような認識に立ち、『天然自然が輝く恵み豊かで美しく快適なおおいた』を目指して、環境保全活動から地域活性化を図る「おおいたうつくし作戦」のもと、県民総参加で知恵と力を結集し、安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに取り組みます。

(計画の基本目標)

当計画の目標年度である令和6年度までの間において、「目指すべき環境の将来像」への到達を図るために展開する施策の基本目標として、以下の事項を定めている。

① 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

県民共有の財産である豊かな自然や生物多様性を保全し、身近な自然とのふれあいを図りながら、ゆとりある生活空間の保全や美しい景観の確保に努め、豊かな自然と人間とが共生する快適な地域環境を創造し、「自然共生社会」

の構築を目指す。

② 循環を基調とする地域社会の構築

大気・水環境・土壌等の保全、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、バイオマス等の資源の効率的・循環的利用などの施策を推進し、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを変革することにより、環境への負荷を抑えた「循環型社会」の構築を目指す。

③ 地球温暖化対策の推進

世界共通の喫緊の課題である地球温暖化対策に向けて、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制による温暖化の進行を緩和する取組（緩和策）や温暖化による様々な影響を軽減するための取組（適応策）、エコエネルギーの導入・活用支援、森林吸収源対策を進め、「脱炭素社会」の構築を目指す。

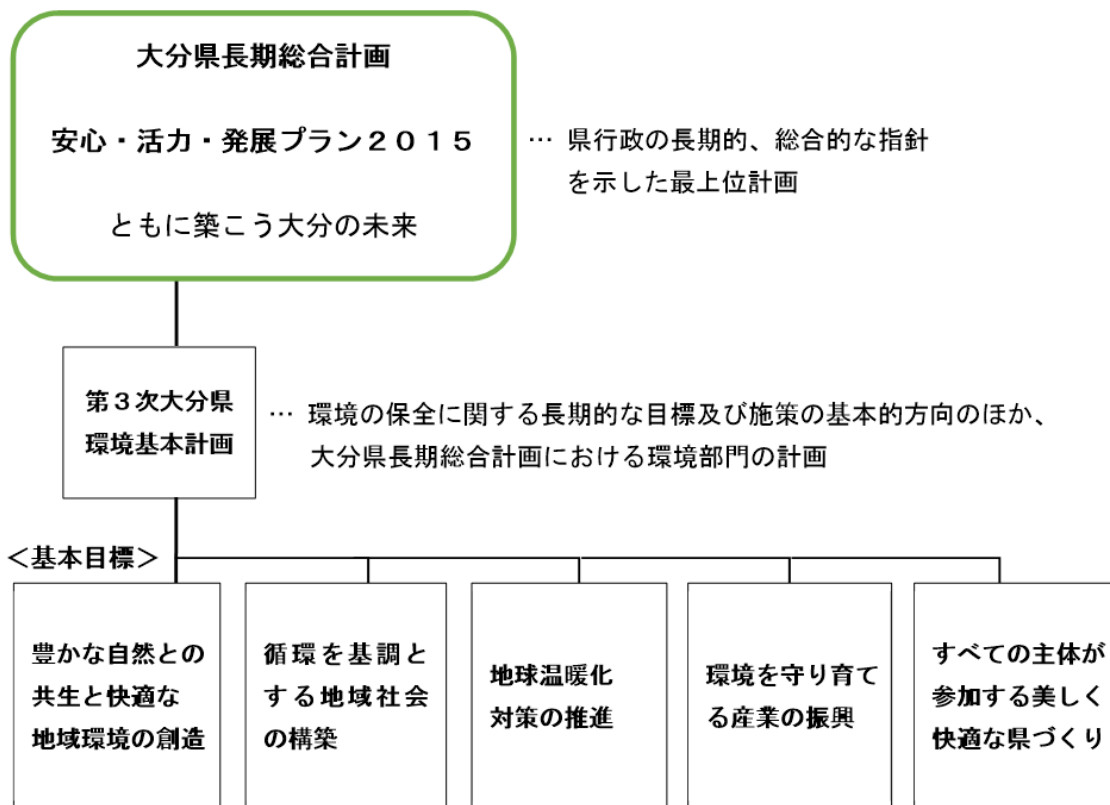
④ 環境を守り育てる産業の振興

資源の循環やエネルギー需給に関わる経済活動をビジネスとして成り立たせる環境・エネルギー産業や生態系の維持・保全に寄与してきた農林水産業及び豊かな自然環境を地域資源として活用した観光産業など、環境と密接した産業の支援を行うことで、環境と経済が一体となって向上する「環境と経済の調和がとれた持続可能な循環型社会」の実現を目指す。

⑤ すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

大分県の恵み豊かな自然と快適な地域環境を守り育て、将来の世代へ継承するため、環境保全活動を通じて地域活性化を図る「おおいたうつくし作戦」により、県民意識のさらなる醸成と持続可能な活動基盤づくりに取り組み、「持続可能な地域づくり」の実現を目指す。

なお、大分県長期総合計画と当計画との関係、当計画とその基本目標との関係を図示すると次ページのようになる。



(施策の展開)

上記に掲げられた5つの基本目標は、次ページに掲げる各種施策の展開により、その達成を図るものとしている。

施策体系図

豊かな自然との共生と 快適な地域環境の創造

1 豊かな自然や生物多様性の保全

- (1) 自然公園等の保護・保全
- (2) 自然景観の保全と活用
- (3) 多様な生態系の保全
- (4) 森林の保全
- (5) 水辺の保全
- (6) 自然とのふれあいの推進と適正な利用

2 快適な地域環境の保全と創造

- (1) ゆとりある生活空間の保全と創造
- (2) 美しい景観の形成
- (3) 身近な緑の保全と創造
- (4) 身近な水辺の創造
- (5) 農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生
- (6) 文化遺産（文化財）の保存・活用・継承

3 温泉資源の保護と適正利用の推進

- (1) 温泉資源の保護
- (2) 多目的利用と温泉地づくり

循環を基調とする 地域社会の構築

1 大気環境の保全

- (1) 大気環境保全対策の推進
- (2) 地域の生活環境保全対策の推進

2 水・土壌・地盤環境の保全

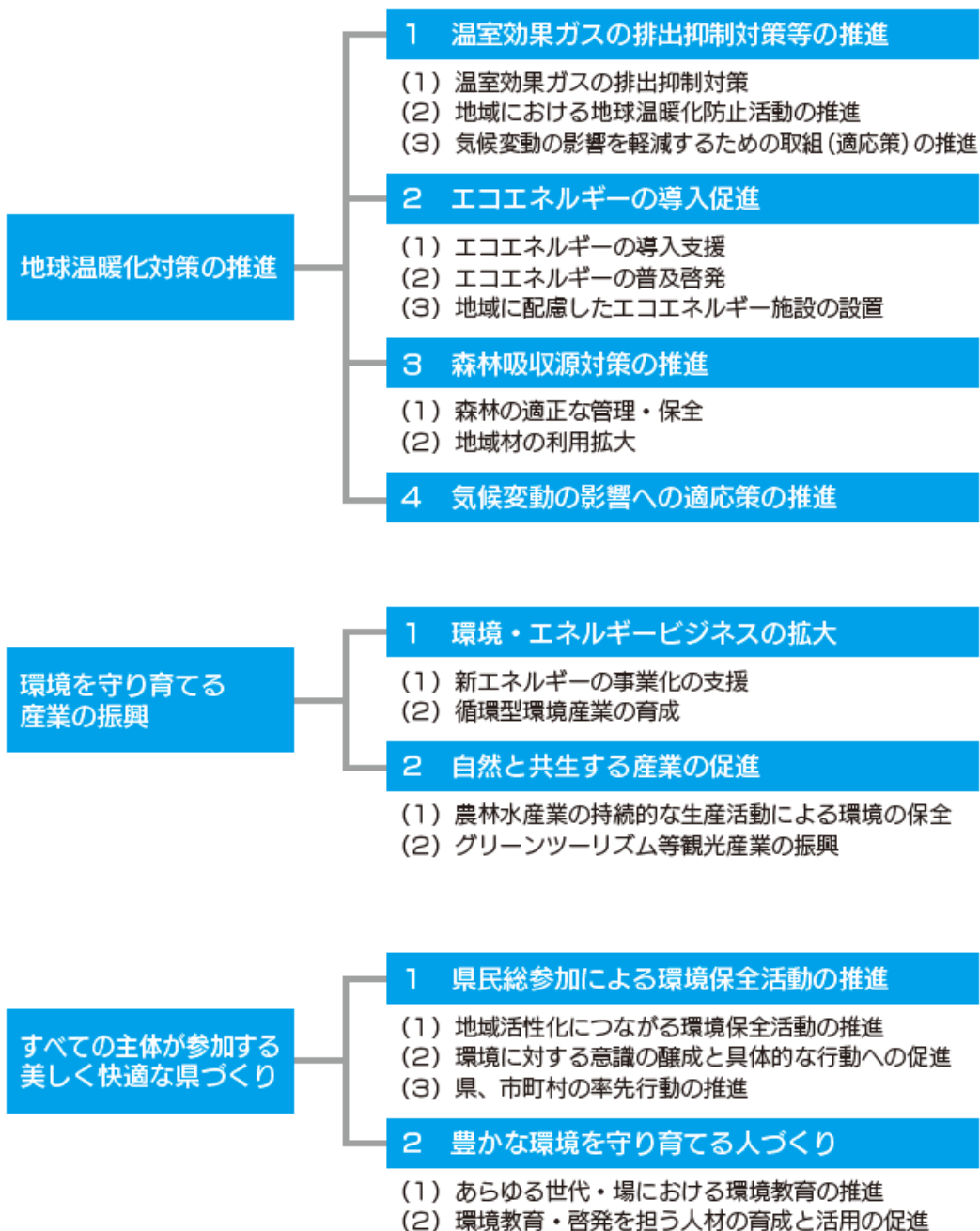
- (1) 水環境保全対策の推進
- (2) 豊かな水環境の創出
- (3) 土壌環境保全対策等の推進

3 化学物質等への環境保全対策

- (1) 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進
- (2) 環境監視と調査研究の充実
- (3) 放射線の監視体制の充実

4 資源循環の推進と廃棄物対策

- (1) 循環型社会づくりと廃棄物適正処理の推進
- (2) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進
- (3) バイオマス等の循環資源の利活用



基盤的施策の推進

- 1 環境影響評価の推進 2 環境に配慮した取組の推進 3 公害紛争等の適正処理

(計画の達成度合い)

当計画の進行管理を行うため、53 項目の環境指標を設定して毎年度、その推進状況を検証し、環境白書等で公表している。令和 4 年度の状況は以下のとおりである。

基本目標Ⅰ 豊かな自然との共生と快適な地域環境の創造

	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
			H26	R4	R4		達成・概ね達成・未達	
1	自然公園指導員の委嘱数	人	78	79	64	81.0%	未達	自然保護推進室
2	景観行政団体	団体	12	18	18	100.0%	達成	都市・まちづくり推進課
3	NPO との協働による生物多様性保全活動の実施件数	件	80	96	98	102.1%	達成	自然保護推進室
4	鳥獣保護区特別保護地区の面積	ha	548	658	658	100.0%	達成	森との共生推進室
5	災害に強い森林づくり実施面積(累計)	ha	—	25	48	192.0%	達成	森林整備室
6	低コスト再造林面積	ha	466	980	983	100.3%	達成	森林整備室
7	ジオガイドの活動回数	回	14	156	160	102.6%	達成	自然保護推進室
8	一人あたりの都市公園面積	m ² /人	13.1	135 (R3)	138 (R3)	102.2%	達成	公園・生活排水課
9	森林ボランティア活動への参加者数	人	12,902	13,500	11,769	87.2%	未達	森との共生推進室
10	人工海浜の箇所数	箇所	5	6	6	100.0%	達成	港湾課
11	多面的機能支払交付金制度事業計画認定面積	ha	20,514	26,900	24,215	90.0%	概ね達成	農村整備計画課
12	中山間地域等直接支払制度協定締結面積	ha	16,065	16,100	15,764	97.9%	概ね達成	地域農業振興課
13	漁場再生面積	ha	20,975	38,682	62,535	161.7%	達成	水産振興課
14	国、県指定文化財数	件	894	935	942	100.7%	達成	文化課
15	県立歴史博物館、県立先哲史料館、埋蔵文化財センターの利用者数	千人	101	142	121	85.2%	未達	文化課
16	モニタリングを行う源泉数	孔	16	35	34	97.1%	概ね達成	自然保護推進室

基本目標Ⅱ 循環を基調とする地域社会の構築

	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
			H26	R4	R4		達成・概ね達成・未達	
17	PM2.5の環境基準達成日率	%	96.6	99.3	99.9	100.6%	達成	環境保全課
18	光化学オキシダント環境基準達成時間率	%	94.2	97.2	94.8	97.5%	概ね達成	環境保全課
19	主要渋滞箇所対策を講じる箇所数(累計)	箇所	—	24	27	112.5%	達成	道路建設課
20	道路交通騒音の環境基準達成率	%	94.3	95.6	97.5	102.0%	達成	環境保全課
21	海域の環境基準達成率	%	66.7 (H25)	89.5	94.7	105.8%	達成	環境保全課
22	河川の環境基準達成率	%	83.7 (H25)	95.3	93.0	97.6%	概ね達成	環境保全課
23	生活排水処理率	%	72.3	84.8	81.8	96.5%	概ね達成	公園・生活排水課
24	地下水水質調査地点数(累計)	地点	3,303	4,100	4,187	102.1%	達成	環境保全課
25	水環境保全活動団体数	団体	50	89	99	111.2%	達成	うつくし作戦推進課
26	海岸清掃参加者数	人	14,128	23,104	17,245	74.6%	未達	循環社会推進課
27	ごみ総排出量	t	415,962 (H25)	372,813 (R3)	390,604 (R3)	95.2%	概ね達成	循環社会推進課
28	一般廃棄物リサイクル率	%	20.3 (H25)	23.7 (R3)	18.7 (R3)	78.9%	未達	循環社会推進課
29	産業廃棄物リサイクル率	%	64.0 (H25)	64.3 (R3)	71.7 (R3)	111.5%	達成	循環社会推進課
30	産業廃棄物最終処分率	%	2.3 (H25)	2.0 (R3)	2.3 (R3)	85.0%	未達	循環社会推進課
31	レジ袋削減枚数(累計)	百万枚	522	1,172	1,067	91.0%	概ね達成	うつくし作戦推進課
32	廃棄物系バイオマス利用率	%	95.8 (H25)	98.6 (R3)	97.6 (R3)	98.9%	概ね達成	農村整備計画課
33	未利用バイオマス利用率	%	65.0 (H25)	79.9 (R3)	78.4 (R3)	98.1%	概ね達成	農村整備計画課

基本目標Ⅲ 地球温暖化対策の推進

	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
			H26	R4	R4		達成・概ね達成・未達	
34	二酸化炭素排出量 (家庭、業務、運輸部門合計)	千 t-CO ₂	7,475 (H25)	6,419 (R2)	5,036 (R2)	121.5%	達成	脱炭素社会推進室
35	省エネ診断受診件数(単年)	件	—	700	961	137.3%	達成	脱炭素社会推進室
36	エコアクション21登録件数(累計)	件	39	134	115	85.8%	未達	脱炭素社会推進室
37	大分県ノーマイカーウィーク年間モ ニター事業所登録数	件	379	426	439	103.1%	達成	脱炭素社会推進室
38	エコエネルギー導入量	TJ	41,398.0	55,421	57,595	103.9%	達成	新産業振興室
39	クリーンエネルギー自動車の導入台数	台	45,430	131,151	127,122	96.9%	概ね達成	新産業振興室
—	低コスト再造林面積	ha	466	980	983	100.3%	達成	森林整備室
40	温暖化適応品種の導入割合(ぶどう 品種:シャインマスカット)	%	—	14.0 (R2)	16.4 (R2)	117.1%	達成	園芸振興室
41	熱中症一時休憩所設置箇所数	箇所	—	600	544	90.6%	概ね達成	健康づくり支援課
42	大分県地球温暖化防止活動推進員等 による情報発信件数(年間)	件	—	250	465	186.0%	達成	脱炭素社会推進室

基本目標Ⅳ 環境を守り育てる産業の振興

	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
			H26	R4	R4		達成・概ね達成・未達	
43	県支援による新エネ研究開発・事業 化件数(累計)	件	24	72	72	100.0%	達成	新産業振興室
44	県支援による廃棄物再生利用等施設 導入件数(累計)	件	25	73	82	112.3%	達成	工業振興課
45	大分県リサイクル認定製品数(累計)	件	243	386	376	97.4%	概ね達成	循環社会推進課
46	化学肥料の使用量	t以下	4,666 (H25)	4,490 (R3)	4,344 (R3)	103.3%	達成	地域農業振興課
47	農業の使用量	t以下	1,248 (H25)	1,273 (R3)	1,147 (R3)	109.9%	達成	地域農業振興課
48	グリーンツーリズム宿泊延べ人数	人泊	23,416	23,570	10,194	43.2%	未達	観光誘致促進室

基本目標Ⅴ すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

	指標項目	単位	基準年度	目標値	実績値	達成率	評価	担当課
			H26	R4	R4		達成・概ね達成・未達	
49	県民一斉おおいたうつくし大行動への参加者数	人	354,556	394,000	369,644	93.8%	概ね達成	うつくし作戦推進課
50	キャンドルナイトへの参加施設数	団体	2,765	3,298	3,268	99.1%	概ね達成	うつくし作戦推進課
51	環境基本計画策定市町村数	市町村	9	12	13	108.3%	達成	うつくし作戦推進課
52	環境教育参加者数（累計）	人	63,082	119,000	143,241	120.4%	達成	うつくし作戦推進課
53	大分環境学習サイト「きらりんネット」年間アクセス件数	件	7,154	21,040	25,236	119.9%	達成	うつくし作戦推進課

（令和５年度大分県環境白書より）

（２）第４次大分県環境基本計画

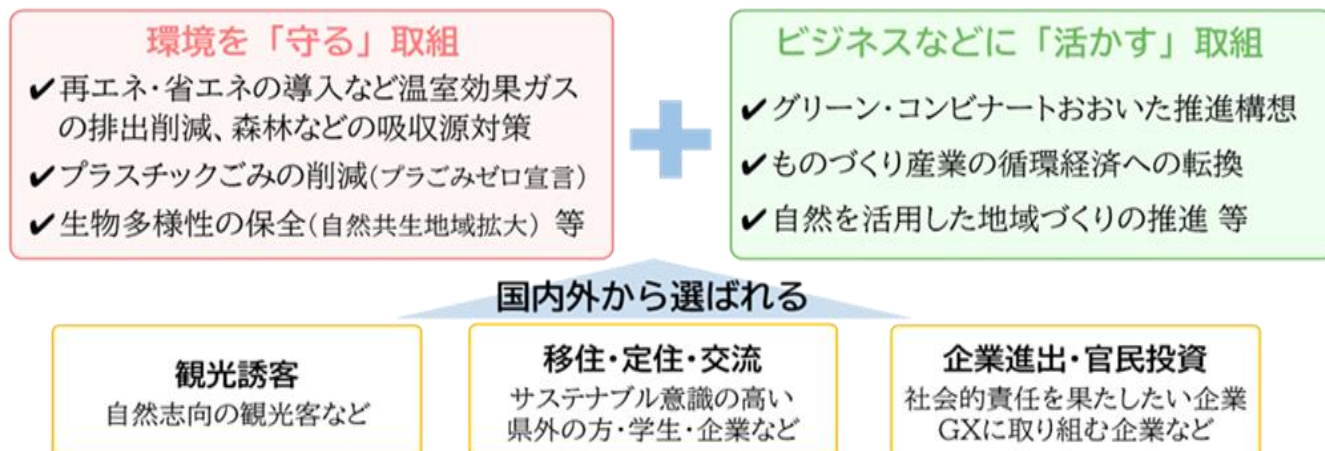
第３次大分県環境基本計画は令和６年度までを計画期間としていたが、大きく変化している環境を取り巻く時代の要請や潮流に適切に対応するため、上位計画となる新たな大分県長期総合計画が前倒しで策定されるのと軌を一にして、第４次大分県環境基本計画が策定されることとなった。

（第４次大分県環境基本計画の特徴）

自然環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を取り入れたことが特徴であり、これまでの環境政策を継承しつつ、企業の環境対策や環境保全活動などに新たな社会的価値を付けて、経済の発展も促していく取組を新たな県民運動「グリーンアップおおいた」として展開していくこととされている。

これは、企業や人々の環境に対する意識が高まり、環境への配慮が社会的価値を生む時代となっていることを反映させたものである。

これからの環境政策においては、世代を超えて県民、企業、地域社会が広く課題を共有し、それぞれが行動変容を起こすことにより、大きな社会・経済変革のステップにつなげていくことが大切であり、そのような社会の実現を目指すべきであろう。



なお、第4次大分県環境基本計画は令和6年9月に策定され、令和15年度までの10年間を対象期間としている。今回の包括外部監査の対象期間（令和5年度）からは外れるため、詳細な内容の記載は割愛する。必要に応じて大分県のホームページ等を参照していただきたい。

2 環境政策に活用される財源について

一般的に、地方自治体が環境関連施策に活用できる財源としては、森林環境税や産業廃棄物税等の目的税のほか、環境の保全や再生可能エネルギーの活用促進等を目的として積み立てられる基金等がある。以下では、大分県において環境関連施策に活用されている財源とその活用状況について示すこととする。

(1) 森林環境税

森林環境税には、国税と地方税の2種類がある。

① 国税

(i) 森林環境税及び森林環境譲与税

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。国税である森林環境税は一旦国に納付され、林業就業者数等をもとに按分されたのち森林環境譲与税として都道府県に譲与されている。なお、森林環境税は令和6年度より課税が開始されるが、森林環境譲与税は国の負担で令和元年度より譲与が行われている。

(ii) 大分県森林環境譲与税基金

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第三十四条第二項の規定により、森林の整備及びその促進に関する施策を実施する市町村の支援等に要する費用に充てるため設置された基金であり、国から譲与される森林環境譲与税を積み立てて組成されている。

（令和５年度末残高 31,691 千円）

令和５年度に活用された事業とその決算額（森林環境譲与税）

部局名	課名	事業名	決算額（千円）
農林水産部	林務管理課	精度の高い森林資源情報提供	37,884
		市町村業務支援	17,505
		森林G I S 操作研修	1,485
		森林クラウドシステム運用	19,855
		林地集積推進事業	1,221
		推進費（市町村支援事業に係る事務費）	50
		総合技術習得研修	15,000
		アカデミー研修の充実	15,590
		現場対応型技術習得研修	5,004
		再造林担い手確保支援	4,940
		広報事業	2,435
		森林施業省力化機械導入支援	1,957
		林業機械メンテナンス研修	572
		林業就業環境改善事業	1,477
		伐木安全リーダー育成研修	990
		推進費（人材育成・担い手対策支援に関する事務費）	843
		森林整備室	森林作業道開設技術研修
	林産振興室	木の匠育成事業（木材利用アドバイザーの設置）	900
		非住宅建築物地域材利用促進事業	1,794
		製材業等労働環境改善対策事業	1,964
推進費（木材利用の推進に係る事務費）		153	
合 計			132,962

② 地方税

(i) 大分県森林環境税

森林は、木材やしいたけ生産のほか、水源のかん養や空気の浄化、土砂災害の防止、地球温暖化の防止など、多くの役割を果たしている。県では、「森林環境の保全と森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成」のために必要な財源を確保するため、平成 18 年度から県民税の特例として森林環境税を導入している。

<管理・運営方針>

- ・ 徴収した税は「森林環境保全基金」に積み立て他の財源とは区別している。
- ・ 基金の適正な運用を図るため、第三者機関である「大分県森林づくり委員会」を設置し、事業の審査や成果の検証等を実施する。

(ii) 大分県森林環境保全基金

森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例（平成十七年大分県条例第十二号）第一条に規定する森林環境を保全し、及び森林をすべての県民で守り育てる意識を醸成するための施策を推進するため設置された基金であり、森林環境税を積み立てて組成されている。

（令和 5 年度末残高 205,138 千円）

令和 5 年度に活用された事業とその決算額（大分県森林環境税）

部局名	課名	事業名	決算額（千円）
Ⅰ 県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり			
農林水産部	森林整備室	災害に強い森林づくり推進事業	29,063
		環境林整備事業	64
	森との共生推進室	鳥獣被害総合対策事業	81,044
	漁業管理課	森と海をつなぐ環境保全推進事業	97
生活環境部	循環社会推進課	森と海をつなぐ環境保全推進事業	2,686
土木建築部	道路保全課	安全・安心な道路環境創出事業	30,000
Ⅱ 森林資源の循環利用による地域活性化			
農林水産部	森林整備室	再造林促進事業	117,900
	林産振興室	優良竹林化・利活用推進事業	3,507
		特用林産物生産振興事業	133
Ⅲ 森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組			

土木建築部	都市・まちづくり推進課	魅力ある景観づくり推進事業	4,961
	道路保全課	おもてなしの道路環境整備事業	10,000
農林水産部	森との共生推進室	みんなで支える森林づくり推進事業	14,028
		森林・林業教育促進事業	14,811
	全国豊かな海づくり大会推進室	森・川・海つながり実感！プロジェクト	1,240
教育委員会	社会教育課	森の子学校体験活動推進事業	5,134
		森林環境学習促進事業	3,508
	特別支援教育課	特別支援教育振興事業	2,591
	高校教育課	農山漁村を牽引する担い手確保・育成事業	1,477
生活環境部	環境政策課	未来の環境を守る人づくり事業	2,442
	自然保護推進室	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク施設整備事業	1,202
合 計			325,889

(2) 産業廃棄物税

① 大分県産業廃棄物税

循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物税を課している。

② 大分県産業廃棄物税基金

産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るため、設置された基金であり、産業廃棄物税を積み立てて組成されている。
（令和5年度末残高 761,345 千円）

令和5年度に活用された事業とその決算額（産業廃棄物税）

部局名	課名	事業名	決算額（千円）
総務部	税務課	産廃税徴収コスト	20,645
生活環境部	生活環境企画課	衛生環境研究センター検査機器整備事業	3,850
		衛生環境研究センター諸費	1,025

	うつくし作戦推進課	おおいたうつくし作戦推進事業	10,435
		未来の環境を守る人づくり事業	6,988
		環境保全対策費	1,686
		地域気候変動対策推進事業	3,962
		プラスチックごみ削減推進事業	17,525
		おおいたグリーン事業者認証推進事業	6,211
	循環社会推進課	産業廃棄物処理施設等監視指導事業	41,489
		廃棄物不法投棄防止対策事業	72,594
		産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業	19,630
		PCB 廃棄物対策推進事業	4,074
		循環型社会構築加速化事業	9,789
		海岸漂着物地域対策推進事業	20,069
		循環社会推進課分人件費（特殊勤務手当）	310
	環境保全課	大気環境監視推進事業	2,396
商工観光 労働部	工業振興課	ものづくり循環経済促進事業	37,508
		食品産業成長促進事業	2,017
		産業用太陽光発電O&M推進サポート事業	76
	新産業振興室	エネルギー関連産業創出支援事業	5,000
農林水産部	地域農業振興課	安全農業推進事業	2,883
	畜産振興課	BSE 清浄化緊急対策事業	424
	漁業管理課	海洋環境保全型養殖推進事業	1,798
	漁港漁村整備課	漁港適正管理推進事業	5,170
	農村整備計画課	農地諸費	3,087
	農林水産研究指導センター 農業研究部	杉バーク等物理性改善資材投入によるかんしよの品質向上技術の確立	1,147
		堆肥を主体とした指定混合肥料の開発とプラスチック被覆肥料削減技術の確立	2,947
		E C センサを活用した堆肥等有機化合物資材の積極活用肥培管理技術の開発	827
		土地利用型作物の優良種苗生産技術の確立（混合堆肥複合肥料の利用可能性）	750
		ベリーツ（大分6号）の高品質安定生産技術の確立	800
		西日本一の夏秋ピーマン産地を支える抵抗性品種の選抜及び栽培技術の確立	600

		地場食品企業とタイアップした県産麦による地域ブランドの強化に向けた技術開発	1,266
		マーケットニーズに対応した高収益生産技術の確立と新たな花き品目の探索	1,600
	農林水産研究指導センター 畜産研究部	肥育豚への粳米サイレージおよび未利用資源給与技術の確立	1,500
	農林水産研究指導センター 水産研究部	養殖ブリ等内臓等利用技術開発	3,448
		新たな養殖技術開発事業	5,465
		ハモなど食品加工残渣を利用した効率的な操業支援実証実験	1,688
土木建築部	港湾課	公共水域等適正管理推進事業	1,113
		港湾管理費（部枠）	918
	道路保全課	道路施設補修事業	1,000
警察本部	会計課		6,824
合 計			332,534

（３）地域環境保全基金

地域の環境の保全を図るため設置された基金である。大分県では、国から「平成元年度地域環境保全対策費補助金」の交付を受けて、平成２年３月に「大分県地域環境保全基金」を設置している。この基金を活用して、環境の保全に関する知識の普及、地域における環境保全活動に対する支援等に関する事業を実施している。

（令和５年度末残高 132,071 千円）

令和５年度に活用された事業とその決算額（地域環境保全基金）

部局名	課名	事業名	決算額（千円）
生活環境部	うつくし作戦推進課	おおいたうつくし作戦推進事業	3,992
	脱炭素社会推進室	地域気候変動対策推進事業	19,879
	自然保護推進室	生物多様性保全推進事業	578
	私学振興・青少年課	大分県少年の船運航事業	3,376
合 計			27,825

(4) おおいた元気創出基金

大分県の元気を創出し、活力ある大分県づくりを推進するため設置された基金であり、一般会計歳入歳出予算で定められた額が積み立てられている。
(令和5年度末残高 13,445,994千円)

令和5年度に活用された事業とその決算額（おおいた元気創出基金）

部局名	課名	事業名	決算額（千円）
総務部	行政企画課	マイナンバーカード利活用推進事業費	3,599
		キャッシュレス対応推進事業費	31,806
		行政手続電子化推進事業費	21,345
		次世代型情報システム基盤整備事業費	20,976
企画振興部	おおいた創生推進課	ふるさと大分UIJターン推進事業費	149,370
		ネットワーク・コミュニティ推進事業費	52,492
		日田彦山線BRT地域振興支援事業費	64,637
	芸術文化スポーツ振興課	スポーツによる地域の元気づくり事業費	30,914
		ツール・ド・九州推進事業費	65,235
	広報広聴課	おおいたブランド戦略強化事業費	38,549
	交通政策課	生活交通路線支援事業費	12,600
		貨物自動車運送業改善緊急支援事業費	1,666
福祉保健部	福祉保健企画課	地域共生社会構築推進事業費	17,442
	医療政策課	オンライン診療推進事業費	4,239
	高齢者福祉課	介護現場革新推進事業費	13,313
		いきいき高齢者地域活動推進事業費	11,229
	こども未来課	おおいた出会い応援事業費	9,795
		保育環境向上支援事業費	235
		伴走型出産・子育て応援事業費	156,343
生活環境部	うつくし作戦推進課	おおいたうつくし作戦推進事業費	8,078
	自然保護推進室	祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進事業費	4,054
		「山の日」レガシー推進事業費	5,001
	県民生活・男女共同参画課	消費生活安全・安心推進事業費	3,150
	私学振興・青少年課	大分県少年の船運航事業費	14
		私立専修学校魅力発信事業費	1,428

	食品・生活衛生課	「安心はおいしいプラス」認証制度推進事業費	66
	防災対策企画課	防災行動定着促進事業費	11,985
		防災テクノロジー活用推進事業費	7,266
商工観光 労働部	経営創造・金融課	地域牽引企業創出事業費	72,422
		大分発ニュービジネス発掘・育成事業費	29,724
		おおいたスタートアップ支援事業費	76,896
	工業振興課	エネルギー関連産業成長促進事業費	4,536
		東九州メディカルバレー構想拠点連携促進事業費	7,211
		デジタルものづくり推進事業費	2,961
		グリーン・コンビナートおおいた創出事業費	35,824
	D X 推進課	おおいたD X 推進事業費	18,972
		おおいたD X 共創促進事業費	66,906
	先端技術挑戦課	スペースポート推進事業費	20,962
		アバター戦略推進加速化事業費	27,122
		次世代モビリティサービス活用促進事業費	19,537
	観光政策課	国内誘客総合推進事業費	222,811
		デスティネーションキャンペーン推進事業費	30,070
		インバウンド推進事業費	104,589
		ツーリズム推進基盤強化事業費	5,999
		宇目地域ブランディング事業費	3,422
		西部地域そとあそびスポット周遊促進事業費	4,965
		食観光魅力発信事業費	4,411
		サステナブル・ガストロノミー推進事業費	5,456
		観光農業連携地域活性化事業費	4,900
		個人客向け体験型滞在観光促進事業費	5,233
		宿泊業経営力強化加速化事業費	24,097
農林水産部	おおいたブランド推進課	短期集中県域支援品目販売戦略推進事業費	9,050
	園芸振興課	花き経営安定化対策事業費	1,427
		おおいた園芸産地づくり支援事業費	268,156
		短期集中県域支援品目生産拡大推進事業費	5,384
	畜産振興課	おおいた和牛流通促進対策事業費	18,861
	林務管理課	しいたけ増産体制整備総合対策事業費	33,842
	森林保全課	早生樹等苗木増産支援事業費	4,995

	漁業管理課	県産水産物流通拡大推進事業費	2, 726
		全国豊かな海づくり大会開催準備事業費	57, 420
土木建築部	道路保全課	おもてなしの道路等環境整備事業費	95, 999
	公園・生活排水課	ハーモニーパーク環境整備事業費	39, 999
教育委員会	教育改革・企画課	新時代の学びを支える I C T活用推進事業費	3
	教育人事課	教員業務サポートスタッフ等派遣事業費	110, 769
	教育財務課	スクールバス整備事業費	104, 940
	義務教育課	未来を創る学力向上支援事業費	66, 951
		未来を創る G I G A スクール推進事業費	2, 760
	高校教育課	語学指導外国青年招致事業費	112, 127
	社会教育課	子ども科学体験推進事業費	38, 764
	文化課	活かして守る大分の文化財保護推進事業費	2, 476
	体育保健課	学校・スポーツ活動感染対策事業費	1, 632
合 計			2, 524, 134

第3 包括外部監査の結果

【福祉保健部】

NO.	事業名	課・室
1	老人クラブ助成事業	高齢者福祉課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	地域での社会奉仕活動や見守り活動、健康増進事業を行っている老人クラブは地域の高齢者福祉の増進の一役を担っており、その活動の一部を助成することは、高齢者の豊かな暮らしの実現および地域社会の発展に寄与するものである。 なお、老人福祉法第13条第2項において、県（地方公共団体）は、老人クラブに対して適当な援助をするように努めなければならないと定められている。
事業の目的	高齢者が生きがいを持ち、安心して生活できる地域づくりを推進するため、老人クラブが行う高齢者の活動に対して助成する。

(2) 事業の内容

事業の内容
単位老人クラブが行う高齢者の社会参加活動や生きがいづくり等の各種活動の経費を一部助成する。 (事業例) 清掃活動等の社会奉仕活動や教養講座の開催及び健康増進事業等の実施に必要な経費

2. 事業実施期間

昭和61年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

経常的経費のため、設定なし。

4. 概要の補足説明

- ・老人クラブ：地域（同一小地域）を基盤とする高齢者の自主的な組織。
会員は原則60歳以上の者。
1クラブあたりおおよそ30人以上で構成される。
（例外規定あり）

- ・大分県内の老人クラブ数：1,191クラブ（※）

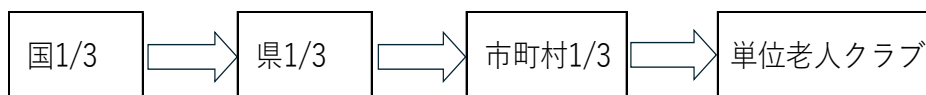
- ・大分県内の老人クラブ会員数：42,203人（※）

※大分市を含む。R6.3.31現在

＜老人クラブの運営について＞

運営にあたっては、老人クラブごとに会則や内規を定め、年度ごとに総会などで会員とともに活動計画や予算を決定し、終了後には活動報告・決算を行っている。主な活動財源は会員から徴収している会費である。

＜補助金の流れ＞



5. 予算・決算額

- (1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

- (2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	26,640	25,176	23,856
決 算 額	25,968	24,288	23,112
一般財源	12,984	12,144	11,556
国 庫	12,984	12,144	11,556

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
在宅福祉事業費補助金	1/2

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補 助 金	25,968	24,288	23,112
計	25,968	24,288	23,112

6. 監査結果

指摘1-1	老人クラブのあり方、担い手の確保について
勸奨事項	老人クラブの活動は高齢者の生きがいを目的として行われている。その中で、清掃ボランティアや観光名所での草刈り作業、公民館の花壇への花植え等の社会奉仕活動を行っており、地域の住みよい環境づくりに大きな役割を果たしている。 しかし、将来的には人口減少や高齢者の労働者増加により、老人クラブとして活動するための人員不足が見込まれている。そのような老人クラブの会員減少に対し、行政としてどのように支援していくのか検討していく必要がある。

【生活環境部】

N0.	事業名	課・室
2	地域気候変動対策推進事業	環境政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を認識、実行し、連携して CO ₂ などの温室効果ガスの排出抑制対策である緩和策を強化していくとともに、気候変動に対応する適応策を充実させていくことが必要。
事業の目的	2050 年 CO ₂ 排出実質ゼロに向け、家庭・業務・運輸部門における排出削減による温暖化緩和の取組（緩和策）を推進するとともに、気候変動による影響に備えるための取組（適応策）について、普及・啓発や研究機関等と連携した分析を行う。

(2) 事業の内容

事業の内容
① 緩和策の推進 - 家庭・業務・運輸部門における CO₂削減対策 - J-クレジット制度の推進 ② 再生可能エネルギーの導入促進 - 県内における再エネ促進区域の県基準検討に係る調査を実施 ③ 適応策の推進 - 地域の気候変動影響予測のための調査の実施、啓発動画の作成

2. 事業実施期間

令和3年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
温室効果ガス排出量 〔千t-CO ₂ 以下〕 (千t-CO ₂)	目 標	41,195	40,018	38,841
	実 績	31,545	29,106	29,473
	達成率	123%	127%	124%
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
環境アプリ登録者数(人)	目 標	5,000	5,000	5,000
	実 績	926	1,805	2,966
	達成率	19%	36%	59%
大分県ノーマイカーウィーク年間モニター事業所登録件数(事業所)	目 標	424	426	428
	実 績	426	439	381
	達成率	100%	103%	89%

4. 概要の補足説明

成果指標「温室効果ガス排出量（千t-CO₂以下）」について、国の統計資料を用いて実績値を算出しているが、統計資料が2年遅れで公表されるため、目標及び実績は、令和3年度が令和元年度、令和4年度が令和2年度、令和5年度が令和3年度のものとなっている。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	42,379	52,755	45,726
決 算 額	35,635	39,369	48,584
一般財源	1,497	9,518	10,784
繰 入 金	24,141	26,109	24,374
国 庫	9,997	3,742	2,791
諸 収 入	0	0	10,635

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
大分県地域環境保全基金繰入金	-

大分県産業廃棄物税基金繰入金	-
気候変動情報収集・分析委託費	10/10
J-クレジット売買代金	-

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	0	308	287
旅 費	106	211	590
需 用 費	402	116	243
役 務 費	0	0	19
委 託 料	32,010	34,174	32,831
使用料及賃借料	32	554	226
備品購入費	0	468	0
負担金補助及交付金	3,085	3,538	3,753
積 立 金	0	0	10,635
計	35,635	39,369	48,584

6. 監査結果

(1) 事業全般

指摘2-1	成果指標について
勸奨事項	地域気候変動対策推進事業の事務事業評価の成果指標として、産業部門（製造業、鉱業等）を含む温室効果ガス排出量（千t-CO ₂ 以下）となっているところであるが、当事業が、家庭・業務・運輸部門における排出削減による温暖化緩和の取組（緩和策）を推進することが主な施策となっていることから、成果指標として全部門の数値よりも、家庭・業務・運輸部門の3部門の数値を設定する方が事業の成果指標として効果的であると考えられる。

《補足》

大分県における温室効果ガス排出量は次のとおり。なお、表中の 2013 年の 3 部門合計の「1,789」は「7,189」の誤りと考えられる。

県内の温室効果ガス排出量

		排出量 [千t-CO ₂]	排出量 [千t-CO ₂]	排出量 [千t-CO ₂]	2025 削減目標 (対2013) ※3	増減率 [%]	
		2013 (H25)	2020 (R2)	2021 (R3)	対2013 年度	対前 年度	
温室効果ガス排出量 ①	※1	37,805	28,484	29,473	—	▲22.0	3.5
二酸化炭素 (CO ₂)		37,183	27,905	28,934	—	▲22.2	3.7
産業部門（製造業、鉱業等）		25,938	19,659	20,962	—	▲19.2	6.6
家庭部門		2,210	1,297	1,076	▲27%	▲51.3	▲17.0
業務その他部門（事務所・ビル、卸小売、病院等）		2,267	1,490	1,427	▲28%	▲37.0	▲4.2
運輸部門（自動車、鉄道等）		2,712	2,136	2,093	▲20%	▲22.8	▲2.0
3部門合計		1,789	4,923	4,597	▲25%	▲36.1	▲6.6
エネルギー転換部門	※2	1,623	998	998	—	▲38.5	0.0
工業プロセス部門（セメント製造等）		2,151	1,977	2,047	—	▲4.9	3.5
廃棄物部門（廃棄物の焼却等）		281	348	331	—	17.7	▲5.0
メタン (CH ₄)		305	298	271	—	▲11.2	▲9.0
一酸化二窒素 (N ₂ O)		258	245	232	—	▲10.1	▲5.3
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	※2	0	1	1	—	—	0.0
パーフルオロカーボン (PFC)		51	35	35	—	▲30.6	0.0
六フッ化硫黄 (SF ₆)		8	0	0	—	▲100.0	—
三フッ化窒素 (NF ₃)		0	0	0	—	—	—
森林吸収量 ②		▲ 2,464	▲ 2,130	▲ 3,262	—	32.4	53.1
温室効果ガス排出量（吸収量考慮①＋②）		35,341	26,354	26,211	—	▲25.8	▲0.5

2021(令和3)年度の大分県内における温室効果ガス排出量【詳細版】より抜粋

一方、事務事業評価に掲げられている地域気候変動対策推進事業の成果指標である温室効果ガス排出量（千t-CO₂以下）は次のとおり。

評価年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
目標値	40,018	38,841	37,664
実績値	29,106	※29,473	—
達成率	127%	124%	—

上記表の※については、事務事業評価の実績値は令和3年度分の集計値となっている。取りまとめに2年のタイムラグがあるため。

事務事業評価に掲げられている数値は、排出量の多くを占めている製造業を

中心とする産業部門（製造業、鉱業等）を含んだものとなっている。本事業による産業部門に影響を及ぼす程度は大きくないことが想定され、家庭・業務・運輸部門の3部門の数値を用いた方が施策と整合する。

（2）個別事項

① 令和5年度J-クレジット制度に関するセミナーに係るWeb配信業務委託業務

J-クレジット制度は、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして国が認証する制度である。認証されたクレジットは購入することができ、低炭素社会実行計画の目標達成や、カーボン・オフセットなど、地球温暖化対策へ貢献するさまざまな用途に活用できる。当業務は本制度の活用促進を目的としたものである。

指摘2-2	決裁の効果について
勸奨事項	令和5年度J-クレジット制度に関するセミナーに係るWeb配信業務委託において、見積書の提出依頼に係る起案書の起案日及び決裁日、施行日、見積業者への依頼書上の見積書提出期限日及び提出された見積書日がすべて同一となっていた。 正式依頼の前に見積業者に見積依頼を行っているのであれば、その時点でも起案決裁を取る方が望ましいと考える。

《補足》

起案書の起案日や決裁日、依頼文書の提出期限日、提出された見積書日が、すべて令和6年1月29日と同一であったことから、担当課に質問を行ったところ、見積書を入手した2者とは事前から概算等で相談をし、正式依頼の前に準備ができていたためタイトな期限設定となったとの説明を受けた。とすれば、起案日前から見積依頼を行っていたことになりかねず、競争性や公平性の確保について外部から判断することが難しくなる。本来は提出期限日に余裕をもたせて起案決裁を経て見積依頼を行うのが適切な対応ではなかろうか。

なお、起案書にある積算書の金額と、1業者の見積書の金額は一致しており、もう1業者の見積書との金額と大きく乖離していた。このような場合、金額の妥当性を検証できない可能性もあることから、今後同様の事業が行われる場合は、

見積業者を増やす、あるいは別の業者の見積徴収を検討することが望ましい。

② うちエコ診断推進業務

うちエコ診断推進業務とは、環境省の「家庭エコ診断制度」により、受診される家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、専用ソフトを用いて、地域の気候や家庭のライフスタイルに合わせて省エネや二酸化炭素排出量削減の対策を提案する事業であり、委託により事業が実施されている。具体的には、うちエコ診断の広報等普及啓発、受診者の募集・受付、診断を実施する「うちエコ診断士」及び受診者との連絡調整、診断後のフォローアップ等が実施されている。

指摘 2-3	概算払いの理由書について
勸奨事項	委託料が県から委託先に概算払いされており、概算払いの理由書には「委託先が零細事業者であるため、潤沢な資金を有している訳ではなく」といったコメントがあるが、資金状況を確認できる証跡、資料が存在しなかった。今後は根拠資料を入手するか、そのような記載を行わないことが望ましい。

《補足》

なお、担当課によると、過去定款により資本金 300 万円、計画書により 2 名体制であることを確認しており、電話にて体制に変更がない旨を確認することで零細事業者と判断したという。

③ 家庭等向け CO₂ 削減推進事業委託

地球温暖化防止推進大会の実施等により、家庭等での CO₂ 排出量の削減並びにその啓発、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策地域協議会の研修会を実施することにより、レベルアップや人材育成を図り地球温暖化防止活動を推進することを目的として業務が行われている。業務内容は次のとおり。

(業務内容)

- 1 地球温暖化防止推進大会の実施
- 2 本県特有の温室効果ガス排出に関する調査・分析等

- 3 地球温暖化防止活動学生推進員への活動支援
- 4 地球温暖化防止活動推進員研修の実施

当委託業務は大分県地球温暖化防止推進センターとして県の指定を受けた者との契約が必要であるとして、本県唯一の指定法人を相手方として随意契約を交わして事業が実施されている。

指摘 2-4	外郭団体の判定について
勸奨事項	事業を委託している先が本県の外郭団体に該当するかどうかを検討し、検討過程を文書化する必要がある。

《補足》

大分県公社等外郭団体に関する指導指針の団体の定義には次のような定めがある。

○公社等外郭団体指導指針

第2 団体の定義

本指針において「外郭団体」とは、次に掲げる「指定団体」及び「その他の出資等団体」をいう。

- 1 指定団体 県の事務と密接な関係を有する事業を行う団体で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - (1) 基本財産、資本金等に県が出資又は出えん（以下、「出資等」という。）を行っており、その比率が25%以上の団体。ただし、地方独立行政法人及び専ら国等が指導を行う団体を除く。
 - (2) 県の補助金、交付金等の額又は委託料の額が、継続的に（注）団体の財政規模の50%以上である団体
 - (3) 県職員を業務援助のため継続的に派遣している団体
 - (4) その他特に指導監督する必要がある団体
- （※「継続的」とは、3年以上連続しており、将来も同様の状態であることが予測されるなど、恒常的である状態をいう。）

一般公開されている委託先の財政状態や経営成績は次のとおり。

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	9,762	13,426	14,644
うち受取行政助成金	7,180	12,056	12,421
資産合計	4,940	5,183	5,092

一般公開されている委託先の事業報告書（抜粋）は次のとおり。

単位：千円

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家庭等向けCO ₂ 削減推進事業委託	3,888	8,218	9,744
エコアクション 21 普及促進事業委託	-	2,246	2,677
太陽光発電 3 R 地域サポート体制構築事業	2,106	-	-

令和3年度から5年度まで3年連続して、県の委託料が財政規模の50%を超えている状況に見える。同事業を含む県からの委託料等が一定程度継続する見込みがあれば、現状の指針に沿って指定団体として取り扱われることになる。

なお、本委託業務は委託先では、公開された資料では受取助成金等として処理されているようであるが、正確には事業収益（受託収益）である。委託は請負業（収益事業）となり、法人税や消費税の納税にも影響を及ぼす可能性も考えられる。担当課は、委託先が委託費を何の費目で処理し、納税をどのようにしているかまでは確認していないと説明しているが、外郭団体となる可能性が見込まれるのであれば、委託先の処理や納税状況は今後適切に把握するように努められたい。

④ 環境啓発動画「2100年“大分の”未来の姿」制作委託業務

気候変動適応法の規定により、本県における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う拠点として、「大分県気候変動適応センター」が設置されている。委託業務は、同センターが実施する小学校での出前授業で活用することにより、小学生が気候変動の影響を深め、気候変動に対する危機感を持ち、適応

策を実施することを図ろうとする取組である。

指摘 2-5	委託制作動画の閲覧について
勸奨事項	環境啓発動画「2100 年大分の未来の姿」を学校現場のみならず、家庭や小学生以外にも積極的に活用（閲覧）されることにより、実施した事業の効率性がさらに高まることが期待される。

《補足》

ターゲットは気候変動に対してまだ興味関心が低い小学生（高学年）を対象としたもの（仕様書）であるが、現在動画は YouTube にも公開されており、誰でも閲覧可能な状況となっている。なお、再生回数は、令和 6 年 10 月 4 日午後に確認した時点で 199 回である。

【生活環境部】

N0.	事業名	課・室
3	おおいたうつくし作戦推進事業	環境政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	広範囲にわたる環境問題に県民総参加で取り組むため、平成 15 年度にスタートした「ごみゼロおおいた作戦」のステップアップが必要。
事業の目的	美しい自然と快適な地域環境を将来の世代へ継承するため、「まち・ひと・なかも」づくりをテーマに「おおいたうつくし作戦」を展開する。

(2) 事業の内容

事業の内容
① おおいたうつくし作戦の推進 ・ おおいたうつくし推進隊による地域活性化のための活動を支援 ・ おおいたうつくし作戦をけん引する新たな団体の活動基盤づくり等への補助（なかもづくり事業） ・ 福岡・大分デスティネーションキャンペーンの機運醸成につながるうつくし推進隊の取組を支援 ② 環境保全活動の普及・啓発 ・ 県民実行型の環境イベント「おおいたうつくし感謝祭」の開催 ③ おおいたうつくし作戦県民会議 ・ 県民の声を反映させた県民総参加の環境施策を推進するための会議を開催

2. 事業実施期間

平成 28 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
県民一斉おおいたうつくし大行動参加者数（人）	目 標	389,000	394,000	399,000
	実 績	255,122	369,644	362,764
	達成率	65.6%	93.8%	90.9%
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
おおいたうつくし感謝祭 出展ブース数（枠）	目 標	15	15	15
	実 績	23	26	24
	達成率	153.3%	173.3%	160%
なかまづくり事業実施 団体数（団体）	目 標	5	5	5
	実 績	5	4	2
	達成率	100%	80%	40%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	18,581	14,216	31,563
決 算 額	17,008	10,839	22,683
一般財源	2,963	0	0
繰 入 金	12,804	10,839	22,683
国 庫	1,241	0	0

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
大分県産業廃棄物税基金繰入金	－
大分県地域環境保全基金繰入金	－
おおいた元気創出基金繰入金	－
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	10/10

(4) 決算額の主な内訳

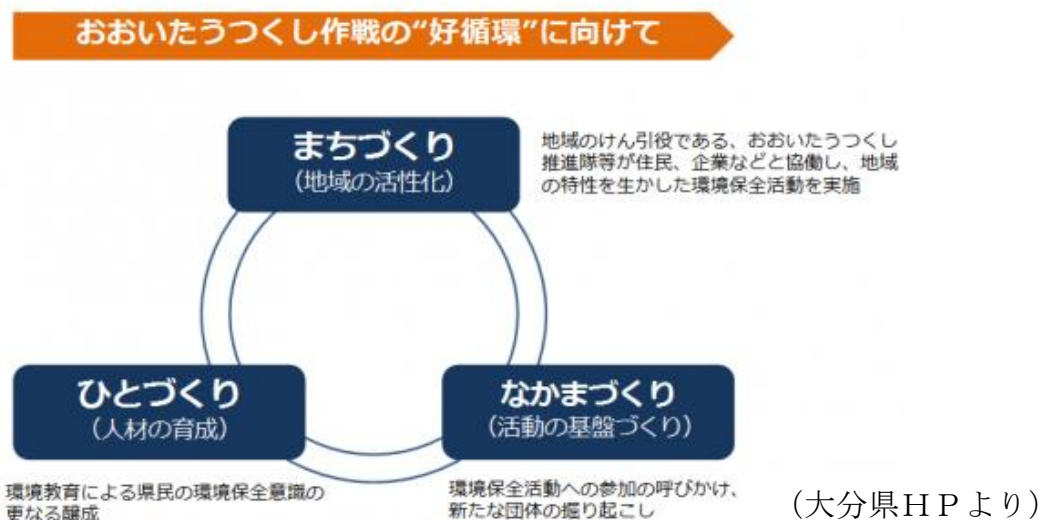
単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報酬	0	0	901
職員手当	0	0	57
共済費	0	0	143
報償費	860	648	593
旅費	490	510	263
需用費	3,078	1,792	2,023
役務費	130	202	0
委託料	11,645	6,849	14,721
使用料及賃借料	486	472	554
負担金補助及交付金	319	366	3,428
計	17,008	10,839	22,683

6. 監査結果

当該事業は、「おおいたうつくし作戦」を推進していくための事業である。「おおいたうつくし作戦」とは、大分県の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、身近な環境保全活動から地域活性化につながる活動まで、環境分野全般に関わる取組を言う。県民と一緒に幅広く展開する県民運動として、平成28年度から実施されている。

この「おおいたうつくし作戦」は、まちづくり・ひとづくり・なかまづくりの3つのアクションを柱とし、これらアクションの好循環により、県民の環境意識の更なる醸成と持続可能な活動基盤づくりを目指すこととしている。



当該事業は上記 3 つの柱のうち、主に「まちづくり」事業として環境保全活動を行う団体に対する活動支援、「なかまづくり」事業として新たに環境保全活動を始めた団体に対する活動の基盤づくりのための支援を実施している。

指摘 3-1	おおいたうつくし推進隊の活動支援について
勸奨事項	おおいたうつくし推進隊の活性化につながる方策を検討していただきたい。

《補足》

当該事業では、大分県の恵み豊かな自然環境を将来の世代に継承するため、地域住民と協働して環境保全活動や地域活性化につながる活動に継続的に取り組み、「おおいたうつくし作戦」のけん引役となる団体を「おおいたうつくし推進隊」に任命し、県は推進隊が行う環境美化活動等に対する経費の補助を行っている。令和 6 年度 9 月時点で 256 団体、24,102 人が登録されている。

県民が主体となって環境保全活動を推進していく取組として有意義な事業ではあるが、一方で近年は実施団体や実施地域に偏りが見られたり、若い世代が中心となっている登録団体は上記 256 団体のうち 34 団体と少なく、高齢化が進み活動が停滞している等の課題も見受けられるとのことであった。

特に、推進隊の高齢化が進めば将来的には活動の維持が出来なくなるおそれがある。今後は従来の普及啓発活動に加え、若者がよく利用する SNS 等の媒体での普及啓発を今まで以上に強化するなど、より若年層を意識した普及啓発の方策を検討していただきたい。

また、アンケート等で活動実態を把握し、資金補助以外にどのようなニーズがあるのか、活動実績を上げるために県として他にできないことがないか等も一度検討していただきたい。さらに、現時点で県としては推進隊の活動を資金面で支援しているが、将来的にはファンドレイジング等を用いて支援隊が自立的に活動資金を獲得できるようにするための支援ができないか等の検討もしていただきたい。

指摘 3-2	D C キャンペーン事業の効果の測定について
勸奨事項	当該事業のみの効果の測定は困難であることは理解できるが、何らかの成果指標がなければ事業の評価ができないため、成果指標の設定を検討していただきたい。

《補足》

当該事業は、令和6年4月から6月にかけてJ R九州が行った大型観光キャンペーンである「福岡・大分デスティネーションキャンペーン（D C）」の準備のため、令和5年度に実施された事業である。具体的には、当キャンペーンにより県内を訪れる観光客をもてなすため、大分駅を中心とした県内各駅、観光地等の美化事業や清掃事業等である。

従って、本来ならば成果指標としては観光客の増加数等が適当と考えられるが、観光客の増加には他の要因も考慮する必要があるため、なかなか当該事業のみの効果を図る成果指標を見出しづらいのが現状のようである。

しかし、何らかの成果指標がなければ当該事業の効率性や支出の妥当性を事後的に評価することが出来ないことも事実である。今後同様の事業を実施する場合は、例えば、過去のD Cの時の美化活動や清掃活動の参加者数や活動回数あるいは補助実績等を基にして、何らかの成果指標を設定できないか検討していただきたい。

指摘 3-3	おおいたうつくし感謝祭について
勸奨事項	感謝祭だけでは関心が一時的なものに留まる可能性がある。県民が享受できるメリットを増やす方策がないか検討していただきたい。

《補足》

当該事業では、県民が環境について楽しみながら学び考えるイベントとして、また、環境保全団体や環境関連企業が一堂に会し、交流することで情報交換や新たなつながりを創出する場として「おおいたうつくし感謝祭」というイベントを年1回実施している。来訪者数も年々増加しておりファミリー層を中心に比較的若い世代の関心の掘り起こしに貢献していることは理解できるが、年に1度の開催では県民の関心が一時的なもので終わってしまうことが懸念される。

例えば、県民が日常生活の中においてエコな選択（マイカーをやめて公共交通機関を使った通勤など）をすれば、何らかの補助を受けられるような施策は検討できないだろうか。あくまでも一例であるが、県民が普段の生活の中で常に環境保全に関心を持ち続けられるような施策がないか検討していただきたいところである。

【生活環境部】

N0.	事業名	課・室
4	おおいたグリーン事業者認証推進事業	環境政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	地球温暖化対策や資源循環を推進するには、事業者による自発的な環境負荷の低減に向けた取組を後押しするとともに、好事例の横展開を図ることが必要。
事業の目的	県内事業者の事業活動における環境負荷を低減するため、脱炭素やプラスチック削減に取り組む事業者を認証することにより、その取組の拡大を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
① 制度運営 ・ ロゴマークの制作やCMの放映などによる制度の広報 ② 認証事業者に対する補助金 ・ 認証事業者が行う環境負荷低減に資する取組を支援

2. 事業実施期間

令和5年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
おおいたグリーン事業者 認証数（事業者）	目 標	－	－	70
	実 績	－	－	75
	達成率	－	－	107%

環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
商工団体等向け認証制度 説明回数 (回)	目 標	-	-	10
	実 績	-	-	12
	達成率	-	-	120%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	-	-	24,449
決 算 額	-	-	6,211
繰 入 金	-	-	6,211

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
大分県産業廃棄物税基金繰入金	-

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	-	-	125
需 用 費	-	-	9
委 託 料	-	-	5,831
負担金補助及交付金	-	-	246
計			6,211

6. 監査結果

(1) おおいたグリーン事業者認証制度に係る事項（委託を除く）

大手企業等がサプライチェーンに求める環境基準として選ばれる「エコアクション 21（国制度）」の県内登録者数を増やしたいところ、小規模な事業者等が取り組むには費用面や手続にハードルがあった。令和5年度の予算検討にて、エコアクション 21 へのステップアップを目指し、大分県独自の認証制度の創設が考案されたという。

指摘 4-1		おおいたグリーン事業者認証制度の周知について
勸奨事項		おおいたグリーン事業者認証制度を広げる方法の1つとして、全体的な周知を図るのみならず、企業の業種別や規模別に特有の事項等を整理し、認証企業の実績を加味しながら高い効果が期待できるポイントについて、同業者団体に働きかけを行うといった工夫を行うとよいのではないかと考えられる。

《補足》

令和5年度及び6年度のおおいたグリーン事業者認証制度の加入状況は次のとおりである。

おおいたグリーン事業者認証制度の受付数及び認証数

	～9/29		10/1～12/15		12/16～4/1		合計	
	受付数	認証数	受付数	認証数	受付数	認証数	受付数	認証数
脱炭素部門	34	34	18	18	6	6	58	58
脱プラスチック部門	14	13	9	10	1	1	24	24

おおいたグリーン事業者認証制度の受付数及び認証数

認証年度	令和5年度		令和6年度				合計	
認証月	10月・2月		4月		6月			
	受付数	認証数	受付数	認証数	受付数	認証数	受付数	認証数
脱炭素部門	52	52	6	6	10	10	68	68
脱プラスチック部門	23	23	1	1	0	0	24	24
合計	75	75	7	7	10	10	92	92

当事業は部門ごと（脱炭素、脱プラスチック部門）に実施要領が定められ、認証が行われていることから、業種との関連性を整理しやすい状況にある。認証企業に対しては、制度の周知についてどの媒体、チャンネルが効果的であるかを図るため、応募動機やきっかけをアンケートなどにより収集しておくこともよいと考えられる。

指摘 4-2	認証資格のあり方について
勸奨事項	認証資格に県税の滞納がないことが定められているが、根拠法令などは確認できなかった。滞納者の中には悪質なケースのみならず、経営上やむを得ず滞納した者が存在すると仮定すれば、認証資格に滞納者を含めてもよいのではないかと考えられる。要綱の見直しを検討されたい。

《補足》

おおいたグリーン事業者認証制度実施要綱に定める認証資格は次のとおりである。

○おおいたグリーン事業者認証制度実施要綱 （認証資格） 第2条 知事は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業者（以下「申請者」という。）に対して認証を行う。 （1） 県内に事業所等を有する法人、団体、又は個人事業主（国及び地方公共団体を除く）であること。 （2） <u>県税の滞納がない</u>こと。 （3） 申請者又はその代表者・役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 （4） 業務上許認可等が必要となる業種にあつては、その許認可等を受けていること。
--

認証制度の活用が光熱費や廃棄物の削減、資源の利活用、企業の認知度向上につながるメリットがあると担当課が認識しているのであれば、滞納者の財務内容や経営状況を好転する施策の1つとして利用してもらうこともよいのではないかな。

なお、滞納者と延滞のない者との公平性を勘案すると、例えば認証企業の特典として利用できる補助金制度を活用する段階で補助対象者の資格に県税の滞納がないことを明記する対応を行うことが考えられる。

(2)「おおいたグリーン事業者認証制度」ロゴマーク等作成委託及び「おおいたグリーン事業者認証制度」に係る啓発テレビスポット制作等

上記2つの業務は企画提案競技を経て委託により事業が実施されている。

指摘 4-3	審査の同時性について
勸奨事項	提案競技審査委員会が実施される場合、審査結果がすべて集計されるまで各委員に他の審査委員の内容が伝えられないことを保証する措置を講じておく必要がある。

《補足》

提案競技を行う場合、審査委員全員が現地で採点を行い、審査結果がすべての審査委員にその場で同時に通知される場合には問題となりにくいですが、オンライン開催や、採点や結果通知が後日に行われるような場合、採点が不当に操作されるリスクを排除する仕組みを整備しておかなければ、採点の適切性や公平性に疑念を持たれる可能性がある。

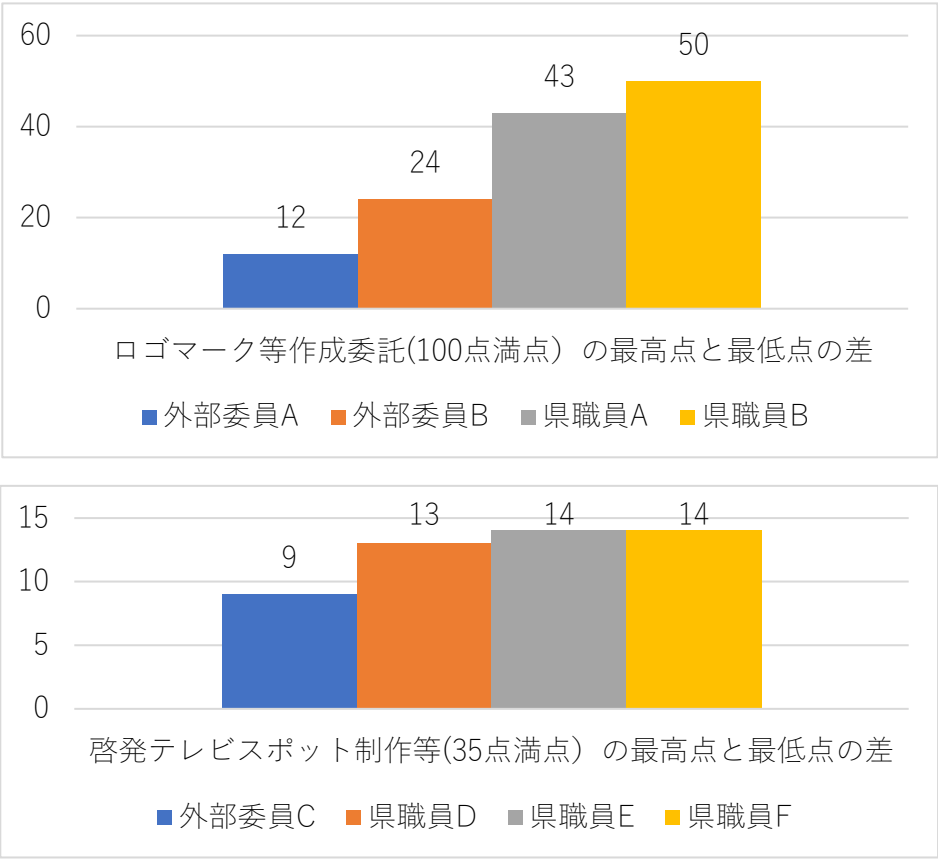
「おおいたグリーン事業者認証制度」ロゴマーク等作成委託に係る提案競技審査委員会設置要項、「おおいたグリーン事業者認証制度」に係る啓発テレビスポット制作等提案競技審査委員会設置要項等の資料を閲覧したが、前述のリスクに対応した証跡が確認できなかった。

令和5年度においては、ロゴマーク等作成委託の審査委員は、大学教員1名、民間企業経営者1名、県職員2名（うち担当部2名）が選任され、啓発テレビスポット制作等の審査委員は大学教員1名、県職員3名（うち担当部2名）となっている。いずれも県職員が審査委員会の半数以上を占めていた。

審査委員から採点表（審査結果）を同時に入手できない場合、審査の透明性や適切性を確保するため、例えば外部委員の採点表が提出される前に県職員からの採点表を求め担当部以外の者により審査結果が保管されること、すべての審査委員からのメール履歴、提出日時を記録・保管するといった措置を講じるようなルール付けを行うことが考えられる。

なお、今回行われた2つの提案業務は審査委員の合計点が企画提案点とされ

ている。次のグラフは各審査委員が付けた最高点と最低点を示している。採点者の評価や配点が異なることは当然であり不可避免的なものではあるが、結果的として1人の採点者の採点結果に与える影響が、外部委員よりも県職員の方がかなり大きくなっている状況である。採点の水準についても検討する余地はあるといえる。



指摘 4-4		契約のあり方について
勸奨事項	ロゴマーク等作成業務委託で作成されたロゴマークが啓発テレビスポット制作等の業務で利用されることになっていたが、2つの委託業務が同時並行的に実施されており、スケジュールがタイトな状況となっていた。	
	1つの委託業務がもう1つの委託業務に大きく影響を及ぼす場合には、事業者のスケジュールを勘案しそれぞれの契約期間に余裕を持たせることが望ましい。同時並行して行う必要があれば、個別の契約ではなく、両者の契約を一体として実施する合理性や効率性を検討するよう努めたい。	

《補足》

委託契約書によると委託期間は次のとおりとなっている。

	委託期間
① ロゴマーク等作成委託	令和5年8月4日～令和5年9月29日
② 啓発テレビスポット制作等	令和5年8月4日～令和5年10月31日

ロゴマーク等作成委託の仕様書を見ると、メディアで使用するロゴマークのデザインデータの納入期限は令和5年8月16日の納期となっており、啓発テレビスポット制作等の仕様書によると、テレビスポットの放映期間は令和5年8月22日からとされていた。デザイン納入からテレビ放映までの日程が十分とまではいえない。また、これらの企画提案競技について多くの業者が両方の委託業務にも参加している状況となっている（次表）。

○は提案競技参加、—は不参加

	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社
① ロゴマーク等作成委託	○	○	○	○	○	—	—	○
② 啓発テレビスポット制作等	○	○	○	○	○	○	○	—

なお、啓発テレビスポット制作等の審査結果一覧表について、合計点に誤った点数が記載されていたものが複数見受けられた。今回は採択・不採択の結果に影響を及ぼすものではなかったが、集計においてはダブルチェックを行うよう改善する必要がある。

【生活環境部】

NO	事業名	課・室
5	未来の環境を守る人づくり事業	環境政策課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	県民一人ひとりが自らの問題として環境に関心を持ち、環境保全活動について自ら考え、主体的に行動することが必要であり、それらの担い手を育成する必要がある。
事業の目的	次代を担う子どもたちへ体験的な環境教育を実施することで、環境意識が高く、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成し、おおいとうつくし作戦によるひとづくり（人材の育成）の強化を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
① 大人向け環境教育の推進 ・ 環境教育アドバイザー、サポーターの派遣 ② 幼児向け環境教育の推進 ・ 幼児向け環境劇の実施 ③ 子ども向け環境教育の推進 ・ 子どもを対象とした自然体験活動等の実施

2. 事業実施期間

平成 23 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
環境教育参加者数（人）	目 標	10,000	10,000	10,000
	実 績	7,630	9,226	12,955
	達成率	76%	92%	130%

環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児向け環境劇公演回数 (回)	目 標	25	25	25
	実 績	24	29	38
	達成率	96%	116%	152%
環境教育アドバイザー 派遣回数 (回)	目 標	170	170	170
	実 績	114	153	187
	達成率	67%	90%	110%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	16,267	15,877	18,248
決 算 額	13,157	14,800	15,718
繰 入 金	10,109	11,500	14,222
寄 附 金	3,048	3,300	1,496

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
大分県地域環境保全基金繰入金	－
大分県産業廃棄物税基金繰入金	－
大分県森林環境保全基金繰入金	－
寄附金（大分県地域環境保全基金への寄附）	－

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

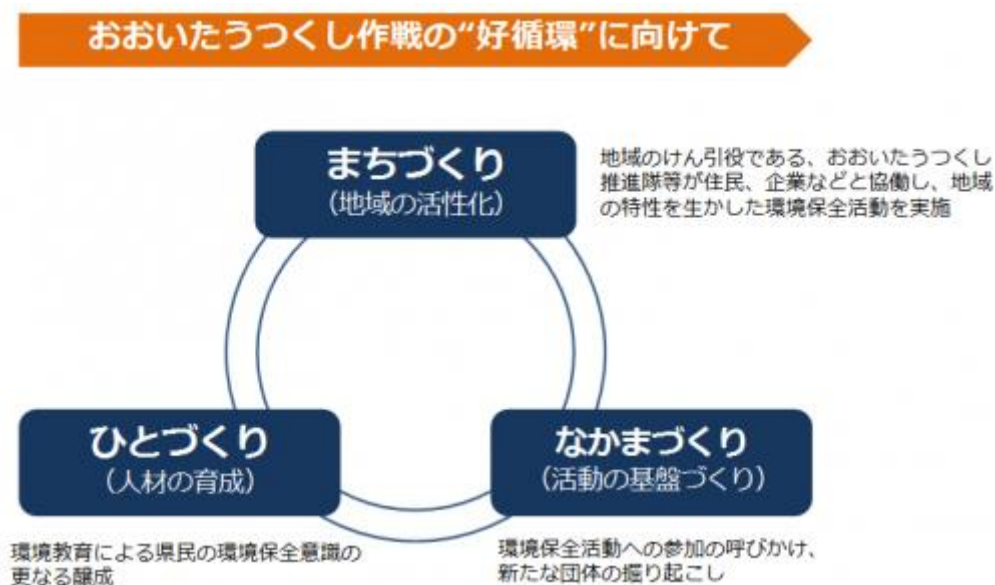
主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	2,354	3,553	5,303
旅 費	349	537	532
需 用 費	3	1	0

役 務 費	73	95	123
委 託 料	7,328	7,541	8,185
使用料及賃借料	102	31	79
積 立 金	2,948	3,042	1,496
計	13,157	14,800	15,718

6. 監査結果

当該事業は、「おおいたうつくし作戦」を推進していくための事業である。「おおいたうつくし作戦」とは、大分県の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、身近な環境保全活動から地域活性化につながる活動まで、環境分野全般に関わる取組を言う。「おおいたうつくし作戦」は、県民と一緒に幅広く展開する県民運動として、平成28年度から実施されている。

この「おおいたうつくし作戦」は、まちづくり・ひとづくり・なかまづくりの3つのアクションを柱とし、これらアクションの好循環により、県民の環境意識の更なる醸成と持続可能な活動基盤づくりを目指すこととしている。



(大分県HPより)

当該事業は上記3つの柱のうち、主に「ひとづくり」事業として、幼児向けに環境劇の実施（幼児向け環境劇巡回公演事業）、小学生等の児童向けに実体験を伴う環境学習（おおいたこども探検団事業）、大人向けに環境教育アドバイザーによる講習会、自然観察会等（環境アドバイザー派遣事業）を実施している。

指摘 5-1	環境劇以外の幼児向け環境学習コンテンツについて
勸奨事項	環境劇以外にもより手軽に環境学習ができる幼児向けのコンテンツがないか検討していただきたい。

《補足》

幼児向けの事業として、幼稚園等に赴き環境劇を実施している（幼児向け環境劇巡回公演事業）。環境劇自体は開催を希望する幼稚園等も多く、アンケートの結果を見ても高い評価を得ていることが窺える。しかしながら、幼稚園等の現場に直接赴き劇を開催するというスタイルであるため、おのずと公演回数には限度があり、すべての公演要望には応えられないのが現状のようであった。

楽しみながら環境問題へ関心を持ってもらう機会として環境劇は評価できるが、より多くの幼児に環境問題への関心を持ってもらう機会を提供するために、例えば動画等、より手軽に環境問題について学べるコンテンツを開発できないか検討していただきたい。また、幼稚園等が独自に実施する環境学習に対して、経費補助等で支援が出来ればさらに学習する機会も増加すると考えられるため、そのような支援も出来ないかも合わせて検討していただきたい。

指摘 5-2	環境教育アドバイザーの高齢化に対する対応について
勸奨事項	環境教育アドバイザーの派遣回数が年々増加傾向にある中、環境教育アドバイザーの高齢化が進んでいるため、若い世代に環境教育アドバイザーになってもらえるような方策を検討していただきたい。

《補足》

当該事業では、県内の学校、企業、地域などで実施される環境問題に関する講演会や自然観察会に講師として環境教育アドバイザーを派遣している。令和5年度時点で環境教育アドバイザーは81人、年間派遣回数は187回、講演会等の年間受講者数は9,363人であり、派遣回数は年々増加傾向にあるということであった。

環境教育アドバイザーの役割がますます重要になる一方で、その高齢化も進んできているということであった。従って、環境教育アドバイザーの活動を将来的にも維持していくためには、若い世代の取り込みが必要になってくると考え

られる。今後は従来の普及啓発活動に加え、若者がよく利用するSNS等での普及啓発を今まで以上に強化するなど、より若年層を意識した普及啓発の方策を検討していただきたい。

【生活環境部】

N0.	事業名	課・室
6	国立公園等施設整備事業	自然保護推進室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	園地、休憩所、駐車場、登山道等の施設・設備の老朽化等により登山者や観光客等の安全性・利便性の確保や、利用者が快適に自然とふれあえる機会の確保が不十分である。
事業の目的	本県の魅力ある自然環境の保全やインバウンドの拡大などを図るため、国立公園満喫プロジェクトのモデル地域に選定された阿蘇くじゅう国立公園等内の県有施設を計画的に整備するもの。

(2) 事業の内容

事業の内容
① 国立公園満喫プロジェクトによる整備 〔市有施設整備補助〕 ・ 志高湖野営場事業（野営場整備等）（別府市） 〔県有施設整備〕 ・ 牧ノ戸登山口東屋設置及び看板集約 ・ 牧ノ戸トイレポンプ設備改修 ② 瀬戸内海国立公園内の整備 〔市有施設整備補助〕 ・ 高島園地事業（野営場整備等）（大分市）

2. 事業実施期間

平成 29 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
アウトプット型事業 のため設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
国立公園等施設整備箇所 数（か所）	目 標	2	2	4
	実 績	2	4	4
	達成率	100%	200%	100%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	38,160	23,647	127,144
決 算 額	24,249	11,165	5,129
一般財源	3,794	3,376	1,681
国 庫	11,455	7,789	3,448
県 債	9,000	0	0

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
自然環境整備交付金	1/2

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	0	40	0
委 託 料	0	1,002	3,361
使 賃 料	0	13	0

補助金	1,426	4,467	1,768
工請費	22,823	5,643	0
計	24,249	11,165	5,129

6. 監査結果

令和5年度国立公園等施設整備事業では、次の再整備等を実施している。

公園名	事業名	内容
瀬戸内海国立公園	高島野営場事業	老朽化したバンガロー等撤去、フリーテントサイト等の整備
阿蘇くじゅう国立公園（くじゅう地域）	牧ノ戸峠法華院線道路事業	登山口の看板集約
	牧ノ戸駐車場事業	牧ノ戸トイレのポンプ施設改修
	志高湖野営場事業	電気設備の改修

（『令和5年度自然環境整備支援交付金（国立公園整備事業）の交付申請について』の起案書等をもとに作成）

指摘6-1	国立公園等の情報収集と活用について
勸奨事項	担当課（室）では環境省への報告が必要な際には利用者数の取りまとめを行っているようであるが、利用者数の期間比較や分析、国立・国定公園利用者等のクレームや要望、各地域（施設）の安全状況、魅力や課題を可能な限り整理し、ノウハウを蓄積し、県としても施設情報を県民に伝えられるようより積極的な関わりを期待したい。

《補足》

担当課（室）からは、県が管理を行っている登山道などについては、巡視の管理委託を行っており定期的に報告書を確認の上、必要に応じて修繕を行っていること、県有施設について長者原ビジターセンターなどから情報が入れば、現地の確認を実施するなど一定の活動を行っていることは説明を受けた。

国立公園が、次の世代も現世代と同じ感動を味わい楽しむことができるように、すぐれた自然を守り、後世に伝えていくところであり、そのために国が指定し、保護し、管理する役割を担っているというのであれば、県民から興味や愛着を持ってもらえる工夫を凝らすための手段の一つとして、上記の情報収集・整理

を県においても行われることが望まれるのではないかと考える。

指摘 6-2	要領の改正について
勸奨事項	国の交付金取扱要領と県事業実施要領との間に不整合な点があったことから担当課（室）に質問したところ、改正された国の要領に沿った改正を行っていなかったとの回答を受けた。交付対象事業が容易かつ網羅的に把握できるよう、国の改正要領に沿って県の要領を改正しておくことが望ましい。

《補足》

国の交付金の交付対象事業が定められている自然環境整備交付金取扱要領別紙 2 と、大分県自然環境整備事業実施要領の補助事業の内容を比較して質問した。担当課（室）によると、別紙 2 のタ（植生復元施設）、チ（動物繁殖施設）、ト（自然再生施設）については、県内に対象施設がないことから改正の必要が生じていなかったものであるが、該当施設がなくても国の要領に沿った改正が必要であることから今後改正を行うとのことである。

指摘 6-3	起案書に対するけん制について
勸奨事項	起案書（添付資料：伺い）に明らかに不整合な点が示されている状態のまま回議、合議、決裁が行われている。上席者は可能な限り適切にチェックを行うことが求められる。

《補足》

大分市、別府市、大分県の令和 5 年度自然環境整備交付金（国立公園整備事業）の環境大臣あて交付申請について起案書及び伺いが、令和 5 年 7 月 10 日起案、同月 12 日に決裁されている。

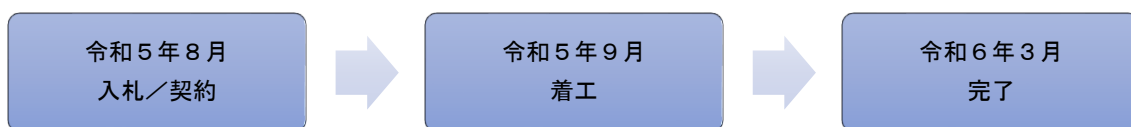
起案書に添付された伺いの「別添様式 1-（3）」と「2 事業費内訳」との金額との関係性（整合性）が不明なものがあったことから、担当者に質問したところ、別添様式 1-（3）の記載誤りであるとの回答を受けた。なお、交付金額への最終的な影響はない。

指摘 6-4	事業の遅延について
勸奨事項	高島野営場の環境整備について、工事エリアや植生調査の整備内容の検討に時間を要したとの理由に基づき遅延報告書が提出されているが、補助金交付要綱に沿った「速やか」な提出がなされていない。 利用者（県民）が施設を利用できない期間が延長されるのは、事業を進めるうえで重要な事項であるといった認識を持ち、補助対象先にタイムリーな報告を求めるとともに、スケジュール管理について必要な指導を行うことが求められる。

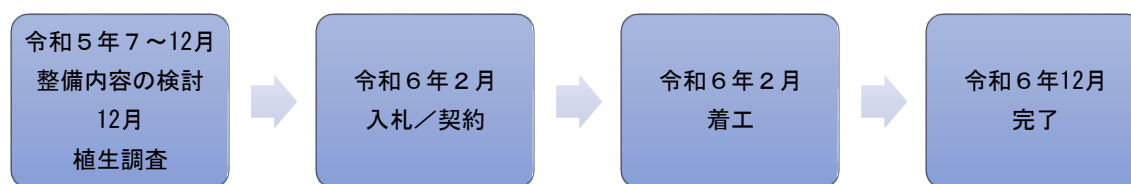
《補足》

大分県自然環境整備事業費補助金交付要綱によると、補助事業が予定の期間内に完了しない場合においては、遅延報告書を速やかに知事に提出し、その指示を受けることとされている。令和6年1月12日に大分市から大分県に遅延報告書が提出されている。進捗状況の工程表の当初計画と変更後は次のとおりである。

【当初計画（予定）】



【変更後（予定）】



当初計画に基づき交付申請書は令和5年6月23日に提出されていたが、整備内容の検討が十分ではなかった可能性がある。また、当初の工期を勘案すると令和5年の秋頃には年度中の完了が極めて困難な状況となることが推察でき、遅延報告書の早期提出が可能な状況であったことがうかがわれる。

また、市からの遅延報告書の中では、遅延等が補助事業に及ぼす影響は特にないと記載されていた。一方、大分市のホームページにおいて高島野営場の令和6年の利用は、バンガロー等の施設の老朽化のため、利用を中止するとされている（令和6年10月7日時点）。当初計画からの変更により、利用不可の期間が延

期された形となっていることは触れられていない。

遅延報告書における補助事業に及ぼす影響は特にないとこの点について、県担当課（室）からは、遅延報告書には補助事業（工事）についての影響を記載するものであり、遅延等により事業費が増額する、事業遂行する上で関係機関への手続が必要となるなどを想定していることから記載していなかったとの回答を受けた。

事業の遅延は間接（事務）コストの増加につながる可能性がある。また、国に提出した別添様式の資料には、高島野営場（キャンプ場）の利用者数の目標を令和6年度 1,000 人とされていたことから、遅延による数値への影響に触れる必要がないだろうか。

担当課（室）において、利用者（県民）の視点に立ち、補助対象先を適切にモニタリングされることを期待したい。

指摘 6-5	事業の進め方について
勸奨事項	高島野営場は、施設の老朽化も課題であるが何よりアクセスの問題が大きいものと考えられる。施設の改修や無償利用の点のみで大きな利用者増加にはつながらない可能性も考えられる。 当該施設は（大分市の）市有施設であり一義的には市が対応すべき責任のある事項と考えられるが、県民の有効利用のためにも、県には市に可能な範囲で助言する等の対応を期待したい。

《補足》

高島野営場へは、大分市の幸の浦漁港から渡し船で移動となる。野営場の利用にあたっては、大分市へ連絡することとなっており、大分市から瀬渡ししてもらえる者に連絡をとり、利用者に時間と場所を伝えているとのことであった。

なお、宿泊料金は無料であるとされているが、別途渡船料が発生する。高島への渡船料（往復料金）は、高校生以上 1 人 5,000 円、中学生以下 1 人 2,500 円。ただし最低料金は 10,000 円とされており、高校生以上 1 名+中学生以下 1 名の場合は、7,500 円（5,000 円+2,500 円）ではなく 10,000 円発生するようである。

例えば、別府市営阿蘇くじゅう国立公園志高湖野営場（RECAMP 別府志高湖野営料）は 1 人 1 泊につき利用料は 660 円となっている（令和 6 年 10 月 9 日時点）。他の施設と比べると高島野営場はアクセス面やコスト面が問題となっている。利用者の課題の多くは施設の老朽化の対応だけでは克服できない状況にある。

【生活環境部】

N0.	事業名	課・室
7	「山の日」レガシー推進事業	自然保護推進室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	- 第5回「山の日」記念全国大会を終え、①「山」への関心・アウトドア志向の向上、②自然環境保全団体の重要性の再認識、③次世代へ紡ぐ人材育成ニーズの向上、④協賛企業との繋がりが重要と認識。 - コロナ禍により観光ニーズが変化、新たなニーズとしてアウトドア人気は急上昇し、独自性のある「コト消費」を求める傾向となっている。
事業の目的	第5回「山の日」記念全国大会のレガシーとして、豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継ぐため、保全活動に取り組む団体を支援するとともに、登山等のアウトドア情報について発信を行う。また、くじゅう地域におけるオーバーユース対策のため、主要な登山口を結ぶ周遊バスの運行や路上駐車車の状況調査を行う。

(2) 事業の内容

事業の内容
1 自然環境保全活動への支援 希少野生動植物等の保全活動や特定外来生物の駆除を行う活動等に対し支援を行う。 〔補助内容〕 野焼き、環境教育等自然環境保全活動 〔補助上限〕 6団体×500千円／団体 〔補助率〕 10/10 2 Webサイト等によるアウトドア情報の発信 ① 山や海、川のアクティビティやキャンプ場等の情報サイトを運営する。 ② SNS等を活用したWeb広告を行う。

③ アウトドア事業者を対象に自然保護やSDGsに関する勉強会等を開催する。

④ アウトドアの魅力を発信するイベントを開催する。

3 ア蘇くじゅう国立公園のオーバーユース対策

① 周遊バス等を利用したオーバーユース対策を行う。

- ・ 周遊バス運行実証実験
- ・ 路上駐車状況調査

2. 事業実施期間

令和4年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
Webサイトアクセス数 (月平均PV数)	目 標	－	11,000	12,000
	実 績	－	10,152	10,031
	達成率	－	92.2%	83.6%
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自然保護活動団体数 (団体)	目 標	－	6	6
	実 績	－	7	6
	達成率	－	116%	100%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	－	13,000	20,004
決 算 額	－	12,936	19,966
一般財源	－	2,946	14,961

繰入金	-	0	5,001
国庫	-	9,990	0
諸収入	-	0	4

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2
おおいた元気基金繰入金	-

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
旅 費	-	-	20
需用費	-	-	9
委託料	-	9,990	17,048
補助金	-	2,946	2,889
計	-	12,936	19,966

6. 監査結果

(1) 事業全般

指摘7-1	成果指標について
勸奨事項	「山の日」レガシー推進事業の事務事業評価によると、成果指標はWebサイトアクセス数（月平均）とされており、目標に未達、実績値は前年度を下回っている。 閲覧数を増やす、あるいはチャネルを整理するための工夫が必要であるといえる。

《補足》

当事業は令和4年度と令和5年度に実施され、成果指標であるWebサイトアクセス数（月平均）は次のとおりとなっている。

(再掲)

	令和4年度	令和5年度
目 標	11,000 P V	12,000 P V
実 績	10,152 P V	10,031 P V
達成率	92.2%	83.6%

なお、令和6年度より本事業は他の事業に統合されることとなっているが、今後の参考として、次の点を挙げておきたい。

提案競技の審査として、アウトドアに詳しい者のみならず、Webマーケティング等に見識のある委員を入れたり、意見を聞いたりする工夫があってもよいのではないかと考えられる。

例えば、大分県アウトドア情報発信事業業務委託において、仕様書上の目標にWebサイト閲覧数等が設定されている。提案競技の審査委員については、Webサイト利用者に大分県の豊かな自然に触れるきっかけを提供し、アウトドア体験をしてもらえることを目指したコンテンツ作りを重視して選任しているとの説明を担当課（室）から受けた。

多くのアウトドア体験を望む層に訴求し閲覧数を上げるといったコンテンツ作りを重視するに留まり、結果に繋がっていないのであれば、Webサイトの閲覧数を上げるための技術的手法、ノウハウや見識を持つ者を審査委員に選任することも考慮、検討していただきたい。

次にチャネルの整理である。例えば、大分県アウトドア情報発信事業業務委託に関する仕様書においては、県内及び県外の近隣自治体の10～30代のアウトドアに興味がある初心者から中級者のファミリー層を暫定的なターゲットとして展開している。

一方、公益社団法人ツーリズムおおいた、県商工観光労働部観光局観光誘致促進室が運営している大分県観光情報公式サイト『日本一のおんせん県おおいた』がすでに存在しており、自然景観やレジャー・体験などで施設を検索可能な状況となっている。あえて別々に事業を実施する必要性や有用性が説明された文書は確認できなかった。

利用者の立場からは、情報が複数のサイトに存在するのは煩雑、不便であり、初心者ならばサイトの違いを理解するのも容易ではない。結果として閲覧数が伸びないサイトも出てくるだろう。また、（アウトドアの）事業者側にとっても情報の更新を複数のサイトで行う必要性が発生し、それを怠ってしまうと利用者に誤った情報を伝える可能性が考えられる。

新たなWebサイトの策定や閲覧数の改善を検討する際には、県（の他部局）や民間団体等が公開しているチャンネルを把握して、メリットデメリットも検討した上で事業を進めていくことが効果的である。

（２）個別事項

① 大分県アウトドア情報発信事業業務委託

指摘 7-2	事業の積算額の根拠について
勸奨事項	大分県アウトドア情報発信事業業務委託において、積算書と（参考見積である）概算見積書の金額が不整合であったが、その内容が文書に記載されていなかった。積算書の内容の根拠を明らかにしておくことが望ましい。

《補足》

本事業は企画提案競技を経て随意契約によって事業が実施されている。契約委託金額の 9,856 千円は積算書に基づいている。積算書の内容は外部業者からの参考見積に基づき作成されているものと考えられたが、参考見積の内容は 9,999 千円であった。

指摘 7-3	実績報告資料の記載内容のチェックについて
勸奨事項	実績報告の記載内容については、可能な限り他の資料との照合を適切に行い、不整合な点は委託先に尋ねるなどして記載の正確性や内容の適切性を検討することが望まれる。また、実績報告に事業の募集者数のみが記載されていたが、実際の参加者数も報告することが望ましい。

《補足》

再委託承諾書の添付資料には、募集者数はおまかせ 5 組、一般 15 組となっていたが、実績報告において、第 3 回イベント「オオイタおそと時間/春キャン」の募集者数 15 組（おまかせ 5 組、一般 10 組）となっていた。

なお、担当課（室）によると、募集者数のうち一般 10 組は誤りで、15 組が正しいとのことであった。

② 令和5年4、5月「オオイタおそと時間」ホームページ運用保守管理業務委託事業

指摘 7-4	1 者随意契約理由について
勸奨事項	当事業は1 者随意契約により実施されているが、システム保守と運用サポート業務は再委託されていた。随意契約理由書の理由欄には、既存ホームページを委託先が制作しており委託先しか運用保守管理ができない、といった記載が見られた程度であった。 1 者随意契約であって再委託が見込まれる場合には、理由書にその必要性や合理性が認識できる程度に記載内容の充実を図ることが求められる。

《補足》

事業関連簿冊を閲覧したところ、業務に相当程度の複雑性があるとまでは判断できず、ディレクション（事業遂行管理）の役割は、委託先ではなく県により行うことが可能ではないかと考えられたことから、担当課（室）に質問を実施し、次のような回答を受けた。

運用保守管理の中には、再委託先が担うデータバックアップやセキュリティアップデート、プログラム修正などHPサーバ本体をあたる直接的な業務と、委託先が担うセキュリティ方針作成やプログラム修正要件作成を踏まえた作業指示など管理的な業務が一体となっている。担当課（室）では例えばプログラムの修正が発生した場合における要件作成のような専門的な業務に対応できず、県のシステム部門である電子自治体推進課においても同様である。

仮にプログラムの修正が発生し、誤った対応をした場合のリスクを考えると、既存ホームページの制作委託先の管理業務なしでは運用保守管理はできないと考えたため、今回のような契約となった。

③ 令和5年度阿蘇くじゅう国立公園における路上駐車状況調査業務

指摘 7-5	メールの削除について
勸奨事項	阿蘇くじゅう国立公園における路上駐車状況調査業務が令和5年度内で2度行われている。2度の契約について見積依頼業者がすべて同一で金額も同一であった。 一度不採択となり再び同一金額で見積書を提出した不採択業者の意図が理解できなかったこと等から、見積書受領日の履歴を示す資料を担当課(室)に依頼したところ、当時の担当者がメール履歴を削除していたとの回答を受けた。 例えば、同一業者による見積合せや同一金額の見積書が複数回提出されるなど、通例ではないあるいは第三者から疑念を持たれかねない兆候が見られる場合には、見積の受領に関する事実の証跡は、後に重要な証拠にもなり得ることから、メールを削除する前に当該文書は保管しておくことが求められる。

《補足》

令和5年度阿蘇くじゅう国立公園における路上駐車状況調査業務の状況は次のとおりである。

委託業務名	令和5年度阿蘇くじゅう国立公園における路上駐車状況調査業務	令和5年度阿蘇くじゅう国立公園における路上駐車状況調査業務(秋季)
起案日	5月16日	10月16日
見積書	A社(東京都) ●円 B社(東京都) ■円	A社(東京都) ●円 B社(東京都) ■円

後日、各業者へ見積依頼を行ったことを本年度の担当者が各業者に確認を行ったとの連絡を受けた。

同一業者同一価格の見積合せが継続することについては、見積合わせの意義、効果が発揮されたとは言えないことから、見積業者の選定についても工夫する余地がある。

また、契約された業務の一部(現地調査業務)は再委託されており、再委託金額は契約金額の60%を超えている。なお、再委託先は後述する④の委託業務の委託先と同一である。直接契約ができないか検討することが望ましい。

④ 周遊バス運行実施委託業務

本事業は阿蘇くじゅう国立公園において、駐車場の過剰利用を解消するための取組として周遊バス運行実施委託業務が実施されている。

指摘 7-6	安全運行等のための管理について
勸奨事項	周遊バス運行実施委託業務において、仕様書に定められた協議等の内容が文書化されていないことから、どのような協議が行われたのか確認できなかった。また、許可等の取得状況の資料も県では確認されていなかった。事業をより安全に履行するため、対応を改善することが望ましい。

《補足》

業務に関する仕様書には、業務の内容が定められ、登山者等を対象としたバスの試験運行を（受託者と）県との協議の上運行計画を作成するものとされている。

また、仕様書には試験運行に必要となる道路運送法の許可等は受託者が取得するものとされていたものの、取得状況の県への提出や報告等が行われたことは確認できなかった（提出はそもそも要求されていない）。本事業はオーバーツーリズム対策の一環で行われている。バス運行が安全に実施されるよう十分な手配を行っておくべきである。他の都道府県で発生した観光バスの事故や遊覧船事故などの教訓を十分に踏まえ、安全に事業が実施されるための最大限の準備を行うよう配慮しておくことを望みたい。

⑤ 令和5年度自然環境保全活動事業

当事業は、生物多様性に優れた自然環境の保全を推進するために、自然環境保全活動実施要領に基づき、NPO等の環境保全団体が生物多様性の保全に資する活動に要する経費について補助金を交付する事業である。

募集要項に掲げられている支援（補助）事業対象は次のとおりである。

支援（補助）対象事業	事業の内容
1 生物多様性に優れた地域の保全再生事業	一定の公園、地域における生物の生育環境の保全再生や普及啓発のための事業等
2 希少野生動植物保全事業	一定の動植物等の保護、増殖等
3 外来生物防除事業	一定の外来生物や国内の自然分布と異なる

	地域へ移入された国内外来種の防除や調査研究等
--	------------------------

指摘 7-7	補助事業対象の可否の検討
勸奨事項	補助対象の適否についてわかりやすい記載を指導するとともに、補助対象先の採択にあたり効果が曖昧であると疑念を持たれるものについては、内容を補足するなどして明確にしておくことが求められる。

《補足》

事業関連簿冊を閲覧したところ、手すりの設置に対して補助を行っているケースがあった。交付申請書において「② 希少野生動植物保全事業」と位置付けられていたが、手すりと保全事業との関係性が不明瞭であり、適切性を判断できなかったことから、担当課（室）にヒアリングを行った。

担当課（室）によると②との関係は、保全するため池において観察会が開催されているが、転倒、転落の危険箇所があったため手すりの設置を行ったものであること、「① 生物多様性に優れた地域の保全再生事業」にも該当する内容であったが、交付申請書への記載がもれていたとの回答を受けた。

なお、本補助金業務については、7 者のうち 6 者が採択され 1 者が不採択となっている。不採択理由には、獣害対策ネット等の設置のみで植生回復につながるか不明瞭といった事項が挙げられていた。

書面だけ見ると補助を行った手すりを設置したケースも同様の不明瞭さが見られたことから不採択理由としての記載が十分とは判断できなかった。絶滅の危険度の高さや、保護の必要性の大きさが採択結果に影響したのであれば、その点を十分に審査結果に記載することが望ましい。

指摘 7-8	要項の表現の統一について
改善事項	募集要項上、表現の統一性が十分に確保されていないことから、応募資格を満たしているかどうかの判断基準の際、恣意性が混入する状況となっている。 要項（様式含む）の策定・変更を行う際には、記載内容に不明瞭や誤解を生む表現がないか確認し、必要に応じて修正や説明を付記することが求められる。

《補足》

募集要項で定めている表現は次のとおりである。

応募資格	10 人以上の構成員
提出書類	役職員名簿
様式 5（役職員名簿）	脚注：『団体役員（構成員）』

様式 5 に団体役員（構成員）と記載があり、募集要項の応募資格は 10 人以上の構成員とある。この点をみれば役員が 10 名以上必要になるとも考えられる。一方、役職員名簿というのは、通常「役員」「職員」を合わせた名簿を指す。役員を数えるなら「役員名簿」だけで足りる。本事業の補助対象先に、役職員名簿では役員が 10 名に満たない先が見られる。応募資格を満たしていない者に補助金が支出されているようにも見受けられた。

指摘 7-9 実績報告の添付資料について	
勸奨事項	自然環境保全活動事業費補助金事業の実績報告の添付書類において、一部見積書や納品書の原本が提出されていた。要綱の規定に沿って写しを入手し、原本を受理しないように留意されたい。

【生活環境部】

N0.	事業名	課・室
8	生物多様性保全推進事業	自然保護推進室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	本県は緑豊かな山野、清らかな河川、変化に富んだ海岸線など豊かな自然に恵まれ、県土面積の約3割が自然公園に指定されている。将来への継承に向けて自然共生社会づくりを進める必要がある。 多くの野生動植物が生息・生育環境を失うなど生物多様性の危機が進行しており、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる取組（ネイチャーポジティブ）が求められている。
事業の目的	豊かな自然と生態系を次世代に引き継ぐとともに、生物多様性への理解促進を図るため、次期生物多様性県戦略の策定等による自然環境の保全対策や特定外来生物対策の推進等を行う。

(2) 事業の内容

事業の内容
1 豊かな自然環境の保全対策 ① 第3次生物多様性おおい県戦略（仮称）の策定 県戦略策定委員会の開催 ② カモシカの保護対策 2 特定外来生物対策の推進 ① 県内における広域的計画的なアライグマ防除体制の推進 ② 大分県内の外来生物調査 ③ 啓発用チラシ作成等 3 大分県版の新たな環境保全の推進 ① 選定委員会経費、啓発案内板設置、公表地域へのコーディネーター派遣 ② 30by30 や自然共生サイトの推進

2. 事業実施期間

平成 29 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
いきものログ登録件数 (件)	目 標	50	50	50
	実 績	62	1	4
	達成率	124%	2%	8%
アライグマ捕獲従事者数 (人)	目 標	100	130	200
	実 績	119	170	223
	達成率	119%	130%	111%
環境関連活動指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
おおいたの重要な自然 共生地域の公表数 (件)	目 標	10	3	2
	実 績	0	1	1
	達成率	0%	33%	50%
アライグマ防除講習会 の受講者数 (人)	目 標	100	100	100
	実 績	51	95	53
	達成率	51%	95%	53%
自然保護活動支援団体数 (団体)	目 標	－	6	6
	実 績	－	7	6
	達成率	－	116%	100%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算	8,773	11,724	17,588
決 算 額	5,420	7,497	15,655
一般財源	4,757	4,875	6,425
繰 入 金	163	334	578

国 庫	0	2,038	8,402
寄 付 金	500	250	250

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
地域環境保全基金繰入金	10/10
天然記念物食害対策費国庫補助金	2/3
特定外来生物防除等対策事業交付金	上限 250 万円で超えた場合は 1/2 以内

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	0	247	513
旅 費	0	113	313
需 用 費	202	0	734
委 託 料	3,750	7,137	14,095
使 賃 料	14	0	0
補 助 金	1,454	0	0
計	5,420	7,497	15,655

6. 監査結果

令和5年度の主な事業内容は特定外来生物対策の推進事業であり、具体的にはアライグマ防除体制の推進、県内におけるクリハラリスの生息調査等を実施している。また、その一方で自然環境の保全対策事業の一環として、国指定特別天然記念物であるニホンカモシカの保護対策事業も実施している。

指摘 8-1	県民や事業者（法人）への働きかけの強化について
勸奨事項	農作物被害等を直接受けていない県民や事業者に対しても、生物多様性の維持、保全を身近な問題として捉えてもらえるような施策の充実を検討していただきたい。

《補足》

生物多様性の保全は、それが保全されないことで直接的な悪影響を受けていない県民、事業者にとっては、十分に浸透しているとは言い難く関心も高いとは言えない。今後も啓発活動を推進していくことはもちろんであるが、同時に県民、事業者が生物多様性の維持、保全に配慮した選択を行うことにより、何らかのメリットが得られるような施策の検討も行っていたいただきたいところである。

指摘 8-2	担い手の高齢化への対応について
勸奨事項	生物多様性の保全活動を担う従事者が高齢化しているため、若い世代の参加を促す施策を検討していただきたい。

《補足》

有害鳥獣の駆除や里山の維持管理等、生物多様性の維持、保全には欠くことのできない作業を担う従事者の高齢化が進んでいるとのことであった。このまま高齢化が進めば、将来的には生物多様性の維持、保全活動が継続できなくなることも考えられる。

従って、若い世代を呼び込むことは当該事業を継続していくうえで必要条件であると考えられるため、若い世代が参画しやすくなるような環境を整備するための施策を検討していただきたい。

指摘 8-3	部署間の連携、情報共有について
勸奨事項	特定外来生物の防除は生活環境部、有害鳥獣の捕獲は農林水産部で実施しているため、連携、情報共有を密に行い施策の重複等がないよう留意していただきたい。

《補足》

農林水産物への被害や生態系への悪影響を及ぼす野生動物のうち、イノシシ、シカ等の捕獲は農林水産部、アライグマ等の防除は生活環境部が事業として実施している。両事業は、基本的には野生動物を捕獲するという点で類似している事業であるため、事業内容に重複がないか留意する必要があると考えられる。

また、法令や予算等が関係していることは理解できるものの、そもそもこれらの事業を異なる部署で各々予算措置し、別個の事業として実施する必要があるのかという点についても改めて検討していただきたいところである。

指摘 8-4	市町村の枠を超えた連携について
勸奨事項	県が橋渡しとなり、市町村の枠を超えて地域が一体となって生物多様性の維持、保全活動ができるような体制を整えていただきたい。

《補足》

特定外来生物であるアライグマの防除にあたっては、これまで県が主体となって防除を実施してきたが、今後、県としては、具体的な防除のための施策は行わず、市町村が実施する施策の円滑実施を支援していくということであった。県と市町村の間での施策の重複を避けるという点では望ましい判断と考えられる。

一方で、防除の対象となる地域が複数の市町村にまたがり一つの市町村では対応が困難なケース等では、県が調整役となって市町村又は関係団体の広域的な連携を促していく必要があると思われる。従って、県としては今後そのような体制を整えていく必要があると考える。

【生活環境部】

N0.	事業名	課・室
9	大気保全対策事業	環境保全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	過去の工場等による公害や都市型の排ガス汚染から比較すると、全国的に大気環境は改善している。しかし、近年でもオキシダントは環境基準を達成できておらず、PM2.5については注意喚起を発令する基準に近い数値が観測されている。
事業の目的	県内の良好な大気環境を保全するため、これらの大気汚染物質の状況を把握する大気環境常時監視（一般環境大気測定局等）から発生源に対する監視指導を実施する。

(2) 事業の内容

事業の内容
① 大気環境常時監視 - 一般環境大気測定局の設置、維持、点検、更新（測定機器、局舎） - テレメータ（遠隔自動データ収集装置）によるリアルタイム監視 - 一般環境大気測定局未設置地域の測定（大気環境移動測定車） - 有害大気汚染物質モニタリング - 環境放射線モニタリング - 監視結果に基づく緊急時等対策（Ox 注意報等、PM2.5 注意喚起） ② 固定発生源対策 - ばい煙、VOC、有害大気汚染物質、水銀等の規制 - 一般粉じん発生施設等の規制 - 特定粉じん（石綿＝アスベスト）飛散防止対策 ③ 移動発生源対策 - 自動車排気ガス測定＝交通環境調査 - 特殊自動車（建設、農業、産業用車両等のオフロード車）の規制

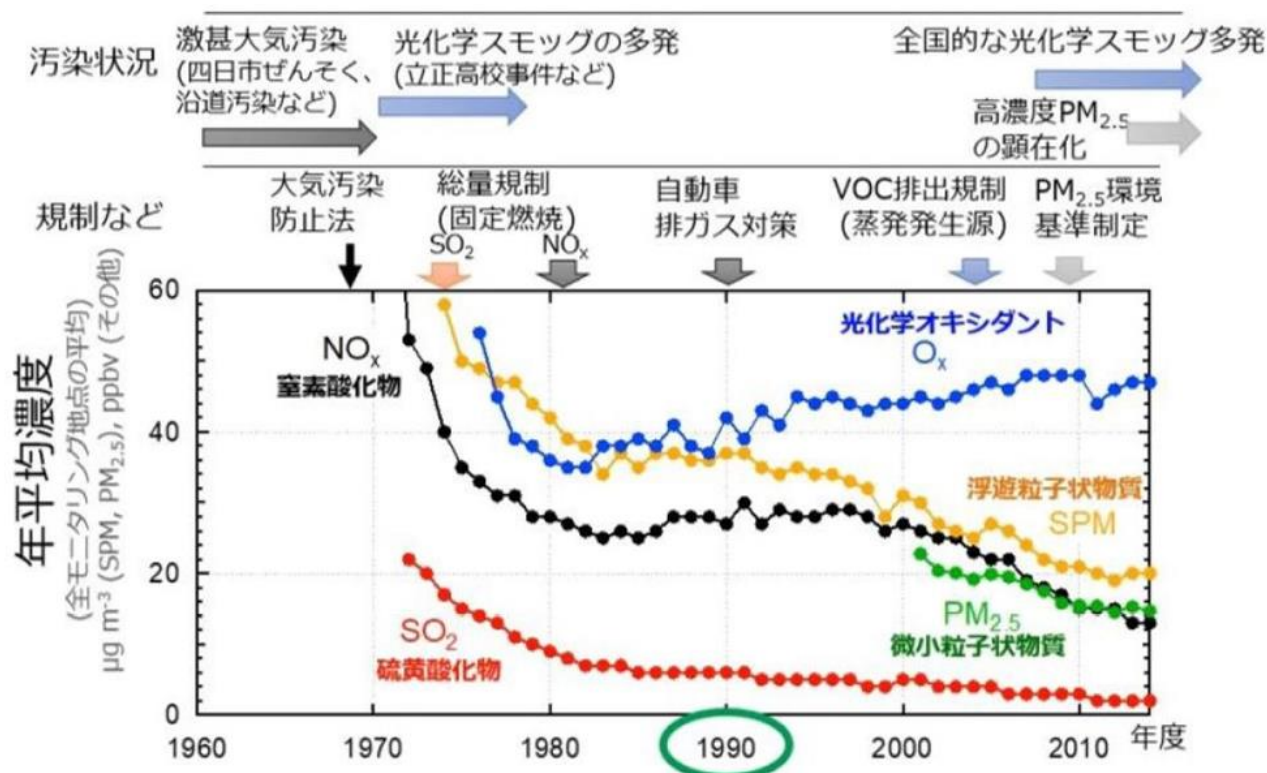
2. 事業実施期間

事業開始年不明

3. 事業の成果指標と達成度合い

経常的経費のため、設定なし。

4. 概要の補足説明



令和4年度における環境基準達成率※3

	一般局※4	自排局※5
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	99.9% (100%)	100% (100%)
光化学オキシダント (O _x)	0.1% (0.2%)	0% (0%)
二酸化窒素 (NO ₂)	100% (100%)	100% (100%)
浮遊粒子状物質 (SPM)	100% (100%)	100% (100%)
二酸化硫黄 (SO ₂)	99.5% (99.8%)	100% (100%)
一酸化炭素 (CO)	100% (100%)	100% (100%)

※3 括弧内は令和3年度における環境基準達成率

※4 一般環境大気測定局：住宅地を対象

※5 自動車排出ガス測定局：道路沿道を対象

・ PM_{2.5}：R3年度に初めて達成率が100%に

・ O_x：依然として達成率はほぼ0%

・ SO₂：未達成の一般局は桜島の噴火の影響

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	41,864	39,496	38,813
決 算 額	38,700	39,192	37,651
一般財源	19,636	20,953	20,310
繰 入 金	19,064	18,239	17,341

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
環境保全協力金	1/2 大気常時監視にかかる費用やPM2.5成分分析等にかかる経費にのみ充当

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	4	4	4
旅 費	86	131	179
需 用 費	6,966	7,660	8,420
役 務 費	903	961	1,198
委 託 料	23,893	24,648	25,652
使 賃 料	74	77	70
補 助 金	34	28	67
備品購入費	6,740	5,683	2,061
計	38,700	39,192	37,651

6. 監査結果

当該事業は、環境基本法に基づく環境基準を達成することを目標としており、主に以下の3事業から成り立っている。

(再掲)

① 大気環境常時監視

- ・ 一般環境大気測定局の設置、維持、点検、更新（測定機器、局舎）
- ・ テレメータ（遠隔自動データ収集装置）によるリアルタイム監視
- ・ 一般環境大気測定局未設置地域の測定（大気環境移動測定車）
- ・ 有害大気汚染物質モニタリング
- ・ 環境放射線モニタリング
- ・ 監視結果に基づく緊急時等対策（O₃ 注意報等、PM_{2.5} 注意喚起）

② 固定発生源対策

- ・ ばい煙、VOC、有害大気汚染物質、水銀等の規則
- ・ 一般粉じん発生施設等の規則
- ・ 特定粉じん（石綿＝アスベスト）飛散防止対策

③ 移動発生源対策

- ・ 自動車排気ガス測定＝交通環境調査
- ・ 特殊自動車（建設、農業、産業用車両等のオフロード車）の規制

指摘 9-1	測定局の老朽化について
勸奨事項	一般環境大気測定局の老朽化、測定機器の経年劣化に対応するため、設備更新を計画的に進めていくことを検討していただきたい。

《補足》

測定局の老朽化、測定機器の経年劣化が進んでいるということであったため、優先順位を決めて計画的に更新していくことが必要と考える。また、測定局は現在 10 局あるが、県の人口水準からすれば 1 局減らしても法令上は問題ないということが判明しているため、この点についても合わせて検討していただきたい。

指摘 9-2	移動測定車の更新について
勸奨事項	環境基準を満たし大気の状態が比較的安定している現状を鑑みた時に、大気環境移動測定車の更新が改めて必要なのかどうか検討していただきたい。

《補足》

移動測定車は、測定局未設置の地域をカバーするために活用されてきたが、老朽化が進んだため令和 7 年度に更新が予定されている。しかし、近年光化学オキシダント（O_x）を除いた他の物質においては、環境基準を満たしている状態が続いている。このように大気の状態が比較的安定している中で、果たして移動測定車の更新が必要なのかどうか、他の代替的手段はないのかも合わせて検討していただきたい。

指摘 9-3	アスベスト飛散防止に係る立入検査について
勸奨事項	より実効性のある立入検査にするために、どのような方策があるか検討していただきたい。

《補足》

県は、法令等に基づき、建物等の解体現場においてアスベスト飛散防止措置が適切に講じられていることを確認するための立入検査を実施している。令和 5 年度では 517 件、令和 6 年度も 8 月までで 258 件実施されている。

しかし、立入検査であってもアスベストが事前に定められた手順で除去されているかどうか確認するためには、実際に除去作業を行うタイミングで立入検査を実施する必要がある、そのタイミングを逃して立入検査を実施した場合には、形式的な調査になる場合も少なくないとのことであった。

従って、今後は除去作業のタイミングで立入検査に入り、より検査の実効性を高めるためにはどうすればよいかを検討する必要があると考えられる。また、立入検査の件数を増やしてカバー率を上げることも重要ではあるが、マンパワーが限られていることを考慮すれば、過去に問題のあった業者や同業者からの聞き取り等で問題がありそうな業者の現場を優先的に実施すること等も合わせて検討すべきと思われる。

【生活環境部】

NO.	事業名	課・室
10	水質保全対策事業	環境保全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	高度経済成長に伴う公共用水域の水質汚濁問題を受け、水質汚濁防止法が制定され、工場からの排水規制及び公共用水域の監視体制の整備として都道府県知事は測定計画を作成し、水質汚濁の状況を公表しているが、環境基準が非達成の地点もある。
事業の目的	県内公共用水域の水質汚濁を防止するため公共用水域の常時監視及び工場・事業場からの排出水の監視・指導等を行う。

(2) 事業の内容

事業の内容
① 水環境測定 - 公共用水域の常時監視、類型指定及び地下水の常時監視 - 海水浴場の水質調査 ② 水質保全対策 - 水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法の施行及び特定事業場への監視、指導 - 水質事故対応 ③ 土壌汚染対策 - 土壌汚染対策法、大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例の施行による土壌汚染及び水質汚濁の未然防止

2. 事業実施期間

事業開始年不明

3. 事業の成果指標と達成度合い

経常的経費のため、設定なし。

4. 概要の補足説明

- ・ 公共用水域及び地下水の水質測定計画について下記 URL にて公表。
(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/suishitsusokuteikeikaku.html>)
- ・ 大分県内公共水域及び地下水の水質測定結果について下記 URL にて公表。
(<https://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/suiki.html>)

令和 5 年度の結果は健康項目（人の健康の保護に関する環境基準）について河川 59 地点、湖沼 12 地点、海域 24 地点で調査を実施し、砒素が 3 河川 3 地点で環境基準を超過し、生活環境項目（生活環境の保全に関する環境基準）については河川における BOD、湖沼及び海域における COD については、県内の水域を代表する地点として、環境基準点を定めている河川 43 水域、湖沼 2 水域、海域 19 水域で調査を実施し、環境基準を達成しなかった水域は、河川では 4 水域、湖沼では 1 水域、海域では 1 水域であった。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算	33,502	37,577	37,611
決 算 額	31,876	35,546	36,231
一般財源	28,978	29,507	30,020
繰 入 金	1,388	5,029	5,038
使用料及び手数料	1,491	1,010	1,173
諸 収 入	19	0	0

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
環境保全協力金	水質の成分分析にかかる経費に 16.7% 充当

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	0	0	0
旅 費	180	300	553
需 用 費	7,494	7,509	7,703
役 務 費	815	556	567
委 託 料	23,019	26,830	27,070
使 賃 料	362	351	338
補 助 金	6	0	0
備品購入費	0	0	0
計	31,876	35,546	36,231

6. 監査結果

当該事業の内容は以下のとおりである。

(事業内容)

- ① 公共用水域等の常時監視
- ② 公共用水域等の水質測定計画の策定
- ③ 海水浴場水質調査
- ④ 水質汚濁防止法・瀬戸内海環境保全特別措置法施行事務
- ⑤ 発生負荷量等算定調査
- ⑥ 有明海、八代海再生法施行事務
- ⑦ 土壌汚染対策法施行事務
- ⑧ 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例施行事務
- ⑨ 水質環境基準の水質類型指定

指摘 10-1	成果指標の設定について
勸奨事項	明確な成果指標が認められない事業については、成果指標の設定を検討していただきたい。

《補足》

当該事業の中で実施されている業務は、基本的に明確な成果指標が設けられていないため、業務の事後的な評価が行いにくいように思われる。実施している業務の中には、例えば「発生負荷量等算定調査」業務のように、法令等で削減計画の策定が義務付けられており、その中で削減量が明示されているものについては、その削減量を成果指標と捉えることが可能であろう。

いずれにしろ、可能な限り業務ごとに成果指標を設定したうえで、事後的な評価とそれに応じて業務の改善が図られるような体制を整えることが肝要と考えるため検討していただきたい。

【生活環境部】

N0.	事業名	課・室
11	公害対策関係受託事業	環境保全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	① 瀬戸内海水質汚染調査委託業務 水質総量削減制度の開始を契機としている。 ② 化学物質環境調査委託業務 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の制定を契機としている。 ③ 放射能測定調査委託業務 チェルノブイリ原発事故（昭和 61 年 4 月）を契機としている。
事業の目的	① 瀬戸内海水質汚染調査委託業務 閉鎖性海域である瀬戸内海の水質・底質等の汚濁の実態を統一的な手法により調査することにより、総合的な水質汚濁防止対策の効果の把握及び水質汚濁機構の検討に必要な基礎資料を得ることを目的として、瀬戸内海に面する関係府県において環境省からの委託を受け、調査を行っている。 ② 化学物質環境調査委託業務 一般環境中でのリスクが懸念される化学物質について、化学物質による環境汚染未然防止のための施策実施の検討に必要な基礎資料等とすることを目的に、全国の地方公共団体において、環境省からの委託を受けて調査を行っている。 ③ 放射能測定調査委託業務 全国における自然放射線の量及び原子力施設からの影響の有無を把握することにより、国民の被ばく線量の推定・評価を行うことを目的とし、47 都道府県で調査を行っている。

(2) 事業の内容

事業の内容
① 瀬戸内海水質汚染調査委託業務 環境省からの委託を受け、大分県の周辺海域について、水質試料の採取及び分析、植物プランクトン・底質・底生生物試料の採取及び環境省委託業者への送付を行っている。 ② 化学物質環境調査委託業務 初期環境調査、詳細環境調査及びモニタリング調査の調査体系で、水質、底質、大気及び生物の項目について試料を採取し、環境省委託業者への送付を行う。 ③ 放射能測定調査委託業務 大気浮遊じん（大気中のちりなど）、降下物（1か月分の雨やちりなど）、土壌、水道水、牛乳、精米、野菜（大根、ほうれん草）などに含まれる放射性物質の種類及び量などを調査している。

2. 事業実施期間

- ① 瀬戸内海水質汚染調査委託業務：昭和 49 年～
- ② 化学物質環境調査委託業務：昭和 49 年～
- ③ 放射能測定調査委託業務：昭和 63 年～

3. 事業の成果指標と達成度合い

経常的経費のため、設定なし。

4. 概要の補足説明

- ① 瀬戸内海水質汚染調査委託業務
 - ・ 昭和 49 年度から、国の委託を受け、瀬戸内海の水質・底質等を継続して調査している。
 - ・ 測定結果等については環境省総合情報サイト（URL：<https://water-pub.env.go.jp/water-pub/mizu-site/>）で公開されている。
- ② 化学物質環境調査委託業務
 - ・ 測定結果等については、環境省ホームページ「化学物質と環境」（URL：<https://www.env.go.jp/chemi/kurohon/>）で公開されている。

③ 放射能測定調査委託業務

- ・ 昭和 63 年度から、国からの委託を受け、環境放射能の監視を継続して実施。
- ・ 平成 24 年 4 月から、モニタリングポストを 4 局増設し、県内 5 局で空間放射線量率を常時監視（異常なし）。
- ・ 大気浮遊じん、大気降下物、上水、土壌、精米、野菜類、牛乳に含まれる人工放射性物質の調査を実施。
- ・ 土壌から人工放射性物質を検出（人体への影響はない放射能濃度であり、従前の結果と同程度）。

環境試料中の放射性物質濃度

試料名		試料数	採取場所	単位	核種名 ヨウ素-131	核種名 セシウム-134	核種名 セシウム-137
大気浮遊じん		4	大分市	mBq/m ³	N.D	N.D	N.D
大気降下物		12	大分市	MBq/km ²	N.D	N.D	N.D
上水		1	大分市	mBq/L	N.D	N.D	N.D
土壌	(0～5cm)	1	竹田市	Bq/kg・乾土	N.D	N.D	31
	(5～20cm)	1	竹田市	Bq/kg・乾土	N.D	N.D	8.3
精米		1	宇佐市	Bq/kg・生	N.D	N.D	N.D
野菜類		2	宇佐市	Bq/kg・生			N.D
牛乳(原乳)		1	竹田市	Bq/L			N.D

2 N.D: 検出されない

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	35,912	37,385	22,271
決 算 額	28,017	50,861	18,088
諸 収 入	5	7	11
国 庫	28,012	50,854	18,077

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
瀬戸内海水質汚染調査委託費	10/10
化学物質環境調査委託費	10/10
放射能測定調査委託費	10/10

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 酬	1,486	1,486	1,540
手 当	316	297	321
共 済 費	328	306	305
旅 費	302	504	319
需 用 費	5,763	3,924	3,263
役 務 費	1,553	225	225
委 託 料	3,044	5,695	7,834
使 賃 料	2,063	415	300
補 助 金	18	18	13
備品購入費	13,144	37,991	3,968
計	28,017	50,861	18,088

6. 監査結果

当該事業は、以下の業務を国から受託して実施している。

① 広域総合水質調査

瀬戸内海の水質及び底質の汚濁の実態を統一的な手法で調査することにより、総合的な水質汚濁防止対策の効果を把握し、また、水質汚濁機構の検討に必要な基礎資料を得ることを目的として実施される調査である。

② 化学物質環境実態調査

環境中における化学物質の存在状況を把握するために実施される調査である。

③ 環境放射線モニタリング

比較的人による影響が少ないとされる離島などで、大気中の放射性物質を日々測定したり、大気中の浮遊じん、陸水、土壌などを規制庁の委託実施計画書に基づいて採取し分析を行っている。

(所管課作成資料及び環境省HPより)

指摘 11-1	測定体制の整備について
勸奨事項	放射線量の測定に関する県主催の講習会の実施や分析技術者を育成するための研修を行い、測定体制の充実に努めていただきたい。

指摘 11-2	成果指標の設定について
勸奨事項	明確な成果指標が認められない事業については、成果指標の設定を検討していただきたい。

《補足》

当該事業は、すべて国からの受託事業ということもあり明確な成果指標は設定されていない。しかし、何らかの成果指標がなければ当該事業の効率性や支出の妥当性を事後的に評価することが出来ない。例えば、予め実施計画が定められている事業については、その中で予定している検査回数等を成果指標にすることも可能であろう。いずれにしろ、何らかの成果指標を設定したうえで、事後的評価とそれに応じて業務の改善ができるような体制を整えることが肝要と考えるため検討していただきたい。

【生活環境部】

NO.	事業名	課・室
12	産業廃棄物適正処理推進事業	循環社会推進課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	産業廃棄物に関して、不法投棄や処理業者による不適正処理など局地的な課題や、多量の産業廃棄物が県境を越えて移動している広域的な課題があった。このような状況から九州各県による産業廃棄物税が平成 17 年 4 月から一斉導入（沖縄県は平成 18 年 4 月～）された。 また、近年では、循環経済への移行や廃プラスチックの適正処理などの新たな課題も出てきている。
事業の目的	産業廃棄物税は、税の導入により排出事業者が産業廃棄物の排出抑制、リサイクルへのインセンティブ（動機付け）を促すとともに、税収を「排出抑制・再生利用の推進」、「適正処理の推進」、「基盤整備の推進」及び「啓発広報の推進」の 4 本柱を中心とした施策に活用することにより、循環型社会の形成に向けた取組を一層促進させる。

(2) 事業の内容

事業の内容
循環型社会の構築に向けた財源の確保と産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正処理の推進を図るため、産業廃棄物税の税収を産業廃棄物税基金へ積み立てる。

2. 事業実施期間

平成 17 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

アウトプット型事業のため、設定なし。

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はなし。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分

政策的経費

 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	379,618	348,401	327,012
決 算 額	369,189	331,976	364,481
一般財源	367,088	330,455	362,616
財産収入	2,101	1,521	1,865

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
産業廃棄物税基金運用収入	－

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
積立金	369,189	331,976	364,481
計	369,189	331,976	364,481

6. 監査結果

指摘 12-1	事業への効率的な税活用について
勸奨事項	産業廃棄物税は税条例及び産業廃棄物税充当事業の選定方針に基づき4施策に充当されており、充当事業の効果について個別に検討が行われているところである。 今後は、有効性や効率性の程度を充当事業間で比較した上で、費用対効果の高い事業に資源が多く配分される工夫がなされることを期待する。

《補足》

大分県産業廃棄物税条例では、産業廃棄物税の使途等を次のように定めている。

○大分県産業廃棄物税条例

(税収の使途)

第二十条 知事は、県に納入され、又は納付された産業廃棄物税額に相当する額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てなければならない。

(検討)

9 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

10 知事は、大分県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(令和元年大分県条例第三十五号)の施行後五年を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

産業廃棄物税充当事業の選定方針は次のとおり（抜粋）。

○産業廃棄物税充当事業の選定方針

第2章 充当事業の選定

第2条 大分県産業廃棄物税基金は、税徴収経費を除き、産業廃棄物に関する次のいずれかの施策に要する費用に充てる場合に限り充当する。

- 一 排出抑制・再生利用の推進
- 二 適正処理の推進
- 三 基盤整備の推進
- 四 啓発広報の推進

第3条 大分県産業廃棄物税基金は、前条各号のいずれかを主たる目的とする事業にはその全額を充当する事ができ、前条各号のいずれかを副次的な目的とする事業にはその事業における当該副次的目的の割合に応じた額を充当することができる。

第4条 各充当要望事業に係る選択の優先順位は次のとおりとする。ただし、期待できる効果、事業内容の重複、大分県廃棄物処理計画を踏まえた業種

別・産廃種類別の必要性、世情に応じた緊急性等にも配慮する。

- 一 第2条各号のいずれかを主目的とする事業
- 二 当該予算年度も継続することを、その前年度の充当において前提としており、かつ、予定した効果を上げている事が認められる事業
- 三 第2条各号のいずれも主目的ではないが、副次的に同目的に資する効果が認められ、かつ、当該副次的目的を含む旨を予算概要書に明記する事業
- 四 目的に第2条各号のいずれかが含まれる旨を予算概要書には明記していないが、説明資料等により同目的に資する効果が認められるもの。

県はこれまで産業廃棄物税に関する検討を施行5年目（平成21年11月）、10年目（平成26年11月）、15年目（令和元年11月）に行ってきた。令和元年の検討結果報告書（概要版）においては、次の事項が報告されている。

- 1 産業廃棄物税導入の経緯
- 2 産業廃棄物税の現状（産業廃棄物税の役割、税収の推移）
- 3 産業廃棄物税の導入効果について（産業廃棄物の排出量等の推移、排出4事業者意識調査の結果、税活用事業の実績及び施策効果）
- 4 産業廃棄物税をめぐる新たな課題等
- 5 今後の方向性

3の導入効果の資料においては、税活用事業別充当額の推移表（金額）が添付されているが、今後は当該推移表の欄に、金額のみならず、各事業の事業成果、重みづけ（例えば点数）を付すなどして、有効性や効率性を可能な限りわかりやすく開示するとともに、事業ポートフォリオの最適化につなげられる工夫が行われることが望まれる。

【生活環境部】

NO.	事業名	課・室
13	県外産業廃棄物対策事業	循環社会推進課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	県外から持ち込まれた不適正な産業廃棄物の埋立処分等により、火災の発生や浸透水の水質悪化が見られるため、全県的に不適切な県外産業廃棄物の搬入防止を図る必要がある。
事業の目的	県外から搬入される産業廃棄物の適正な処理を推進し、県民の生活環境の保全を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
・ 環境保全協力金基金積立金 ・ 県外排出事業者への立入調査 ・ 県外産業廃棄物を受け入れる県内処理施設への調査 ・ 保健所設置市への補助 ・ 県外産業廃棄物搬入事前協議、環境保全協力金納付指導 ・ 不適正産業廃棄物の搬入防止対策

2. 事業実施期間

平成 18 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
県外産業廃棄物搬入処分場排水の維持管理基準達成率 (%)	目 標	100	100	100
	実 績	96	97	96. 4
	達成率	96%	97%	96%

環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
県外排出事業者立入数 (事業所数)	目 標	24	24	24
	実 績	5	30	31
	達成率	20%	125%	129%
県外産業廃棄物受入業者 への立入検査数 (延べ数)	目 標	60	60	60
	実 績	60	64	60
	達成率	100%	106%	100%
県外産業廃棄物搬入事前 協議等の件数 (件)	目 標	800	800	800
	実 績	1,339	1,324	1,385
	達成率	167%	165%	173%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	162,328	170,551	163,940
決 算 額	155,699	145,839	131,501
繰 入 金	16,816	16,836	18,830
財産収入	1,023	770	949
諸 収 入	137,860	128,233	111,722

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
環境保全協力金基金繰入金	－
環境保全協力金基金利息収入	－

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報酬等	6,995	6,919	7,107
旅費	444	1,376	1,125
需用費	3,064	2,199	2,474
役務費	237	190	101
委託料	0	0	71
使賃料	72	177	215
備品購入費	0	0	1,760
補助金	5,999	6,000	6,000
積立金	138,864	128,978	112,624
公課費	24	0	24
計	155,699	145,839	131,501

6. 監査結果

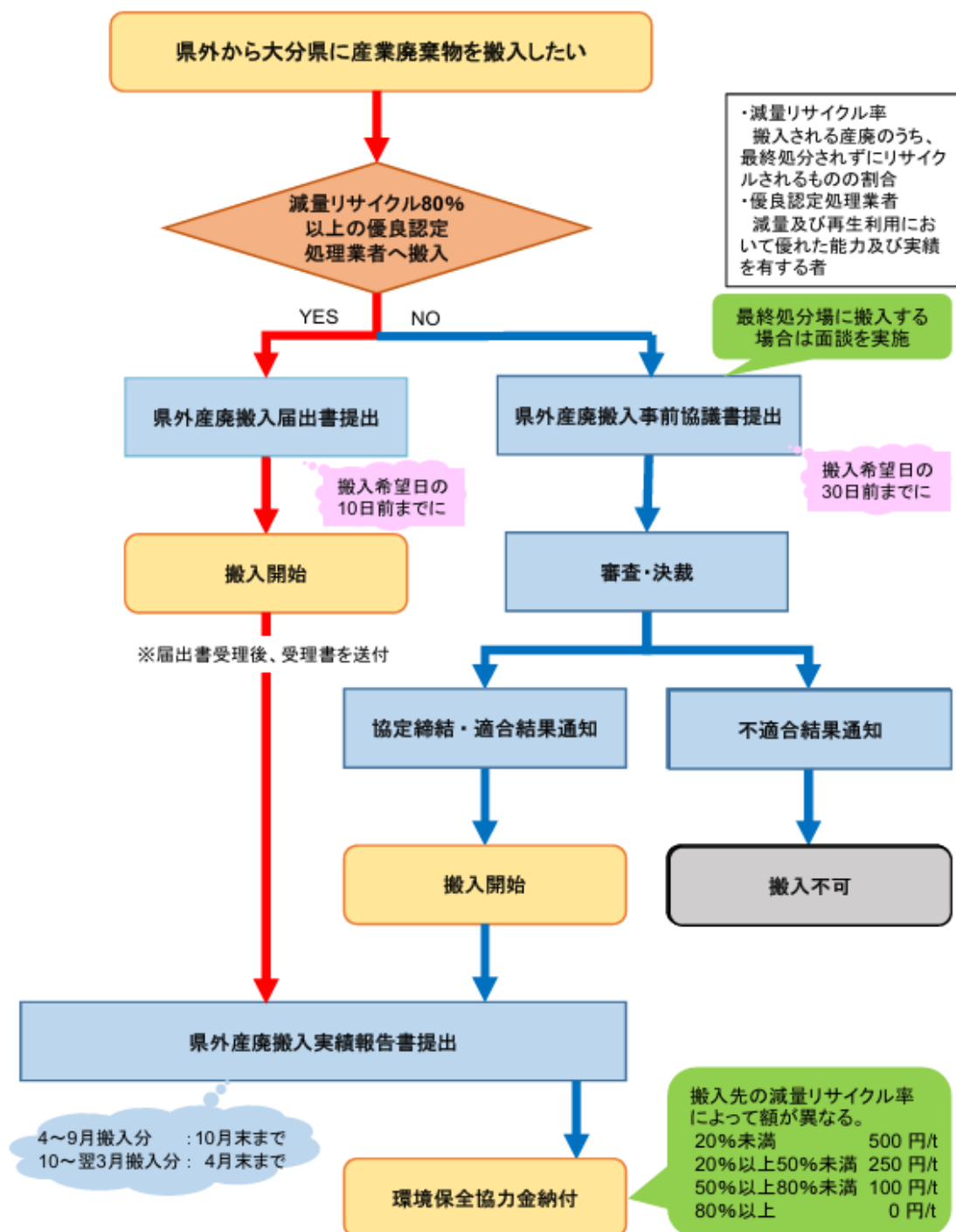
(1) 環境保全協力金、県外産業廃棄物排出事業者に対する調査等

指摘 13-1	県外産業廃棄物搬入に係る環境保全協力金の網羅性について
勸奨事項	担当課が事前協議提出者に対して面談による聞き取りを行っており、県外排出事業者に対してリスクの識別を行っていることは、面談聞き取り事項を記載した事前協議受付簿で把握できた。 今後は、リスクの「識別」のみならず、例えば県外から県内（大分市の区域を含む）の産業廃棄物処理業者へ産業廃棄物を持ち込む際に必要な事前協議ないし届出が網羅的に行われないリスクの程度を「評価」した上で、当該評価結果に対応した予防・発見手続が策定されていることが理解できるよう、当該プロセスを「文書化」しておくことが3Eの観点から望ましいと考える。

《補足》

事前協議から環境保全協力金納付までの流れは次のとおり。

1 県外産業廃棄物搬入事前協議制度の流れ



また、事前協議が不要となるケースは次のとおりとなっている。

- ・ 年間で搬入する産業廃棄物の量が 10 トン未満（特別管理産業廃棄物の場合は、0.5 トン未満）の場合。
- ・ 災害等特別の事情により緊急を要する場合。
- ・ 優良認定業者にがれき類をリサイクル目的で持込む場合であって、年間 1,000 トン未満である場合。
- ・ 国、大分県・市の優良認定をもった産廃処理業者の減量リサイクル率が 80%以上の産業廃棄物処理施設等へ搬入する場合であり、県外産業廃棄物搬入届出書等を提出した場合。

事前協議の要否について以上のような定めもあり、必要な事前協議が漏れなく行われているかといったリスクが存在するといえる。

この点、担当課へのヒアリングを実施したところ、①環境保全協力金が発生する事業者について、（必要なものは）すべて産業廃棄物の搬入前に県との協議が行われており、県外産業廃棄物管理システムにより管理されること、②協議の呼びかけを実施していること、③受入処分場が、不適切なものを受け入れると検査で検出されるといったリスクや協議なしの搬入は行政指導を受けるおそれなどを鑑み受け入れたくないという側面があり、受入処分場が搬入を拒否することになる、といった理由から不正リスクは低いという回答を受けている。

また、担当課からは県内の産廃処理業者には、処理場の立入りや指導、啓発、広報を実施しており、県外の排出事業者が事前協議書を提出せずに県内の産廃処理業者に産廃を搬入していないか監視を徹底しているといった説明を受けた。

監視する資源（人員、時間、コスト）は有限であり、3E（経済性・効率性・有効性）の観点からリスク評価と監視手続等との整合性が確保されやすいようにしておくことが望ましいことから上記のように判断した。

指摘 13-2	県外産業廃棄物搬入の評価について
勸奨事項	事前協議の件数や搬入量や最終処分量、環境保全協力金の状況を踏まえ、県外産業廃棄物搬入の質的・量的重要性を評価できる、目標・進捗管理を行える指標が設けられないか検討されたい。

《補足》

産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止、産業廃棄物の種類や量の把握、県

内処分場の効率的かつ安全な活用に資するために、事前協議の下で県外産業廃棄物の受入れが行われている。

平成 27 年度から令和 5 年度までの協議件数、協定の締結件数、実績報告件数、搬入量、最終処分量、環境保全協力金の調定額は次のとおり。

収入年度	協 議 件 数	協定締 結件数 ※ 1	実績報 告件数	搬入量 [千 t]	最 終 処分量 [千 t]	調定額 [円]
平成 27 年度	827	827	1,571	1,008	107	63,989,600
平成 28 年度	832	832	1,615	1,052	97	63,813,100
平成 29 年度	1,004	1,004	2,000	1,120	180	66,445,700
平成 30 年度	1,136	1,136	2,224	1,119	178	140,919,100
令和元年度	1,234	1,234	2,348	1,196	247	156,049,900
令和 2 年度	1,255	1,255	2,468	1,209	164	157,595,500
令和 3 年度	1,333	928	2,610	1,229	226	137,161,700
令和 4 年度	1,345	959	2,566	1,131	217	128,208,600
令和 5 年度	1,385	985	2,664	1,182	195	111,683,000

※ 1 制度変更により、令和 3 年度から以下の条件を満たした場合、搬入届出を行うことで協定の締結が不要となった。

1. 減量リサイクル率 80%以上の産業廃棄物処理業者への搬入
2. 搬入先事業者が優良産廃処理業者

担当課によると、事前協議の件数や搬入量、最終処分量は県において調整できない事項のため目標や指標として設定できないものであり、数値設定はなじまないということであった。一方、令和 5 年度政策予算整理シートには、成果指標達成に向けて必要となる活動に関する指標の目標・実績として、県外産業廃棄物搬入事前協議等の件数を掲げていた。これについて担当課は現行の県外産業廃棄物搬入事前協議等の件数の指標は管理できない数値のため、指標の変更を予定検討しているようであった。

また、システムにより県外排出事業者ごとに協議書や実績報告書の提出管理や搬入量の入力が行われていることは端末の画面コピーにより把握でき、県外産業廃棄物の搬入量を都道府県別・品目別処理方法別で集計を行っていること（実績把握）は確かめることができたが、前述の理由から全体的な目標値や計画値との比較が行われていること（進捗管理）までは確認できなかった。

県側で実績値を主体的に調整するのは容易ではないと勘案するが、適正処理、

環境保全の観点から、県全体としての目標や計画を設け全体的に管理していく必要性はあるのではないかと。例えば、最終処分量／搬入量が増加していれば、再利用が進まない廃棄物の搬入が増加している可能性がある状況を示すこととなり、重要な指標にもなり得るものと考えられる。

指摘 13-3	立入件数について
勸奨事項	県外産業廃棄物排出事業者調査要領の立入件数の年度目標値が事務事業評価の主な活動指標の目標値と整合していないことから、要領を見直すか事務事業評価の目標を引き上げる等して、整合性を保つ必要がある。

《補足》

事前協議の内容や面接等の聞き取り内容の確認を行うとともに、実績報告が適切に行われているかどうかマニフェスト等を確認し、廃棄物の排出行程と適正処理が行われているか確認するため、県外産業廃棄物搬入事前協議書が提出された県外排出事業所に立入りをを行っている。調査要領には、当該調査の対象、主な確認事項、期間・人員等が定められており、立入件数は年間 40 施設を目標とされている。

一方、事務事業評価の主な活動指標をみたところ、令和 5 年度（4 年度実績分）では目標 30 件（実績 33 件）、令和 6 年度（5 年度実績分）では、目標 33 件（実績 32 件）と記載されている。

指摘 13-4	調査の指摘事項の評価・対応プロセスの整備について
勸奨事項	調査により識別された指摘事項について、指摘事項の種類や重要性、再訪問の要否、処分の有無等の評価基準を明確にした上で、年度ごとに調査結果一覧表を策定し評価基準に沿った結果を記載されたい。それにより評価の透明性や客観性が確保されていること、業務が属人的な対応ではなく組織的な対応がとられていると第三者から判断することが可能となるものと考えられる。 また、当該一覧表は調査結果の趨勢分析、施設間の比較などを容易にし、調査施設の抽出や重点調査事項に活用でき、次年度以降の継続的な質の高い監視が行われることにも有用であろう。

《補足》

県外産業廃棄物排出事業者調査要領には、調査手順や確認事項は記載されていたものの、評価基準（例えば点数や適否、重要性の程度）は明文化されていなかった。県外産業廃棄物を受け入れる県内処理施設の調査を含めて、識別された指摘事項の評価と対応プロセスを明確にしておくことが望ましい。

現状では「県外産業廃棄物排出事業者立入調査結果」が作成され一定期間ごとに複数の施設の主な指導内容は報告され、事業者別に「簡易報告書」により個別の対応はとられている。また、保管基準違反が見られる、許可証に記載されていない品目の産業廃棄物が散見される、実績報告書の数量と実際の搬入量（マニフェスト）に乖離が見られる等は重要な指摘事項として注視しており、翌年度の協議の際の事業者への指導事項として利用しているといった説明は担当課から受けている。

指摘 13-5	県外排出事業者調査のあり方について
勸奨事項	県外産業廃棄物（排出事業者）が増加するにつれて、県との協議や届出等に係る事務処理が増大するため、県外施設の立入調査に要する時間を確保することが困難になるといったトレードオフが生じることになる。 立入調査先の抽出や調査手続をさらに効率的に実施するための方策を引き続き継続的に検討することが望まれる。

《補足》

担当課からは、立入調査先については事前協議提出者一覧、過去の立入実績一覧、始末書作成事業者等の資料を参考に効率的な抽出に努め、立入調査前には事前調査表を提出してもらうなどして立入調査先での作業の効率化に努めているとの説明を受けた。ただ、今後も調査資源が一定であれば排出事業者の増加は1施設当たりの点検時間が減ることにつながりかねないことから、上記のように判断した。

（２）大分県保健所設置市県外産業廃棄物対策事業

当事業は、大分県環境保全協力金基金を活用して、地域保健法の規定により保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）における県外産業廃棄物の

適正な処理を推進し県民の生活環境の保全を図るため、保健所設置市が事業を実施するのに要する次の事業に係る経費について、補助金を交付するものである。

- ① 県外排出事業者への立入調査
- ② 県外産業廃棄物を受け入れる県内処理施設への調査
- ③ 産業廃棄物処理施設環境保全協議会の設置及び運営
- ④ その他知事が認める事業

指摘 13-6	事業に係る資料の十分性について
勸奨事項	事業が保健所設置市において適切に実施されたと判断できる資料が十分に入手されていなかった。資料が不足している場合は、保健所設置市に追加資料の提出を求めるといった対応が必要である。

《補足》

大分県保健所設置市県外産業廃棄物対策事業費補助金交付要綱によると、実績報告は、補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添付し、事業完了の一定の期日までに県に提出されることとなっている。

- ① 事業実績書
- ② 収支精算書
- ③ 契約書又は見積書の写し
- ④ 完成写真
- ⑤ 検査調書の写し
- ⑥ 領収書又は請求書の写し
- ⑦ その他知事が必要と認める書類

本事業において、実績資料が十分ではないと判断した理由は次のとおりである。

- ・ 事業実績書の事業内容に県外産業廃棄物が搬入される市内各処理業者（中間処理・最終処分）に対して、監視員及び職員による定期的な立入調査を実施し、必要な指導を行ったと記載されているものの、具体的な調査先や調査写真など、調査を行った資料が提出されていなかった。
- ・ 報酬について、市の県外産業廃棄物対策事業予算支出額調書が根拠資料と

して添付されているが、補助金の対象となる業務に従事したことを確認できる資料が添付されていなかった。

【生活環境部】

N0.	事業名	課・室
14	廃棄物不法投棄防止対策事業	循環社会推進課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	県内の不法投棄件数については、年度毎に増減を繰り返し、大幅な増加こそないものの減少傾向とは言えない状況であることから、不法投棄された廃棄物の撤去とともに、不法投棄の未然防止に取り組む必要がある。
事業の目的	廃棄物の不法投棄を防止するため、監視カメラの設置など監視対策を強化するとともに、メディア等による普及啓発を行う。 また、市町村が実施する不法投棄対策事業に対する支援を実施することにより、全県的に不法投棄の再発防止を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
・ 保健所設置市不法投棄対策費補助 ・ 市町村不法投棄防止対策等支援事業費補助 ・ 不法投棄の未然防止と監視対策 ・ 不法投棄廃棄物撤去事業 ・ 広告媒体活用推進事業

2. 事業実施期間

平成 17 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
フェンス設置箇所での不法投棄再発防止率（％）	目 標	100	100	100
	実 績	100	100	100
	達成率	100％	100％	100％
監視カメラ等を通じた不法投棄行為者への指導等の件数（件）	目 標	－	3	3
	実 績	－	0	3
	達成率	－	0％	100％
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
不法投棄廃棄物撤去箇所（箇所）	目 標	12	12	12
	実 績	10	12	12
	達成率	83％	100％	100％
不法投棄防止用フェンス設置箇所（箇所）	目 標	5	5	5
	実 績	8	6	5
	達成率	160％	120％	100％
検問実施箇所（箇所）	目 標	3	3	3
	実 績	4	4	4
	達成率	133％	133％	133％

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

（１）予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

（２）当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	82,364	99,329	97,340
決 算 額	67,706	82,870	80,097
繰 入 金	67,311	76,510	79,714
国 庫	0	6,022	0
財産収入	293	216	261
諸 収 入	102	122	122

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
地域環境保全基金繰入金	-
産業廃棄物税基金繰入金	-
地域環境保全基金収入	-

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	69	90	90
旅 費	11	9	43
需 用 費	57	125	159
役 務 費	223	151	125
委 託 料	20,803	34,580	27,233
使 賃 料	81	102	140
工事請負費	14,820	16,864	18,846
補 助 金	31,173	30,522	32,990
償還金利子	74	89	90
積 立 金	395	338	381
計	67,706	82,870	80,097

6. 監査結果

(1) 大分県市町村不法投棄防止対策等支援事業

県内各市町村（事業実施主体）が不法投棄の防止を目的として行う各般の取組に対して支援する（事業経費の一部を補助する）事業である。

（事業内容）

- ① 不法投棄再発防止対策事業
- ② 地域住民等活動支援事業
- ③ 不法投棄防止監視及び啓発事業
- ④ 不法投棄物撤去事業
- ⑤ 海岸漂着物等撤去事業

指摘 14-1	市が実施する委託事業の内容について
勸奨事項	補助事業実績報告書には、契約書の写しが添付されることと補助金交付要綱で定められていたが、中津市が包括的に監視業務を委託している委託先との契約書が簿冊に見当らなかった。書類を完備するよう改善する必要がある。 また、中津市の検査調書の写しからは、委託事業が不法投棄監視と不法投棄物の収集等複数の事業にまたがるようなものが包括的に委託されているものと推察される一方で、中津市からは「監視」委託として一式で報告されており、行われた監視業務の内容や程度が不明瞭であった。担当課は市で実施された事業内容が的確に把握できる程度の情報収集に努める必要がある。

《補足》

大分県市町村不法投棄防止対策等支援事業費補助金交付要綱によると、実績報告については、補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添付し事業完了後一定の期日までに県に提出されることになっている。

- ① 事業実績書
- ② 収支精算書
- ③ 契約書又は見積書の写し
- ④ 完成写真
- ⑤ 検査調書の写し
- ⑥ 領収書又は請求書の写し
- ⑦ その他知事が必要と認める書類

なお、担当課からは後日、中津市に契約書の確認を行い、契約内容では不法投棄監視と不法投棄物の収集等の複数の事業を業務内容としており、業務内容として問題はないとの回答を受けた。

指摘 14-2	業務実施報告のあり方について
勸奨事項	宇佐市からの実績報告書上の事業の成果として防止看板を「設置した」と記載されている一方、添付書類の請求書や写真からは、看板のパネル等が納品されたことは確認可能であるが、設置日時や場所の記録、現場写真など設置されたことが把握できる資料は見当たらなかった。看板は設置されて初めて事業の効果をなすものと考えられる。 実績報告にあたり、担当課は事実内容の丁寧な確認と、必要に応じて報告内容の指導を行っていくよう改善する必要がある。

《補足》

物品の購入が目的であれば納品書が根拠資料となるが、設置が目的であれば納品書では十分ではない。いわゆる「預け」などのリスクも考慮しておく必要がある。

指摘 14-3	見積書について
勸奨事項	別府市より令和5年5月8日に補助金の交付申請が行われ、5月12日交付決定後の5月26日に変更承認申請が行われ増額申請がなされた。 変更理由は不法投棄防止看板の購入において見積依頼した結果、予算額を上回ったためとされていたが、当初の交付申請と変更承認申請との期間が長期とまでは言い難く、当初の交付申請時の見積書作成日に疑念が生じたため、担当課を通じて市に確認したところ合理性が認められない回答が見られた。 変更申請に係る無用の事務コストが生じないように担当課は市に指導を行っていくことが求められる。

《補足》

担当課によると、別府市からは交付申請時に業者に見積書を徴収し交付決定を受けた後、事業を開始した際に改めて見積書を再徴収したところ、昨今の物価高騰のため当初の見積書の額を上回った、との回答を受けたという。①交付申請と変更承認申請の間は20日も経過していないこと、②見積金額のみならず、見積書の様式も当初の申請時と変更申請時で大きく異なっていた点について十分な回答とはいえなかった。

なお、今回添付された見積書の有効期限日欄が空欄となっていたが、今後は見積書の有効期限日を記載しておくことも変更申請を防ぐ方策の1つと考えられる。

(2) 大分県保健所設置市産業廃棄物不法投棄等対策事業

産業廃棄物税の税収を活用して、地域保健法の規定により保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）における産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理の防止を図るため、保健所設置市が事業を実施するのに要する経費について補助金を交付する事業である。

指摘 14-4	交付要綱と実際に行われる補助事業との整合性について
勸奨事項	補助金の交付要綱には、補助対象事業は産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理の「防止」に係る事業と規定されている一方、令和5年度に実施された事業の事業計画書には、不法投棄廃棄物の「撤去」業務委託が含まれていた。 一般的に「撤去」は「防止」ではなく発見後の「是正」に係るものと考えられることから、当該要綱を見直すか補助対象外として取り扱うよう見直しを図ることが合理的であると考えられる。

《補足》

大分県保健所設置市産業廃棄物不法投棄等対策事業費補助金交付要綱は、補助金の交付対象事業を次のように定めている。

(補助金の交付対象事業) 第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保健所設置市が当該保健所設置市域内で行う産業廃棄物の不法投棄及び不適正処理の防止に係る事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 不法投棄に関する早期捕捉、監視・指導強化、監視強化システム整備、未然防止啓発等事業 (2) 産業廃棄物の処理業者・処理施設設置者・排出事業者に対して不適正処理に関する指導・支援、防止啓発等事業 (3) その他知事が認める事業

担当課は、撤去業務はその後の不法投棄防止につながり、監視を徹底している

との印象を与えることが予防につながるため(1)に該当するものとして捉えている。

要綱の解釈に恣意性が入る余地があることから上記のように判断した。

(3) 令和5年度不法投棄廃棄物撤去業務委託

本業務は、不法に投棄された産業廃棄物の撤去を行うものである。不法投棄物の撤去には、あらゆる一般廃棄物と産業廃棄物の収集運搬業及び処分業の許可が必要となる可能性が想定される。産業廃棄物には法で定められた20種類が存在し、1社でこれらすべての許可及び一般廃棄物の許可を取得している業者がないことから、産業廃棄物最終処分業者、中間処理業者、収集運搬業者で構成される団体である一般社団法人大分県産業資源循環協会（以下、協会）を相手方として随意契約が交わされている。

指摘 14-5	排出事業者の明示について
勸奨事項	当事業は県が協会と締結したものである。実施された事業のマニフェストを見ると、本契約の受託者である協会が排出事業者となっているケースと、協会の構成員である個別の会社が排出事業者となっているものが見受けられた。 契約の当事者が協会であること、個別の会社に不測の事態が発生した場合等を考慮して、マニフェストの排出事業者はすべて協会の名で発行するよう指導する必要がある。

指摘 14-6	契約時の施工箇所の特記について
勸奨事項	事業の簿冊の中には、施工箇所の資料が綴じられているものの、委託契約書及び仕様書上には施工箇所が記載、明示されていなかった。委託契約書や仕様書に添付資料を参照する旨を記載するなどして、施工箇所を規定し取引の安全を図っておくことが望ましい。

指摘 14-7	実績のとりまとめについて
勸奨事項	担当課からは、撤去した地点ごとに廃棄物の重さや種類など整理した資料は個別に実績報告書として作成され、再発防止対策として出先機関（各保健所）が検討を行っているとの説明を受けたが、担当課が実績報告書の取りまとめを行ったうえで、注意看板や監視カメラ、不法投棄防止フェンス設置等の再発防止策の検討が行われることにより、個別最適化のみならず全体最適化も図られることが期待できる。

《補足》

実績の取りまとめを行うことは、不法投棄廃棄物の種類や発生場所の想定と検証、契約方法の再検討を行う機会にもつながると考えられる。

【生活環境部】

NO.	事業名	課・室
15	産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業	循環社会推進課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	不法投棄等の違法行為や不適正処理が依然として跡を絶たない状況の中、処理施設の基盤整備等により、不法投棄の防止や適正処理の推進に努める必要性がある。
事業の目的	周辺住民の不安解消を図るため、市町村又は処理施設設置者が行う環境整備や周辺住民の利便性向上につながる施設整備に対し支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業費補助 - 産業廃棄物処理施設への運搬車両増加に伴い損傷した路面の舗装補修 - 産業廃棄物処理施設への運搬車両増加に伴う離合困難箇所の道路拡幅 - 産業廃棄物処理施設周辺の環境を安全に保つための環境測定機器更新

2. 事業実施期間

平成 18 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
周辺住民の不安解消箇所数（箇所）	目 標	3	3	3
	実 績	9	10	9
	達成率	300%	333%	300%

環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
事業実施箇所数（箇所）	目 標	3	3	3
	実 績	9	10	9
	達成率	300%	333%	300%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	73,613	68,129	62,571
決 算 額	63,512	65,897	50,433
繰 入 金	63,512	65,897	50,433

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
産業廃棄物税基金繰入金	8/10(優 9.5/10)以内
環境保全協力金基金繰入金	8/10(優 9.5/10)以内

(4) 決算額の内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
需 用 費	153	169	0
役 務 費	91	0	0
使 賃 料	76	0	0
補 助 金	63,192	65,728	50,433
計	63,512	65,897	50,433

6. 監査結果

(1) 事業全般

指摘 15-1		予算額の見直し等について
改善事項	産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業の予算額が目標値に比較して過大になっている。有効性や効率性を把握して事業が行われているとは判断できなかったことから、予算額の見直し等を図る必要がある。	

《補足》

過去3年間の事務事業評価シートは次のとおり。

	予算額	決算額	活動指標・成果指標 周辺住民の不安解消箇所数	
			目標	実績
令和3年度	69,099 千円	63,512 千円	3 箇所	9 箇所
令和4年度	66,501 千円	65,897 千円	3 箇所	10 箇所
令和5年度	59,941 千円	50,433 千円	3 箇所	9 箇所

大分県産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業費補助金交付要綱の補助限度額は次のとおりとなっている。

別表

補助対象経費	補助率	限度額
第2条第3号の事業にあっては、環境保全協議会の設置及び運営に要する経費	10/10以内	250千円
第2条第1号、第2号及び第4号の事業にあっては、工事費（ただし、設計費用を含み、用地費及び補償費は除く。）	8/10以内 （ただし、『優良産廃処理業者認定制度』認定業者及び『おおいた優良産廃処理業者評価制度』認定業者の施設周辺の環境整備を行う場合は、9.5/10以内とする。）	10,000千円 （ただし、通算の補助限度額は、30,000千円とし、『優良産廃処理業者認定制度』認定業者及び『おおいた優良産廃処理業者評価制度』認定業者の施設周辺の環境整備を行う場合は、単年度の限度額を15,000千円とする。）

別表から3箇所を実施しても最大30,000千円～45,000千円／年程度となり、目標値から見た場合は明らかに過大な予算となっている。

事業の目標を達成するために可能な範囲内で予算が策定されているとすれば、今の目標からは予算額が過大であるように見える。

財源が産業廃棄物税基金と環境保全協力金基金であることにより、安易に事業が関連しているという点をもって漫然と支出されているとの疑念を抱かれないう、丁寧に事業を進めていく必要がある。

(2) 個別事項

指摘 15-2	資料受領の記録について
勸奨事項	津久見市からの事業実績報告書の添付資料に不足があり、追加資料が後日提出されていることについて、当該事実や事後の提出日が記録されていなかった。書類の瑕疵や対応について、可能な限り正確に記録を残しておくことが望ましい。

《補足》

大分県産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業実績報告書の日付が令和6年3月18日とされ、事業の完了年月日が令和6年3月15日と記載されている一方、添付資料の請求書（の写しの）日が令和6年3月19日となっていたことから担当課に質問したところ、市の添付資料に不備があったために請求書を追加添付されたという回答を受けたものである。

指摘 15-3	交付申請時の積算根拠について
勸奨事項	事業認定後に佐伯市において入札が実施され工事契約が交わされているが、その後変更契約（金額の増額）が交わされていた。最終的に工事金額が事業認定時の工事金額と完全に一致していた。 事業認定時の工事金額を上限として工事変更が行えるような慣例が生じていたり、そのような認識をもっていたりするといった疑念を持たれる可能性や、入札を実施する意義が薄まる可能性が考えられる。 担当課は事業認定時の十分な積算の検討を促すとともに、安易な変更や変更額の合理性について十分留意しておく必要がある。

《補足》

工事内容は次のとおり。

市道 A 線舗装補修工事

提出書類	提出日	事業費（税込）	備考
事業実施計画書	令和 5 年 6 月 22 日	2,960,100 円	認定時
交付申請書	令和 5 年 7 月 25 日	2,960,100 円	当初申請時
変更承認申請書	令和 5 年 10 月 2 日	2,640,000 円	入札による減
変更承認申請書	令和 5 年 10 月 31 日	2,960,100 円	追加施工・施工区 間変更

市道 B 線舗装補修工事

提出書類	提出日	事業費（税込）	備考
事業実施計画書	令和 5 年 6 月 22 日	1,944,800 円	認定時
交付申請書	令和 5 年 7 月 25 日	1,944,800 円	当初申請時
変更承認申請書	令和 5 年 10 月 2 日	1,732,830 円	入札による減
変更承認申請書	令和 5 年 10 月 31 日	1,944,800 円	追加施工・施工区 間変更

指摘 15-4		交付申請時の積算根拠について
勸奨事項	佐伯市が交付申請の際に添付した総括情報表の諸経費区分・適用年が最新のものではないケースが見られた。担当課は可能な限り最新の もので提出するように市に指導されたい。	

《補足》

計画書や申請書に添付される総括情報表には、工事設計の計算基礎の条件が示されている。変更承認申請書では、総括情報表の諸経費区分・適用年が最新のものに更新されていることから最終的な金額に影響はなかった。

提出書類	提出日	諸経費区分・ 適用年	単価適用年月日
事業実施計画書	令和 5 年 6 月 22 日	公共令和 4 年 7 月 15 日	令和 5 年 5 月 15 日付

交付申請書	令和 5 年 7 月 25 日	公共令和 4 年 7 月 15 日	令和 5 年 5 月 15 日付
変更承認申請書	令和 5 年 10 月 2 日	公共令和 5 年 7 月 15 日	令和 5 年 8 月 15 日付
変更承認申請書	令和 5 年 10 月 31 日	公共令和 5 年 7 月 15 日	令和 5 年 8 月 15 日付

指摘 15-5		取引金額の妥当性
勸奨事項	民間企業甲社の交付申請時の見積合せの見積書の様式が 2 者一致しており、直接工事費の一部や間接工事費や一般管理費等の金額が一致していた。また、見積合せ先として提出された本工事内訳書には不正確な記載内容が見られ、見積書の正確性にも疑念がある。見積合せが適切に行われているとは判断できなかった。	
	担当課は、提出書類を十分にチェックすることが必要である。その上で、書類に異常点が認められる場合は、事業実施機関と請負業者との関係性、取引金額や業務の適正性について第三者取引と同等レベルのものであるかといった点について検討を行い、その過程を記録する対応が求められる。	

《補足》

令和 5 年度農道 C 線道路舗装工事における見積書の内訳は次のとおりとなっていた。

	採択業者（甲社）	不採択の見積業者
見積金額（税込）	13,648,360 円	14,693,360 円
うち直接工事費	5,626,600 円	6,576,600 円
うち間接工事費	4,141,000 円	4,141,000 円
うち一般管理費等	2,640,000 円	2,640,000 円
消費税	1,240,760 円	1,335,760 円

また、不採択業者の本工事費内訳書をみると、直接工事費が 6,576,600 円と記載された行がある一方、根拠不明の 4,846,000 円と記載されている行が存在し、計算の正確性が認められない事項があったが担当課は把握していなかった。こ

の点については、監査実施期間中に見積合わせ先から記載ミスであったとの報告を受けたという。担当課は提出書類について疑念がある場合、必要に応じて参考見積を別の業者から別途徴収するといった対応を検討する余地がある。

指摘 15-6	変更理由の妥当性等の検討について
勸奨事項	宇佐市より設計変更を理由として事業変更承認申請書が提出されているが、添付されている変更理由書の記載内容が十分ではないものが複数見受けられる。変更理由が不可避的なものであったこと、確からしさが把握できる程度に、記載を具体的に行うよう市に促すとともに、担当課は変更の必要性や正当性、妥当性を十分に確認することが望ましい。

《補足》

D線舗装工事に係る変更理由書には、追加工事が補助金の交付対象事業の範囲内であることが明確に記載されていなかった。具体的には、変更理由書に終点付近にリース会社の車両及び重機の搬出入口があり、搬出入口を越えた所まで施工してほしいとの要望があったため施工延長したものとされていたが、事業実施要領で定められている補助金の交付対象事業の範囲とされる周辺住民が被った利便の低下であることが明確に示されていない。

E線舗装工事に係る変更理由書には、協議の結果としているが、協議を行った具体的な日付や場所、協議者名についての記載はなく議事録等が添付されていなかった。

F線道路改良工事に係る変更理由書には、隣接の耕作者との協議の結果、追加施工による増額変更をしたとされているものの、協議を行った具体的な日付や場所、協議者名についての記載はなく議事録等も添付されていなかった。

金額の変更を伴うものについてはその根拠を具体的に記載すること、また当初の設計段階で周辺住民と十分な協議を行い、変更による事務（コスト）が可能な限り発生しないよう努められたい。

【生活環境部】

NO.	事業名	課・室
16	産業廃棄物処理施設等監視指導事業	循環社会推進課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	県内の産業廃棄物処理施設にて、木くずの保管基準違反による火災や産業廃棄物の不適正処理が原因と見られる水質悪化や不法投棄が発生しており、排出事業者及び産廃処理業者に対する監視指導を強化する必要がある。
事業の目的	産業廃棄物処理業者自らがレベルアップを図るための仕組みづくりとともに、産業廃棄物監視員によるパトロールやドローンによる上空監視、水質検査、経営審査など産業廃棄物処理施設の監視指導を徹底的に実施することにより、産業廃棄物の適正処理の徹底を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
- 産業廃棄物監視員による監視 - 産業廃棄物に係る検査指導 - 最終処分場設置者等経営実態監視 - 上空からの監視

2. 事業実施期間

平成 20 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
保管基準違反による県管轄産廃処理施設火災防止率 (%)	目 標	100	100	100
	実 績	100	100	100
	達成率	100%	100%	100%

環境関連活動指標		令和３年度	令和４年度	令和５年度
産業廃棄物監視員監視件数（件数）	目 標	10,000	10,000	10,000
	実 績	10,000	12,847	12,411
	達成率	100%	128%	124%
ドローンによる監視箇所（箇所）	目 標	10	10	10
	実 績	18	17	19
	達成率	180%	170%	190%

４．概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

５．予算・決算額

（１）予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

（２）当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算	50,167	55,522	54,314
決 算 額	38,955	43,065	41,646
繰 入 金	38,873	42,959	41,489
諸 収 入	82	106	157

（３）主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
産業廃棄物税基金繰入金	－

（４）決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和３年度	令和４年度	令和５年度
報 酬 等	24,228	24,021	25,248
旅 費	2,026	1,932	2,351
需 用 費	6,511	7,488	6,959
役 務 費	733	744	494
委 託 料	4,660	4,461	4,556
使 賃 料	355	490	747

備品購入費	0	3,367	506
補助金	406	406	736
公課費	36	156	49
計	38,955	43,065	41,646

6. 監査結果

(1) 監視対象施設の管理について

指摘 16-1	重点監視先のあり方について
勸奨事項	担当課は各保健所から問題があった先を挙げてもらい重点監視先として月1回以上の監視に努めているようであるが、重点監視先の要件が明文化されていない状況である。 今後は重点監視先を明確にして、リスクの高い先が容易かつ網羅的に管理されていることを第三者から把握しやすい状況にしておくことが望ましい。

《補足》

産業廃棄物の適正処理の推進及び不法投棄の防止のために設置する産業廃棄物監視員等の業務、例えば監視対象施設、監視計画や業務結果の報告に係る内容や手順等の必要な事項は、『産業廃棄物監視員等業務実施要領』に定められている。

監視対象施設等は次のとおりとなっている。

- ① 産業廃棄物処理施設（産業廃棄物を保管又は処分するための施設）
- ② 産業廃棄物処理業者（産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行っている者の事業所又は事業場）
- ③ 産業廃棄物排出事業者（事業活動に伴い産業廃棄物を排出する者）の事業所又は事業場
- ④ 産業廃棄物の資源化・再生利用業者の事業所又は事業場
- ⑤ 廃棄物の不法投棄場所・不法投棄監視カメラ設置場所
- ⑥ 有害使用済機器の保管又は処分事業者

現状ではこの要領には重点監視先の基準や取扱いが規定されていない。監視指導マニュアル（立入検査、行政指導）（令和2年4月改訂版）にも、「重点監視」

の意義や具体的な要件は定められていなかった。

要領、マニュアルに新たに規定するか、あるいは監視員等の日常業務を遂行するうえで必要な事項の要点が記載された『産業廃棄物監視員等のための業務の手引き』等に加えるといった対応を検討することが望まれる。

（２）情報の利用について

指摘 16-2	情報の集約化
勸奨事項	苦情や不法投棄 110 番、メールの内容や件数などが整理、集約されていなかった。 一覧表を作成、更新して、必要な情報が識別、把握、処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保するといった内部統制の充実を図ることが望ましい。

《補足》

『産業廃棄物監視員等のための業務の手引き』によると、苦情等処理に関して不法投棄、不適正処理等に関する苦情や情報提供を受理した際は、苦情処理簿の項目に沿って詳細に聴取した後、担任区域の保健所の職員と協議のうえ速やかに現場に赴き実態調査を実施し必要な措置をとる等苦情処理にあたり、その結果を苦情処理簿により保健所長等に報告すること、書類の整理に関しては、苦情処理簿、不法投棄等調査報告書等については、所轄の各保健所等において、整理、保管をすることとされている。

一方、産業廃棄物の不法投棄や不法焼却を発見した場合に利用される、電話、FAXまたは電子メールを用いて連絡する『不法投棄 110 番』の連絡先は循環社会推進課（廃棄物監視指導班）宛となっている。

情報が、指導班と保健所に分散されていることが推察されることから、情報の一元化を効率的に図ることが望ましい。県全体でのインシデント一覧表の作成を行うことは対応策の 1 つと考えられる。

指摘 16-3	マニフェストのさらなる活用について
勸奨事項	担当課から、モニタリングの対象業者（会社）が赤字を計上している場合、マニフェスト（処理量）と売上高の関係を比較するケースがあるとの説明を受けたが、今後はモニタリングを行う処理業者を抽出する際に、分析的手続を利用できないか検討する余地がある。

《補足》

分析的手続とは、財務データ相互間又は財務データと非財務データとの間に存在すると推定される関係を分析・検討することによって、財務情報を評価することをいう。分析的手続には、他の関連情報と矛盾する、又は推定値と大きく乖離する変動や関係する必要な調査も含まれる。

例えば、マニフェスト（処理量）総量と売上高の総額の比率を期間比較するといったことにより異常点を識別することが考えられる。電子マニフェストの活用を含め、より効果・効率的な監視ができる工夫を検討されたい。

（３）その他（経営実態監視業務委託）

大分県では過去に行政代執行事案が複数発生していることから、産業廃棄物処理業者に対する経営状態についての監視を強化している。特に、産業廃棄物処分業者においては、経営状態が悪化すると産業廃棄物の処理が滞り、未処理の産業廃棄物の滞留が見られることがある。本業務では、産業廃棄物処分業者の経営状況について監視を行い、産業廃棄物行政代執行事案の早期発見及び再発防止を図ることを目的としている。

具体的には次年度更新予定の処分業者に財務諸表を提出させ、監視対象事業者が選定される。職員と公認会計士が合同で立入検査を行い、関係帳簿等の検査を実施する。公認会計士は立入検査結果から、対象事業者が一定の経理的基礎を有するか否かについて報告書を作成し、報告する。この際、経営改善計画を要すると判定された事業者については、別途、経営改善計画書を提出させた上で、公認会計士が改めて一定の経理的基礎を有するか否かについて報告書を作成し、報告する。報告書については事業者へ提供し、今後の事業改善に活用されることとなっている。

また、経営状況が非常に悪い事業者については、継続した改善指導を行うと共に

に、経営監視が必要と判断された場合は更新予定にかかわらず、監視対象事業者として、経営監視頻度を上げて対応している。

指摘 16-4	契約のあり方について
改善事項	経営実態監視業務委託の見積結果表を過去3年分閲覧したところ、同一の者、同一価格により契約予定者が決定されていた。見積合せの効果が発揮されているとは判断できない。 産業廃棄物処分業者の財務諸表をはじめとする機密性の高い資料を多く入手する業務の特殊性等を鑑み1者随意契約とする、あるいは1者随意契約に足る理由がないのであれば見積業者を新たに加えることを検討するなど、少なくとも現状より合理性や透明性、競争性が確保されるよう改善することが必要である。

【生活環境部】

N0.	事業名	課・室
17	災害時海岸漂着物処理事業	循環社会推進課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	台風や豪雨等による大規模災害で被害を受け、通常の海岸漂着物地域対策推進事業や国の災害復旧事業等に対応ができない場合に早急な県管理海岸等の復旧を図る必要がある。
事業の目的	災害発生時の海岸漂着物の迅速な撤去。

(2) 事業の内容

事業の内容
災害により発生した海岸漂着物の回収・運搬・処分等業務を委託するもの。

2. 事業実施期間

令和元年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

アウトプット型事業のため、設定なし。

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はなし。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	50,000	50,000	50,000
決 算 額	0	65,637	0
一般財源	0	23,754	0
繰 入 金	0	23,753	0
国 庫	0	18,130	0

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
産業廃棄物税基金繰入金	－
地域環境保全対策費補助金	－

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委 託 料	0	65,637	0
計	0	65,637	0

6. 監査結果

指摘 17-1	事業の財源について
勸奨事項	令和5年度、災害時海岸漂着物処理事業予算額 50,000 千円のうち産業廃棄物税基金 25,000 千円が充てられることとされている。 一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物と定義する法に照らし、海岸漂着物を一般廃棄物と捉えた場合、産業廃棄物の排出抑制や処理推進を目的とした産業廃棄物税を充当することについて、合理的ではないと考えられる見方もあるだろう。 事業の財源構成について問題がないか再度確認するとともに、今後産業廃棄物税基金を充当するのであれば、財源割合を含め合理的な根拠を明示した上で事業が実施されることが望まれる。

《補足》

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

第二条

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

○大分県産業廃棄物税条例

（課税の根拠）

第一条 循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物税を課する。

なお、海岸漂着物は一般廃棄物であるが産業廃棄物税を充ててよいか担当課に尋ねたところ、次のような回答を受けている。

災害により発生した海岸漂着物は災害廃棄物であり、災害廃棄物は一般廃棄物として市町村が処理するが、海岸漂着物には当然産業廃棄物も混在している。また、海岸漂着物は塩分を多く含んでいることから、市町村での一般廃棄物処理施設での処理が難しく、速やかに適正処理するために、実際は産業廃棄物として産業廃棄物処理業者に委託して処理されていることが多いことから産業廃棄物税を充当している。

【生活環境部】

N0.	事業名	課・室
18	プラスチックごみ削減推進事業	循環社会推進課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	近年、生態系や人の健康への影響が懸念されるプラスチックごみは増加傾向にあり、さらなるプラスチックごみ削減に向けて今一歩踏み出した総合的な対策が求められている。
事業の目的	新たに発生するプラスチックごみゼロを掲げ、県民、事業者、行政の3部門で取組を展開することでプラスチックごみ対策を総合的に推進する。

(2) 事業の内容

事業の内容
・ 3R推進キャンペーンの実施 ・ 県民向け海洋プラスチックごみに係る啓発 ・ 漁業系プラスチックごみ対策 ・ プラスチックごみ削減推進協議会 ・ 海洋プラスチックごみ発生源調査

2. 事業実施期間

令和5年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
プラスチックごみ削減協力事業者数（事業所）	目 標	－	－	4
	実 績	－	－	5
	達成率	－	－	125%

環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
大分県プラスチックごみ削減推進協議会開催回数 (回)	目 標	-	-	2
	実 績	-	-	1
	達成率	-	-	50%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	-	-	24,886
決 算 額	-	-	20,239
繰入金	-	-	17,525
国 庫	-	-	2,714

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
産業廃棄物税基金繰入金	-
地域環境保全対策費補助金	7/10

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	-	-	15
旅 費	-	-	134
委 託 料	-	-	20,054
使 賃 料	-	-	36
計	-	-	20,239

6. 監査結果

当該事業は、プラスチックごみ削減に向けて令和5年度より新たに実施されている事業である。令和5年度に実施した事業は、主として海洋プラスチックごみの発生源調査、ペットボトルキャップ回収運動等を通して県民参加型の意識啓発活動の実施、漁業事業者等に対するプラスチックごみの発生抑制対策等である。

(プラスチックごみの現状)

近年海洋プラスチックごみによる海洋汚染問題が世界的に深刻化し、2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えるという試算も出ているほどである。また、海洋人工ごみの約7～8割が内陸部から河川を通して海に流出する陸域由来(注)とされている。従って、内陸部にあるプラスチックごみが河川に流出しやすい場所(ホットスポット)の傾向を明確にし、発生段階で抑制していくことが重要になってくる。

(注)

陸域由来：内陸で発生し海に流れ出たもの。ペットボトル、レジ袋、プラ容器等
海域由来：漁業や漁船等から出るもの。漁網、釣り糸等

(所管課作成資料より)

指摘 18-1	プラスチックごみ分別回収が未実施の自治体について
勸奨事項	県内市町村のプラスチックごみの分別収集を進めていただきたい。

《補足》

監査時点で、県内18市町村のうち半分以上の11市町村でプラスチックごみの分別収集が未実施である。分別回収に伴うコスト負担等がネックになっていることが推察されるが、そもそもプラスチックごみの分別収集が進まなければ、プラスチックごみの正確な削減量を把握することは困難であると考えられる。

県には、未実施の自治体に対する啓発活動をこれまで以上に進めていただきたい。

指摘 18-2	成果指標について
勸奨事項	成果指標はプラスチックごみ削減量を指標にすることを検討していただきたい。

《補足》

当該事業は、成果指標として「プラスチックごみ削減協力事業者数」を用いている。本来ならば「プラスチックごみの削減量」にすべきであると考えられるが、先に述べたように県内市町村の半分以上でプラスチックごみの分別収集が未実施であり、正確な削減量を把握できないため、やむを得ず「プラスチックごみ削減協力事業者数」を成果指標としているということであった。

しかし、協力事業者数の増加がどれだけプラスチックごみの削減に貢献しているか判らない以上、やはりこの指標は活動指標と言わざるを得ない。県内全市町村の削減量は把握できないにしても、プラスチックごみの分別収集を実施している市町村の削減量をもって成果指標にすれば、施策の効果がある程度把握できると考えられるため、検討していただきたい。

指摘 18-3	プラスチックごみ発生源調査の結果について
勸奨事項	プラスチックごみ発生源調査により、プラスチックごみの投棄が常態化している場所がある程度特定されているため、当該場所については投棄を抑制するための施策を講じていただきたい。

《補足》

プラスチックごみの発生源調査により、投棄が常態化している場所がある程度特定されているということであったが、この発生源に対して投棄を抑制するための施策が令和6年度の事業内容を見ても確認できなかった。発生段階からの抑制が最も有効であることを考慮すれば、発生源に焦点を当てた施策が必要ではないかと考える。

指摘 18-4	県民の意識を高めるための啓発活動について
勸奨事項	海洋プラスチックごみについて、沿岸域の住民以外にも身近な問題として意識してもらえるように啓発活動を工夫する必要がある。

《補足》

海洋プラスチックごみの約8割は陸域由来と言われている反面、日常生活の中でプラスチックごみを目の当たりにする沿岸域の住民を除いては、身近な問題として認識されていないのが実状のようである。

県民参加型の意識啓発活動として、ペットボトルキャップや白色トレイの回収運動が実施されているが、このような全ての県民が手軽に参加可能な意識啓発活動をさらに充実させていく必要があると考える。

【商工観光労働部】

NO.	事業名	課・室
19	ものづくり循環経済促進事業	工業振興課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	国は環境活動としての3R（Reduce・Reuse・Recycle）から循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換が必要であると、循環経済ビジョン2020（経済産業省 2020.5）を策定した。特に、製造業においては、資源投入量・消費量を抑えつつ、設計から廃棄段階まで含めたモノのライフサイクル全体を考慮した製品づくりを行う必要があることから、県内の中小企業が持続可能なものづくりに転換していくためには継続的な支援が必要である。
事業の目的	循環経済への転換を促進し、持続可能なものづくり産業の育成を図るため、ものづくりのサイクルである「設計・生産・廃棄」の段階における産業廃棄物の削減等に資する設備投資を支援するとともに、市場や社会からの環境配慮要請をビジネスチャンスとするための情報提供を行う。

(2) 事業の内容

事業の内容

① 産業廃棄物削減等ものづくり補助金

廃棄物の発生抑制、減量化及び再生利用等に資する設備導入を支援

補助対象事業			補助率	上限額	件数
①設計段階	での	発生抑制	1/2以内	15,000千円	5件
②生産段階		減量化			
③廃棄段階		再生利用(マテリアルリサイクル、アップサイクル)			
④熱利用(サーマルリサイクル)		7,500千円		予算の範囲内	

② ものづくり循環経済促進セミナー

製造業における循環経済の促進、環境経営、SDGs 等に関する世界の動向及び事例紹介のセミナーを実施

2. 事業実施期間

令和3年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
産業廃棄物削減等設備 導入支援件数（件）	目 標	7	7	5
	実 績	6	5	4
	達成率	85.7%	71.4%	80.0%
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

4. 概要の補足説明

① 産業廃棄物削減等ものづくり補助金（補助実績）

年度	No.	分野	テーマ	業種(主たる事業)
R3	1	マテリアルリサイクル	廃プラスチックのリサイクルを進めるための選別徹底及び破砕機導入による再生原料化(1次加工)・燃料チップ化	廃棄物処理業
	2	マテリアルリサイクル	ポリ塩化ビニル(PVC)を再生プラスチック原材料としてリサイクルするための一軸破砕機導入によるフレーク化	廃棄物処理業
	3	減量化 (マテリアルリサイクル)	土木現場で発生する竹を防草土の原材料等として有効活用するための伐倒機・破砕機導入による竹チップ化	建設業
	4	減量化 (マテリアルリサイクル)	ウイスキー製造工程で排出される麦芽粕を有効活用するためのスクリュープレス脱水機導入による全量飼料化	製造業
	5	減量化	ゴム成形のエア不良品(生産ロス)を削減するための真空射出成型機導入によるゴムくずの減量化	製造業
	6	減量化 (マテリアルリサイクル)	コンクリートがら・汚泥の発生を減量化するための破砕機の導入によるリサイクルクラッシュラン(路盤材)への再生利用	製造業
R4	1	減量化 (マテリアルリサイクル)	小粒径破砕機導入による残コン・戻コンの透水性コンクリートへの再資源化	建設業
	2	サーマルリサイクル	廃プラスチックの機械式選別機導入による固形燃料生産の増量化	廃棄物処理業
	3	発生抑制	無処理CTPシステム導入による印刷工程における強アルカリ廃液の発生抑制	印刷業
	4	減量化	微粉砕機及び安定供給機導入による使用済みPP/PEの再ペレット過程における歩留まり改善(産廃の減量化)	製造業
	5	マテリアルリサイクル	洗浄脱水設備導入による物流用パレットの廃プラ再生原料への再資源化(1次加工)	運送業
R5	1	サーマルリサイクル	自走式破砕機導入による建設廃材(木くず)の燃料チップ化	建設業
	2	発生抑制	CTPシステム導入による印刷工程における廃プラ及び廃アルカリの発生抑制	印刷業
	3	マテリアルリサイクル	圧縮機導入による廃プラスチックの再生ペレットへの原料化(1次加工)	廃棄物処理業
	4	マテリアルリサイクル	再生樹脂ペレット製造機の導入によるプラスチック製品成型不良(廃プラ)の再資源化	製造業

② ものづくり循環経済促進セミナー

○令和3年度実績：令和4年3月11日実施

- ・テーマ：「持続可能なものづくり」のため、今、動く！（入門編）
～「SDGs目標ゴール12 つくる責任」を考えよう～
- ・基調講演：「循環経済ビジョン2020」について
(経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課 課長補佐（総括） 吉川 泰弘)
- ・講演：「循環経済移行に向けて地域のものづくりが考えるべきこと」
(有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部 シニアマネジャー 松田 晋太郎)

○令和4年度実績：令和5年3月14日実施

- ・テーマ：生き残るための「持続可能なものづくり」への転換
～「SDGs目標ゴール12 つくる責任」に取り組もう～
- ・基調講演：「GX時代における循環経済（サーキュラーエコノミー）」について
(経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課 課長補佐（総括） 吉川 泰弘)
- ・講演：「なぜ今、循環経済移行なのか？ 第一歩を踏み出す前に」
(有限責任監査法人トーマツ リスクアドバイザー事業本部 シニアマネジャー 松田 晋太郎)

○令和5年度実績：令和6年3月13日実施

- ・テーマ：「持続可能なものづくり」に必要な「モノ」の価値の再考
～「SDGs目標ゴール12 つくる責任」を果たそう～
- ・基調講演：「成長志向型の資源自律経済戦略と日本の資源循環経済政策」について
(経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課 課長補佐（総括） 吉川 泰弘)
- ・講演：「サーキュラーエコノミー実践。循環型ビジネス構築に向けて」
(サークルデザイン株式会社 代表取締役 那須 清和)

5. 予算・決算額

- (1) 予算区分

政策的経費

 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	90,565	90,595	75,409
決 算 額	51,029	44,863	37,508
繰入金	51,029	44,863	37,508

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
産業廃棄物税基金繰入金	10/10

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	75	75	100
旅 費	8	5	2
需 用 費	1	1	1
委 託 料	0	33	33
使 賃 料	22	22	2
補 助 金	50,923	44,727	37,370
計	51,029	44,863	37,508

6. 監査結果

健全で効率的な廃棄物処理、資源の高度な循環利用を促進すべく、経済産業省が2020年5月に策定した「循環経済ビジョン2020」によれば、それまで促進されてきた3R（Reduce・Reuse・Recycle）から循環経済（Circular Economy）への転換が提言されている。循環経済とは、あらゆる経済活動において、資源投入量・消費量を抑えつつストックを有効利用しながらサービス化等を通じ、付加価値の最大化を図る循環型経済社会活動と位置付けられている。

このような循環性が高い経済社会を実現するためには、事業者においても事業活動を実施するにあたり、設計・生産・利用・廃棄のあらゆる段階において循環性を意識した取組を選択する必要がある。当該事業は、事業者に対してこのような取組を促すために実施されている事業であり、令和5年度の主な事業内容

としては、事業者が循環経済への転換が見込める設備投資を行う場合に補助金による資金援助を行っている。なお、当該事業は産業廃棄物税（注）活用事業である。

（注）産業廃棄物税

産業廃棄物税とは、産業廃棄物の排出量や処分量に応じて課税される法定外目的税であり、税収は産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクル率向上支援、不適正処理の対策強化などに使われている。産業廃棄物税は目的税であることからその使途が以下の４つに限定されている。

産業廃棄物税の使途「４つの柱」

- １ 排出抑制・再生利用の推進
- ２ 適正処理の推進
- ３ 基盤整備の推進
- ４ 啓発広報の推進

（循環社会推進課のＨＰより）

指摘 19- 1	補助金の採択件数について
勸奨事項	産業廃棄物削減等ものづくり事業費補助金の採択件数を増やしていく方策を検討していただきたい。

《補足》

第３次大分県環境基本計画によれば、当該事業で実施している産業廃棄物削減等ものづくり事業費補助金の採択件数を令和６年度までに８５件にすることを目標値としている。これに対し、令和５年度までの採択件数の実績値は８６件であり、計画上の目標値はすでに達成されている。

しかし、上記の目標値は、当該事業の過去の実績がおよそ年間５件程度の採択件数であったことから、今後も同程度の採択件数が続けば概ね達成可能な数値として設定されているため、目標値としては些か低すぎるのではないだろうか。

一般的には、少なくとも過去の実績を上回り相応の努力が払わなければ達成できない数値を目標値に設定すべきと考えられることから、目標値については再度検討していただきたい。

指摘 19-2	補助金申請前の相談、支援体制について
勸奨事項	事業者が補助金を申請する前の段階で、具体的な相談、支援を受けられる体制をより充実していただきたい。

《補足》

当該事業は、先に述べた産業廃棄物削減等ものづくり事業費補助金以外にも、県内の製造業事業者を対象にした循環経済に関するセミナーを実施している。セミナーは令和3年度から年1回実施されているため、事業者の間でも循環経済の必要性、重要性についての理解は広まりつつある一方で、具体的に何に対してどのように取り組めばよいかわからないという声もあるということであった。

従って、今後県としては、事業者が補助金を申請する前の段階での相談、支援の体制を今まで以上に充実させる必要があると思われる。また、そのように申請前の段階から県が積極的に相談、支援していくことで、補助金の採択がスムーズに行えるようになり、結果的に採択件数の増加に結びつくと考えられるため検討していただきたい。

【商工観光労働部】

NO.	事業名	課・室
20	グリーン・コンビナートおおいた創出事業	工業振興課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	今後の経済活動において、脱炭素化への対応は避けることができず、特に大分県経済を牽引する大分コンビナートのカーボンニュートラルと持続的成長の両立は、県勢発展を大きく左右する最重要課題の一つであり、関係者一丸となって解決を図っていく必要がある。 官民投資の効率を高めるには、次世代エネルギー水素等の供給・利活用、カーボンリサイクルなどを軸とした、新たな企業間連携や周辺地域との繋がりが必要不可欠である。
事業の目的	産学官連携による検討体制の下、大分コンビナートが2030年、2050年を見据えて向かうべき方向性（ありたい姿）を、関係者共有の「構想」として取りまとめ、「グリーン・コンビナートおおいた」の実現に向けた展望を切り拓いていく。

(2) 事業の内容

事業の内容
① 「グリーン・コンビナートおおいた推進構想」の策定 大分コンビナートの産業構造や立地地域として大分県が持つ優位性やポテンシャルの見える化を図り、ESG投資に繋げる。 ② コンビナート企業群の連携プロジェクトの策定 個社では非効率な取組について、コンビナート企業で連携可能な課題解決に向けた取組やプロジェクトを調査・策定。

2. 事業実施期間

令和5年度～

成果指標		令和３年度	令和４年度	令和５年度
連携案件（事業等）実施 件数、産産交流マッチング 及びGX取組件数（件）	目 標	－	－	6
	実 績	－	－	6
	達成率	－	－	100%
環境関連活動指標		令和３年度	令和４年度	令和５年度
設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

「グリーン・コンビナートおおいた推進構想」の取りまとめに向け、「グリーン・コンビナートおおいた」推進会議を令和5年8月、10月、令和6年1月に開催。

【オブザーバー】九州経済産業局、九州地方整備局、産業技術総合研究所



5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	－	－	41,045
決 算 額	－	－	35,824
繰入金	－	－	35,824

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
おおいた元気創出基金繰入金	10/10

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	－	－	33
旅 費	－	－	685
需 用 費	－	－	1,820
役 務 費	－	－	16
委 託 料	－	－	32,890
使 賃 料	－	－	380
計	－	－	35,824

6. 監査結果

(大分県の現状)

大分県は、製造品出荷額等は福岡県に次いで九州2位である反面、二酸化炭素排出量は全国13位、人口一人当たりでは全国1位という不名誉な状況となっている。また、特に産業部門の二酸化炭素排出量の構成割合は全国平均と比較して大きく、大分市の臨海コンビナート等を中心に二酸化炭素を多く排出する業種が県内に立地している影響と考えられている。

(事業の概要)

「グリーン・コンビナートおおいた推進構想（注）」の実現に向けて、令和5年度から実施されている事業であり、初年度の令和5年度においてはコンビナート企業群の連携プロジェクトの推進、調査等を実施している。

(注) グリーン・コンビナートおおいた推進構想

○ 目的

今後の経済活動において、カーボンニュートラルへの対応が求められる中、特に県経済の牽引役である大分コンビナートの脱炭素化と持続的成長の両立は、県勢発展を大きく左右する最重要課題の一つであり、関係者一丸となって解決を図っていく必要がある。その際、官民投資の効率を高めるには、次世代エネルギー水素等の供給・利活用、カーボンリサイクルなどを軸とした、新たな企業間連携や周辺地域との繋がりが不可欠となる。

脱炭素化に向けた革新的技術の実装には、もうしばらくの期間を要するが、産学官連携による検討体制のもと、大分コンビナートが2030年、2050年を見据えて向うべき方向性（ありたい姿）を、関係者共有の「構想」として取りまとめる。

○ 検討体制

大分コンビナート企業協議会の11社に加え、大分県知事、大分市長、大分大学長等で構成された「グリーン・コンビナートおおいた」推進会議において、水素の需要量・供給量のポテンシャル、カーボンリサイクルの可能性、必要となる供給インフラ・設備、考えられる企業間連携など、カーボンニュートラルに向けた大分コンビナートのトランジション構想を取りまとめ検討していく。

(大分県HPより抜粋)

指摘 20-1	より具体的な計画の策定について
勸奨事項	グリーン・コンビナートおおいた推進構想では2050年の大分コンビナートのあるべき姿を示している。いわばグランドデザインを示している状態であるため、将来的にはそのグランドデザインを実現するための具体的な計画の策定が望まれる。

《補足》

国は2020年10月に、2050年にカーボンニュートラルを目指すことを宣言している。2050年カーボンニュートラルの実現は、並大抵の努力では実現できず、エネルギー産業部門の構造転換、大胆な投資によるイノベーションの創出といった取組を大きく加速させることが必要であると言われている。

このような国の方針を受けて、大分県でも先に述べた「グリーン・コンビナートおおいた推進構想」を取りまとめているが、まだ緒についたばかりであることから、現時点では2050年の時点での大分コンビナートの目指す姿を示すに留まっている。よって、将来的には何らかの実用化を伴う具体的な計画の策定が望まれる。

指摘 20-2	構想の周知について
勸奨事項	大分コンビナートと直接関わりがない一般の県民に対しても、身近な課題として感じてもらえるような周知の方法を検討されたい。

《補足》

「グリーン・コンビナートおおいた推進構想」が取りまとめられたのは令和6年1月であることから、当該構想に対する県民の認知度はまだ低いと推察される。従って、特段大分コンビナートと直接関わりがない一般的な県民でも、関心を持ち身近な課題として認識してもらえるような周知の方法を検討し、認知度の向上に努めていただきたい。

指摘 20-3	成果指標について
勸奨事項	成果指標は、将来的には企業間のマッチングや試験的取組の回数ではなく、実用化した件数等にすることが望ましい。

《補足》

当該事業の成果指標は、企業間のマッチングや試験的取組の件数としている。しかし、それらの件数は単なる活動指標と言わざるを得ない。より正確な成果指標とするならば、成果となった件数、すなわちうまくいかなかった件数を除いた

実用化、事業化が見込める件数とするほうが妥当と考えられるため検討していただきたい。

【商工観光労働部】

N0.	事業名	課・室
21	エネルギー関連産業成長促進事業	新産業振興室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	2050 年までのカーボンニュートラル達成に向けて、再生可能エネルギーをはじめ、次世代エネルギーである水素等の導入に向けた機運が高まっている。大分県においてもこうした社会情勢に対応するため、県内企業の取組を後押しする必要がある。
事業の目的	エネルギー産業を、県経済を牽引する産業へ育てるため、「大分県エネルギー産業企業会」を中心に、本県の強みを活かしたエネルギー関連施策を展開する。

(2) 事業の内容

事業の内容
1 エコエネルギーチャレンジ支援事業 水素関連産業の事業化支援や地域と産業を有機的に結び付け、エネルギーの効率的な活用を図る「スマートコミュニティ」の形成に向けた研究開発を補助（県 2/3） 2 「大分県版水素サプライチェーン」構築事業 「大分県版水素サプライチェーン」の構築に向け、水素の需給をバランスよく立ち上げるため、燃料電池トラックの導入実証や水素の利活用を促進するためのセミナー・イベントを開催 3 水素充填インフラ拡大事業 水素ステーションのインフラ整備への補助制度創設により、民間事業者の投資を呼び込むとともに、燃料電池車両の利便性向上や普及に向けて水素供給能力向上を進める（中規模以上：上限 50,000 千円（受益者負担 1/2）、小規模：上限 30,000 千円（受益者負担 1/2））

4 燃料電池車両導入促進事業

国補助に定額の上乗せ補助を実施することで、導入ハードルを下げ、燃料電池車両を身近に利用できる環境を作る

- ① 燃料電池車両購入支援事業費補助金（定額：500 千円/台）
- ② 燃料電池フォークリフト導入支援事業費補助金
（中小企業：上限 3,000 千円、大企業：上限 1,500 千円）

2. 事業実施期間

平成 30 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業化件数〔研究開発金銭的成果件数、販路開拓成約件数〕（件）	目 標	15	15	15
	実 績	15	18	21
	達成率	100%	120%	140%
環境関連活動指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
研究開発補助件数（件）	目 標	4	4	4
	実 績	5	3	3
	達成率	125%	75%	75%
新エネ・省エネコーディネーター対応（件）	目 標	200	200	200
	実 績	133	174	184
	達成率	66%	87%	92%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

（1）予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	54,052	79,052	154,661
決 算 額	53,628	69,690	58,009
一般財源	0	0	22,793
繰 入 金	7,131	5,451	9,612
国 庫	46,497	64,239	20,604
諸 収 入	0	0	5,000

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
産業廃棄物税基金繰入金	－
おおいた元気創出基金繰入金	－

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	0	0	40
旅 費	526	526	961
委 託 料	2,131	451	33
使 賃 料	0	0	2
負担金・補助金	50,971	68,713	51,973
積 立 金	0	0	5,000
計	53,628	69,690	58,009

6. 監査結果

当該事業は、主な事業として大分県エネルギー産業企業会の運営を行っている。大分県エネルギー産業企業会とは、平成24年6月2日、県内のエネルギー関連企業や大学、行政機関等の力を結集し、エネルギー産業を県経済の新たな牽引産業とすることを目指して設立された任意団体である。事務局は県庁内にあり、運営事務は県の職員が行っている。

当該企業会では、会員による研究開発への支援のほか、会員向けセミナー等による人材育成、展示会への出展等による販路開拓などの事業を展開し、エネルギー産業の育成に向けた活動を総合的に支援している。

また、この他にも水素充填インフラ拡大事業、燃料電池車両導入促進事業等を実施している。

指摘 21-1	エネルギー産業企業会の経営状況の公表について
改善事項	任意団体に対する指導指針である「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」に則った経営状況の公表を行っていただきたい。

《補足》

エネルギー産業企業会はいわゆる任意団体である。県は任意団体に対する指導指針を「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」として定めている。同指針において、任意団体のホームページ等で公表することが要求されている事項のうち、前年度の決算状況、県費の受入状況、業務に携わる県職員の数等については、ホームページ上での掲載が確認できなかった。掲載されていないということであれば、速やかに同指針に則った公表内容に改めるべきと考える。

（参考）県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針

第6 任意団体の運営
8 経営状況の公表
任意団体は、事務処理や財政支援などにおける県との関わりが深いことから、その運営の透明性を高めるため、以下の事項について、ホームページ等により <u>公表を行う</u> ものとする。
(1) 団体の規約等
(2) 団体の役員
(3) 団体の事務局（業務に携わる県職員の数等）
(4) 事業内容
(5) 収支状況（前年度の決算状況等）
(6) 県費の受入状況
(7) その他必要な事項

指摘 21-2	P P A 事業への参入促進について
勸奨事項	P P A 事業は、新しい再生可能エネルギーの導入モデルとして注目されているものの、県内では参入する事業者も需要者もまだ少ない。認知度を高めるため、より一層の普及啓発活動に努めていただきたい。

《補足》

P P A (Power Purchase Agreement) 事業とは、企業や自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で太陽光発電設備等を設置し、発電した電気を企業や自治体が施設で使う事業をいう。これにより、電気料金と CO₂ 排出を削減ができると同時に、設備は第三者（事業者または別の出資者）が所有することとなるため、資産保有をすることなく再生可能エネルギーを導入することが可能となる。

P P A 事業は太陽光など再生可能エネルギーの普及に繋がるため、カーボンニュートラルの実現には有用な事業であると考えられる。しかし、現時点では P P A 事業の認知度は高いとは言えないため、セミナー等を通じてより一層の普及啓発活動に努めていただきたい。また、モデル事業を提示する意味においても、可能であれば県の施設等を用いて P P A 事業が実施できないかも合わせて検討していただきたいところである。

【農林水産部】

N0.	事業名	課・室
22	中山間地域等直接支払事業	地域農業振興課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	中山間地域の農業・農村地域が有する多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の生命・財産と豊かな暮らしが守られている。一方で、中山間地域は平地部と比べ、自然的、経済的、社会的条件等が不利な地域があることから、高齢化が進展し、担い手の減少、荒廃農地の増加等が原因で、多面的機能が低下し、国民全体にとって大きな経済的損失が生じることが懸念されている。
事業の目的	多面的機能の低下を防ぐため、中山間地域等の農業生産活動が持続的に実施されるよう、平地部との生産条件に関する不利を補正するための支援を行う。

(2) 事業の内容

事業の内容
1 中山間地域等直接支払交付金（国 1/2 県 1/4 市町村 1/4） - 集落等を単位に、農用地を維持管理するための取決めに締結し、農業生産活動を行う場合に、面積に応じ一定額を交付する。 ① 傾斜農用地等 - 地目、傾斜に応じて交付 ② 加算措置 - 取組内容に応じて交付 2 中山間地域等直接支払推進交付金（定額） - 交付金制度を適正かつ円滑に実施するための県、市町村の推進費

2. 事業実施期間

平成 12 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日本型直接支払協定面積 〔中山間地域等直接支払〕 (ha)	目 標	16,100	16,100	16,100
	実 績	15,658	15,764	15,835
	達成率	97%	97%	98%
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
中山間地域等直接支払制度協定締結面積 (ha)	目 標	16,100	16,100	16,100
	実 績	15,658	15,764	15,835
	達成率	97%	97%	98%

4. 概要の補足説明

(1) 傾斜農用地等の 10a 当たり交付の上限単価

地 目	区 分	①国の交付金による 交付の上限単価	②国の交付金と併せて地 方公共団体が一体化し て行う交付金の交付の 上限単価
田	急傾斜	10,500円	21,000円
	緩傾斜	4,000円	8,000円
畑	急傾斜	5,750円	11,500円
	緩傾斜	1,750円	3,500円
草 地	急傾斜	5,250円	10,500円
	緩傾斜	1,500円	3,000円
	草地比率の高い草地	750円	1,500円
採草放牧地	急傾斜	500円	1,000円
	緩傾斜	150円	300円

(2) 加算措置

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 （田・畑）
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	14,000円 （田・畑）
超急傾斜農地保全管理加算	6,000円 （田・畑）
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 （地目にかかわらず）
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	1,873,512	1,866,312	1,883,416
決 算 額	1,840,360	1,858,008	1,845,164
一般財源	609,540	613,992	611,166
国 庫	1,228,334	1,237,901	1,232,035
諸 収 入	2,486	6,115	1,963

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
中山間地域等直接支払交付金	交付の上限単価の 1/2

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	50	91	50
旅 費	170	89	87
需 用 費	459	32	109
補 助 金	1,837,195	1,851,681	1,842,955
償還金利子及割引料	2,486	6,115	1,963
計	1,840,360	1,858,008	1,845,164

6. 監査結果

指摘 22-1	事務処理負担について
勸奨事項	当該事業については、国の事業としての側面が強く、一義的には制度の在り方を決定する権限は県にはないと考えられる。 しかしながら、現在の膨大な事務処理負担を鑑みると、事務処理の簡素化・効率化について国に働きかける余地がある。

《補足》

事業は、平成12年度から実施しており、第1期対策（H12～H16）、第2期対策（H17～H21）、第3期対策（H22～H26）、第4期対策（H27～R 元）を経て、高齢化に配慮した、より取り組みやすい制度へと見直しを行ったうえで、令和2年度より第5期対策がスタートしている。

中山間地域等直接支払制度とは、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みである。

当該事業に関して、申請から実績報告までの流れは下記のとおりである。

- ① 内示【本体・推進費】（国⇒県⇒市町村）
- ② 推進計画書（市町村⇒県⇒国）
- ③ 交付決定前着手届【推進費】（市町村⇒県⇒国）
- ④ 交付申請書【本体・推進費】（市町村⇒県⇒国）

- ⑤ 交付決定【本体・推進費】(国⇒県⇒市町村)
- ⑥ 交付請求(市町村⇒県⇒国)
- ⑦ 完了届【本体・推進費】(市町村⇒県)
- ⑧ 実績報告(市町村⇒県⇒国)
- ⑨ 額の確定【本体・推進費】(国⇒県⇒市町村)

加えて、令和5年度については、必要額に対し国の予算が不足した関係で、減額調整が必要となり、①～⑤を2回(追加・変更)実施している。

上記のとおり、申請から実績報告までは、県だけでなく、制度利用者や市町村にも膨大な事務処理作業の負担が生じている。

令和7年度より、第6期のスタートが控えており、これらの事務処理負担が軽減されていく可能性も考えられるが、特に市町村については、限られた人員で協定書の審査等の事務や協定への指導・助言等の支援に加え、他の業務も兼務しており、事務処理負担が重荷となっている。

なお、参考までに令和4年度の集落協定の概要は以下のとおりである(県のホームページより引用)。市町村については、下記の集落数について集落とのやりとりが生じている。

(1) 集落協定

集落協定数は1,197協定であり、基礎単価に取り組んだ協定は181協定、体制整備単価に取り組んだ協定は1,016協定となっている。1集落協定当たり、協定参加者数が17人、交付面積が13ha、交付金額が2,035千円となっている。

	協定数	全 体			1協定あたりの平均		
		参加者数 (人)	交付面積 (ha)	交付金額 (千円)	参加者数 (人)	交付面積 (ha)	交付金額 (千円)
全 体	1,197 (1,187)	20,612 (20,592)	15,589 (15,489)	2,436,012 (2,417,786)	17 (17)	13 (13)	2,035 (2,037)
基礎単価	181 (178)	2,449 (2,426)	1,529 (1,520)	176,110 (176,374)	14 (14)	8 (9)	973 (991)
体制整備 単価	1,016 (1,009)	18,163 (18,166)	14,060 (13,969)	2,259,902 (2,241,412)	18 (18)	14 (14)	2,224 (2,221)

※()内は前年度の実績

※数値については四捨五入しているため、計が一致しないことがある。

(2) 個別協定

個別協定数は 27 協定であり、基礎単価に取り組んだ協定は 7 協定、体制整備単価に取り組んだ協定は 20 協定となっている。1 個別協定当たりの状況については、交付面積が 6 ha、交付金額が 771 千円となっている。

	協定数	全 体				1協定あたりの平均			
		交付面積 (ha)	交付金額 (千円)	主な利用権設定(ha)		交付面積 (ha)	交付金額 (千円)	主な利用権設定(ha)	
				利用権	作業受委託			利用権	作業受委託
全 体	27 (27)	171 (168)	20,818 (20,278)	36 (31)	71 (72)	6 (6)	771 (751)	1 (1)	3 (3)
基礎単価	7 (7)	81 (81)	3,150 (3,148)	10 (9)	12 (12)	12 (12)	450 (450)	1 (1)	2 (2)
体制整備 単価	20 (20)	90 (87)	17,668 (17,129)	26 (22)	59 (60)	5 (4)	883 (856)	1 (1)	3 (3)

※()内は前年度の実績

※数値については四捨五入しているため、計が一致しないことがある。

指摘 22-2	実績報告資料の記載内容のチェックについて
勸奨事項	由布市と日田市について、令和 5 年度の実績報告の過程で端数処理の誤りが生じており、協定への交付額の誤りが判明している。 市町村における計算が誤っていたものではあるが、多大な事務処理負担が双方に生じてしまっており、再発防止に向けた取組が求められる。

《補足》

国の「中山間地域等支払直接制度における交付申請額等の算定方法について」によれば、交付額の算定方法は下記のように定められている（一部省略）。

3. 国負担額の算定方法について

- (1) 求めた面積に単価（通常：上限単価×1/2、特認：上限単価×1/3）を乗じ、協定毎の地目別・基準別の額を算出する。この場合、**額は円単位とし、小数第一位切捨て、整数止めで整理する。**加算額も同様に整理する。ただし、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない集落協定等については、上限単価に 0.8 を乗じることとする（ただし、加算額は除く。）。
- (2) 国負担額は、(1)で求めた協定毎の地目別・基準別の額及び加算額を積み上げた額とする。

4. 県負担額の算定方法について

- (1) 求めた面積に、単価（通常：上限単価×1/4、特認：上限単価×1/3）を乗じ、協定毎の地目別・基準別の額を算出する。この場合、額は円単位とし、小数第一位切捨て、整数止めで整理する。加算額も同様に整理する。ただし、農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項を実施しない集落協定等については、上限単価に0.8を乗じることとする（加算額は除く。）。
- (2) 県負担額は、(1)で求めた協定毎の地目別・基準別の額及び加算額を積み上げた額とする。

5. 市町村負担額の算定方法について

市町村負担額は、求めた総額から、3の(2)、4の(2)で求めた国負担額、県負担額を差し引いた額とする。

この点、概算払いされた交付金を市から協定へ支払ったが、協定の交付金のうち国費及び県費分の1円未満の端数を切り上げて過払いしていたことが年度を超えて判明したため、額の確定において、それぞれの市町村において、2円の返還が生じてしまった。

当該返還金については、2円と少額にもかかわらず議会の承認等事務負担の増大を招く結果となってしまう。一義的には市町村の計算が誤っていたことに起因する事案ではあるが、県においてもチェック体制の見直しなど再発防止に向けた内部統制の構築を検討する余地がある。

【農林水産部】

N0.	事業名	課・室
23	GAPを活かす産地育成事業	地域農業振興課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	・ 業者からのGAP認証の要求に対する生産者支援を実施するための、人員、人材の育成・確保 ・ JAおおいたGAP研究会の認証数増加に伴い、内部監査等の体制に必要な人材（資格者）が不足 ⇒<u>認証維持のために資格者の育成が必要</u> ・ GAP認証取得者以外の生産者へのGAP取組※の普及（※国際水準GAPガイドラインに沿った取組）
事業の目的	安全・安心な農産物等の生産や農業生産の経営改善等を図るため、GAP（農業生産工程管理）に取り組む産地を育成し、JGAP等の外部認証を取得する産地を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
① GAP指導体制確保経費 ・ GAP指導員研修の開催（GAP指導者の育成（県、JA等）） ・ 団体認証研修の開催（団体認証の推進、内部監査員の確保） ・ GAP指導員の資質向上研修への参加 ② GAPの普及拡大経費 ・ 農業者へのGAP理解促進セミナーの開催 ・ 県推進費 ③ JGAP残留農薬検査補助 ④ 農業教育機関のGAP認証取得費助成 ・ 人材育成を目的とした、農業教育機関でのGAP認証取得費用を支援

2. 事業実施期間

令和2年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
GAP指導員による指導数（経営体）	目 標	180	180	180
	実 績	205	212	202
	達成率	113%	117%	112%
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	10,386	9,972	6,006
決 算 額	4,735	6,858	3,152
一般財源	2,708	4,049	1,128
国 庫	2,027	2,809	2,024

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
持続的生産強化対策事業交付金	定額（10/10）
消費・安全対策交付金	1/2
地方創生推進交付金（令和4年度まで）	1/2

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	470	459	198
旅 費	247	454	532
需 用 費	515	923	450
役 務 費	0	2	0
委 託 料	2,943	4,422	0
使 賃 料	100	88	125
補 助 金	460	510	1,095
負 担 金	0	0	752
計	4,735	6,858	3,152

6. 監査結果

指摘 23-1	農業者へのインセンティブの醸成について
勸奨事項	GAP 認証取得者以外の生産者へのGAP 取組の普及にあたっては、認証体制の構築のみならず、農業者へ自発的な認証取得へのインセンティブを付与する取組がより一層求められる。

《補足》

当事業については、業者からのGAP 認証の要求に対する生産者支援を実施するための、人員、人材の育成・確保等、体制の構築に主として注力している印象を受けた。

GAPはGood Agricultural Practicesの頭文字をとったものであり、農畜産物を生産する工程で生産者が守るべき管理基準とその取組のことを指し、「良い農業の取組」や「農業生産工程管理」などと訳される。GAPは安心・安全な農畜産物の生産という範疇にとどまらず、農業生産の経営改善等にも活用できる手法であり、多くの農業者が基本スキルとして取り組むべきものである。しかしながら、農業者自身の立場からは、GAP 認証取得へのモチベーションが依然として高いとまでは言えない状況が続いている。

そのため、生産者側についても、自発的にGAP認証を取得するインセンティブが付与されるような取組についてより一層検討していく余地がある。

例えば、GAPが農業生産の経営改善に資する手法であることをより啓蒙していくことや、大型スーパーなどにより高単価で卸すことができる仕組を構築することなど多様な取組が考えられる。

もっとも、GAP自体については、国の事業としての側面が強いため、県で当事業の枠組み内で実施することは難しい可能性はあるが、検討の余地はあると考えられる。

なお、大分県においては、取引先からの要求等によりGAP認証取得を検討している生産者が増えており、すでに下記のような事例がある。

- ・ 国東バジル
出荷先の食品加工業者からGAP認証を要求されており、JGAP認証取得の動きがある。
- ・ 中部ニラ、味一ねぎ
セブンイレブン・ジャパンから総菜等での使用のため、GAP取組を求められている。
- ・ JA全農茶GAP研究会
伊藤園へのお荷のため、JGAP認証取得。
- ・ いちご
一部がイオンへのお荷のため、JGAP認証取得。
- ・ 日田なし
輸出のため、日田なし部会全員でJGAP認証取得。

【農林水産部】

N0.	事業名	課・室
24	持続可能な豊かな有機産地等活性事業	地域農業振興課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	持続可能な有機産地等の育成及び有機農業者の確保育成が必要。 (生産面) ・ 市町村単位での有機農業者の組織活動の強化 ・ 有機栽培へ移行する前段階として、減農薬・減化学肥料栽培への転換推進 (流通・販売面他) ・ 有機農業者の販路確保のための県域出荷組織の販売力強化
事業の目的	持続可能な食料システムを構築するため、環境負荷低減活動や有機農業を推進し、有機野菜等の生産・販売や、環境保全型農業に取り組む産地を育成する。

(2) 事業の内容

事業の内容
1 市町村単位での有機産地等の育成 ① 市町村による有機農業等取組支援 有機産地づくり推進事業（国庫 10/10） ② 減農薬・減化学肥料栽培の取組支援 グリーンな栽培体系への転換サポート事業（国庫 10/10） 2 持続可能な有機農業経営体の育成 ① 異常気象対策や作業効率向上に向けた施設機械整備 異常気象や作業効率向上に向けた施設機械等整備の補助 （県 1/3、市町村 1/3） ② 有機野菜広域出荷体制づくり支援（委託）

3 有機農産物の流通・販路拡大

- ① 県域出荷組織の体制強化（委託）
- ② 商談イベント等による情報発信（委託）

2. 事業実施期間

令和4年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
県域出荷組織構成員の 販売額（百万円）	目 標	－	291	312
	実 績	－	297	298
	達成率	－	102%	95%
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
土壌診断件数（件）	目 標	－	30	50
	実 績	－	102	100
	達成率	－	340%	200%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	－	41,324	58,650
決 算 額	－	33,181	35,792
一般財源	－	8,775	14,409
国 庫	－	24,406	21,383

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
みどりの食料システム戦略推進交付金（国庫）	10/10
地方創生交付金（国庫）	1/2

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
旅 費	-	220	14
需 用 費	-	2,416	1,792
委 託 料	-	5,185	4,750
補 助 金	-	25,360	29,236
計	-	33,181	35,792

6. 監査結果

指摘 24-1	環境関連活動指標の目標設定について
改善事項	成果指標達成に向けて必要となる活動に関する指標として土壌診断件数/年を設定しているが、目標値が妥当な水準であるか検討する余地がある。

《補足》

当事業は成果指標である県域出荷組織構成員の販売額の目標達成に向けて必要となる活動に関する指標として、土壌診断件数を設定している。土壌診断件数とは、有機栽培（市町村独自認証を含む）を行っている生産者の土壌診断件数である。当該指標の3年間の目標値と実績値の推移は下記のとおりである。

環境関連活動指標		令和4年度	令和5年度	令和6年度
土壌診断件数（件）	目 標	30	50	80
	実 績	102	100	未確定
	達成率	340%	200%	-

ここで、土壌診断件数の推移をみると、令和4年度、令和5年度ともに目標を

大きく上回る実績となっている。達成率が高いこと自体は望ましいことではあるが、初年度から 340%といった達成度合いを鑑みると目標設定値自体が妥当な水準であったか見直す余地がある。

当該指標は成果指標達成に向けてどれだけ事業として必要な活動を行ったかを表すものであり、事業評価判断において重要となる指標であると考えられる。

指摘 24-2	入札における県からの牽制機能の発揮について
勸奨事項	1 者入札や外観的に競争原理が働いているのかが不明な入札については、競争原理が働いているかどうかについて、県からも十分な牽制機能の発揮が求められる。

《補足》

当事業においては、持続可能な有機農業経営体の育成の一環として、異常気象や作業能率向上に向けた施設機械整備の施設改修の補助を行っている（補助率：県 1/3、市町村 1/3、実施主体 1/3）。

ここで、実施主体が行っている入札において、1 者入札や競争原理が働いているのかについて外観的に確証が得られない入札がみられた。このような入札は、規則や要綱に沿って行われているため、合規性の観点からは問題ないということもできる。しかしながら、入札の競争原理の発揮という観点からは、入札参加資格の見直しを検討するなど、県においても十分に留意する必要がある。

なお、例えば、以下のような入札が行われている。

- ・ 件名：プレハブ冷蔵庫購入（W3600×D1800×CH2200）
 商号及び名称：A 社、見積額：1,496,000 円
 契約額及び契約者：1,645,600 円、A 社
 → 入札は 1 件のみとなっているが、特殊な物品ではなく、必ずしも入札者が限定される入札ではないように見受けられる。

- ・ 件名：令和 5 年度持続可能な豊かな有機産地等活性化事業防虫対策資材等購入
 商号及び名称：B 社、見積額：13,511,548 円

契約額及び契約者：14,862,703 円、B 社

→ 入札は 1 件のみとなっている。

・バケットローダー購入（グレイタス JrCLDTF243-LCB）

商号及び名称：① C 社、見積額 638,000 円

② D 組合、見積額 660,000 円

③ E 社、見積額 660,000 円

契約額及び契約者：638,000 円、C 社

→ 当実施主体においては、同一年度の他の入札においても同一の入札者及び契約者となっている。競争性が担保されているか、外観的に確証が得られなかった。

・マルチロータリー購入（RT-112(M6)）

商号及び名称：① C 社、見積額 574,200 円

② D 組合、見積額 580,800 円

③ E 社、見積額 580,800 円

契約額及び契約者：574,200 円、C 社

→ 当実施主体においては、同一年度の他の入札においても同一の入札者及び契約者となっている。競争性が担保されているか、外観的に確証が得られなかった。上記実施主体と類似の事例である。

【農林水産部】

NO.	事業名	課・室
25	環境に配慮した農業定着化推進事業	地域農業振興課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	国際的な動きとして地球温暖化防止や生物多様性保全への対応が急務となり、環境問題に対する国民の関心も高まっている。農業分野においても、より環境保全効果の高い営農活動の普及が求められている。
事業の目的	農業生産全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していくとともに、農業分野においても地球温暖化防止、生物多様性保全等に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動を地域でまとまりをもって取り組む農業者団体等を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
- 環境保全型農業直接支払交付金事業 農業の持続的発展と多面的機能の発揮を図るため、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援する。 ① 農業者の組織する団体等が行う地球温暖化防止または多様性保全効果の高い営農活動に対する助成を行う。(国 1/2、県 1/4、市町村 1/4) ② 推進事務

2. 事業実施期間

平成 27 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

経常的経費のため、設定なし。

4. 概要の補足説明

【九州各県の取組実施状況】

県名	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
福岡県	942	992	1,034	1,034	1,022	980	954	937	958
佐賀県	315	331	340	348	301	280	289	279	273
長崎県	1,805	1,823	1,740	1,556	1,577	1,571	1,583	1,586	1,586
熊本県	1,765	2,400	2,486	1,953	1,816	1,907	1,934	1,965	1,953
大分県	446	554	556	474	474	396	390	385	399
宮崎県	379	490	482	489	510	586	596	635	688
鹿児島県	945	1,230	1,341	1,179	1,294	1,179	1,227	1,355	1,475

※R5 年度の大分県の取組面積は 399ha であり、九州 7 県のうち 6 番目である。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	27,449	26,779	26,787
決 算 額	22,133	22,120	23,232
一般財源	7,225	7,262	7,676
国 庫	14,908	14,858	15,556

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
環境保全型農業直接支払交付金	1/2
環境保全型農業直接支払推進交付金	10/10

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
旅 費	19	5	9
需 用 費	99	322	177
委 託 料	324	0	0
使 賃 料	16	8	18
補 助 金	21,675	21,785	23,028
計	22,133	22,120	23,232

6. 監査結果

指摘 25-1	成果指標について
勸奨事項	当事業においては、経常的経費であるという側面から、成果指標の測定等を行っていない。しかしながら、事業の効果を測るためにも、一定の効果測定を検討する余地がある。

《補足》

当事業は、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」（平成26年法律第78号）に基づき、日本型直接支払（多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金）の一つとして実施しているものである。

国主体の制度であることから、経常的経費として分類され、成果指標の測定などは特段実施していない。しかしながら、他の日本型直接支払（多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金）においては、成果指標を設定し、成果測定を実施していることを鑑みると、当該事業においても、何かしらの形式で事業の成果測定を検討する余地がある。

例えば、成果指標として取組実施面積等が考えられるが、令和5年度の大分県の実績面積は399haであり、九州7県のうち6番目となっている。この点、令和5年度の九州管内農林水産統計指標によれば、長崎県の耕地面積は45,200haと大分県の54,000haより少ないものの、取組面積は1,586haと大分県の実績面積

を大きく上回っている状況である（もっとも、耕地面積以外の多様な要因の結果であることは容易に推察される）。下記は九州 7 県の令和 5 年度の耕地面積及び取組面積である。

(単位:ha)

項目	大分	福岡	佐賀	長崎	熊本	宮崎	鹿児島
耕地 面積	54,000	78,400	49,900	45,200	104,300	63,700	110,700
取組 面積	399	958	273	1,586	1,953	688	1,475

直近 3 年間の決算額が予算を下回っている状況を鑑みると、事業の効果測定も含めて、一考の余地はある。

(再掲)

単位：千円

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算	27,449	26,779	26,787
決 算 額	22,133	22,120	23,232
一般財源	7,225	7,262	7,676
国 庫	14,908	14,858	15,556

【農林水産部】

N0.	事業名	課・室
26	水田農業産地力強化対策事業	水田畑地化・集落営農課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	平成 30 年から国による米の生産数量目標の配分が廃止され、農業者や産地の主体的な判断による需要に応じた水田作物の生産・供給が求められている。産地・担い手の育成のためには、消費者・実需者に選ばれる魅力ある作物の産地力及び訴求力の強化を早急に進めるとともに、大規模経営体を育成し、更なる規模拡大と低コストかつ高収益性を実現することが必要である。
事業の目的	ブランド力強化では、米の食味ランキングにおける最高評価「特A」の獲得と販路拡大に向けた支援を行う。 担い手の育成では、経営規模の拡大に必要な機械・施設の整備を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
① 米産地のパワーアップ対策 ・ 食味ランキングにおける特 A 評価の継続獲得支援 ・ 高温に強い「なつほのか」の認知度向上と拡大のための産地育成支援 ・ 高温に強い「つや姫」拡大のための産地育成支援 ② ハトムギの新規産地確立対策 ・ 畑地化品目であるハトムギのための産地育成支援 ③ 大豆新品種産地形成確立対策 ・ 新品種「ちくし B 5 号」の実証ほの設置委託料 ④ スマート水田農業研究会活動事業

・ スマート農業技術の技術実証委託料
⑤ 先端的水田農業経営体育成対策事業 ・ 規模拡大のための機械・施設の導入支援
⑥ 高収益作物導入誘導対策事業 ・ 高収益作物導入の意識付けのための優良事例集の作成委託料
⑦ 推進費

2. 事業実施期間

令和4年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
「なつほのか」作付面積 (ha)	目 標	－	1,000	2,000
	実 績	－	1,152	2,049
	達成率	－	115%	102%
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

4. 概要の補足説明

【食味ランキングにおける特A評価獲得状況】

品種	地区	R元	R2	R3	R4	R5
ヒノヒカリ	豊肥	A	A	A	A	特A
ひとめぼれ	西部	A	A	特A	特A	特A
つや姫	県域	－	A (北部)	特A (北部)	特A	特A
なつほのか (参考)	県域	－	－	－	特A	特A

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	－	88,862	92,916
決 算 額	－	21,021	18,195
一般財源	－	10,757	10,672
国 庫	－	10,264	7,523

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
産地パワーアップ事業	定額、1/2 等
地方創生推進交付金	1/2
強い農業づくり総合支援交付金	1/2
農地利用効率化等支援交付金	3/10 等
水田麦・大豆産地生産性向上事業	定額、1/2 等

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	－	49	4
旅 費	－	435	870
需 用 費	－	601	708
役 務 費	－	356	322
委 託 料	－	2,292	2,904
使 賃 料	－	23	70
補 助 金	－	15,165	11,217
負 担 金	－	2,100	2,100
計	－	21,021	18,195

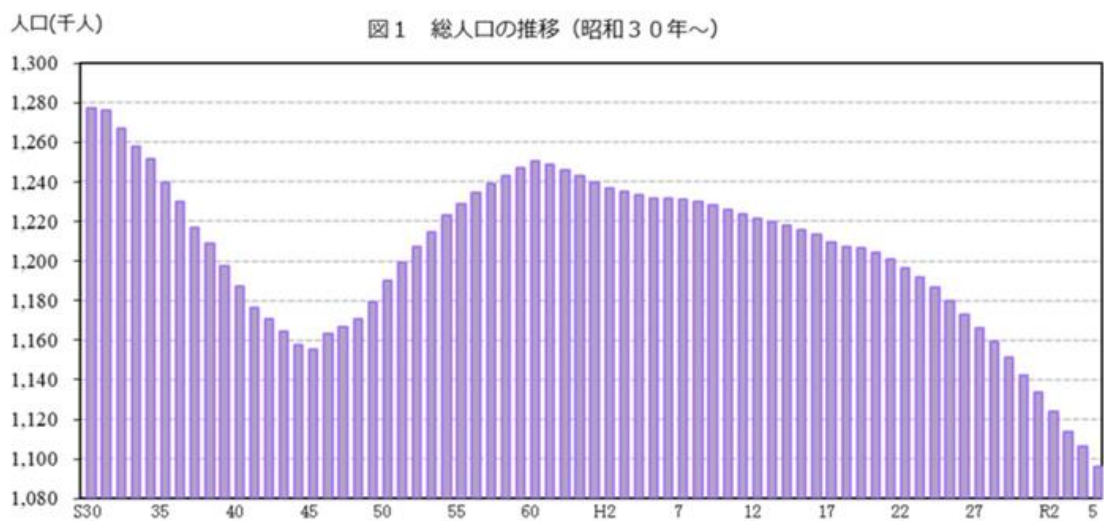
6. 監査結果

指摘 26- 1	米の安定供給について
勸奨事項	人口の減少、担い手不足、食事の多様化等の影響もあって、作付面積や収穫量は減少傾向にある。令和6年度は米不足が社会問題となり価格高騰の事態を招いた。様々な要因が重なった結果ではあるが、農林水産省の方針に沿いながらも、県独自の解消方法を模索していただきたい。

《補足》

【大分県の総人口の推移】

平成20年の総人口1,204,373人と令和5年の総人口1,096,235人を比較すると9.00%の減少となっている。



(大分県HPより)

【水稻の市町村別作付面積の推移】

大分県全体の作付面積は平成 20 年 24,800ha と令和 5 年 18,300ha とを比較すると 26.2%の減少となっている。

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
大 分 県	24,800	24,800	24,400	23,500	23,800	23,800	22,900	21,900	21,300	21,000	20,700	20,600	20,200	19,600	18,900	18,300
豊後高田市	1,140	1,140	1,140	1,060	1,060	1,070	1,030	932	917	879	865	861	825	809	781	749
国 東 市	1,670	1,680	1,640	1,510	1,580	1,620	1,590	1,490	1,470	1,460	1,490	1,480	1,450	1,420	1,380	1,340
姫 島 村	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
日 出 町	318	310	294	284	281	290	286	258	250	238	233	228	226	219	210	205
杵 築 市	1,560	1,560	1,540	1,490	1,490	1,480	1,430	1,370	1,310	1,260	1,240	1,230	1,160	1,120	1,070	1,010
別 府 市	153	149	148	148	148	146	146	146	145	143	126	126	125	123	121	119
由 布 市	1,730	1,710	1,720	1,680	1,650	1,640	1,570	1,530	1,460	1,450	1,440	1,440	1,410	1,330	1,330	1,310
大 分 市	1,810	1,790	1,770	1,770	1,700	1,730	1,630	1,590	1,570	1,530	1,520	1,520	1,510	1,490	1,470	1,440
臼 杵 市	749	746	730	713	708	734	728	720	709	693	679	668	659	647	631	612
津 久 見 市	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	-	-	-	-	-	-
佐 伯 市	982	970	937	885	907	936	919	884	837	826	794	769	748	738	714	702
豊後大野市	2,600	2,600	2,620	2,640	2,670	2,670	2,580	2,600	2,580	2,570	2,540	2,520	2,470	2,400	2,340	2,300
竹 田 市	2,710	2,730	2,650	2,510	2,540	2,550	2,430	2,230	2,130	2,090	2,050	2,030	1,990	1,920	1,830	1,720
九 重 町	804	804	804	773	784	787	789	766	742	711	704	698	648	610	600	590
玖 珠 町	963	1,010	967	890	901	902	894	873	860	838	820	819	809	771	749	724
日 田 市	1,210	1,200	1,190	1,140	1,130	1,110	1,090	1,090	1,070	1,060	1,060	1,050	1,030	1,020	995	976
中 津 市	1,860	1,850	1,840	1,730	1,790	1,790	1,740	1,640	1,610	1,590	1,580	1,570	1,560	1,520	1,440	1,390
宇 佐 市	4,550	4,530	4,420	4,240	4,270	4,310	4,070	3,740	3,680	3,700	3,600	3,590	3,590	3,490	3,230	3,100

【水稻市町村別の収穫量の推移】

大分県全体の収穫量は平成 20 年 128,700t と令和 5 年 89,900t とを比較すると 30.1%の減少となっている。

(単位:t)

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
大 分 県	128,700	124,500	120,800	117,300	115,900	115,200	112,000	104,700	107,400	106,300	103,700	89,800	81,400	95,500	93,200	89,900
豊後高田市	5,620	5,850	5,660	5,410	5,440	5,140	5,220	4,530	4,910	4,480	4,390	3,930	3,330	4,010	3,910	3,750
国 東 市	8,930	8,350	8,070	7,610	7,680	7,850	7,850	7,200	7,280	7,280	7,400	6,340	4,840	6,900	6,700	6,360
姫 島 村	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
日 出 町	1,640	1,560	1,460	1,450	1,390	1,420	1,400	1,240	1,240	1,190	1,160	930	872	1,060	1,000	1,000
杵 築 市	8,100	7,890	7,590	7,600	7,540	7,420	7,060	6,670	6,520	6,410	6,160	4,880	4,090	5,480	5,140	4,810
別 府 市	736	712	706	693	690	677	672	667	693	679	593	507	438	562	553	566
由 布 市	9,030	8,460	8,530	8,010	7,410	7,860	7,400	7,060	7,320	7,280	7,180	6,320	5,350	6,150	6,360	6,330
大 分 市	9,380	8,970	8,910	8,580	8,160	8,450	7,770	7,560	7,810	7,550	7,360	6,450	5,460	7,120	7,000	6,890
臼 杵 市	3,980	3,810	3,560	3,270	3,240	3,490	3,460	3,310	3,500	3,280	3,490	2,830	2,770	3,100	3,120	2,930
津 久 見 市	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	-	-	-	-	-	-
佐 伯 市	4,990	4,530	4,240	4,210	4,210	4,290	4,230	4,020	3,950	3,850	3,720	2,890	2,780	3,370	3,430	3,190
豊後大野市	13,000	12,400	12,800	12,500	12,500	12,600	12,800	12,000	12,500	12,100	12,200	10,700	10,400	11,500	11,600	11,300
竹 田 市	14,100	14,200	13,300	12,700	12,500	12,800	12,300	10,800	10,800	10,800	10,700	9,810	9,400	9,900	9,550	8,880
九 重 町	4,290	3,980	3,840	3,930	3,820	3,890	3,710	3,460	3,550	3,520	3,430	2,890	2,720	2,910	2,870	2,800
玖 珠 町	5,180	5,020	4,580	4,550	4,430	4,180	4,080	4,060	4,220	4,210	4,160	3,430	3,410	3,740	3,710	3,520
日 田 市	6,210	5,850	5,740	5,850	5,470	5,000	5,280	4,990	5,330	5,280	5,240	4,390	4,550	4,910	4,860	4,680
中 津 市	10,100	9,550	9,300	8,950	9,320	8,950	8,790	8,160	8,470	8,480	8,140	7,290	6,140	7,630	7,340	7,140
宇 佐 市	23,400	23,400	22,500	22,000	22,100	21,300	20,200	19,000	19,300	20,000	18,500	15,900	14,800	17,200	16,100	15,800

指摘 26-2	なつほのかの販売戦略について
勸奨事項	大分県では「なつほのか」の作付面積を増加する方針をとっており令和5年度では目標の2,000haを超過し2,049haの作付面積を確保している。米の品質としては令和4年度、5年度継続して特Aの評価となっており申し分ない。今後は知名度を上げることが課題であり、知名度向上に向けた取組を継続していただきたい。

《補足》

【大分県の特A米の取得状況】

〇県産米のランキング推移

品種	地区	R元	R2	R3	R4	R5
ヒノヒカリ	豊肥	A	A	A	A	特A
ひとめぼれ	西部	A	A	特A	特A	特A
つや姫	県域	—	A (北部)	特A (北部)	特A	特A
なつほのか (参考)	県域	—	—	—	特A	特A

指摘 26-3	事業目標達成状況報告書について
勸奨事項	補助金の導入後は、事業実施の際に計画した目標の進捗状況を毎年国に報告することになっている。令和5年度で3年計画の最後を迎えた由布市の事業を見てみると、付加価値額の拡大は3期末達成、面積拡大は3期目だけの目標となっているがこれも未達成となっている。どちらの目標も3年度目の達成状況0%以下となっている。 農業は気候に大きく左右されることもあり、想定どおりに進まない事業であることは承知している。しかし、計画時の値より3年目の実績が悪くなっているのは望ましい状況ではない。今後も目標達成に向け引き続き関係機関と連携して改善指導を行っていただきたい。

【農林水産部】

N0.	事業名	課・室
27	集落営農継続発展対策事業	水田畑地化・集落営農課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	集落営農法人は、中山間地域をはじめとした地域農業の重要な担い手であるが、その経営基盤は脆弱である（R4 平均集積面積：19.2ha）。 他方、県内の農業集落の約4割となる1,236集落（R4）が担い手不在の状態となっており、地域農業の維持のためには、将来にわたって持続可能な力強い集落営農法人の育成が必要である。
事業の目的	集落営農法人の経営基盤を強化するとともに、担い手不在集落の解消を進めるため、経営規模の拡大に必要な機械・施設の整備や経営多角化による収益力の向上、法人連携による営農体制の強化等を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
1 課題解決による担い手の経営力強化（実施主体：集落営農法人等） ① 規模拡大機械施設整備支援（県 1/4、市町 1/4） - 経営規模の拡大に必要な機械・施設整備を支援 2 集落営農活性化プロジェクト促進事業（実施主体：集落営農法人等） ① ビジョンづくり、法人化、人材確保支援（国 10/10） - 集落ビジョンの策定、組織の法人化、中核となる若者等の雇用を支援 ② 収益力向上支援（国 10/10） - 収益力の柱となる経営部門の確立を支援（種苗費、資材費等） ③ 共同利用機械等導入支援（国 1/2） - 効率的な生産に必要な農業機械等の導入を支援

3 法人連携による営農強化（実施主体：県）

① 法人連携コーディネーターの設置

- ・ 法人間の連携・統合を支援するコーディネーターを設置

4 推進費

2. 事業実施期間

令和4年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
担い手不在集落数 (集落)	目 標	－	1,169	1,081
	実 績	－	1,236	1,168
	達成率	－	94%	91%
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

4. 概要の補足説明

集落営農組織数の推移

単位：組織数

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
法人	213	218	222	224	220	222	218	216
任意組織	375	360	351	348	347	346	348	341
計	588	578	573	572	567	568	566	557

※法人数は全国13位（集落営農実態調査（農水省R6.5公表））

集落営農組織の農地集積面積

単位：ha

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
全組織	6,566	6,568	6,459	6,267	6,181	6,337
法人のみ	4,362	4,412	4,254	4,179	4,099	4,286
1法人あたり	19.9	19.7	19.6	19.1	19.2	20.0

※集積面積＝利用権設定面積＋作業受託面積、休止法人除く（県調べ）

集落力バー率、担い手不在集落数

	R1 実績	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 目標
集落営農組織力バー集落	1,357	1,409	1,465	1,481	1,512	1,525
集落営農組織力バー率	41%	43%	44%	45%	46%	46%
担い手不在集落数	1,414	1,318	1,248	1,236	1,168	－

※集落営農組織力バー集落は、当初目標1,476を前倒しで達成したためR6目標を1,525へ上方修正

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	－	48,657	24,394
決 算 額	－	16,287	9,099
一般財源	－	13,567	6,242
国 庫	－	2,712	2,439
諸 収 入	－	8	418

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
集落営農活性化プロジェクト推進補助金	定額、1/2
地方創生推進交付金	1/2

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 酬	－	1,752	1,793
職員手当	－	350	375
共 済 費	－	130	135
報 償 費	－	267	144
旅 費	－	717	816
需 用 費	－	279	259
役 務 費	－	12	13

使 賃 料	-	694	810
補 助 金	-	12,086	4,754
計	-	16,287	9,099

6. 監査結果

(本県における集落営農法人の考え方)

一集落または複数集落を単位として、複数の世帯を構成員とし、集落の合意の上設立された法人であり、効率的な農業経営、作業受託、機械の共同利用、農地の利用調整を中心とした事業を行うことで、農業・集落の活性化を目指す組織。

(集落営農の必要性)

集落営農は将来にわたって集落に住んでいる人たちが、安心して暮らしていける仕組づくりであり、人が住み続けることで一人では決してできない農道や水路の維持管理、集落の景観が保たれる。また、水田農業や稲作文化で培われた農業技術、生活技術、農村文化等の伝承・保存活動のためにも法人育成は重要であり、意義がある。

指摘 27-1	農事組合法人の将来ビジョンについて
勸奨事項	若者等の雇用を目的とした事業において支援している農事組合法人の決算を見てみると、令和4年度、5年度継続して最終利益が赤字となっている。また、交付金等の営業外収益が低下すれば最終利益はさらに大きな赤字となることが推測され、債務超過までは至らずも厳しい財務状況である。 若者雇用を目的とするのであれば、法人として将来性のあるビジョンを示す必要があり、そのようなビジョンが描ける農業の在り方を行政も一体となり考えていく必要がある。

指摘 27-2	環境保全のための担い手について
勸奨事項	農業・農村は、米や野菜などの食料生産のみならず、環境や景観の保全、防災といった多面的機能を有しており、こうした観点からも、各地域で農業が継続していくことが重要である。集落営農法人に対しては、別事業でも支援していることは承知しているが、環境保全や景観保全といった機能維持も含め、持続的な経営となるよう取り組んでいただきたい。

【農林水産部】

N0.	事業名	課・室
28	おおいた園芸産地づくり支援事業	園芸振興課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	県では園芸戦略品目を中心に、活力ある園芸産地づくりを進めてきた結果、新規就農者の確保、企業参入や既存生産者の規模拡大等が図られた。 本県農業が、今後の産地間競争に打ち勝ち、産業として持続・発展していくためには、高収益な園芸品目の振興に対して、これまで以上にしっかりと取り組み、産地を拡大していくことが重要である。
事業の目的	大分県の顔となる園芸品目を育成し、生産拡大を図るため、「短期集中県域支援品目」へ重点的に支援するとともに、市町の産地戦略に基づき認定する「産地拡大推進品目」や、意欲ある農業者が戦略的な生産拡大に取り組む「地域担い手支援品目」への支援を行い、地域の特色を活かした産地の育成・発展を目指す。

(2) 事業の内容

事業の内容
1 短期集中県域支援品目対策 対象品目：白ねぎ、こねぎ、ベリーツ、ピーマン、高糖度かんしょ ・ 国庫活用型（負担割合 国 1/2、県 1/8、市町 1/8 等） ・ 県単活用型 ① 規模拡大対策（負担割合 県 1/2、市町 1/6 等） ② 産地体制強化対策（負担割合 県 1/6、市町 1/6 等） 2 産地拡大推進品目対策 対象品目：市町推進品目 ・ 国庫活用型（負担割合 国 1/2、県 1/10、市町 1/10 等） ・ 県単活用型 ① 規模拡大対策（負担割合 県 1/4、市町 1/4 等）

新規就農者、参入企業、輸出に取り組む者への上乗せ支援 ・ 国庫活用型（負担割合 国 1/2、県 1/8、市町 1/8 等） ・ 県単活用型 ① 規模拡大対策（負担割合 県 1/3、市町 1/3 等）
3 地域担い手支援品目対策 対象品目：すべての園芸品目 ・ 国庫活用型（負担割合 国 1/2、県 1/12 等） ・ 県単活用型 ① 規模拡大対策（負担割合 県 1/5 等） ② 産地体制強化対策（負担割合 県 1/6、市 1/6 等）
4. 県推進費

2. 事業実施期間

令和4年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
産地拡大推進品目の増加 面積（ha）	目 標	－	45	45
	実 績	－	43	45
	達成率	－	96%	100%
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	－	2,066,769	2,075,328
決 算 額	－	439,107	354,596
一般財源	－	233,049	141,193
繰 入 金	－	0	173,832
国 庫	－	187,603	18,645
その他特定財源	－	18,455	20,926

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
強い農業づくり総合支援交付金	1/2 等
産地生産基盤パワーアップ事業費補助金	1/2 等
新型コロナ地方創生臨時交付金	10/10
おおいた元気創出基金繰入金	－

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	－	0	20
旅 費	－	1,293	1,947
需 用 費	－	2,417	4,208
役 務 費	－	202	91
委 託 料	－	1,283	35
使 賃 料	－	466	638
補 助 金	－	433,446	347,652
食 糧 費	－	0	5
計	－	439,107	354,596

6. 監査結果

- (1) おおいた園芸産地支援事業 産地生産基盤パワーアップ事業 ハウスみかん

指摘 28-1	落札業者が作成した設計内容の確認について
勸奨事項	令和5年8月1日の経緯報告書において、着手届の提出が遅れた理由として実施設計書どおりの工事ができない旨の報告が行われている。工事ができない理由としては、今回落札した業者の事前設計が甘く、園地の測量・設計を再度行うことになったためとなっている。 事業実施主体と業者の間に適切な入札公告・現地説明会が行われるよう、所管課として間接補助事業者である市町村に対する助言、指導を徹底していただきたい。

《補足》

○おおいた園芸産地づくり支援事業実施要領 第1 趣旨 大分県では園芸戦略品目を中心に、活力ある園芸産地づくりを進めてきた結果、新規就農者の確保、企業参入や既存生産者の規模拡大等が図られた。 本県農業が、今後の産地間競争に打ち勝ち、産業として持続・発展していくためには、高収益な園芸品目の振興に対して、これまで以上にしっかりと取り組み、産地を拡大していく必要がある。 今後は、「大分県の顔」となる園芸品目を育成し、生産拡大を図るため、「短期集中県域支援品目」へ重点的に支援するとともに、市町の産地戦略に基づき認定する「産地拡大推進品目」や、意欲ある農業者が戦略的な生産拡大に取り組む「地域担い手支援品目」への支援を行い、地域の特色を活かした産地の育成・発展を目指す。 そのため、本事業により、産地の拠点となる栽培施設や流通施設の整備等を支援する。 第4 事業実施計画の認定申請等 1 市町村長等は、事業実施計画認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、所轄の県振興局長を経由して、知事に申請するものとする。ただし、事業実施主体が県域等を対象とする広域的な事業を行う場合は、振興局長を経由せず知事に申請するものとする。 (1) 事業実施計画書（第2号様式）

(2) 消費税課税事業者届出書（第3号様式） (3) 誓約書（別紙） 2 知事は事業実施計画の内容を審査し、適当と認めるときは認定を行い、事業実施計画認定通知書（第4号様式）により通知するものとする。 3 市町村長等は2により認定された事業実施計画について変更する場合（事業内容の変更（場所・構造・規模・仕様・能力・研修科目の変更等）の他、添付書類一覧表（参考様式1）に記載のある「要件に係る確認書類」「その他の確認書類」に関する項目の変更は、事業実施計画変更承認申請書（第5号様式）を提出し、知事の承認を受けなければならない。 4 事業の着工は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとするが、事業の効果的な実施を図る上で、国庫活用間接型で緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前着工届（第6号様式）を知事に提出したうえで、交付決定前に着工することができるものとする。
--

(2) おおいた園芸産地づくり事業（果樹対策・公募）

指摘 28-2	投資回収の検討について
勸奨事項	新規投資の投資回収について、生産量の増加により約 36,400 千円の売上が見込まれることにより投資回収は可能であると判断している。 しかし、本来は売上の増加ではなく、キャッシュ・フローを見た上で投資回収ができるか否かの判断が妥当と考える。

(3) 短期集中県域支援品目・産地体制強化事業 強い農業づくり交付金

指摘 28-3	請負管理料について
勸奨事項	請負管理料率の入札は一般競争入札で実施されているが、過去から継続的に1者のみが参加する結果となっている。競争原理が働かない入札となっており好ましい状況ではない。 また、請負管理料は代行施行の対価となっており、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」において、製造請負管理料は機械費等の5%に相当する額以内と定められている。 今回は工事ではなく機械の入札であるため、代行施工の方法を採用する必要性は低いように感じられる。入札の内容によっては代行施工が本当に必要か否か検討することも必要と考える。

《補足》

○強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて

第6 事業の施行

(1) 施工方法

エ 代行施行

代行施行においては、事業実施主体である農協、農業者の組織する団体等が、事業の施行管理能力を有する設計事務所又は農協連（以下「代行者」という。）との間で、産地基幹施設等の基本設計の作成（必要な場合に限る。）、実施設計書の作成又は検討、工事の施行、施工管理（工事の監理を含む。）等を一括して委託する代行施行契約を締結するものとし、これに基づき、委託を受けた代行者（以下「受託代行者」という。）は、完了予定期日までに実施設計書に基づく工事を完了して事業実施主体に引き渡すとともに、施行の責任を負うものとする。

(4) 産地生産基盤パワーアップ事業 臼杵市ベリーツ

指摘 28-4	収支計画と実績値の比較検証について
勸奨事項	収支計画の作成は要求しているが、実績との比較は検討されていない。その代わりに総販売額の増加の確認が行われている。しかし、販売額の増加を見るだけでは本当に事業が成功しているか否かの確認として不十分と思われる。 販売額の増加だけでなく、例えば収支計画と実績値の比較も行う方が望ましいと考える。また、販売額の増加においても、増加の要因が単価の増加であるのか販売量の増加であるのかの報告を受ける必要があると考える。

(5) 規模拡大支援事業（用排水施設、簡易ほ場整備）

指摘 28-5	入札の目標価額について
勸奨事項	入札結果表の目標価額は、事業実施主体と代行施工委託契約を締結した代行者が積算し決定されている。代行者は5%に相当する額以内の手数料を収受することにより、客観的に見れば目標価額を高く設定するインセンティブが働くことになる。取引の透明性を高めるためには、代行者以外のものが目標価額を設定すべきと考える。

【農林水産部】

N0.	事業名	課・室
29	農業農村多面的機能支払事業	農地・農村整備課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	- 近年の農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられ県民全体が享受している多面的機能の発揮に支障が生じている。 - 農山村は水源かん養や自然環境の保全など多面的な機能を有しており、県民に多様な恩恵をもたらしている。
事業の目的	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域が共同で行う農業の多面的機能を支える活動や、水路や農道等の補修・更新及び農村環境保全に係る幅広い活動を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
① 農地維持支払 地域資源の基礎的保全活動や、保全管理構想の作成等を支援する。 - 地区の農地面積に応じて助成（10a 当たり） （水田 3,000 円、畑 2,000 円、草地 250 円） ② 資源向上支払 水路・農道・ため池等の軽微な補修、農村環境保全の幅広い展開等を支援する。 - 地区の農地面積に応じて助成（10a 当たり） （水田 2,400 円、畑 1,440 円、草地 240 円） - 水路や農道などの施設の長寿命化に向けた更新を支援する。 （水田 4,400 円、畑 2,000 円、草地 400 円） ③ 多面的機能支払推進事務費（県・推進協議会・市町村）

2. 事業実施期間

平成 27 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
事業取組実施面積 (ha)	目 標	26, 200	26, 900	27, 600
	実 績	24, 348	24, 226	24, 887
	達成率	92. 9%	90. 2%	90. 2%
環境関連活動指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

4. 概要の補足説明

- ・ 交付金の加算措置（10a 当たり 400 円・要件あり）
「多面的機能の増進を図る活動」の追加や「田んぼダム」等、地区の状況に応じた活動を支援。
- ・ 災害復旧支援
異常気象時や被災時には応急措置として、小規模な被災箇所の補修や復旧を支援。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算	1, 094, 000	1, 126, 000	1, 144, 000
決 算 額	1, 030, 100	1, 047, 114	1, 060, 822
一般財源	334, 001	338, 985	343, 998
国 庫	696, 099	708, 129	716, 824

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
多面的機能支払交付金	2/3
多面的機能支払推進交付金	10/10

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 酬	490	490	504
その他職員手当	107	98	73
共 済 費	103	103	99
報 償 費	182	307	224
旅 費	230	173	479
需 用 費	332	314	106
役 務 費	55	0	0
使 賃 料	1	15	15
補 助 金	1,028,600	1,045,614	1,059,322
計	1,030,100	1,047,114	1,060,822

6. 監査結果

指摘 29-1	オンライン申請について
勸奨事項	「多面的機能支払交付金のあらまし」によれば、令和5年度よりオンライン申請が可能となったことが記載されている。しかし、県としての実績は未だにない状態である。業務効率化の実効性という観点からも、今後DXの流れは避けられないと考えられるため、県においてもオンライン申請を増やしていくような仕組づくりが必要と考える。

《補足》

令和5年度よりオンライン申請が可能になり、今までのエクセルによる申請データからの読み込みが可能になる、同じデータの再入力が必要になるなど、事務の簡素化が図られることとなった。

導入初期ということもあり、紙と電子の併用になってしまうケースがあるなど、必ずしも効率化に寄与するとは言い難い側面もある。国としては現段階で各種検証を行っており、今後システムが整備され、使い勝手の面でも向上する可能性が高い。いずれにせよ、今後もD Xの流れは避けられないため、県としてはオンライン申請を推進していくことが望ましい。

なお、農林水産省のHPにおいて謳われている共通申請サービスのメリットは以下のとおりである。

- ① ご自宅のP C、スマホから申請可能に
役所の開庁時間に縛られることなく、ご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレットから申請できます。
- ② 紙の管理が不要に
申請書類を紙で管理する必要はありません。過去の申請情報も利用できるため、申請様式を記入する手間が省けます。
- ③ 審査状況の確認も簡単
自分が行った申請の審査状況をリアルタイムで把握することができます。

指摘 29- 2	事務負担の緩和について
勸奨事項	農村人口の減少・高齢化により、役員選任や地域の共同活動が困難となった集落が増加している。活動を中止した組織に対するアンケートの調査結果では、「事務局の人材が確保できない」という意見が9割を占めており、今後もその流れが続いていくと予想される。 広域活動組織にシフトさせていくことや、組織横断的な支援班を設置するなど、過大な事務負担を和らげる方策の検討が望まれる。

【農林水産部】

N0.	事業名	課・室
30	小水力発電施設整備事業	農地・農村整備課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	- 農家の減少や高齢化により、年々土地改良施設の維持管理が難しくなっており、農作物の生産に影響を及ぼす可能性がある。 - 土地改良施設の老朽化が進んでおり、施設の補修・更新が必要となっている。
事業の目的	土地改良施設等の維持管理費の節減及び二酸化炭素の排出量削減を図るため、水路やダム等の農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備を行う。

(2) 事業の内容

事業の内容
① 小水力施設整備 白水地区(竹田市)、荻柏原地区(竹田市) 朝地町地区(豊後大野市)、明正地区(豊後大野市) ② 可能性調査 中部地区(由布市)

2. 事業実施期間

平成 22 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

公共事業のため、設定なし。

4. 概要の補足説明

【他県の整備状況（農林水産省HP引用）】

都道府県	施設数	施設概要	【地区名(所在地)(最大出力)】
北海道	4	当麻永山用水(上川郡当麻町)(139kW)、山部二期(空知郡南富良野町)(177kW)、緑(斜里郡清里町)(499kW)、勇払東部(勇払郡厚真町)(250kW)	
青森県	4	三本木(十和田市)(182kW)、一本木沢(弘前市)(22kW)、奈良寛ため池(弘前市)(26kW)、指久保ダム(十和田市)(194kW)	
岩手県	8	馬淵川沿岸(一戸町)(810kW)、荻野(一関市)(13kW)、菅代ダム(菅代村)(28kW)、瀬月内ダム(久慈市)(59kW)、松川(八幡平市)(50kW)、八幡沢(一関市)(20kW)、一方井ダム(岩手町)(50kW)、豊沢川(花巻市)(50kW)	
宮城県	4	迫川上流(栗原市)(1000kW)、内川(大崎市)(6kW)、朴沢(仙台市)(7kW)、内川松沢(大崎市)(50kW)	
秋田県	6	西目(由利本荘市)(740kW)、畑野(にかほ市)(43kW)、六郷東根(美郷町)(11kW)、真木関根(大仙市)(18kW)、山崎(由利本荘市)(5kW)、仙平美郷本堂(美郷町)(50kW)	
山形県	13	野川(長井市)(198kW、49kW)、米沢平野二期(米沢市、高島町)(798kW、120kW)、赤川二期(鶴岡市)(297kW)、村山北部(尾花沢市)(180kW)、日向川(酒田市)(124kW)、月光川(遊佐町)(60kW)、白川(飯豊町)(43kW)、大井沢(西川町)(37kW)、庄内赤川(鶴岡市)(44kW)、新庄(新庄市)(199kW)、笹川(鶴岡市)(50kW)	
福島県	3	会津北部(喜多方市)(570kW)、新安積(郡山市)(2230kW)、会津宮川(会津美里町)(1100kW)	
栃木県	3	那須野原(那須塩原市)(340kW)、那須野原(那須塩原市)(500kW)、折戸(那須塩原市)(43kW)	
群馬県	4	中之条(中之条町)(135kW)、大間々用水(みどり市)(47kW)、矢場(太田市)(117kW)、赤城大沼(前橋市)(65kW)	
埼玉県	1	神流川沿岸(上里町)(199kW)	
山梨県	1	韭崎(韭崎市)(60kW)	
長野県	14	中信平二期(松本市)(499kW)、波田堰(松本市)(16kW)、平川(白馬村)(180kW)、美和(伊那市)(12kW)、里島(長野市)(40kW)、有明(安曇野市)(18kW)、春富6号(伊那市)(197kW)、梓川右岸幹線(松本市)(50kW、50kW、50kW、50kW、50kW)、細ノ洞(南木曽町)(32kW)、豊郷(野沢温泉村)(97kW)	
静岡県	5	大井川用水(島田市)(893kW)、大井川Ⅰ期(島田市)(55kW)、新エネ大井川右岸(菊川市、掛川市)(169kW、142kW)、戸田愛の里(沼津市)(20kW)	
新潟県	7	加治川沿岸(新発田市)(2900kW)、五城(南魚沼市)(1100kW)、胎内(胎内市)(960kW)、苗場(津南町)(39kW)、池平(魚沼市)(73kW)、佐渡(佐渡市)(184kW)、関川用水(妙高市)(997kW)	
富山県	22	庄川右岸(砺波市)(640kW)、受本新(黒部市)(530kW)、打尾川(南砺市)(910kW)、庄川(砺波市)(550kW)、山田新田(南砺市)(520kW)、中野放水路(砺波市)(500kW)、鑓川(滑川市)(530kW)、小川用水(朝日町)(190kW)、芹谷野用水(射水市)(89kW)、布施川(黒部市)(258kW)、黒谷(魚津市)(450kW)、常東合口幹線(立山町)(528kW)、浦山新(入善町)(274kW)、中滝(富山市)(470kW)、庄西幹線用水(砺波市)(700kW)、舟子川(黒部市)(190kW)、三合新(砺波市)(78kW)、常西幹線(富山市)(460kW)、五位(富山市)(199kW)、外輪野(富山市)(110kW)、新田用水(富山市)(87kW)、久婦須川(富山市)(124kW)	
石川県	4	上郷(能美市)(640kW)、中島(白山市)(630kW)、加賀三湖(小松市)(89kW)、宮竹用水(能美市)(580kW)	
福井県	13	日野川用水(越前市)(141kW)、日野川用水右岸(越前市)(199kW)、芝原用水(福井市)(63kW、103kW)、九頭竜川下流(あわら市、坂井市、福井市)(180kW、47kW、360kW、400kW)、高棕(坂井市)(155kW)、九ヶ江用水(福井市)(86kW)、河合春近(福井市)(76kW)、真名川用水(大野市)(42kW)、大野東部(大野市)(144kW)	

都道府県	施設数	施設概要	【地区名(所在地)(最大出力)】
岐阜県	13	加子母小郷(中津川市)(220kW)、西濃用水第二期(揖斐川町)(71kW,31kW)、石徹白(郡上市)(63kW)、宮地(池田町)(50kW)、日面用水(郡上市)(102kW)、石神用水(飛騨市)(110kW)、岩本用水(関市)(52kW)、飛鳥川用水(揖斐川町)(50kW)、鎌瀬用水(恵那市)(49kW)、干田野(郡上市)(49kW)、荘川町中央用水(高山市)(35kW)、気良(郡上市)(45kW)	
愛知県	3	羽布ダム(豊田市)(880kW)、矢作川総合第二期(安城市)(41kW)、西尾(西尾市)(18kW)	
三重県	2	中勢用水(津市)(338kW)、青蓮寺用水(名張市)(183kW)	
滋賀県	3	湖北(長浜市)(10kW, 22kW)、姉川沿岸(米原市)(17kW)	
兵庫県	3	鮎屋川(洲本市)(16kW)、東播用水二期(三田市、三木市)(199kW,275kW)	
奈良県	1	上津ダム(山添村)(60kW)	
和歌山県	3	高田(新宮市)(282kW)、南紀島ノ瀬(みなべ町)(140kW)、大和紀伊平野(紀の川市)(22kW)	
鳥取県	3	船上山(琴浦町)(110kW)、下蚊屋(江府町)(197kW)、南谷(倉吉市)(90kW)	
島根県	1	阿井(奥出雲町)(158kW)	
岡山県	4	備北(新見市)(510kW)、吉井川下流(和気町)(2400kW)、影石(西粟倉村)(5kW)、北房ダム(真庭市)(5kW)	
広島県	2	川小田(北広島町)(720kW)、三川ダム(福山市、府中市、世羅町)(460kW)	
山口県	1	阿惣(長門市)(49kW)	
徳島県	2	曾江谷(美馬市)(29kW)、新府能(佐那河内村)(45kW)	
愛媛県	3	志河川(西条市)(50kW)、大久保山(愛南町)(24kW)、朝倉(今治市)(50kW)	
高知県	1	物部川(香美市)(82kW)	
福岡県	2	両筑平野(朝倉市)(1110kW)、糸島(糸島市)(2kW)	
佐賀県	1	唐津(唐津市・玄海町)(49kW)	
大分県	3	大野原(豊後大野市)(260kW)、松木ダム(九重町)(49kW)、日出生(玖珠町)(49kW)	
宮崎県	3	大淀川左岸(綾町)(640kW)、尾鈴(川南町)(47kW)、西諸(小林市)(1790kW)	
鹿児島県	7	十三塚原(霧島市)(191kW)、金峰(南さつま市)(170kW)、曾於南部(鹿屋市)(400kW)、徳之島用水(天城町)(438kW)、肝属中部(肝属町)(308kW)、出水平野(出水市)(450kW)、大淀川右岸(都城市)(107kW)	

令和6年3月末時点

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	693,000	283,500	215,250
決 算 額	266,549	68,129	72,915
一般財源	10,419	3,699	2,644
国 庫	128,457	30,910	38,246
分担金及負担金	39,673	9,520	11,025
県 債	88,000	24,000	21,000

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
水利施設等保全高度化事業費補助金	10/10
農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金	10/10～5.5/10

(4) 決算額の内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 酬	1,672	150	176
給 料	12,223	6,056	2,424
職員手当等	7,580	3,618	1,511
共 済 費	4,679	2,219	885
旅 費	1,527	41	77
需 用 費	1,015	163	241
役 務 費	1,552	63	130
委 託 料	5,762	24,871	12,801
使 賃 料	969	84	99
工事請負費	169,173	30,785	48,034
公有財産購入費	330	0	0
備品購入費	148	79	219
補 助 金	59,701	0	6,318

補償補填及賠償金	218	0	0
計	266,549	68,129	72,915

6. 監査結果

指摘 30-1	大野原発電所について
勸奨事項	大野原発電所については、支出が収入を上回る状況が続いている。原因分析や経費の見直し等を行い、土地改良施設の維持管理費の確保が望まれる。

《補足》

発電施設に係る国庫納付額申告書を閲覧した結果、昭和 62 年に稼働を開始した大野原発電所については、直近 3 年間の収支が芳しくない状況が続いている。他の 2 つの発電施設に関しては、売電収入が経費を大きく上回り、土地改良施設の維持管理費を確保できている状況を鑑みると、大野原発電所についても改善の余地がある。

「国の補助に係る農業農村整備事業により整備された小水力発電施設の毎年度の報告について」における提出資料によれば、直近 3 年間の大野原発電所の収支計算書は下記のとおりである（一部省略）。

（単位：円）

	科目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
収入	売電収入	2,321,024	2,694,629	1,183,788
	その他収入（利息等）	99	110	113
	収入計	2,321,123	2,694,739	1,183,901
支出	買電費用	507,570	528,782	424,683
	発電施設の運営経費（施設操作に必要な費用、引当金、減価償却費）	2,667,990	2,736,132	1,719,149
	発電施設と共用部分の水路・取水施設等の維持管理費	0	0	0
	発電施設の運営経費（積立資産積立）	511,981	487,735	58,509

	土地改良施設全体の維持管理費	0	0	0
	支出計	3,687,541	3,752,649	2,202,341
	国庫納付算定対象額	-1,366,418	-1,057,910	-1,018,440

売電収入に比して、運営経費がかさみ、土地改良施設の維持管理費が確保されていないように見受けられる。

なお、大野原発電所については、令和5年度予算での設備投資はなく、過年度事業完了済みの施設となっている。

【農林水産部】

NO.	事業名	課・室
31	鳥獣被害総合対策事業	森との共生推進室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	平成 23 年に大分県鳥獣被害対策本部会議を設置し、予防・集落環境対策、捕獲対策、狩猟者確保対策、獣肉利活用対策の 4 つの対策を総合的に実施することが重要である。 そのため、鳥獣被害対策の知識を持つ指導者等を育成し、集落ぐるみで 4 つの対策を進めることが、より効果的である。
事業の目的	野生鳥獣による農林作物被害の軽減を図るため、集落全体で行う予防・集落環境対策、捕獲対策、狩猟者確保対策、獣肉利活用対策を総合的に支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
① ハンター確保・養成事業 ・ 自衛隊、警察 OB、大学を対象に狩猟者確保のための普及活動及び新たな狩猟免許保持者を対象とした体系的なカリキュラムによるスタートアップセミナー及び捕獲技術向上に向けたスキルアップセミナーの開催及び女性ハンター組織（レディースハンタークラブ）の活動支援 ② 狩猟免許試験、狩猟免許更新及び狩猟者登録に係る手数料の免除、狩猟税の不徴収 ・ 新規狩猟免許取得者及び狩猟者の負担軽減のための令和 6 年度まで免除する。 ※ 令和 6 年度までに野生鳥獣による農林作物被害額 1 億 4 千万円以下の長期目標達成に向けたもの

- ③ 捕獲支援事業（補助額：県 1/2、定額）
- ・ 有害鳥獣捕獲許可に基づくイノシシ・シカ・サル・小動物の捕獲に対する報償金
 - ・ 平成 30 年度 11 月からジビエ利用に対する上乘せを実施（シカ、猟期内）
- ④ 指定管理鳥獣捕獲等事業
- ・ 日田英彦山系などシカの生息密度が高い地域を対象に、認定鳥獣捕獲等事業者への委託によりシカの捕獲を実施する。
- ⑤ 鳥獣被害自衛対策強化事業
- ・ 鳥獣害対策アドバイザーの養成（要望強化集落に対する研修会の開催）
 - ・ 鳥獣害対策専門指導員のスキルアップ
- ⑥ 鳥獣被害防止総合対策推進交付金事業（補助率：定額、1/2）
- ・ 市町村、地域協議会等が「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき策定した被害防止計画により実施する事業の推進に要する経費に対する助成
 - ・ 地域協議会活動（協議会の開催、貸出用捕獲資材の購入、狩猟免許受講助成等）推進の助成（補助率：1/2）
- ⑦ 有害鳥獣被害防止対策事業（補助率：県 1/3、市町村 1/3、事業主体 1/3）
- ・ イノシシ被害対策
（電気柵 124 km、鉄線柵 1,200m、トタン柵 600m、イノシシ・シカ併用電気柵 24 km）
 - ・ シカ被害対策
（ネット柵（杭木使用）2,400m、ネット柵（立木使用）1,300m）
 - ・ サル被害対策
（電気柵 400m、ネット柵 900m）
 - ・ アライグマ等被害対策
（複合柵（鉄線・ネット+電気）2,900m、電気柵（既設の機能強化）1,000m）

- ⑧ 鳥獣被害防止総合対策整備交付金事業（補助率：定額）
- 市町村、地域協議会等が「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき策定した被害防止計画により実施する被害防止施設等の整備に要する経費に対する助成
 - 鳥獣被害防止柵の資材費購入補助
（金網柵 46,000m、鉄線柵 207,500m、電気柵 11,400m、鉄線・電気併用柵 18,905m）
- ⑨ 有害鳥獣被害防止柵復旧事業（補助率：県 4.5/10、市町村 4.5/10、事業主体 1/10）
- 令和 2 年 7 月豪雨により被災した鳥獣被害防止施設の復旧を支援
（鉄線柵 874m）
- ⑩ 大分ジビエ普及推進事業
- ジビエ利用の普及を図るため、県産ジビエを新たに取り扱う飲食店等に向けたセミナーを開催するとともに、ジビエ料理の提供や P R に向けた取組を支援
 - アウトドアショップ等と連携したジビエ利用促進イベントの実施
- ⑪ 推進費

2. 事業実施期間

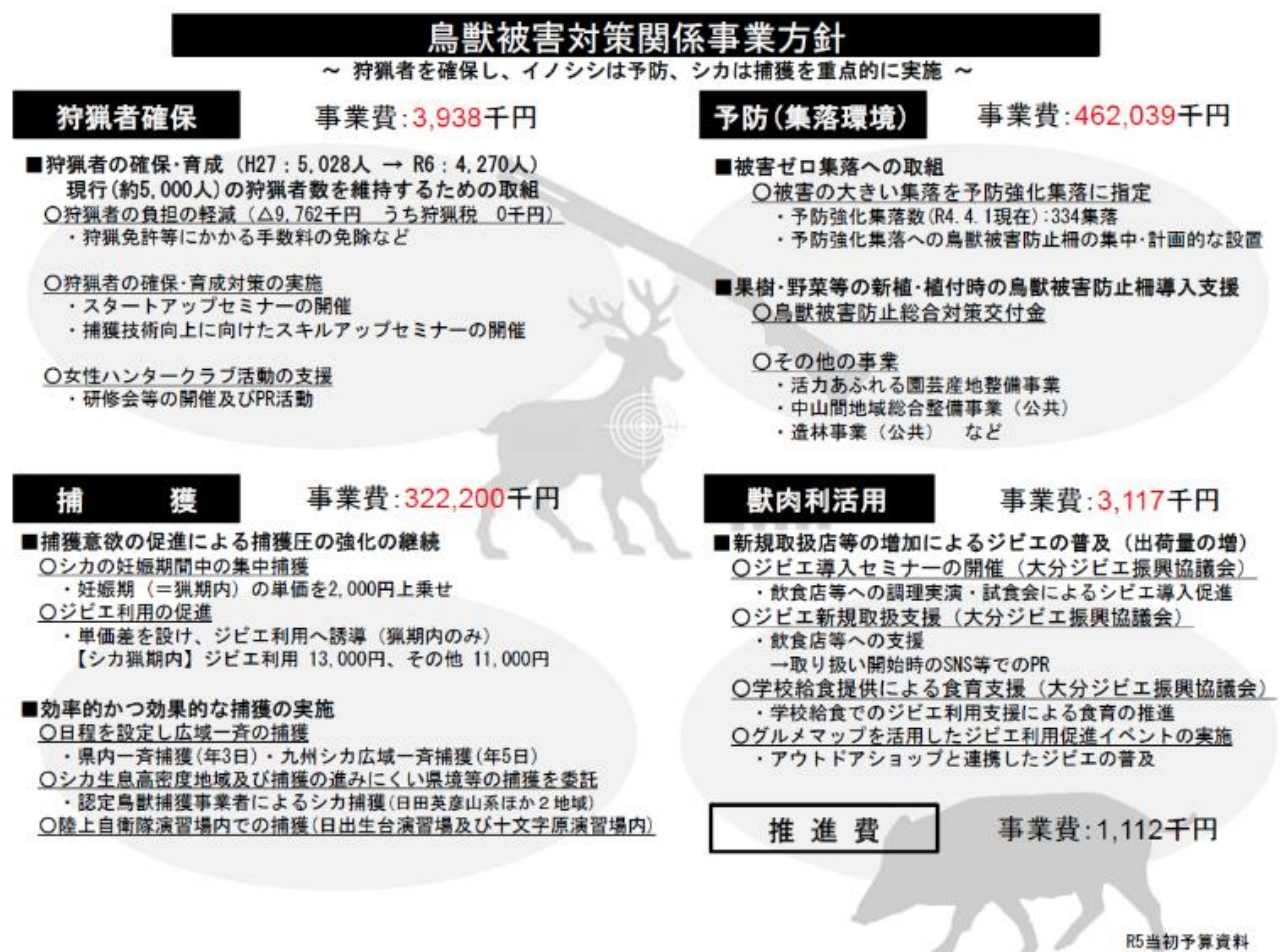
平成 18 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
鳥獣による農林水産業被害額（百万円）	目 標	160	150	145
	実 績	162	150	141
	達成率	98.8%	100%	102.8%
環境関連活動指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
防護柵延長（k m）	目 標	500	500	500
	実 績	250	246	237
	達成率	50%	49%	47.4%

シカ有害捕獲頭数（頭）	目 標	29,000	29,000	29,000
	実 績	42,514	38,668	42,285
	達成率	146.6%	133.3%	145.8%
狩猟者確保・育成対策（人）	目 標	450	450	450
	実 績	418	250	370
	達成率	92.9%	55.6%	82.2%

4. 概要の補足説明



令和6年度目標の鳥獣による農林水産物被害額1億4千万以下を目標に上記の4本柱による取組を総合的に支援し、鳥獣被害の低減を図る。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分

 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	792,875	793,679	792,407
決 算 額	671,395	716,924	637,147
一般財源	37,001	46,499	40,423
繰 入 金	83,683	76,664	81,044
国 庫	550,711	593,590	515,680
諸 収 入	0	171	0

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
鳥獣被害防止総合対策交付金	1/2、定額
指定管理鳥獣捕獲等事業交付金	1/2、定額
森林環境保全基金繰入金	1/2、定額

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

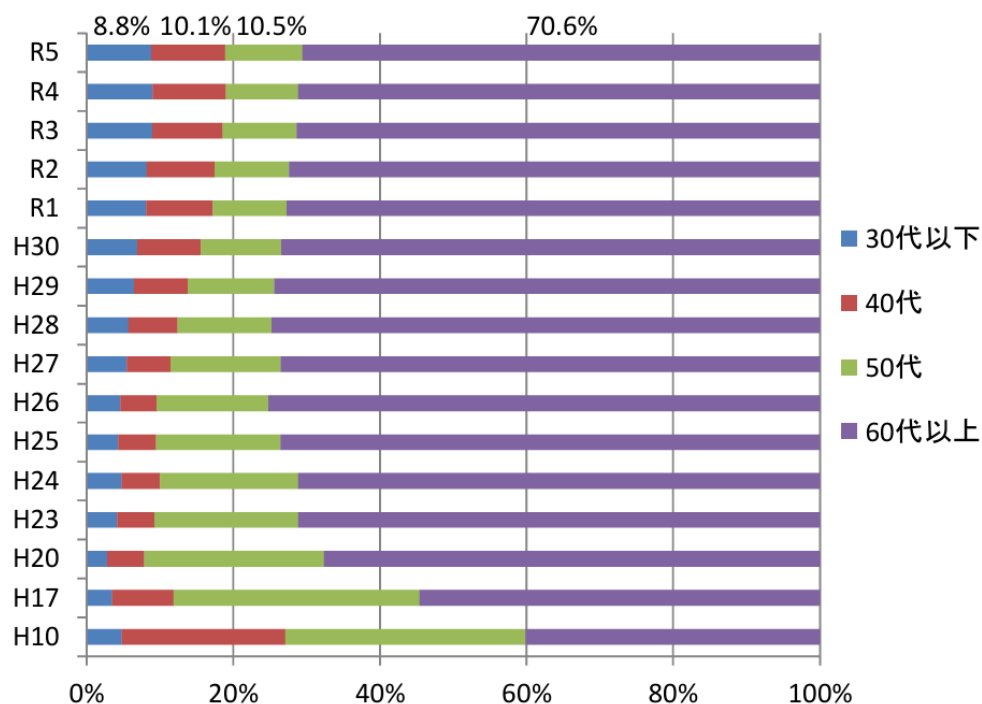
主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	881	787	336
旅 費	953	1,120	2,234
需 用 費	1,335	1,554	1,852
役 務 費	0	28	6
委 託 料	19,088	25,726	22,495
使 賃 料	692	469	553
補 助 金	648,446	687,069	609,671
そ の 他	0	171	0
計	671,395	716,924	637,147

6. 監査結果

指摘 31-1	狩猟従事者の確保について
勸奨事項	従事者の確保は社会全体の問題ではあるが、当事業はかなり従事者の確保が難しい事業であると考えられる。一方で、政策的な対応が実施されていることもあり、現状は必要人員の確保ができている状況である。 しかし、狩猟従事者のうち60歳以上の従事者が令和5年度では70.6%となっており、高齢化が進んでいることから、必要人員を確保するための更なる政策を検討していく必要がある。

《補足》

【年代別の狩猟者の割合】



指摘 31-2	見積り合わせや入札結果について
勸奨事項	市町村の方で見積合せや入札が行われていることもあり、簿冊にそれらに関する資料の添付がなされていない。客観的に入札が適正に実施されていることが確認できるように、所管課の簿冊に添付する運用が望ましい。

指摘 31-3	侵入防止柵導入時の費用対効果の検証について
勸奨事項	侵入防止柵導入時には費用対効果を検証することが条件となっている。豊後大野市の簿冊においては検証資料が簿冊に添付されていたが、その他の市では添付されていなかった。客観的に実施されていることが確認できるように、簿冊に添付する運用が望ましい。

指摘 31-4	鳥獣被害の推移について
勸奨事項	過去からの被害状況の推移を見てみると大幅に減少していることが見てとれ、絶え間ない努力の結果と思われる。 その中で市別に比較した場合、竹田市と豊後大野市の被害は比較的大きい状況である。重要性の高いエリアから順次実施されていることや、鳥獣の発生が多いエリアであることから仕方がない数字であることは推測されるが、この2つの市に関しては被害を減少させる努力がより要求される。令和5年度にプロジェクトチームが発足しており、被害減少に向けた活躍に期待したい。

《 補 足 》

【大分県の鳥獣被害の推移】

○被害面積（単位：a）

市町村名	大分県鳥獣被害の推移										鳥獣計	
	被害面積（a）											
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県計	23,390	21,607	19,448	23,841	16,819	13,276	13,137	16,673	10,862	9,013	8,705	8,322
大分市	2,322	521	749	979	828	1,223	696	744	3	291	900	452
別府市	648	569	474	391	629	792	492	486	351	292	334	321
中津市	1,126	568	825	3,448	316	945	671	608	396	511	762	702
日田市	2,045	3,556	1,588	2,080	2,501	584	561	1,913	512	441	428	478
佐伯市	1,167	1,126	694	712	495	573	707	677	1,219	1,025	358	220
臼杵市	1,513	1,382	855	1,725	374	183	213	236	209	194	178	107
津久見市	523	127	35	52	26	214	23	75	0	35	60	6
竹田市	4,040	3,851	4,137	3,226	3,914	2,731	3,304	3,363	3,271	2,071	1,840	1,774
豊後高田市	2,448	1,048	826	623	391	406	442	491	406	371	335	277
杵築市	605	897	1,097	305	351	693	401	454	344	258	274	326
宇佐市	1,102	641	634	2,375	1,123	803	646	643	494	494	503	624
豊後大野市	2,872	3,443	4,011	1,948	2,675	1,482	1,718	2,154	1,702	1,214	1,158	1,599
由布市	1,221	1,167	1,160	1,189	932	781	1,439	885	824	704	672	591
国東市	613	1,464	1,172	953	424	801	648	184	181	232	279	184
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	10	1	1	0	0
日出町	132	58	100	78	44	18	45	36	15	11	10	17
九重町	431	376	377	3,143	1,200	589	611	3,324	514	558	347	360
玖珠町	583	813	714	613	596	460	519	389	420	309	269	283

○被害量（単位：kg）

市町村名	被害量（kg）											
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県計	2,032,368	2,367,784	2,258,629	1,708,032	1,649,247	1,678,191	1,700,040	1,371,070	1,278,719	992,702	979,253	916,185
大分市	59,675	38,315	5,493	45,256	62,103	67,320	27,472	43,869	19,216	20,058	141,872	29,100
別府市	76,204	70,068	53,421	42,279	67,325	86,685	51,600	37,573	30,696	26,041	29,049	25,566
中津市	45,770	50,933	97,871	39,405	30,993	22,186	26,408	29,434	24,450	21,855	33,664	30,957
日田市	85,111	240,743	89,860	169,556	202,862	75,612	105,442	66,413	60,619	51,207	46,306	71,899
佐伯市	172,675	154,386	114,687	101,295	59,582	88,562	75,273	64,035	43,603	29,448	17,214	12,186
臼杵市	0	52,435	20,220	12,442	40,760	28,983	31,297	41,703	36,780	33,616	16,936	18,842
津久見市	0	13,921	6,345	6,882	983	1,510	3,080	4,190	1,980	1,970	1,560	613
竹田市	629,293	857,379	892,736	518,510	551,673	654,162	770,697	514,180	528,176	336,546	339,522	361,055
豊後高田市	226,130	68,088	43,748	40,843	21,784	22,270	22,550	26,161	21,892	19,275	18,440	15,364
杵築市	74,711	50,111	100,469	45,095	40,772	134,748	26,963	27,822	23,104	21,771	23,462	32,337
宇佐市	54,868	34,279	43,303	151,660	49,043	18,039	29,705	31,393	27,934	25,447	25,141	26,446
豊後大野市	241,832	343,537	381,226	105,582	137,521	80,166	96,495	109,870	86,885	61,316	63,670	72,829
由布市	173,598	170,155	179,229	148,855	115,911	102,293	95,523	100,866	90,861	76,982	70,868	65,186
国東市	32,519	17,007	48,516	57,041	24,908	41,818	33,971	13,252	12,223	45,384	15,778	10,494
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	92	141	152	46	0
日出町	20,323	3,320	10,618	13,113	5,415	2,976	2,834	1,764	4,917	1,462	555	2,056
九重町	23,909	20,156	21,026	107,544	125,430	165,337	186,420	172,417	188,002	173,601	96,821	103,292
玖珠町	115,751	182,952	149,861	102,673	112,183	85,524	114,310	86,037	77,241	46,572	38,350	37,963

○被害金額（単位：千円）

市町村名	被害金額（千円）											
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県計	215,871	203,585	215,504	204,573	201,755	162,073	150,137	152,544	135,357	128,348	122,231	113,687
大分市	10,934	8,656	8,814	13,443	14,840	16,547	6,263	10,657	6,850	6,453	12,397	6,352
別府市	11,670	10,720	8,965	8,491	10,218	12,523	9,101	8,027	7,114	5,990	6,547	4,816
中津市	11,852	8,655	6,725	8,269	5,398	4,986	5,239	4,967	4,652	5,657	8,408	7,830
日田市	20,329	16,195	18,327	18,179	19,190	14,325	17,498	14,741	13,791	12,470	11,172	11,448
佐伯市	25,789	24,047	18,567	15,409	12,877	13,454	12,114	11,244	8,120	7,953	4,088	3,100
臼杵市	8,128	8,181	4,042	4,268	7,348	4,662	4,512	5,591	5,857	6,943	5,088	4,270
津久見市	2,093	7,815	1,178	1,881	790	503	503	792	375	661	520	662
竹田市	39,689	33,364	35,347	31,895	38,298	20,238	21,893	25,445	23,554	21,666	18,975	20,484
豊後高田市	12,710	11,003	7,953	7,722	5,045	4,804	4,680	5,476	5,660	4,867	4,998	4,273
杵築市	7,496	8,457	9,578	7,272	7,279	7,048	5,557	6,430	5,290	5,429	5,048	5,443
宇佐市	12,475	8,377	10,410	16,432	11,053	10,473	7,222	8,281	6,474	6,911	6,547	6,767
豊後大野市	18,830	20,778	40,933	24,700	33,024	18,966	22,110	25,931	21,866	15,969	15,615	19,968
由布市	14,310	17,016	17,711	17,847	15,491	12,031	13,321	12,983	12,609	10,944	10,446	8,231
国東市	7,324	7,281	13,000	13,022	6,006	9,856	7,778	3,682	3,527	3,786	4,665	2,306
姫島村	0	0	0	0	0	0	0	47	31	34	11	0
日出町	3,867	1,253	1,940	2,373	1,870	427	572	495	434	645	134	370
九重町	4,425	4,484	5,219	6,845	6,909	5,781	6,197	3,432	4,109	7,715	3,568	3,165
玖珠町	3,950	7,303	6,795	6,525	6,119	5,449	5,577	4,323	5,046	4,256	4,004	4,201

【農林水産部】

N0.	事業名	課・室
32	森林・林業教育促進事業	森との共生推進室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	令和4年度に本県で開催された全国育樹祭の目的のひとつである「子ども達に大分の魅力ある森林・林業に興味・関心をもってもらい、担い育てる人材へと育成する」ため、全国育樹祭を契機とした次代の大分の森林を守り育てる人材育成の取組が重要である。 そのため、森林・林業の知識をもち、学校教育にも対応できる指導者の育成と併せて、子どもの発達の段階に応じて体系的な森林・林業教育プログラムを進めることが、より効果的である。
事業の目的	学童期からの森林・林業教育プログラムの構築と学校教育にも対応できる指導者を育成すること等により、次代のおおいたの森林・林業を担い育てる人材を育成する。

(2) 事業の内容

事業の内容
① 森林林業教育促進事業 - 体系的かつ子どもの学びの段階にあわせた森林林業教育の指導者育成 ② 森林林業教材作成事業 - 小学生及び中学生の教育カリキュラムにおいて活用できる学習指導要領に則った森林林業教育副読本のデータ等更新及び県内小・中学校への配布 ③ おおいた森林・林業教育推進会議 - 森林・林業教育の推進方針及び教育委員会等との連携会議の開催

- ④ 次代の森林づくり活動リーダー育成事業
- ・ 森林環境教育や森林づくりを行う団体に所属し、活動を行ってきた小学生を対象とした研修の実施や活動への支援による、次代の森林づくり活動のリーダーとなる人材の育成
- ⑤ 名樹とのふれあい事業
- ・ 特別保護樹木等の保育、保全（整枝、剪定、古枝除去等）

2. 事業実施期間

令和3年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
森林林業教育体験者数 (人)	目 標	4,800	5,100	5,400
	実 績	4,416	9,668	8,898
	達成率	92%	189%	164%
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
指導者研修修了者数(人)	目 標	30	35	35
	実 績	30	30	39
	達成率	100%	85%	111%
リーダー研修会参加者数 (人)	目 標	35	35	35
	実 績	0	0	26
	達成率	0%	0%	74%
体験フィールドを活用したプログラム実施回数 (回)	目 標	1	12	12
	実 績	3	14	18
	達成率	300%	116%	150%

4. 概要の補足説明

R 5 大分県 森林・林業教育の推進体系

持続可能な社会の実現に寄与する森林づくりに向けた県民の理解・気運醸成
大分の森林・林業を担い育てる人材の育成



幼児期から小学校低学年に対しては、体験を重視し、森の先生派遣事業を実施。

小学校高学年から中学生に対しては、森林・林業デジタル副読本の作成、配布や、森林・林業教育指導者の育成研修の実施、また一般公募による体験型森林教室「森-Labo」の開催により、学校教育と連携した森林・林業学習の支援や興味関心の高い子ども達を対象に森林・林業への理解を深める取組を実施。

また、高校生、大学生への取組に対しても、おおいた森林・林業教育推進会議において教育関係者との連携を通じ、森林・林業教育の推進を図る。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	17,197	19,580	20,109
決 算 額	15,827	14,905	14,811
繰入金	15,827	14,905	14,811

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
森林環境保全基金繰入金	－

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	149	34	29
旅 費	299	341	223
需 用 費	548	626	35
委 託 料	13,181	10,800	11,354
使 賃 料	50	48	31
補 助 金	1,600	3,056	3,139
計	15,827	14,905	14,811

6. 監査結果

指摘 32-1	みどりの少年団について
勸奨事項	少子化の影響もあり、少年団員数は減少傾向にある。そもそもみどりの少年団の認知度が低い印象も拭えない。自然の大切さを子供たちに伝える活動を行っており意義のある団体であると考えられるため、認知度を上げていく活動を戦略的に行っていく必要がある。

《補足》

【みどりの少年団数、団員数の推移】

年度	R1	R2	R3	R4	R5
少年団数（団）	23	31	31	31	27
少年団員数（人）	4983	4073	4137	3309	2759

指摘 32- 2	副読本作成業務委託について
勸奨事項	指名競争入札であるが、予定価格の作成に関与した業者のみが入札を行い、その他の４者は入札を辞退した結果となっている。情報的に優位にある業者のみの入札となっており、公正な入札となっているか疑念が残るため、このような状況が生じないような対策が必要と考える。

指摘 32- 3	森林・林業教育事業の平等な実施について
勸奨事項	大分県森林・林業教育支援事業委託において、予算の範囲内で応募のあった学校に対して支援を行っている。応募するか否かは教員個人の裁量が大きく、興味や魅力を感じている教員が応募する実状が見受けられる。できれば多くの児童が平等に教育を受けられるような方法を検討していただきたい。例えば応募ではなく、学校を巡回していく方法等が考えられる。

【農林水産部】

N0.	事業名	課・室
33	みんなで支える森林づくり推進事業	森との共生推進室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	世界的な気候変動や頻発する豪雨災害により、森林がもつ公益的機能に対する県民の期待や森林への関心は高まっている。 このような森林を県民みんなで守り育てていくために、森林にふれ親しむ機会の創出や、県民自ら森林づくり活動を行う組織への支援が求められている。 また平成18年度に導入した県独自課税である「大分県森林環境税」を活用した取組を広報することで、県民みんなで森林を守り育てていく意識を啓発していくことが必要である。
事業の目的	大分県森林環境税の創設の趣旨である「森林環境の保全」と「森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成」のため、外部委員を構成員とした大分県森林づくり委員会において税活用事業を検証し、適正な運営・管理を行うとともに、県民総参加の森林づくりを推進する。 また、森林づくり活動を行う県民の支援や、県環境税の広報を推進する。

(2) 事業の内容

事業の内容
1 次代につなぐ森林づくり大会《森フェス》の開催 全国育樹祭のレガシーとして開催趣旨を引き継ぐため、次代につながる森林づくりの意識を啓発し、次代を担う子ども達を主体とした森林・林業教育体験活動イベントを開催

- 2 新たな森林づくり推進体制整備事業
「森林環境保全基金」の適正な運営と、県森林環境税事業に関する審議・成果の検証を行うため、「森林づくり委員会」を開催
- 3 森林づくりボランティア支援事業
森林づくりボランティア支援センター事業（委託）及びボランティア活動を支援
- 4 森林づくり提案事業
県民自ら企画し、参加者を募集して取り組む森林づくり活動や森林環境教育活動に対し助成（補助率等 ① 活動推進費の交付：定額 ② 資材購入・機材リース費補助：10/10 以内補助金上限額 500 千円）
- 5 森林・山村多面的機能発揮対策事業
地域住民等が協力して実施する里山林の保全、森林資源の利活用の取組に対し助成（補助率 1/8 以内）
- 6 大分県森林環境税の広報
県森林環境税の認知度の向上、取組への理解を深めるため、HPやチラシ、新聞広告等で県森林環境税事業に関する情報提供を実施

2. 事業実施期間

平成 18 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
森林づくりボランティア活動参加者(人)	目 標	8,500	8,500	8,500
	実 績	7,790	7,870	8,086
	達成率	91%	92%	95%
県森林環境税を活用した事業の内容に賛成する人の割合 (%)	目 標	80	80	80
	実 績	82.6	87.8	80.3
	達成率	103%	109%	100%
森フェス参加者数 (人)	目 標	－	－	600
	実 績	－	－	341
	達成率	－	－	56%

環境関連活動指標		令和３年度	令和４年度	令和５年度
森林づくり委員会開催回数（回）	目 標	3	3	4
	実 績	3	3	3
	達成率	100%	100%	75%
マスメディアでの広報回数（回）	目 標	2	2	20
	実 績	15	25	64
	達成率	750%	1,250%	320%

みんなで支える森林づくり活動推進事業について

県森林環境税を活用した森林づくりを着実に進めるため、森林づくり委員会により事業の検証を行うことで森林環境税の適正な運営管理を確保するとともに、県民総参加の森林づくりを推進する。
また森林ボランティア活動を行う県民の支援や森林環境税の広報を推進する。



ボランティア団体、個人の登録、ボランティア活動情報の収集・発信、活動に必要な物品の貸出しや相談業務の対応等を実施する。

その他、県民自ら取り組む森林づくり活動や森林環境学習活動への支援、森林づくりへの意識啓発のための広報を通じて、県民の理解と協力のもと、当県の森林を守り、育てていく取組を推進する。

※令和４年度に「森林ボランティア活動促進事業（～R3）」および「おおいたの森林づくり広報推進事業（～R3）」を「みんなで支える森林づくり推進事業」に統合。

５．予算・決算額

（１）予算区分

政策的経費

 ・ 経常的経費

（２）当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和３年度	令和４年度	令和５年度
当初予算	20,037	16,286	19,788
決 算 額	9,201	7,189	14,028
繰 入 金	9,201	7,189	14,028

（３）主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
森林環境保全基金繰入金	－

（４）決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和３年度	令和４年度	令和５年度
報 償 費	363	451	286
旅 費	276	466	533
需 用 費	821	897	526
役 務 費	28	0	99
委 託 料	3,573	3,603	3,606
使 賃 料	289	234	262
補 助 金	3,851	1,538	2,189

負 担 金	0	0	6,527
計	9,201	7,189	14,028

6. 監査結果

指摘 33-1	1 者随意契約の解消について
勸奨事項	大分県森林づくりボランティア支援センター事業は、特定非営利活動法人との随意契約となっている。ボランティア活動を拡大していく上では、1 者随意契約よりも違うノウハウを有した別の団体も入札に参加するような措置を講じる方が、効果的かつ効率的な運用ができると考えられる。可能な限り、入札参加者の裾野を広げる努力をお願いしたい。

【農林水産部】

N0.	事業名	課・室
34	公共造林事業（保育間伐推進緊急対策事業）	森林整備室

1. 事業の概要

（1）事業の目的

現状・課題	森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に、我が国においては、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する場合が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、特に成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施業による森林整備を進める必要がある。 併せて、平成 12 年度から国が実施した「緊急間伐総合対策」において 5 ヶ年間で 150 万 ha の間伐を緊急に実施する必要がある。
事業の目的	森林施業を集約化して計画的な森林整備を行う者を対象に造林、下刈り、間伐等の森林施業を支援することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資するもの。 平成 12 年度から国が実施した「緊急間伐総合対策」において 5 ヶ年間で 150 万 ha の間伐を緊急に実施するため、保育間伐等に上乗せ助成を開始した。 また、平成 20 年からは京都議定書の森林吸収源の目標達成に向けて、現在では地球温暖化対策計画（R3. 10. 3 閣議決定）の期間（R3～R12）における間伐目標 45 万 ha/年の間伐実施目標に向けて、公共造林事業に上乗せ助成を行ない保育間伐の実施を推進する。

（2）事業の内容

事業の内容
公共造林事業（国事業名：森林環境保全整備事業）を実施するにあたり、若齢級（3～5 齢級）の保育間伐に対し、その標準経費の 13%以上を市町村が上乗せ助成する場合、5 %以内の上乗せ助成を行い、健全で活力ある森林の維持を図る。

2. 事業実施期間

平成 12 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

公共事業のため、設定なし。

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分

政策的経費

 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算	104,544	76,862	51,499
決 算 額	10,933	17,713	20,100
一般財源	3,492	5,339	6,059
国 庫	7,441	12,374	14,041

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
森林環境保全直接支援事業	国：3/10、県 1/10 査定係数 170

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
補 助 金	10,933	17,713	20,100
計	10,933	17,713	20,100

6. 監査結果

NO. 35 と一体的な事業であるため、監査結果は NO. 35 に記載

【農林水産部】

N0.	事業名	課・室
35	再造林促進事業	森林整備室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	森林は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面的機能を有している。特に、我が国においては、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存する場合が多いことから、自然的条件や地域のニーズ等に応じて、それぞれの機能の調整を行いつつ、特に成熟しつつある人工林資源に対する効率的な施業による森林整備を進める必要がある。 また、木材価格の低迷やシカ被害の増加、不在村森林所有者の増加等により再造林が実施されずに放棄地が増加。
事業の目的	森林施業を集約化して計画的な森林整備を行う者を対象に造林、下刈り、間伐等の森林施業を支援することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、森林環境の保全に資するもの。 再造林が行われなければ、森林の公益的機能が損なわれるだけでなく、持続的な林業経営の維持が困難になるため、県と木材業界が協力して上乗せを実施。 また、森林資源の充実（主伐期を迎えた人工林の増加）と素材生産量の増加により、将来(30年後)の人工林資源の不足が懸念されることから、30年伐期が可能な早生樹造林を推進し、将来の人工林資源の確保による持続的な林業経営と循環型林業の確立を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
再造林促進事業（国事業名：森林環境保全整備事業）は、公共造林事業の補助に加え、伐採後の林業適地において低コスト再造林（植栽本数 1,000～2,000 本/ha）を実施した事業主体に対し、標準経費の 15%以内の上乗せ助成を行い、森林所有者の負担軽減と確実な人工林の再生を図る。 なお、植栽樹種はスギ、ヒノキ（～2,500 本/ha）、コウヨウゼンである。

2. 事業実施期間

平成 22 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
公共事業のため、設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			
環境関連活動指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
低コスト再造林面積 (ha)	目 標	980	980	980
	実 績	919	983	1,088
	達成率	93%	100%	111%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算	602,537	642,958	662,380
決 算 額	138,232	225,075	473,178
一般財源	26,468	44,259	95,079
繰 入 金	23,360	39,040	83,862
国 庫	79,404	132,776	285,237
寄 付 金	9,000	9,000	9,000

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
森林環境保全直接支援事業	国：3/10、県：1/10 査定係数 170
森林環境保全基金繰入金	県 15%

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助金	138,232	225,075	473,178
計	138,232	225,075	473,178

6. 監査結果

【大分県の森林・林業の主要指標】

(大分県農林水産部 令和4年度林業統計表より)

全国と比較しても造林や林業経営の順位は高く、大分県にとって林業は重要な資源と言える。

項 目	単位	全 国	九 州	大 分	全国に おける 順位	九州に おける 順位
総 土 地 面 積	千ha	37,797	4,223	634	22	4
森 林 資 源						
森 林 面 積	千ha	25,025	2,667	451	19	4
森 林 率	%	67	63	71	18	2
民 有 林 面 積	千ha	17,368	2,157	403	17	3
人 工 林	〃	7,846	1,150	204	15	3
天 然 林	〃	8,796	849	159	19	3
無 立 木 地 等	〃	551	86	25	4	1
竹 林	〃	175	71	14	3	3
国 有 林 面 積	〃	7,657	510	48	20	4
民 有 林 人 工 林 蓄 積	千m ³	2,991,761	538,254	111,630	5	2
うち、スギ(5条森林)	〃	1,823,896	387,069	86,682	4	2
造 林						
造 林 面 積 総 数	ha	23,015	5,998	1,009	5	3
うち、スギ	〃	8,207	4,958	889	3	3
うち、ヒノキ	〃	2,230	392	59	12	3

林	道					
民有林道	km	93,642	13,714	1,950	19	4
国有林道	〃	46,365	5,619	474	19	4
林業経営						
林家数	千戸	690	93	14	21	3
林業産出額	千万円	48,394	11,287	2,268	5	2
うち、木材生産	〃	26,655	8,251	1,709	3	2
うち、栽培きのこ類生産	〃	20,916	2,924	541	7	2
生産物						
素材生産量	千m ³	22,082	5,392	1,198	4	2
うち、スギ	〃	13,238	4,464	1,018	3	2
うち、ヒノキ	〃	2,971	768	176	5	2
製材工場数	工場	3,778	628	107	12	3
製材品出荷量	千m ³	16,363	4,206	756	6	2
新設住宅着工数	戸	859,529	88,814	7,009	27	4
うち、木造数	〃	477,883	50,580	4,168	35	6
木造率	%	55.6	57.0	59.5	35	6

指摘 35-1	完成検査調書の確認について
勸奨事項	竣工検査調書に関しては、振興局で保管されており本庁の方では管理されていない。竣工検査調書もしくは竣工検査の結果を一枚の用紙に集計した書類の提出が本庁になされた方が良い。

指摘 35-2	森林ネットおおいたの入札について
勸奨事項	森林ネットおおいたは大分県の外郭団体であり、大分県が所有する森林の経営業務を受託している団体である。森林ネットおおいたが発注する事業に関しては、同団体の基準に沿って見積合せや入札が行われている。 外郭団体であることから、定期的に業務内容を検証する等の内部統制を構築する方が望ましいと言える。

指摘 35-3	森林ネットおおいたへの受託業務について
勸奨事項	大分県は森林ネットおおいたに、所有する森林の経營業務を委託しているが、委託料が適正か定期的に検証する必要があると思われる。森林ネットおおいたの決算書を見てみると、多額の内部留保があり、そのような金額が外郭団体でありかつ公益法人である当法人に必要なのか疑念は残る。委託料も含め取引の内容を見直すことも必要ではないかと思われる。

指摘 35-4	分収交付金について
勸奨事項	分収の契約は明治時代から行われており、相続等で契約者も代替わりが行われ現時点で契約者を把握している契約は約9割である。残り1割の契約については、契約者が不明であり分収交付金の支払が行われていない。 未払の債務が長期間残ることは管理上望ましいことではないため、解消方法を検討することが必要である。 例えば令和6年4月1日より不動産の相続登記が義務化されたことから、その法令を活用して解消方法を探っていくことも考えられる。

《補足》

「分収林契約」とは、「分収造林契約」、「分収育林契約」で、その契約条項中において、各契約当事者が一定の割合により当該契約に係る造林又は育林による収益を分収する（分け合う）ことを約定しているものをいう。

「分収造林契約」とは、一定の土地についての造林に関し、その土地の所有者、造林地所有者以外の者でその土地について造林を行う者並びに造林地所有者及び造林者以外の者でその造林に要する費用の全部若しくは一部を負担するものの3者又はいずれか2者が当事者となって締結する契約である。

「分収育林契約」とは、一定の土地に植栽された樹木についての保育及び管理に関し、その土地の所有者、育林地所有者以外の者でその樹木について育林を行う者並びに育林地所有者及び育林者以外の者でその樹木について育林に要する費用の全部若しくは一部を負担する者の3者又はいずれか2者が当事者となっ

て締結する契約である。

分収交付金未払い状況(令和5年度末)

(単位：円)

県行分収林		県民有林		計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
81	8,459,110	124	8,976,554	205	17,435,664

【農林水産部】

N0.	事業名	課・室
36	災害に強い森林づくり推進事業	森林整備室

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	河川沿いの森林、適齢伐期を越えて放置された急傾斜地の森林で山腹崩壊等が発生し、崩壊に伴い大量の流木等が発生した。 間伐等、適正な森林の管理がなされず放置された森林が存在する。
事業の目的	災害に強い森林づくりを推進するため、河川沿いや尾根・急傾斜地における人工造林の広葉樹林化等に向けた対策を実施する。

(2) 事業の内容

事業の内容
① 河川沿いの森林整備 （補助率：県 10/10） 流木被害発生のある人工林を更新伐等により伐採し、流木発生を抑制する。 伐採後は、自然植生の回復（必要に応じて植栽）により広葉樹林化する。 ・ 事業実施主体：市町村、森林組合 ② 尾根・急傾斜地の森林整備 （補助率：県 10/10） 災害発生が懸念される尾根や急傾斜地の人工林について、計画的な帯状伐採により、自然植生の導入（必要に応じて植栽）を図り、広葉樹林化する。 ・ 事業実施主体：市町村、森林組合 ③ 県推進費

2. 事業実施期間

平成 25 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
河川沿いの森林整備面積 (ha)	目 標	25	37	37
	実 績	25	37	38.74
	達成率	100%	100%	104%
尾根・急傾斜地の森林整備面積(ha)	目 標	11.5	6.34	7.34
	実 績	6.03	6	6.68
	達成率	52%	94%	91%
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
災害に強い森林づくり実施面積 (ha)	目 標	25	25	25
	実 績	36	48	44
	達成率	144%	192%	176%

4. 概要の補足説明

- ・ 九州各県においては取組事例や事業等はなし

5. 予算・決算額

- (1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

- (2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	45,935	67,304	58,473
決 算 額	41,887	52,271	37,946
一般財源	19,678	28,654	8,883
繰 入 金	22,209	23,617	29,063

- (3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
森林環境保全基金繰入金	-

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
旅 費	31	37	0
補 助 金	41,856	52,234	37,946
計	41,887	52,271	37,946

6. 監査結果

指摘 36-1	契約内容の確認について
勸奨事項	災害に強い森林づくり推進事業の実施に関する協定書（竹田市）の中で、対象森林は別紙2のとおりとしているが、別紙2の資料が添付されていなかった。振興局の方では管理していると回答を得たが、所管課の方でも内容を確認する必要があり、資料を入手し簿冊に綴る必要がある。

指摘 36-2	契約日の記載がない書類について
改善事項	流木被害対策事業の実施に関する協定書において協定期間の記載と契約日の記載がない状態で所有者の押印を入手している書類が見受けられた。3者間での契約のため日付を記載していなかったということであったが、協定期間と契約日を定めたうえで押印することが原則であり改善する必要がある。

指摘 36-3	適格請求書の作成の指導について
改善事項	作業請負契約書に適格請求書発行事業者の登録番号が記載されており、消費税の課税事業者の確認がなされていた。しかし、請負業者からの請求書そのものには登録番号の記載がなく、適格請求書の要件を満たしていなかった。 適格請求書の要件を満たす請求書を請負業者が発行するように指導する必要がある。

指摘 36- 4	完成写真について
改善事項	災害に強い森林づくり推進事業【日田市】（尾根・急傾斜地の森林整備）において、完了の確認写真が１枚のみの添付となっていた。他の事業の簿冊では詳細な写真が複数枚添付されていることから、当事業においては確認が十分実施されたか疑念が生じる。 所管課とのヒアリングでは品質検査は現地で行っており問題ないことは確認しているとの回答を得たが、客観的に問題がないことが確認できるような記録を残すべきである。

《補足》

○災害に強い森林づくり推進事業実施要領 7 検査報告等 検査員は、事業完了に伴う完了確認検査の終了後、遅滞なく完了確認検査調書(第7号様式)を作成し、検査状況写真を添え、知事に報告するものとする。	
---	--

指摘 36- 5	伐採した木材の取扱いについて
勧奨事項	災害に強い森林づくり推進事業【臼津関森林組合】（河川沿いの森林整備）において、伐採した木材が売却されている。河川沿いにある管理されていない人工林（スギやヒノキなど）を事前に伐採し、林外に持ち出すことで、災害等の増水で流木とならないことを目的としている。持ち出した木材の処理については、森林所有者が処分権を有し処分している。そのため、処分（売却）で得た金額は森林所有者が受け取っているが、処分額を行政が負担した経費に充当することにも合理性があると考ええる。

【農林水産部】

N0.	事業名	課・室
37	海洋環境保全型養殖推進事業	漁業管理課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	本県の赤潮は約 20 件/年発生しており、近年の海洋環境の変化によって、長期化、広域化している。 主力養殖魚であるブリは、赤潮対策として餌止めを行うと成長が遅れ、計画的な出荷に影響を受けるため、赤潮被害軽減による安定生産の確立が急務となっている。 また、養殖漁場の海底の汚濁は赤潮発生の一因となっている。
事業の目的	養殖ブリ類の安定生産を図るため、環境負荷を軽減した持続可能な養殖手法を実証するとともに、海底環境の改善による赤潮発生の抑止技術の確立に取り組む。

(2) 事業の内容

事業の内容
1 環境負荷を低減した養殖手法の確立 ① 環境負荷軽減養殖 廃プラを排出しない完全リサイクル型浮沈式養殖生け簀を用いて、沈下時における生け簀形状の確認・検証及び銅合金網の付着物軽減効果・耐久性を検証する。 ・ 生け簀整備・改良 ・ 生け簀形状の検証 ・ 生け簀網環境負荷軽減調査 ② 赤潮に強い養殖 赤潮の発生を観測機器を用いて詳細に調査し、赤潮発生予察から対策までの一連の手法を構築するため、銅合金製浮沈式生け簀で稚魚から成

魚までの飼育を行い、歩留まり、成長等について検証を行う。

赤潮発生時には、その影響が少ない深層に生け簀を沈降させ、給餌する手法について開発・実証を行う。

- ・ 赤潮・底質調査・分析
- ・ 赤潮発生時のブリ行動解析
- ・ ブリ飼育試験、底層給餌試験、赤潮行動監視調査、生理的評価

2 赤潮を減らす環境整備

養殖漁場における底質環境・負荷状況を調査把握するとともに、二枚貝の貝殻を利用した底質改良材の開発・散布試験を行い、その効果検証を行う。

- ・ 底質改良材製造、散布試験

2. 事業実施期間

令和4年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
新型生け簀における赤潮被害率の低減（被害率）（％）	目 標	－	10％以下	10％以下
	実 績	－	0	0
	達成率	－	100％	100％
網付着物減少による環境負荷軽減（負荷軽減率）（％）	目 標	－	50	60
	実 績	－	100	85
	達成率	－	200％	142％
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生け簀環境調査（回）	目 標	－	2	2
	実 績	－	2	2
	達成率	－	100％	100％

4. 概要の補足説明

R4年度成果指標：網付着物減少による環境負荷軽減

漁網への付着物経過（設置188日後）

2022年7月21日設置
2022年1月25日撮影

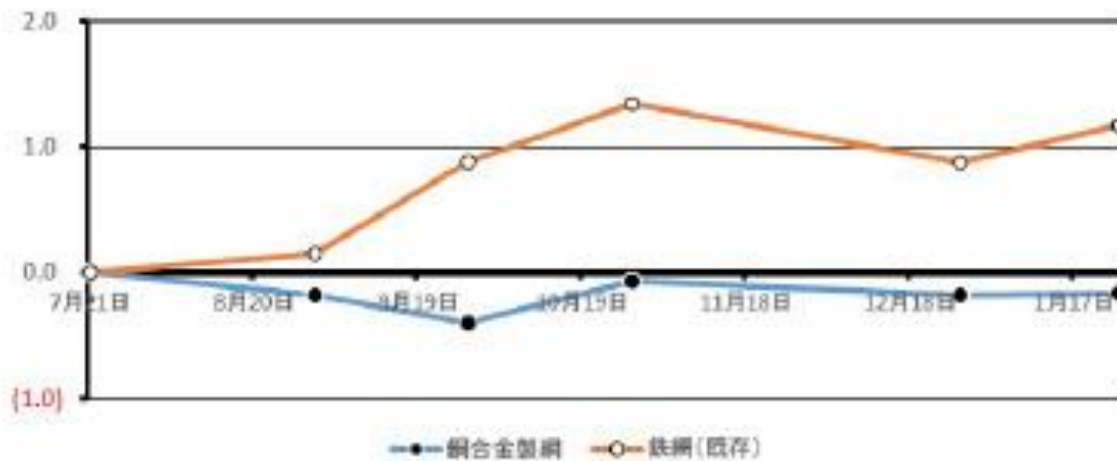


銅合金製網



鉄製網（既存）

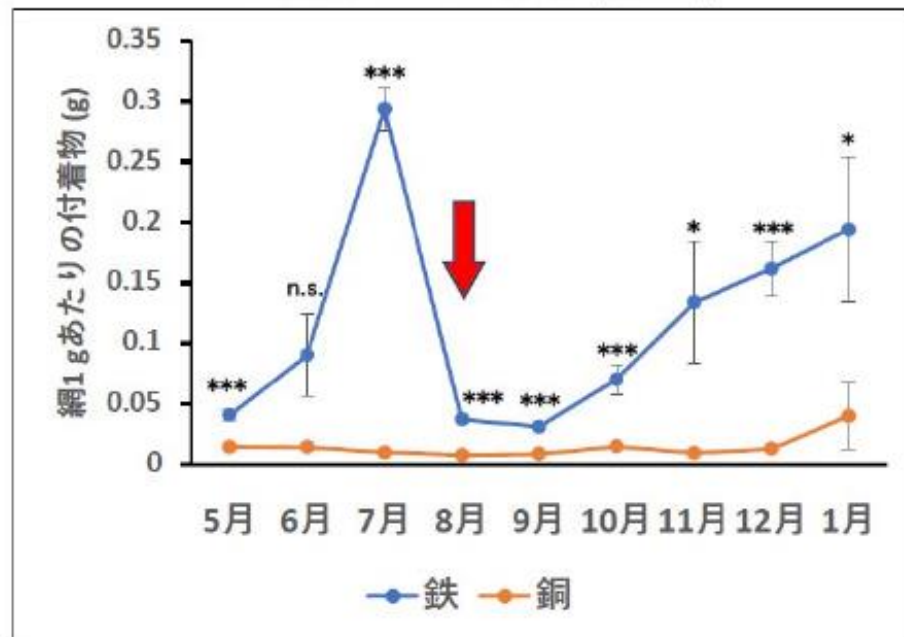
銅合金と鉄製の増加重量(kg)推移



網付着物減少による環境負荷軽減率 100%

R5 年度成果指標：網付着物減少による環境負荷軽減

付着物重量の推移(月別)



Student t-test (* $p < 0.05$, ** $p < 0.01$, *** $p < 0.001$)

- 鉄製網：増減が激しい
- 銅製網：一定して低い傾向にある



網付着物減少による環境負荷軽減率 84.9%

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	－	45,284	23,950
決 算 額	－	47,652	26,959
一般財源	－	23,355	15,160
繰 入 金	－	3,200	1,798
国 庫	－	21,097	10,001

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
地方創生推進交付金	1/2
産業廃棄物税基金繰入金	1/2

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	－	2,459	2,446
旅 費	－	686	833
需 用 費	－	2,784	3,529
役 務 費	－	575	620
委 託 料	－	25,268	11,689
使 賃 料	－	6,186	3,039
補 助 金	－	6,476	295
積 立 金	－	3,218	4,508
計	－	47,652	26,959

6. 監査結果

指摘 37-1	実施計画と精算書の乖離について
勸奨事項	委託事業に関して、当初の実施計画から精算報告の内容が異なっている場合は、内容の精査を行い、乖離の理由を確認することが望ましい。

《補足》

例えば、「ブリの生理状態評価調査委託業務」において、委託業務実施計画書の委託料内訳の内容は下記のとおりであった。

区分	項目	金額
直接経費	需用費（備品・消耗品費等）	369,000 円
	旅費	50,000 円
	委託費	350,000 円
間接経費	光熱水費	231,000 円
合計		1,000,000 円

一方、精算書においては、支出の内訳は下記のようにになっている。

支出の部

（単位：円）

区分	予算額	精算額	備考
直接経費	769,000	769,000	需用費（備品・消耗品費） 733,800
			旅費 0
			委託費 35,200
間接経費	231,000	231,000	光熱水費 231,000
計	1,000,000	1,000,000	

委託費については、内訳明細より根拠資料を確認できたものの、その他の経費については、当初の計画から精算額が異なる理由を確認することができなかった。結果として、精算額と予算額は一致しているものの、当初の計画から実績報告内容が乖離している場合には、県においても差異の理由を把握しておくことが望ましい。

【農林水産部】

N0.	事業名	課・室
38	資源造成型栽培漁業推進事業	水産振興課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	漁船漁業による漁獲量は減少傾向にあることから、人為的な資源添加手段として有効である種苗放流を推進するとともに、資源管理を強化することにより水産資源の早期回復を図り、漁獲量を増加させる必要がある。
事業の目的	水産資源を早期に回復させるため、漁獲する魚の体長制限の強化など、漁業者が取り組む資源管理の自主規制のレベルに応じて、種苗放流を段階的に支援する。 また、資源評価の精度向上を図るため、デジタルツールを活用した漁獲量報告体制を構築するとともに、漁業者の所得向上を図るため、新たな魚種の放流手法の確立等に取り組む。

(2) 事業の内容

事業の内容
① 種苗放流による資源回復支援 漁業者が自主的に行う放流に対して、放流種苗を上乗せ支援する。 (75%～最大 130%) ② デジタルツールを活用した漁獲量報告体制の構築 資源管理をより効果的に行うため、漁業者によるデジタルアプリを活用した漁獲情報の報告体制構築に取り組む。 ③ 高単価で定着性の高いキジハタの放流手法の確立と資源管理手法の検討 キジハタについて標識放流を行い、放流適地の選定や移動状況を解明するとともに、資源管理手法を検討する。

2. 事業実施期間

令和2年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放流種苗の上乗せ数 (千尾)	目 標	5,494	5,494	4,984
	実 績	5,079	4,951	4,860
	達成率	92.4%	90.1%	97.5%
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

4. 概要の補足説明

【種苗放流による資源回復支援】

水産資源を早期に回復させるため、漁獲する魚の体長制限の強化など、漁業者が取り組む資源管理の自主制限のレベルに応じて、種苗放流を段階的に支援する。

- ・資源管理計画のみ 地元：県＝1:3/4（75%）
- ・委員会指示及び資源管理計画 地元：県＝1:1（100%）
- ・委員会指示及び資源管理計画の強化 地元：県＝1:1.1（110%）～1.3（130%）

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	73,388	75,056	79,047
決 算 額	69,135	71,335	74,227
一般財源	69,135	71,335	74,227

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
該当なし	－

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
旅 費	16	144	474
需 用 費	355	360	1,549
役 務 費	0	0	55
委 託 料	68,681	70,747	71,945
使 賃 料	83	84	204
計	69,135	71,335	74,227

6. 監査結果

指摘 38-1	アウトカム指標の設定について
勸奨事項	当事業の成果指標として、放流種苗の上乗せ数(千尾)が設定されている。しかしながら、当該指標は、当事業を実施した結果であり、アウトプット指標と考えられる。成果指標としてはアウトカム指標の設定を検討する余地がある。

《補足》

当事業は、漁業者、漁協からの要望や漁業者の所得向上効果及び漁獲量の推移等を総合的に勘案して種苗放流対象魚種を選定し、漁業者が実施する資源管理の取組内容に応じて上乗せ率を決定している。漁業者による自主放流と県による上乗せ放流の実施による資源回復を推進するものであり、成果指標として放流種苗の上乗せ数を設定している。

(再掲)

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
放流種苗の上乗せ数 (千尾)	目 標	5,494	5,494	4,984
	実 績	5,079	4,951	4,860
	達成率	92.4%	90.1%	97.5%

達成率も直近3年間は90%を超えており、事業としては評価されるべき結果となっている。しかしながら、放流種苗の上乗せ数自体は、事業を実施した結果としての数字であり、漁獲量の増加といったアウトカム指標とは異なる性質の数字である。当該事業の性質上、短期的に成果を測ることが困難であり、漁獲量の

増加等は時間が経過してみないと捉えられない側面が強いものの、一定のアウトカム指標による成果測定が可能かどうか検討する余地はある。

指摘 38-2	種苗の購入単価について
勸奨事項	規格等の違いはあるものの、種苗の購入先によって単価が異なるため、県においても単価が妥当な水準であるかどうか検証し牽制機能を発揮する余地がある。

《補足》

当事業は、種苗放流による資源回復支援として、クルマエビ放流業務を大分県漁業協同組合に委託している。大分県漁業協同組合はクルマエビの種苗をそれぞれ種苗生産業者等から購入しており、各種苗生産業者等からの購入単価は下記のとおりである。

会社名	数量（尾）	単価（円）	金額（円）	平均体長
A 車エビ養殖株式会社（漁業協同組合臼杵支店放流分）	43,334	15.00	650,010	80.0mm
B 水産株式会社（佐伯湾栽培漁業推進協議会放流分）	374,243	6.00	2,245,458	39.2mm
C 水産株式会社（豊南クルマエビ栽培推進協議会放流分）	490,228	4.00	1,960,912	40.2mm
【参考】漁業公社	2,192,619	3.52	7,718,000	30.0mm

漁業協同組合については、購入単価を安く抑えようというインセンティブが外観的には必ずしも働くとは限らないと考えられることから、県においても購入単価については十分な検証を行い、牽制機能を発揮することが求められる。

なお、漁業公社の単価は、規格の関係もあるものの、比較的安く抑えられているため、公社の種苗生産能力の拡大により、全体として経費が削減できないかどうかについても一考の余地はある。

【土木建築部】

NO.	事業名	課・室
39	道路維持修繕費	道路保全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	道路日常パトロールにて、全ての道路維持補修を行うことは困難な状況。
事業の目的	道路維持委託により、道路の草刈りや補修を行うことで、安全かつ円滑な交通を確保することを目的とする。

(2) 事業の内容

事業の内容
道路の草刈りや補修等を実施する道路維持業務委託を行うもの。

2. 事業実施期間

事業開始年不明

3. 事業の成果指標と達成度合い

経常的経費のため、設定なし。

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	1,976,405	2,025,616	2,044,826

決 算 額	1, 976, 405	2, 037, 357	2, 055, 613
一般財源	1, 787, 825	1, 843, 019	1, 864, 866
使用料及び手数料	188, 580	194, 338	190, 747

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
該当なし	-

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委 託 料	1, 976, 405	2, 037, 357	2, 055, 613
計	1, 976, 405	2, 037, 357	2, 055, 613

6. 監査結果

NO.40 と一体的な事業であるため、監査結果は NO.40 に記載

【土木建築部】

N0.	事業名	課・室
40	安全・安心な道路環境創出事業	道路保全課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	台風や豪雨時において、道路管理外からの倒木被害が多数発生している状況。
事業の目的	事前伐採により、安全・安心な道路環境の創出や防災力強化を目的とする。

(2) 事業の内容

事業の内容
道路の建築限界の外にある個人所有の樹木で、倒壊時に道路を寸断するなどの危険性がある樹木を対象に事前伐採を行うもの。

2. 事業実施期間

令和2年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

経常的経費のため、設定なし。

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	20,000	30,000	30,000

決 算 額	20,000	30,000	30,000
繰 入 金	20,000	30,000	30,000

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
森林環境保全基金繰入金	-

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委 託 料	20,000	30,000	30,000
計	20,000	30,000	30,000

6. 監査結果

指摘 40-1	大幅な契約金額の変更について
勸奨事項	契約変更とすることが妥当かどうか、別契約とすべき契約がないか、慎重に判断することが望まれる。

《補足》

道路維持修繕費は、道路維持補修業務・街路樹管理業務・路面維持補修業務に分けられ、道路維持補修業務・路面維持補修業務の委託業者は、10月頃から翌年9月頃を契約期間として、街路樹管理業務の委託業者は、5月頃から翌年3月頃を契約期間として、指名競争入札で選定している。

このうち、道路維持補修業務は、大分県が管理する道路の除草、異物撤去等を行う業務であり、入札に際しては、過年度の実績から除草する面積及び回数、異物撤去等の工数の見込みを試算し、この試算に基づき仕様書の作成及び予定価格の算定を行っている。見込み金額で契約締結するため、契約期間終了時に実際の面積及び作業回数等に基づき再計算し、契約金額を変更している。

サンプルとして抽出した委託業務の当初契約及び変更後契約の金額は以下のとおりである。

	当初契約	変更後
大分土木事務所		
サンプル 1	46 百万円	82 百万円
サンプル 2	21 百万円	45 百万円
佐伯土木事務所		
サンプル 3	20 百万円	65 百万円
サンプル 4	21 百万円	42 百万円

当初契約の 2 倍を超える金額となっている契約もあるが、これは近年、自然災害が増加しており、大雨や台風等で道路に土砂が流れ込んだ場合の除去作業や破損した側溝の修復作業等、安全な車両通行維持のために必要な作業が増加していることが主な要因となっている。

大分県では建設工事に係る変更契約について以下のとおり定めており、当事業における契約を含む委託業務についても、この定めを準用することとしている（「工事請負契約事務問答集」）。

○建設工事に係る変更契約の取扱について（通知）

平成 21 年 3 月 18 日公入管第 701 号
一部改正 平成 24 年 7 月 2 日公入管第 434 号

1. 設計変更として認められる追加工事の範囲

次のいずれかに該当する場合は、設計変更として認められるものとする。

- (1) 変更請負増減額の累計が当初契約額の 3 割以内のもの。
- (2) 変更請負増減額の累計が当初契約額の 3 割以上の場合、暫定断面上の追加工事等のように、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの。

なお、上記を満たす場合であっても、原設計を根本から変えるような変更については、契約の同一性を失うこととなるため、契約を打ち切り、別途工事として発注すること。

委託契約についても変更増減額が当初契約額の 3 割以上となる場合は別契約として発注することが原則ではあるが、災害対応作業は、緊急で対応する必要があること、また通常の道路維持補修業務と切り離すことが困難であることから、別契約ではなく契約変更として対応することはやむを得ないものとする。

ただし、公正性の保持及び予算の効率的使用の観点からは、安易に契約変更と

すべきではなく、契約変更とすることが妥当かどうか引き続き慎重に判断することが望まれる。

【土木建築部】

NO.	事業名	課・室
41	かわまちづくり支援制度	河川課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	「かわまちづくり」支援制度は、地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度である。 推進主体が「かわまちづくり計画」を河川管理者と共同で作成し、河川管理者は支援制度に登録された当該計画に基づき、必要なソフト施策・ハード施策の支援を行う。
事業の目的	河川とそれに繋がるまちの活性化を目的に、良好なまち空間と水辺空間を形成するための河川改修事業を実施する。

(2) 事業の内容

事業の内容
・ 芹川総合流域防災事業 竹田市の長湯地区を流れる一級河川大分川水系芹川において、親水性を図る護岸、高水敷、周遊性の向上を図る園路等の整備を行う。

2. 事業実施期間

令和元年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

公共事業のため、設定なし。

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分

政策的経費

 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	200,000	220,000	140,000
決 算 額	290,000	172,000	200,000
県 費	145,000	86,000	100,000
国 庫	145,000	86,000	100,000

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
社会資本整備総合交付金	1/2

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
工事請負費	256,226	165,481	196,149
委 託 料	33,774	6,003	3,135
公有財産購入費	0	468	0
補償補填及び賠償金	0	48	716
計	290,000	172,000	200,000

6. 監査結果

指摘 41-1	検討結果の文書化について
改善事項	購入した土地に産業廃棄物が埋蔵されており、その撤去費用を県が負担しているが、その判断が妥当だったか判断結果を適切に議事録に残す必要がある。また、契約締結前の事前調査、契約締結時の売主との協議及び契約書文言について、見直すべき点がないか検討することが望まれる。

《補足》

当該事業における起業地を、令和5年1月に個人である売主から約1,200万円で購入した。その後の工事で、購入した土地に産業廃棄物が埋蔵されていることが明らかになり、撤去費用約840万円が発生している。この撤去費用は、入札により決定した施工業者との契約金額に加算され、大分県及び国がそれぞれ1/2で負担する工事請負額に含まれている。なお、大分県では、売主への聞き取りをもって売主が埋蔵の事実を知り得なかったとして、売主に対して撤去費用の請求は行っていない。

撤去費用の発生は、契約締結時には想定されなかったものであり、契約不適合として売主に対して損害賠償請求することが考えられる。仮に訴訟を提起したとしても、撤去費用を回収できるとは限らないが、本来は県もしくは国の財源で支払われるべき支出ではないため、どのような判断過程を経て結論を出したか、第三者が見ても検証できるよう議事録に残す必要がある。

また、売買契約書には、「甲（売主）は、契約の不履行により、乙（買主）に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないものとする」という定めのみであったが、かかる条文のみで十分であったか検討が必要である。

購入予定の土地に産業廃棄物や土壌汚染があることは想定しておくべきであり、可能な限り事前に調査し、買主とも契約締結時にその点を協議するといった対応により、リスクを回避するための対策を講じる必要があると考える。

【土木建築部】

N0.	事業名	課・室
42	海岸環境整備事業	河川課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	小原海岸は豊後水道に面した典型的な浸食海岸で台風時の高潮および季節風の波浪を正面より受けるため、砂浜は随時浸食され、背後地の家屋田畑に浸水し、被害を及ぼしている。
事業の目的	台風、高潮、波浪により被害のある小原海岸の浸食対策の為、海岸保全施設の整備を進めることにより、地域住民の人命、財産および公共施設を浸食被害から守る。

(2) 事業の内容

事業の内容
海岸環境整備事業 国土保全と併せて、自然環境と調和を保ちながら快適な生活環境を造成するため、海岸の整備を実施する。(小原海岸：人工リーフ工、環境調査)

2. 事業実施期間

令和3年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

公共事業のため、設定なし。

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	33,000	60,000	117,000
決 算 額	60,000	117,000	90,000
県 費	35,800	69,810	53,700
国 庫	20,000	39,000	30,000
負担金	4,200	8,190	6,300

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
海岸環境整備事業	1/3

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
委 託 料	37,161	21,610	22,642
工事請負費	22,839	95,390	67,358
計	60,000	117,000	90,000

6. 監査結果

指摘 42-1	1 者応札への対応について
勸奨事項	直近2期の入札がすべて1者応札となっている。入札の条件等に見直すべき事項がないかを検討することが望まれる。

《補足》

小原地区海岸における人工リーフの整備工事は、総合評価落札方式による一般競争入札によって業者選定している。当該入札の参加要件に基づく入札参加可能者は20者と県は把握しているが、応札者は2者、このうち1者が辞退したことにより、実質的には1者応札となっている。

当該事業の直近２期の入札状況は以下のとおりであり、１者応札が続いている状況である。

	区分	入札者数	落札者
令和４年度	R4 河海環第１号	１	B社
	R4 河海環第１－２号	１	A社
令和５年度	小原地区海岸（当該案件）	１	A社

一般競争入札であるため１者応札でも入札が成立していると県は判断しているが、より競争性を高めるために、参加要件、告知方法、入札スケジュール、仕様書等、県の入札手続の中で見直すべき点がないかどうか要因を分析し、改善策を検討する必要があると考える。

【土木建築部】

N0.	事業名	課・室
43	河川海岸維持管理費	河川課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	安全な河川の維持・管理は県民生活にとって必要不可欠のものである。県では、河川の流量を阻害する草木の除去や河川施設の点検、補修等を定期的の実施し、大雨等に備えた安全な河川環境の維持に努めている。 一方で、河川敷地の清掃や草刈り等、生活環境の維持や景観の保全を目的とした河川環境の保持については、地域の河川愛護団体等の協力を得て、環境の保全に取り組んでいる。
事業の目的	県民の河川愛護意識の高揚を図るとともに、良好な河川環境を保持し、快適な自然環境を形成するため、自治会等の河川愛護団体が行う河川の草刈り作業に対し、経費の一部を支援する。

(2) 事業の内容

事業の内容
リバーフレンド事業 （事業主体：県）（県 10/10） 河川愛護団体が行う草刈りの支援 河川区域内の草刈りについて、1 m²あたり 8 円を謝礼として支払

2. 事業実施期間

平成 20 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

経常的経費のため、設定なし。

4. 概要の補足説明

(河川草刈り事業のこれまでの流れ)

- ・平成4年まで
治水の観点から、民間業者委託により実施
地元ボランティアの行なう草刈りについては奨励金なし
- ・平成5年～
大分市以外の市町村に「市町村委託草刈り事業」を委託
奨励金を自治会等団体に支払
- ・平成20年～
大分市内について、県が団体に直接奨励金を交付する「リバーフレンド事業」を導入
- ・令和3年～
市町村委託草刈り事業の廃止に伴い、全県下でリバーフレンド事業を導入

(リバーフレンド事業の実績)

令和3年度は658団体、延べ29,318人が参加

令和4年度は641団体、延べ28,360人が参加

令和5年度は625団体、延べ29,894人が参加



5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	72,754	73,189	71,034
決 算 額	69,001	69,596	70,325
一般財源	69,001	69,596	70,325

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
該当なし	－

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	69,001	69,596	70,325
計	69,001	69,596	70,325

6. 監査結果

特に指摘すべき事項はなかった。

【土木建築部】

N0.	事業名	課・室
44	港湾管理費	港湾課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	港湾施設の除草や清掃、定期点検等により、施設の維持管理を実施している。
事業の目的	臨港道路、海浜、緑地等の除草や清掃を行うことにより、環境美化を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
① 港湾管理費（部局枠予算分） 港湾施設の維持管理、地方港湾審議会の運営等に要する経費 ② 港湾環境整備施設管理運営事業費 港湾施設の維持管理に要する経費 ③ 港湾維持修繕事業費 港湾施設の修繕等に要する経費

2. 事業実施期間

事業開始年不明

3. 事業の成果指標と達成度合い

経常的経費のため、設定なし。

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	42,655	42,930	43,019
決 算 額	38,443	40,430	42,606
繰 入 金	0	0	918
使用料及び手数料	37,150	38,897	40,342
財産収入	122	0	0
諸 収 入	1,171	1,204	1,346
予 備 費	0	329	0

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
港湾使用料	—

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 酬	174	0	100
報 償 費	0	0	50
旅 費	173	310	881
需 用 費	6,269	7,359	6,471
役 務 費	101	223	161
委 託 料	29,048	30,132	32,483
使 賃 料	376	254	343
工事請負費	1,419	528	341
備品購入費	0	0	52
負 担 金	883	1,295	1,724
賠 償 金	0	329	0
計	38,443	40,430	42,606

6. 監査結果

指摘 44-1	随意契約におけるガイドラインの見直しについて
改善事項	著しく有利な価格の判断基準を大分県独自のガイドラインで定めているが、客観的に判断できるものではないと考えられるため、見直す必要があるのではないかと。

《補足》

大分港の除草委託業務の選定業者（A法人）は、大分港の清掃美化を目的として設立された法人であり、日常的に港内を巡回し、清掃活動を行っている。また、除草作業に際して発生する除草の処分費は、大分市が免除していることから、通常発生する処分費の負担が発生しない。また、一般管理費に含まれる福利厚生費等も、法人の会費及び大分市からの支援により賄われるため、積算額に含まれない。

このため、大分県では、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号で定められる、随意契約によることができる場合に該当するとして、随意契約を締結している。

○地方自治法施行令第 167 条の 2

地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

…（略）

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

大分県では、公共工事における随意契約のガイドラインを制定しており、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号を以下のとおり取り決めている。

○公共工事における随意契約のガイドラインの制定について

4 時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがある場合

(1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約できると認められる場合

(2) 特定の施工者が開発し、または導入した資機材、作業設備、新工法等

を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な
価格で契約することができると認められる場合

…（略）

6 その他

…（略）

- (3) 著しく有利な価格で契約できるとき（足場損料、段取、その他諸経費
の節減等が見込まれるもの）の限度額は、設計額の1割程度以上有利な
価格のときとする。

上記のとおり、ガイドラインでは「設計額」が1割程度以上有利であることを
もって、「著しく有利な価格」であると定めていることから、当該案件に関して
も、A法人に委託した場合と通常の入札を行う場合の積算額を比較し、1割以上
の節減が見込まれるとして、随意契約によることとしている。

しかし、著しく有利な価格かどうかは客観的な判断が必要であり、競争入札を
した場合よりも安価になるかどうかは競争入札を行わないと分かりえないもの
と考えられる。本号は安易に適用すべきではなく、他の自治体でも慎重な判断を
求めるとするガイドラインを定めているところも多い。現在のガイドラインが
客観的な判断といえるかどうか、ガイドラインのあり方についても再度検討さ
れたい。

指摘 44-2	環境白書に含めるべき事業の見直しについて
改善事項	環境白書における環境関連事業には、環境とは関連のない費用が含まれているように見受けられるため、見直しが必要である。

《補足》

環境白書における港湾管理費の予算額は43百万円であるが、この中には、港
湾施設管理費用（警備委託料、水道光熱費など）や港湾施設の補修工事費などが
その多くを占めており、これらの費用が環境保全に寄与するものなのか疑問が
残る。

環境白書を公表する趣旨から、対象となる事業及びその額の集計方法を見直
す必要がないか、検討することが望まれる。

【土木建築部】

N0.	事業名	課・室
45	カーボンニュートラルポート形成計画策定事業	港湾課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	・ 国が令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言 ・ 令和3年6月「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」カーボンニュートラルポート(CNP)形成の推進を明記 ・ 令和4年12月の改正港湾法において「港湾管理者は、港湾脱炭素化推進計画を作成することができる」と規定
事業の目的	港湾地域はCO₂排出量の約6割を占める火力発電所、鉄鋼、化学工業等の多くが立地する産業拠点、エネルギーの一大消費拠点であり、港湾や産業の競争力強化と脱炭素社会の実現に貢献するため、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポート(CNP)の形成を推進する。

(2) 事業の内容

事業の内容
重要港湾におけるカーボンニュートラルの実現に向け、関係企業等と連携し、温室効果ガスの削減のために必要な取組やロードマップ等を記載した、港湾脱炭素化推進計画を策定する。

2. 事業実施期間

令和4年度～

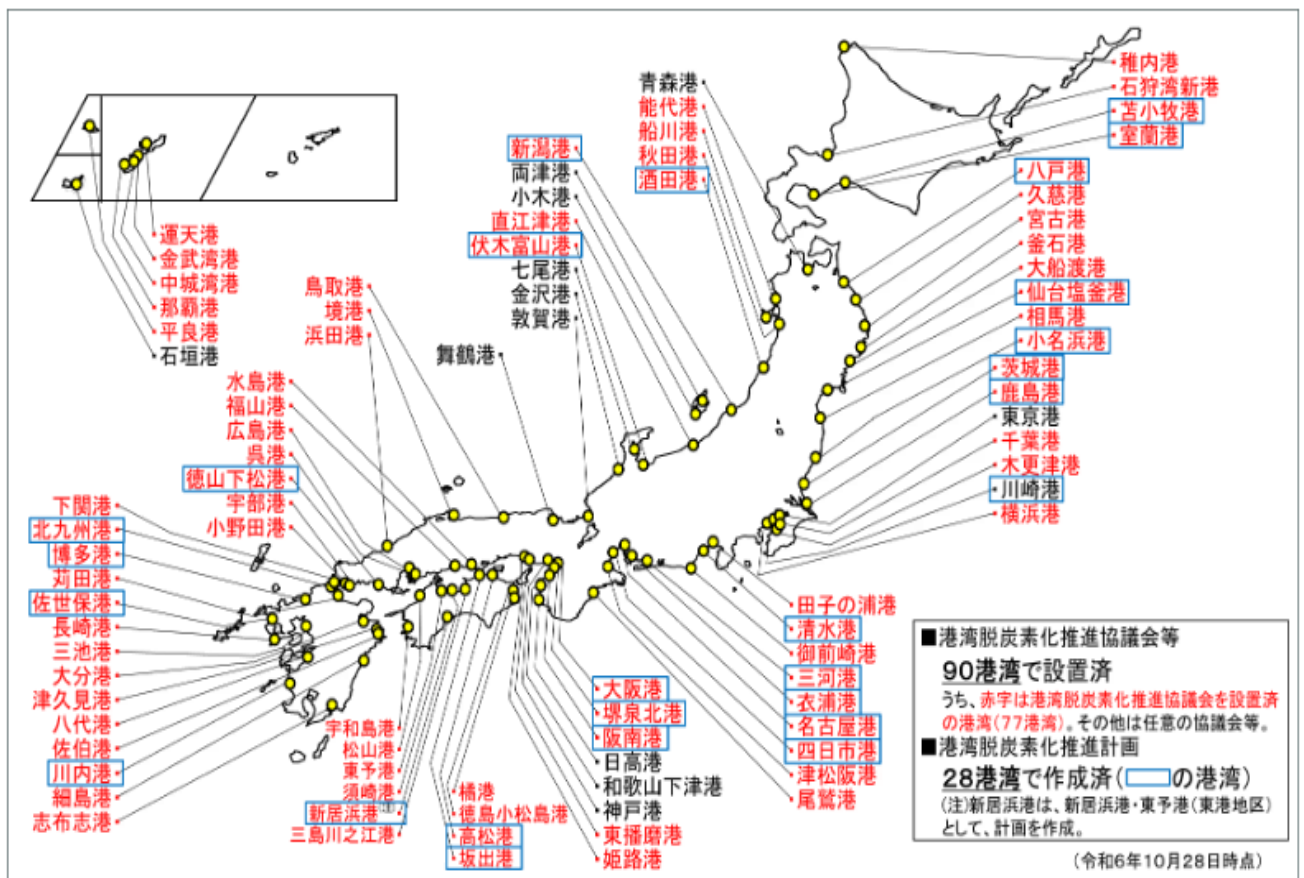
3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画策定数（累計）	目 標	－	2	4
	実 績	－	0	2
	達成率	－	0%	50%
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

4. 概要の補足説明

【各県状況】

- ・全国 90 にて協議会等を設置
- ・そのうち 28 港湾で計画策定済み



5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	－	20,000	20,000
決 算 額	－	19	19,400
一般財源	－	19	0
国 庫	－	0	9,700
繰 越 金	－	0	9,700

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
国庫支出金	1/2

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	－	17	0
旅 費	－	2	0
委 託 料	－	0	19,400
計	0	19	19,400

6. 監査結果

特に指摘すべき事項はなかった。

【土木建築部】

N0.	事業名	課・室
46	魅力ある景観づくり推進事業	都市・まちづくり推進課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	県内には、眺望を楽しむことのできる展望スポットや景勝地がたくさんあるが、年月が経ち、日常の管理ではその眺望を維持できなくなっている場所も多く、観光資源としての価値が損なわれていたため、眺望を阻害する樹木等の伐採が必要となっていた。 また、景観の保全・形成には、地域の景観特性に応じた取組が必要であり、県民や市町村職員の景観保全意識の育成や醸成を図る必要があった。
事業の目的	・ 支障木伐採を行うことにより景観資源を有効活用し、観光振興、地域活力の再生を図る。 ・ 市町村が行う官民協働の景観行政への支援等、景観の保全・形成の意識醸成を図る。

(2) 事業の内容

事業の内容
① 次世代につなぐ景観資源再生事業（実施主体：市町村） ・ 景勝地等の景観を楽しむ観光ルート沿線等の景観の支障となっている樹木等を伐採し、景観の再生を図る。 ・ 令和5年度は国指定史跡岡城跡（竹田市）、仙の岩（宇佐市）、大名庭園 旧久留島氏庭園（玖珠町）、豊後くろしおライン（佐伯市）、四浦展望台（津久見市）など計26箇所を実施した。 ② 地域の魅力ある景観形成の推進 ・ 優れた広域景観の保全、活用及び県と市町村等の連携体制構築のための会議開催等を行う。 ・ 市町村における景観形成の取組の促進、景観保全・形成の担い手であ

る地域住民や市町村職員等の意識の啓発、機運の醸成を図るためのセミナーを開催する。

- ・ 広域景観エリアにおける景観の価値の共有を図るための研修会やワークショップ等を開催する。
- ・ 県が実施する公共事業について、より景観に配慮したものとするために景観アドバイザーを派遣する。

2. 事業実施期間

平成 25 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
アウトプット型事業 のため、設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			
環境関連活動指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
次世代につなぐ景観資源 再生事業 実施箇所数	目 標	12	5	3
	実 績	13	5	3
	達成率	108%	100%	100%

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
当初予算	17,366	6,571	23,580
決 算 額	16,022	6,269	21,208
一般財源	6,022	1,269	16,247
その他特財	10,000	5,000	4,961

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
森林環境保全基金繰入金	定額

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
報 償 費	286	267	175
旅 費	46	554	548
需 用 費	32	16	22
役 務 費	0	2	2
委 託 料	5,653	341	0
使 賃 料	5	89	0
補 助 金	10,000	5,000	20,461
計	16,022	6,269	21,208

6. 監査結果

指摘 46-1	成果目標等の設定について
勸奨事項	具体的な成果目標が設定されていないが、より有効に資金が活用されるためにも、事業を評価する仕組みを構築する必要がある。

《補足》

地域の魅力ある景観形成推進事業は、次世代につなぐ景観資源再生事業とともに魅力ある景観づくり推進事業の一環として取り組まれている事業である。

具体的には、県は下記の活動を実施している。

- ① 県と市町村等の連携体制構築のための会議の開催
- ② 地域住民や市町村職員等の啓発、機運醸成を図るためのセミナー開催
- ③ 広域景観エリアにおける景観の価値共有を図るための研修会、ワークショップ等の開催
- ④ 公共事業を行うに際して景観アドバイザーを派遣するなど景観に配慮した取組の実施

当該事業は、住民や市町村職員の景観の保全・形成に対する機運を醸成することを目的としていることから、具体的な数値で評価することは困難として成果目標等は設定していない。

機運が醸成されたかどうかを客観的な数値で評価することが難しいことは理解できるが、関連する活動指標を設定するなど事業を評価する仕組みを構築する必要はあるものとする。なお、活動指標を設定するとしても、事業目標に合致したものとなっているか、適宜見直しを行う必要があることにも留意されたい。

【土木建築部】

N0.	事業名	課・室
47	生活排水処理施設整備推進事業	公園・生活排水課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	生活排水は、公共用水域の水質汚濁の大きな原因であるが、本県の生活排水処理率は全国平均を下回っている。生活排水処理施設の早期概成に向けて、未普及対策を推進する必要がある。
事業の目的	きれいな水環境を創造し、次の世代に引き継ぐため、県下17市町が実施する生活排水処理施設の整備等に対し助成する。

(2) 事業の内容

事業の内容
1 合併処理浄化槽転換促進事業 ① 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽へ転換する住民に市町が補助を行う場合、国庫補助相当額を控除した額の1/2を補助する。 ② 単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進するための上乗せ補助（県費上限10万円/基）を実施する。 2 生活排水処理施設整備推進事業交付金 ① 生活排水処理率70%未満の市町の下水道等の建設費の実質負担分（交付税措置のないもの）に対して12年分割して交付金を交付する。 ② 生活排水処理率90%未満の市町の下水道等の未普及対策事業に係る建設費の実質負担分（交付税措置のないもの）に対して12年分割して交付金を交付する。

2. 事業実施期間

昭和59年度～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活排水処理率（％）	目 標	83.0	84.8	86.5
	実 績	80.5	81.8	82.8
	達成率	96％	96％	95％
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

4. 概要の補足説明

【令和5年度末 生活排水処理率（全国）】

都道府県名	総人口 (千人)	汚水処理 人口 計 (千人)	汚水処理 人口普及率
北海道	5,060	4,883	96.5%
青森県	1,194	992	83.1%
岩手県	1,163	993	85.4%
宮城県	2,231	2,089	93.6%
秋田県	917	821	89.6%
山形県	1,020	964	94.5%
福島県	1,783	1,553	87.1%
茨城県	2,855	2,515	88.1%
栃木県	1,910	1,717	89.9%
群馬県	1,913	1,626	85.0%
埼玉県	7,374	6,933	94.0%
千葉県	6,308	5,751	91.2%
東京都	13,916	13,899	99.9%
神奈川県	9,206	9,066	98.5%
新潟県	2,124	1,910	89.9%
富山県	1,014	992	97.8%
石川県	1,102	1,050	95.3%
福井県	749	733	97.8%
山梨県	803	699	87.0%
長野県	2,018	1,984	98.3%

岐阜県	1,958	1,845	94.2%
静岡県	3,592	3,076	85.7%
愛知県	7,482	6,971	93.2%
三重県	1,750	1,568	89.6%
滋賀県	1,406	1,395	99.2%
京都府	2,478	2,447	98.8%
大阪府	8,764	8,617	98.3%
兵庫県	5,408	5,356	99.0%
奈良県	1,310	1,196	91.3%
和歌山県	908	642	70.7%
鳥取県	537	516	96.0%
島根県	646	542	83.8%
岡山県	1,842	1,640	89.0%
広島県	2,737	2,483	90.7%
山口県	1,301	1,171	90.0%
徳島県	705	483	68.5%
香川県	944	774	81.9%
愛媛県	1,305	1,093	83.7%
高知県	670	526	78.6%
福岡県	5,081	4,806	94.6%
佐賀県	797	699	87.7%
長崎県	1,280	1,078	84.2%
熊本県	1,719	1,546	89.9%
大分県	1,106	916	82.8%
宮崎県	1,053	944	89.7%
鹿児島県	1,563	1,341	85.7%
沖縄県	1,478	1,302	88.1%
全国合計	124,483	116,144	93.3%

5. 予算・決算額

(1) 予算区分

 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	418,454	460,840	465,751
決 算 額	302,880	358,480	360,117
一般財源	302,880	358,480	360,117

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
該当なし	－

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
旅 費	28	563	612
需 用 費	258	319	369
委 託 料	6,820	0	0
使 賃 料	56	31	30
補 助 金	295,718	357,567	359,106
計	302,880	358,480	360,117

6. 監査結果

指摘 47-1	目標の見直しについて
勸奨事項	「2015 構想」の中間目標年次の目標値を達成することは厳しいと考えられるため、実績に沿った目標値の見直しや別の指標を設け、具体的な対策を検討する必要がある。

《補足》

大分県の令和5年度の生活排水処理率は82.8%と全国平均93.3%を大きく下回っており、全国でも43位という順位にある。これは、生活排水処理に係る取組の開始が遅れたことに加えて、大分県特有の地理的要因によるところが大きい。

このため、大分県では、他県に比べて手厚い補助金を交付し、各市町村に対する働きかけ及び住民に対する啓蒙活動などを実施した結果、令和5年度実績は82.8%と、2015年構想当初の71.2%からは大幅に改善しており、直近3年間ににおいても每期1.0%超の改善が見られ、全国でも上位の改善状況となっている。

しかし一方で、「2015構想」における令和5年度の目標値86.5%に対して3.7%の未達となっており、令和7年度の「2015構想」中間目標年次の目標値を達成することは難しい状況にあると考えられる。

	平成25年度 (2015構想 基準年次)	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和7年度 (中間目標 年次)
目標	-	83.0%	84.8%	86.5%	90.0%
実績	71.2%	80.5%	81.8%	82.8%	-
乖離	-	△2.5%	△3.0%	△3.7%	-
全国平均	88.9%	92.6%	92.9%	93.3%	-

生活排水処理は、主に下水道、集落排水、浄化槽の施設に分けられるが、施設ごとの処理率は以下のとおりである。

	平成25年度 (2015構想 基準年次)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和7年度 (中間目標 年次)
下水道							
目標	-	53.9%	54.9%	55.8%	56.8%	57.8%	58.7%
実績	47.7%	52.2%	53.3%	54.6%	55.8%	-	-
乖離	-	△1.7%	△1.6%	△1.2%	△1.0%	-	-
集落排水							
目標	-	3.0%	2.9%	2.9%	2.9%	2.9%	2.8%
実績	3.2%	2.9%	2.8%	2.7%	2.7%	-	-
乖離	-	△0.1%	△0.1%	△0.2%	△0.2%	-	-
浄水槽							
目標	-	24.5%	25.2%	26.0%	26.8%	27.6%	28.4%
実績	20.3%	23.9%	24.3%	24.4%	24.3%	-	-
乖離	-	△0.6%	△0.9%	△1.6%	△2.5%	-	-

効率的に処理率を上げることができるのは下水道施設である。現在計画されている下水道がすべて整備された場合には、下水道処理率は 70%超となり、生活排水処理率も中間目標である約 90%まで引き上げることが可能ではある。しかし、下水道整備には時間を要するものであり、中間目標年次までにすべての下水道を完成させる整備計画とはなっていない。

目標からの下振れは、上表のとおり浄化槽施設が想定どおりに進んでいないことが主な要因と推測される。また、下水道を整備できる地区は限られており、全国平均である 90%以上とするには、浄化槽等の整備をより進めていく必要があると考えられる。

設定した目標値の 95%以上は達成しており、「2015 構想」と大幅な乖離が生じているものではないが、すでに中間目標年次の目標達成が厳しいことは明白である。浄化槽等の整備をより積極的に進めていくためにも、現在の実績に沿った目標の設置や每期伸び率目標などを設定し、より具体的な対策を検討する必要があるのではないかと考える。

指摘 47-2	活動指標の見直しについて
勸奨事項	現在設定している活動指標は、成果指標達成のための指標となっているか、見直しの要否を検討する必要がある。

《補足》

生活排水処理率という成果指標達成に向けて必要となる活動に関する指標を以下のとおり設定している。

- ・ 下水道事業等の補助金の交付市町数
- ・ 合併処理浄化槽転換促進事業の交付市町数
- ・ 農業集落/漁業集落補助金の交付市町数
- ・ 公共下水道の汚水処理手法の見直しを実施した市町村数

過去 3 年いずれも達成しているが、それにもかかわらず成果指標からの乖離幅が拡大していることを考えると、活動指標として適切か疑問が残る。

成果指標の達成は厳しい状況であるため、まずは成果目標を見直し、見直し後の成果指標を達成するための具体的な活動指標(例えば交付市町村数ではなく交付件数等)を設定することも検討すべきである。

指摘 47-3	申請書類記載の徹底について
勸奨事項	補助金申請に際して、事業報告書に市町村の具体的な活動計画を記載することを求めているが、形骸化しているため、記載を徹底させる必要がある。

《補足》

浄化槽設置整備事業費補助金事業では、各市町村に対して交付申請時に事業計画書の提出を求めているが、事業計画書には、住民説明、環境保全活動、広報掲載、関係団体説明会等を具体的に記載することとなっている。

しかし、市町村によっては具体的な記載がなく、記載が形式化している申請書類が散見される。

当該事業は、住民が浄化槽を設置する費用を、各市町村及び国が補助する額に加えて県が補助する大分県の独自補助金制度であり、上述のとおり下水道が整備できる地域が限られている以上、住民による浄化槽設置が生活排水処理率の目標達成には不可欠となっている。浄化槽設置には補助金を交付してもなお住民負担が発生することから、住民への啓蒙活動が必要であるが、この啓蒙活動は一次的には各市町村が実施すべきものである。事業計画書に各市町村の活動予定の記載を求めているのは、このような趣旨があることを鑑みると、形式的な記載を認めるべきではなく、記載要領に従った具体的な記載を求める必要がある。

【土木建築部】

N0.	事業名	課・室
48	農業集落排水事業	公園・生活排水課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	併用開始後 20 年以上経過した施設が 32 施設あり、今後、経年劣化による施設の機能保全対策が本格化することが予想される。 機能保全に必要な対策工法や更新時期を定めた最適整備構想に基づき、計画的かつ効率的に改築を実施していく必要がある。
事業の目的	農業用排水路における水質保全、施設の機能維持及び農村の生活環境の改善を図る。 併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿や生活雑排水等の汚水処理施設の改築・維持管理を行う。

(2) 事業の内容

事業の内容
公共用水域の水質保全に寄与するための農業集落におけるし尿や生活排水等の汚水処理施設の改築・維持管理を実施する市町への補助

2. 事業実施期間

昭和 59 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活排水処理率 (%)	目 標	83.0	84.8	86.5
	実 績	80.5	81.8	82.8
	達成率	96%	96%	95%

環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

4. 概要の補足説明

特に記載すべき事項はない。

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	66,500	143,000	142,500
決 算 額	31,669	72,276	72,616
国 庫	31,669	72,276	72,616

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
農山漁村地域整備交付金	1/2

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補 助 金	31,669	72,276	72,616
計	31,669	72,276	72,616

6. 監査結果

指摘 48-1	提出書類における記載の徹底について
勸奨事項	補助金申請にかかる書類に、記載が求められている事項が記載されていない事例が散見される。記載を求める理由を再度確認し、記載を徹底させる必要がある。

《補足》

事業実績報告書に添付が求められている「収支精算書（別紙第2号）」には、請負の方法が「随意契約の場合は、摘要欄にその事由を記載されていること」とされているが、市町村からの提出書類には、随意契約であるにもかかわらず事由が記載されていないものが複数確認された。

当該事業の実施主体は各市町村であり、各市町村の入札手続にまで県が指導すべきか議論はあるが、少なくとも当該事業は国及び県の財源が用いられている事業であることから、資金の活用に関しては県も指導する立場にあると考えられる。昨今不適切な随意契約が問題となっていることから、県としても牽制する意味でも、随意契約の事由説明を求めていくことは必要ではないかと考える。

記載漏れがある場合も聞き取りを実施することで、記載漏れを補填する対応を取っているとの説明を受けているため勧奨事項としたが、事業実績報告書への記載を徹底させ、記録として残すことが必要と考える。

なお、県が市町村に補助金等を交付するに際して、同様に事業実績報告書の提出を求める事業は多数あるが、入札方法について特段記載を求めている様式も多い。上述の観点からは、市町村の入札方法について把握し、県として指導、牽制することも検討していただきたい。

【教育庁】

N0.	事業名	課・室
49	文化財保存事業費補助事業	文化課

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

現状・課題	県内の文化財保存事業は近年の大規模災害による被災や少子高齢化により、所有者等の負担が増大している状況にある。
事業の目的	文化財保存事業に係る事業費の補助により所有者等の負担軽減を図り、県内文化財の保存と活用に貢献する。

(2) 事業の内容

事業の内容
国指定の文化財等、県指定の文化財等又はその他の文化財に係る調査並びに保存及び活用を図るための事業に対して補助金を交付する。 ① 国指定の文化財等又はその他の文化財で国庫補助金の交付を受けて実施する事業 〔補助率〕 ・ 8/100 以内補助 〔下限額、上限額〕 ・ 市町村実施事業においては補助金下限 500,000 円 ② 県指定の文化財等に係る調査、保存及び活用のための事業 〔補助率〕 ・ 市町村実施事業 1/3 以内補助 ・ 市町村以外実施事業 1/2 以内補助 〔下限額、上限額〕 ・ 市町村実施事業においては事業費下限 1,000,000 円、1 年度あたりの補助上限 1,500,000 円 ③ 県指定の文化財等の災害復旧をするための事業

〔補助率〕

- ・ 1/2 以内補助

〔下限額、上限額〕

- ・ 市町村実施事業においては事業費下限 1,000,000 円

2. 事業実施期間

毎年度、継続して実施。

3. 事業の成果指標と達成度合い

経常的経費のため、設定なし。

4. 概要の補足説明

- (1) 国指定の文化財等又はその他の文化財で国庫補助金の交付を受けて実施する事業

〔R5 補助実績〕

- ・ 19 事業 42,880 千円

〔主な補助事業及び補助金額〕

- ・ 重要文化財柞原八幡宮本殿ほか4棟保存修理事業 10,400 千円
- ・ 史跡佐伯城跡土地公有化直接買上事業 10,169 千円
- ・ 史跡宇佐神宮境内歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業 4,139 千円

- (2) 県指定の文化財等に係る調査、保存及び活用のための事業

〔R5 補助実績〕

- ・ 9 事業 8,644 千円

〔主な補助事業〕

- ・ 龍原寺三重塔保存修理事業 4,179 千円
- ・ 曲石仏保存修理事業 1,284 千円
- ・ 木造地藏菩薩立像保存修理事業 780 千円

- (3) 県指定の文化財等の災害復旧をするための事業

〔R5 補助実績〕

- ・ 2 事業 859 千円

〔主な補助事業〕

- ・ 県指定有形文化財羅漢寺橋保存修理事業 643 千円
- ・ 府内城人質櫓災害復旧事業 216 千円

5. 予算・決算額

(1) 予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

(2) 当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	57,117	57,705	56,178
決 算 額	44,495	55,063	52,383
一般財源	44,495	55,063	52,383

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
該当なし	－

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補 助 金	44,495	55,063	52,383
計	44,495	55,063	52,383

6. 監査結果

指摘 49-1	完了検査について
勸奨事項	県の担当課は、補助対象事業について、年に1回程度、進捗状況を確認するための現地視察を行っているものの、必ずしも完了時の現地確認を実施していない。可能な限り、完了時においても現地確認を実施することが望ましい。

《補足》

補助対象事業が設計図書のとおり完成したことについて、実在性を確認するためにも、県においても、可能な限り現地確認を実施することが望ましい。

指摘 49-2	設計監理業務委託料について
勸奨事項	随意契約による設計監理業務に関する業務委託料の金額について、金額の算定根拠の確からしさに関する十分な心証を得ることができなかった。 県においても、とりわけ随意契約に関しては、業務委託料が適正な水準に収まっているかどうかについて、モニタリングを検討する余地がある。

《補足》

当事業に関して、委託者は下記の理由により随意契約を締結している（一部省略）。

本設計監理業務委託は、令和5年度の〇〇保存修理設計監理業務委託の委託業務を行うものであります。 令和4年度設計監理業務委託につきましても、令和3年度に引続き〇〇の保存修理事業に精通し、保存修理設計監理において、文化財建造物修理主任技術者の常駐可能な公益財団法人理事長A氏と単年度の随意契約にて委託いたしました。 よって、公益財団法人理事長A氏と随意契約にて、〇〇保存修理令和5年度設計監理業務委託を委託したい。 なお、令和5年3月17日付、××委員会より、随意契約にて委託することの承認の答申をいただいております。

令和5年度の設計監理業務委託料 25,109,260 円については、構造計算の設計書などは確認できるものの、金額積算の根拠や年間を通してどのような作業が実施されたのかについて確証を持つことができなかった。県においても、モニタリング機能を発揮させる余地があると判断した。

指摘 49-3	計画変更の事務手続について
勸奨事項	県においては、補助金の減額確定を行うには、①額の確定を年度内に行うこと、及び②額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がないことの2点が条件となっている。 事務負担軽減の観点からも、条件を緩和し、計画変更の手続によらずに、不用額としての処理を認める余地がある。

《補足》

国の文化財補助事業においては、内容自体の変更がなければ、入札残等により、交付決定額が実績額を下回った場合は、実績報告書による不用額としての処理が可能となっている。

県においては、少額であったとしても（例えば、令和5年度府内城跡人質櫓災害復旧事業においては、29,000円の減額）、①額の確定を年度内に行うこと、及び②額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がないことの2点が満たされなければ、計画変更の所定の手続を再度実施する必要がある。事務処理の簡素化を検討されたい。

【警察本部】

N0.	事業名	課・室
50	交通安全施設整備事業（信号灯器ＬＥＤ化）	交通規制課

１．事業の概要

（１）事業の目的

現状・課題	従来の電球式信号灯器にあつては、電球の寿命による信号滅灯や、レンズが反射することによって生じる疑似点灯により、交通の混乱を生じる要因となっている。 また、電球の消費電力はＬＥＤの約６倍であり、昨今の脱炭素の取組からも早急な更新が望まれる。加えて県内の電球式信号灯器は軒並み老朽化が進み、灯器の劣化による落下事案が懸念されるなど、安全面での問題も生じている。
事業の目的	県内全ての電球式信号灯器をＬＥＤ式信号灯器に更新する。これにより信号機の消費電力が約８０％削減され二酸化炭素削減に寄与するほか、ＬＥＤは電球の約１２倍の寿命であり、長期的な観点からもコスト削減に寄与する。 加えて、ＬＥＤ素子自体が色を持って発光するため電球式と異なり疑似点灯が発生しない等、交通事故発生を抑止効果も期待できる。 よって、県内全ての電球式信号灯器をＬＥＤ式信号灯器へ更新し、脱炭素及びコスト削減に寄与する。

（２）事業の内容

事業の内容
年次計画により、県下に設置されている電球式信号灯器をＬＥＤ式信号灯器へ順次切り替える。

２．事業実施期間

平成 15 年度 ～

3. 事業の成果指標と達成度合い

成果指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
交通事故死傷者数 (人以下)	目 標	4,438 人以下	3,800 人以下	3,800 人以下
	実 績	2,868 人	2,836 人	2,799 人
	達成率	135.4%	125.4%	126.4%
環境関連活動指標		令和3年度	令和4年度	令和5年度
設定なし	目 標			
	実 績			
	達成率			

4. 概要の補足説明

【九州各県の信号灯器LED化進捗状況（警察庁発表、R4年度末時点）】

	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	宮崎	鹿児島	沖縄	全国
信号機総数（基）	9,837	1,613	2,354	2,843	2,232	2,342	3,019	2,119	207,057
車両用灯器 LED化率（%）	99.9	74.6	99.1	72.5	76.5	66.1	65.5	97.9	71.2
歩行者用灯器 LED化率（%）	99.9	75.6	100	73.3	67.3	69.0	64.0	98.8	66.3

5. 予算・決算額

（1）予算区分 政策的経費 ・ 経常的経費

（2）当初予算額と決算額

単位：千円

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当初予算	225,658	176,960	162,960
決 算 額	210,892	198,953	95,708
一般財源	26,661	21,565	12,830
国 庫	97,231	93,388	43,878
県 債	87,000	84,000	39,000

(3) 主な特定財源の内訳

名 称	補助率等
交通安全施設整備費補助金（国庫補助金）	5/10

(4) 決算額の主な内訳

単位：千円

主要な節	令和3年度	令和4年度	令和5年度
工事請負費	210,892	198,953	95,708
計	210,892	198,953	95,708

6. 監査結果

特に指摘すべき事項はなかった。

【参考】監査結果一覧

NO.	事業名		担当部局／担当課
指摘	件名	区分	内容

1	老人クラブ助成事業		福祉保健部／高齢者福祉課
1-1	老人クラブのあり方、担い手の確保について	勧奨	老人クラブの活動は高齢者の生きがいづくりを目的として行われている。その中で、清掃ボランティアや観光名所での草刈り作業、公民館の花壇への花植え等の社会奉仕活動を行っており、地域の住みよい環境づくりに大きな役割を果たしている。 しかし、将来的には人口減少や高齢者の労働者増加により、老人クラブとして活動するための人員不足が見込まれている。そのような老人クラブの会員減少に対し、行政としてどのように支援していくのか検討していく必要がある。
2	地域気候変動対策推進事業		生活環境部／環境政策課
2-1	成果指標について	勧奨	地域気候変動対策推進事業の事務事業評価の成果指標として、産業部門（製造業、鉱業等）を含む温室効果ガス排出量（千t-CO₂以下）となっているところであるが、当事業が、家庭・業務・運輸部門における排出削減による温暖化緩和の取組（緩和策）を推進することが主な施策となっていることから、成果指標として全部門の数値よりも、家庭・業務・運輸部門の3部門の数値を設定する方が事業の成果指標として効果的であると考えられる。

2-2	決裁の効果について	勸奨	令和5年度J-クレジット制度に関するセミナーに係るWeb配信業務委託において、見積書の提出依頼に係る起案書の起案日及び決裁日、施行日、見積業者への依頼書上の見積書提出期限日及び提出された見積書日がすべて同一となっていた。 正式依頼の前に見積業者に見積依頼を行っているのであれば、その時点でも起案決裁を取る方が望ましいと考える。
2-3	概算払いの理由書について	勸奨	委託料が県から委託先に概算払いされており、概算払いの理由書には「委託先が零細事業者であるため、潤沢な資金を有している訳ではなく」といったコメントがあるが、資金状況を確認できる証跡、資料が存在しなかった。今後は根拠資料を入手するか、そのような記載を行わないことが望ましい。
2-4	外郭団体の判定について	勸奨	事業を委託している先が本県の外郭団体に該当するかどうかを検討し、検討過程を文書化する必要がある。
2-5	委託制作動画の閲覧について	勸奨	環境啓発動画「2100年大分の未来の姿」を学校現場のみならず、家庭や小学生以外にも積極的に活用（閲覧）されることにより、実施した事業の効率性がさらに高まることが期待される。
3	おおいたうつくし作戦推進事業		生活環境部／環境政策課
3-1	おおいたうつくし推進隊の活動支援について	勸奨	おおいたうつくし推進隊の活性化につながる方策を検討していただきたい。
3-2	DCキャンペーン事業の効果の測定について	勸奨	当該事業のみの効果の測定は困難であることは理解できるが、何らかの成果指標がなければ事業の評価ができないため、成果指標の設定を検討していただきたい。

3-3	おおいたうつくし感謝祭について	勸奨	感謝祭だけでは関心が一時的なものに留まる可能性がある。県民が享受できるメリットを増やす方策がないか検討していただきたい。
4	おおいたグリーン事業者認証推進事業		生活環境部／環境政策課
4-1	おおいたグリーン事業者認証制度の周知について	勸奨	おおいたグリーン事業者認証制度を広げる方法の1つとして、全体的な周知を図るのみならず、企業の業種別や規模別に特有の事項等を整理し、認証企業の実績を加味しながら高い効果が期待できるポイントについて、同業者団体に働きかけを行うといった工夫を行うとよいのではないかと考えられる。
4-2	認証資格のあり方について	勸奨	認証資格に県税の滞納がないことが定められているが、根拠法令などは確認できなかった。滞納者の中には悪質なケースのみならず、経営上やむを得ず滞納した者が存在すると仮定すれば、認証資格に滞納者を含めてもよいのではないかと考えられる。要綱の見直しを検討されたい。
4-3	審査の同時性について	勸奨	提案競技審査委員会が実施される場合、審査結果がすべて集計されるまで各委員に他の審査委員の内容が伝えられないことを保証する措置を講じておく必要がある。
4-4	契約のあり方について	勸奨	ロゴマーク等作成業務委託で作成されたロゴマークが啓発テレビスポット制作等の業務で利用されることになっていたが、2つの委託業務が同時並行的に実施されており、スケジュールがタイトな状況となっていた。 1つの委託業務がもう1つの委託業務に大きく影響を及ぼす場合には、事業者のスケジュールを勘案しそれぞれの

			契約期間に余裕を持たせることが望ましい。同時並行して行う必要があれば、個別の契約ではなく、両者の契約を一体として実施する合理性や効率性を検討するよう努めたい。
5	未来の環境を守る人づくり事業		生活環境部／環境政策課
5-1	環境劇以外の幼児向け環境学習コンテンツについて	勸奨	環境劇以外にもより手軽に環境学習ができる幼児向けのコンテンツがないか検討していただきたい。
5-2	環境教育アドバイザーの高齢化に対する対応について	勸奨	環境教育アドバイザーの派遣回数が年々増加傾向にある中、環境教育アドバイザーの高齢化が進んでいるため、若い世代に環境教育アドバイザーになってもらえるような方策を検討していただきたい。
6	国立公園等施設整備事業		生活環境部／自然保護推進室
6-1	国立公園等の情報収集と活用について	勸奨	担当課（室）では環境省への報告が必要な際には利用者数の取りまとめを行っているようであるが、利用者数の期間比較や分析、国立・国定公園利用者等のクレームや要望、各地域（施設）の安全状況、魅力や課題を可能な限り整理し、ノウハウを蓄積し、県としても施設情報を県民に伝えられるようより積極的な関わりを期待したい。
6-2	要領の改正について	勸奨	国の交付金取扱要領と県事業実施要領との間に不整合な点があったことから担当課（室）に質問したところ、改正された国の要領に沿った改正を行っていなかったとの回答を受けた。交付対象事業が容易かつ網羅的に把握できるよう、国の改正要領に沿って県の要領を改正しておくことが望ましい。

6-3	起案書に対するけん制について	勸奨	起案書（添付資料：伺い）に明らかに不整合な点が示されている状態のまま回議、合議、決裁が行われている。上席者は可能な限り適切にチェックを行うことが求められる。
6-4	事業の遅延について	勸奨	高島野営場の環境整備について、工事エリアや植生調査の整備内容の検討に時間を要したとの理由に基づき遅延報告書が提出されているが、補助金交付要綱に沿った「速やか」な提出がなされていない。 利用者（県民）が施設を利用できない期間が延長されるのは、事業を進めるうえで重要な事項であるといった認識を持ち、補助対象先にタイムリーな報告を求めるとともに、スケジュール管理について必要な指導を行うことが求められる。
6-5	事業の進め方について	勸奨	高島野営場は、施設の老朽化も課題であるが何よりアクセスの問題が大きいものと考えられる。施設の改修や無償利用の点のみで大きな利用者増加にはつながらない可能性も考えられる。 当該施設は（大分市の）市有施設であり一義的には市が対応すべき責任のある事項と考えられるが、県民の有効利用のためにも、県には市に可能な範囲で助言する等の対応を期待したい。
7	「山の日」レガシー推進事業		生活環境部／自然保護推進室
7-1	成果指標について	勸奨	「山の日」レガシー推進事業の事務事業評価によると、成果指標はWebサイトアクセス数（月平均）とされており、目標に未達、実績値は前年度を下回っている。 閲覧数を増やす、あるいはチャンネルを

			整理するための工夫が必要であるといえる。
7-2	事業の積算額の根拠について	勸奨	大分県アウトドア情報発信事業業務委託において、積算書と（参考見積である）概算見積書の金額が不整合であったが、その内容が文書に記載されていなかった。積算書の内容の根拠を明らかにしておくことが望ましい。
7-3	実績報告資料の記載内容のチェックについて	勸奨	実績報告の記載内容については、可能な限り他の資料との照合を適切に行い、不整合な点は委託先に尋ねるなどして記載の正確性や内容の適切性を検討することが望まれる。また、実績報告に事業の募集者数のみが記載されていたが、実際の参加者数も報告することが望ましい。
7-4	1者随意契約理由について	勸奨	当事業は1者随意契約により実施されているが、システム保守と運用サポート業務は再委託されていた。随意契約理由書の理由欄には、既存ホームページを委託先が制作しており委託先しか運用保守管理ができない、といった記載が見られた程度であった。 1者随意契約であって再委託が見込まれる場合には、理由書にその必要性や合理性が認識できる程度に記載内容の充実を図ることが求められる。
7-5	メールの削除について	勸奨	阿蘇くじゅう国立公園における路上駐車状況調査業務が令和5年度内で2度行われている。2度の契約について見積依頼業者がすべて同一で金額も同一であった。 一度不採択となり再び同一金額で見積書を提出した不採択業者の意図が理解できなかったこと等から、見積書受領日の履歴を示す資料を担当課（室）に依

			頼したところ、当時の担当者がメール履歴を削除していたとの回答を受けた。 例えば、同一業者による見積合せや同一金額の見積書が複数回提出されるなど、通例ではないあるいは第三者から疑念を持たれかねない兆候が見られる場合には、見積の受領に関する事実の証跡は、後に重要な証拠にもなり得ることから、メールを削除する前に当該文書は保管しておくことが求められる。
7-6	安全運行等のための管理について	勸奨	周遊バス運行実施委託業務において、仕様書に定められた協議等の内容が文書化されていないことから、どのような協議が行われたのか確認できなかった。 また、許可等の取得状況の資料も県では確認されていなかった。事業をより安全に履行するため、対応を改善することが望ましい。
7-7	補助事業対象の可否の検討	勸奨	補助対象の適否についてわかりやすい記載を指導するとともに、補助対象先の採択にあたり効果が曖昧であると疑念を持たれるものについては、内容を補足するなどして明確にしておくことが求められる。
7-8	要項の表現の統一について	改善	募集要項上、表現の統一性が十分に確保されていないことから、応募資格を満たしているかどうかの判断基準の際、恣意性が混入する状況となっている。 要項（様式含む）の策定・変更を行う際には、記載内容に不明瞭や誤解を生む表現がないか確認し、必要に応じて修正や説明を付記することが求められる。
7-9	実績報告の添付資料について	勸奨	自然環境保全活動事業費補助金事業の実績報告の添付書類において、一部見積書や納品書の原本が提出されていた。

			要綱の規定に沿って写しを入手し、原本を受理しないように留意されたい。
8	生物多様性保全推進事業		生活環境部／自然保護推進室
8-1	県民や事業者（法人）への働きかけの強化について	勸奨	農作物被害等を直接受けていない県民や事業者に対しても、生物多様性の維持、保全を身近な問題として捉えてもらえるような施策の充実を検討していただきたい。
8-2	担い手の高齢化への対応について	勸奨	生物多様性の保全活動を担う従事者が高齢化しているため、若い世代の参加を促す施策を検討していただきたい。
8-3	部署間の連携、情報共有について	勸奨	特定外来生物の防除は生活環境部、有害鳥獣の捕獲は農林水産部で実施しているため、連携、情報共有を密に行い施策の重複等がないよう留意していただきたい。
8-4	市町村の枠を超えた連携について	勸奨	県が橋渡しとなり、市町村の枠を超えて地域が一体となって生物多様性の維持、保全活動ができるような体制を整えていただきたい。
9	大気保全対策事業		生活環境部／環境保全課
9-1	測定局の老朽化について	勸奨	一般環境大気測定局の老朽化、測定機器の経年劣化に対応するため、設備更新を計画的に進めていくことを検討していただきたい。
9-2	移動測定車の更新について	勸奨	環境基準を満たし大気の状態が比較的安定している現状を鑑みた時に、大気環境移動測定車の更新が改めて必要なのかどうか検討していただきたい。
9-3	アスベスト飛散防止に係る立入検査について	勸奨	より実効性のある立入検査にするために、どのような方策があるか検討していただきたい。

10	水質保全対策事業		生活環境部／環境保全課
10-1	成果指標の設定について	勸奨	明確な成果指標が認められない事業については、成果指標の設定を検討していただきたい。
11	公害対策関係受託事業		生活環境部／環境保全課
11-1	測定体制の整備について	勸奨	放射線量の測定に関する県主催の講習会の実施や分析技術者を育成するための研修を行い、測定体制の充実に努めていただきたい。
11-2	成果指標の設定について	勸奨	明確な成果指標が認められない事業については、成果指標の設定を検討していただきたい。
12	産業廃棄物適正処理推進事業		生活環境部／循環社会推進課
12-1	事業への効率的な税活用について	勸奨	産業廃棄物税は税条例及び産業廃棄物税充当事業の選定方針に基づき4施策に充当されており、充当事業の効果について個別に検討が行われているところである。 今後は、有効性や効率性の程度を充当事業間で比較した上で、費用対効果の高い事業に資源が多く配分される工夫がなされることを期待する。
13	県外産業廃棄物対策事業		生活環境部／循環社会推進課
13-1	県外産業廃棄物搬入に係る環境保全協力金の網羅性について	勸奨	担当課が事前協議提出者に対して面談による聞き取りを行っており、県外排出事業者に対してリスクの識別を行っていることは、面談聞き取り事項を記載した事前協議受付簿で把握できた。 今後は、リスクの「識別」のみならず、例えば県外から県内（大分市の区域を含む）の産業廃棄物処理業者へ産業廃棄物を持ち込む際に必要な事前協議ないし

			届出が網羅的に行われないリスクの程度を「評価」した上で、当該評価結果に対応した予防・発見手続が策定されていることが理解できるよう、当該プロセスを「文書化」しておくことが3Eの観点から望ましいと考える。
13-2	県外産業廃棄物搬入の評価について	勸奨	事前協議の件数や搬入量や最終処分量、環境保全協力金の状況を踏まえ、県外産業廃棄物搬入の質的・量的重要性を評価できる、目標・進捗管理を行える指標が設けられないか検討されたい。
13-3	立入件数について	勸奨	県外産業廃棄物排出事業者調査要領の立入件数の年度目標値が事務事業評価の主な活動指標の目標値と整合していないことから、要領を見直すか事務事業評価の目標を引き上げる等して、整合性を保つ必要がある。
13-4	調査の指摘事項の評価・対応プロセスの整備について	勸奨	調査により識別された指摘事項について、指摘事項の種類や重要性、再訪問の要否、処分の有無等の評価基準を明確にした上で、年度ごとに調査結果一覧表を策定し評価基準に沿った結果を記載されたい。それにより評価の透明性や客観性が確保されていること、業務が属人的な対応ではなく組織的な対応がとられていると第三者から判断することが可能となるものと考えられる。 また、当該一覧表は調査結果の趨勢分析、施設間の比較などを容易にし、調査施設の抽出や重点調査事項に活用でき、次年度以降の継続的な質の高い監視が行われることにも有用であろう。
13-5	県外排出事業者調査のあり方について	勸奨	県外産業廃棄物（排出事業者）が増加するにつれて、県との協議や届出等に係る事務処理が増大するため、県外施設の立入調査に要する時間を確保すること

			が困難になるといったトレードオフが生じることになる。 立入調査先の抽出や調査手続をさらに効率的に実施するための方策を引き続き継続的に検討することが望まれる。
13-6	事業に係る資料の十分性について	勸奨	事業が保健所設置市において適切に実施されたと判断できる資料が十分に入手されていなかった。資料が不足している場合は、保健所設置市に追加資料の提出を求めるといった対応が必要である。
14	廃棄物不法投棄防止対策事業	生活環境部／循環社会推進課	
14-1	市が実施する委託事業の内容について	勸奨	補助事業実績報告書には、契約書の写しが添付されることと補助金交付要綱で定められていたが、中津市が包括的に監視業務を委託している委託先との契約書が簿冊に見当らなかった。書類を完備するよう改善する必要がある。 また、中津市の検査調書の写しからは、委託事業が不法投棄監視と不法投棄物の収集等複数の事業にまたがるようなものが包括的に委託されているものと推察される一方で、中津市からは「監視」委託として一式で報告されており、行われた監視業務の内容や程度が不明瞭であった。担当課は市で実施された事業内容が的確に把握できる程度の情報収集に努める必要がある。
14-2	業務実施報告のあり方について	勸奨	宇佐市からの実績報告書上の事業の成果として防止看板を「設置した」と記載されている一方、添付書類の請求書や写真からは、看板のパネル等が納品されたことは確認可能であるが、設置日時や場所の記録、現場写真など設置されたことが把握できる資料は見当たらなかった。

			た。看板は設置されて初めて事業の効果 をなすものと考えられる。 実績報告にあたり、担当課は事実内容 の丁寧な確認と、必要に応じて報告内容 の指導を行っていくよう改善する必要 がある。
14- 3	見積書について	勸奨	別府市より令和5年5月8日に補助 金の交付申請が行われ、5月12日交付 決定後の5月26日に変更承認申請が行 われ増額申請がなされた。 変更理由は不法投棄防止看板の購入 において見積依頼した結果、予算額を上 回ったためとされていたが、当初の交付 申請と変更承認申請との期間が長期と までは言い難く、当初の交付申請時の見 積書作成日に疑念が生じたため、担当課 を通じて市に確認したところ合理性が 認められない回答が見られた。 変更申請に係る無用の事務コストが 生じないように担当課は市に指導を行っ ていくことが求められる。
14- 4	交付要綱と実際に行 われる補助事業との 整合性について	勸奨	補助金の交付要綱には、補助対象事業 は産業廃棄物の不法投棄及び不適正処 理の「防止」に係る事業と規定されてい る一方、令和5年度に実施された事業の 事業計画書には、不法投棄産業廃棄物の「撤 去」業務委託が含まれていた。 一般的に「撤去」は「防止」ではなく 発見後の「是正」に係るものと考えられ ることから、当該要綱を見直すか補助対 象外として取り扱うよう見直しを図る ことが合理的であると考えられる。
14- 5	排出事業者の明示に ついて	勸奨	当事業は県が協会と締結したもので ある。実施された事業のマニフェストを 見ると、本契約の受託者である協会が排 出事業者となっているケースと、協会の

			構成員である個別の会社が排出事業者となっているものが見受けられた。 契約の当事者が協会であること、個別の会社に不測の事態が発生した場合等を考慮して、マニフェストの排出事業者はすべて協会の名で発行するよう指導する必要がある。
14- 6	契約時の施工箇所の明記について	勸奨	事業の簿冊の中には、施工箇所の資料が綴じられているものの、委託契約書及び仕様書上には施工箇所が記載、明示されていなかった。委託契約書や仕様書に添付資料を参照する旨を記載するなどして、施工箇所を規定し取引の安全を図っておくことが望ましい。
14- 7	実績のとりまとめについて	勸奨	担当課からは、撤去した地点ごとに廃棄物の重さや種類など整理した資料は個別に実績報告書として作成され、再発防止対策として出先機関（各保健所）が検討を行っているとの説明を受けたが、担当課が実績報告書の取りまとめを行ったうえで、注意看板や監視カメラ、不法投棄防止フェンス設置等の再発防止策の検討が行われることにより、個別最適化のみならず全体最適化も図られることが期待できる。
15	産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業		生活環境部／循環社会推進課
15- 1	予算額の見直し等について	改善	産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業の予算額が目標値に比較して過大になっている。有効性や効率性を把握して事業が行われているとは判断できなかったことから、予算額の見直し等を図る必要がある。
15- 2	資料受領の記録について	勸奨	津久見市からの事業実績報告書の添付資料に不足があり、追加資料が後日提出されていることについて、当該事実や

			事後の提出日が記録されていなかった。 書類の瑕疵や対応について、可能な限り正確に記録を残しておくことが望ましい。
15- 3	交付申請時の積算根拠について	勸奨	事業認定後に佐伯市において入札が実施され工事契約が交わされているが、その後変更契約（金額の増額）が交わされていた。最終的に工事金額が事業認定時の工事金額と完全に一致していた。 事業認定時の工事金額を上限として工事変更が行えるような慣例が生じていたり、そのような認識をもっていたりするといった疑念を持たれる可能性や、入札を実施する意義が薄まる可能性が考えられる。 担当課は事業認定時の十分な積算の検討を促すとともに、安易な変更や変更額の合理性について十分留意しておく必要がある。
15- 4	交付申請時の積算根拠について	勸奨	佐伯市が交付申請の際に添付した総括情報表の諸経費区分・適用年が最新のものではないケースが見られた。担当課は可能な限り最新のもので提出するように市に指導されたい。
15- 5	取引金額の妥当性	勸奨	民間企業甲社の交付申請時の見積合せの見積書の様式が２者一致しており、直接工事費の一部や間接工事費や一般管理費等の金額が一致していた。また、見積合せ先として提出された本工事内訳書には不正確な記載内容が見られ、見積書の正確性にも疑念がある。見積合せが適切に行われているとは判断できなかった。 担当課は、提出書類を十分にチェックすることが必要である。その上で、書類に異常点が認められる場合は、事業実施

			機関と請負業者との関係性、取引金額や業務の適正性について第三者取引と同等レベルのものであるかといった点について検討を行い、その過程を記録する対応が求められる。
15- 6	変更理由の妥当性等の検討について	勸奨	宇佐市より設計変更を理由として事業変更承認申請書が提出されているが、添付されている変更理由書の記載内容が十分ではないものが複数見受けられる。変更理由が不可避的なものであったこと、確からしさが把握できる程度に、記載を具体的に行うよう市に促すとともに、担当課は変更の必要性や正当性、妥当性を十分に確認することが望ましい。
16	産業廃棄物処理施設等監視指導事業		生活環境部／循環社会推進課
16- 1	重点監視先のあり方について	勸奨	担当課は各保健所から問題があった先を挙げてもらい重点監視先として月1回以上の監視に努めているようであるが、重点監視先の要件が明文化されていない状況である。 今後は重点監視先を明確にして、リスクの高い先が容易かつ網羅的に管理されていることを第三者から把握しやすい状況にしておくことが望ましい。
16- 2	情報の集約化	勸奨	苦情や不法投棄 110 番、メールの内容や件数などが整理、集約されていなかった。 一覧表を作成、更新して、必要な情報が識別、把握、処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保するといった内部統制の充実を図ることが望ましい。

16-3	マニフェストのさらなる活用について	勸奨	担当課から、モニタリングの対象業者（会社）が赤字を計上している場合、マニフェスト（処理量）と売上高の関係を比較するケースがあるとの説明を受けたが、今後はモニタリングを行う処理業者を抽出する際に、分析的手続を利用できないか検討する余地がある。
16-4	契約のあり方について	改善	経営実態監視業務委託の見積結果表を過去3年分閲覧したところ、同一の者、同一価格により契約予定者が決定されていた。見積合せの効果が発揮されているとは判断できない。 産業廃棄物処分業者の財務諸表をはじめとする機密性の高い資料を多く入手する業務の特殊性等を鑑み1者随意契約とする、あるいは1者随意契約に足る理由がないのであれば見積業者を新たに加えることを検討するなど、少なくとも現状より合理性や透明性、競争性が確保されるよう改善することが必要である。
17	災害時海岸漂着物処理事業	生活環境部／循環社会推進課	
17-1	事業の財源について	勸奨	令和5年度、災害時海岸漂着物処理事業予算額 50,000 千円のうち産業廃棄物税基金 25,000 千円が充てられることとされている。 一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物と定義する法に照らし、海岸漂着物を一般廃棄物と捉えた場合、産業廃棄物の排出抑制や処理推進を目的とした産業廃棄物税を充当することについて、合理的ではないと考えられる見方もあるだろう。 事業の財源構成について問題がない

			か再度確認するとともに、今後も産業廃棄物税基金を充当するのであれば、財源割合を含め合理的な根拠を明示した上で事業が実施されることが望まれる。
18	プラスチックごみ削減推進事業		生活環境部／循環社会推進課
18-1	プラスチックごみ分別回収が未実施の自治体について	勸奨	県内市町村のプラスチックごみの分別収集を進めていただきたい。
18-2	成果指標について	勸奨	成果指標はプラスチックごみ削減量を指標にすることを検討していただきたい。
18-3	プラスチックごみ発生源調査の結果について	勸奨	プラスチックごみ発生源調査により、プラスチックごみの投棄が常態化している場所がある程度特定されているため、当該場所については投棄を抑制するための施策を講じていただきたい。
18-4	県民の意識を高めるための啓発活動について	勸奨	海洋プラスチックごみについて、沿岸域の住民以外にも身近な問題として意識してもらえるように啓発活動を工夫する必要がある。
19	ものづくり循環経済促進事業		商工観光労働部／工業振興課
19-1	補助金の採択件数について	勸奨	産業廃棄物削減等ものづくり事業費補助金の採択件数を増やしていく方策を検討していただきたい。
19-2	補助金申請前の相談、支援体制について	勸奨	事業者が補助金を申請する前の段階で、具体的な相談、支援を受けられる体制をより充実していただきたい。
20	グリーン・コンビナートおおいた創出事業		商工観光労働部／工業振興課
20-1	より具体的な計画の策定について	勸奨	グリーン・コンビナートおおいた推進構想では 2050 年の大分コンビナートのあるべき姿を示している。いわばグランドデザインを示している状態であるため、将来的にはそのグランドデザインを

			実現するための具体的な計画の策定が望まれる。
20- 2	構想の周知について	勸奨	大分コンビナートと直接関わりがない一般の県民に対しても、身近な課題として感じてもらえるような周知の方法を検討されたい。
20- 3	成果指標について	勸奨	成果指標は、将来的には企業間のマッチングや試験的取組の回数ではなく、実用化した件数等にすることが望ましい。
21	エネルギー関連産業成長促進事業		商工観光労働部／新産業振興室
21- 1	エネルギー産業企業会の経営状況の公表について	改善	任意団体に対する指導指針である「県が関与する任意団体の設立及び運営に関する指針」に則った経営状況の公表を行っていただきたい。
21- 2	P P A 事業への参入促進について	勸奨	P P A 事業は、新しい再生可能エネルギーの導入モデルとして注目されているものの、県内では参入する事業者も需要者もまだ少ない。認知度を高めるため、より一層の普及啓発活動に努めていただきたい。
22	中山間地域等直接支払事業		農林水産部／地域農業振興課
22- 1	事務処理負担について	勸奨	当該事業については、国の事業としての側面が強く、一義的には制度の在り方を決定する権限は県にはないと考えられる。 しかしながら、現在の膨大な事務処理負担を鑑みると、事務処理の簡素化・効率化について国に働きかける余地がある。
22- 2	実績報告資料の記載内容のチェックについて	勸奨	由布市と日田市について、令和 5 年度の実績報告の過程で端数処理の誤りが生じており、協定への交付額の誤りが判明している。 市町村における計算が誤っていたも

			のではあるが、多大な事務処理負担が双方に生じてしまっており、再発防止に向けた取組が求められる。
23	G A Pを活かす産地育成事業		農林水産部／地域農業振興課
23- 1	農業者へのインセンティブの醸成について	勸奨	G A P 認証取得者以外の生産者への G A P 取組の普及にあたっては、認証体制の構築のみならず、農業者へ自発的な認証取得へのインセンティブを付与する取組がより一層求められる。
24	持続可能な豊かな有機産地等活性事業		農林水産部／地域農業振興課
24- 1	環境関連活動指標の目標設定について	改善	成果指標達成に向けて必要となる活動に関する指標として土壌診断件数/年を設定しているが、目標値が妥当な水準であるか検討する余地がある。
24- 2	入札における県からの牽制機能の発揮について	勸奨	1 者入札や外観的に競争原理が働いているのかが不明な入札については、競争原理が働いているかどうかについて、県からも十分な牽制機能の発揮が求められる。
25	環境に配慮した農業定着化推進事業		農林水産部／地域農業振興課
25- 1	成果指標について	勸奨	当事業においては、経常的経費であるという側面から、成果指標の測定等を行っていない。しかしながら、事業の効果を測るためにも、一定の効果測定を検討する余地がある。
26	水田農業産地力強化対策事業		農林水産部／水田畑地化・集落営農課
26- 1	米の安定供給について	勸奨	人口の減少、担い手不足、食事の多様化等の影響もあって、作付面積や収穫量は減少傾向にある。令和 6 年度は米不足が社会問題となり価格高騰の事態を招いた。様々な要因が重なった結果ではあるが、農林水産省の方針に沿いながら

			も、県独自の解消方法を模索していただきたい。
26-2	なつほのかの販売戦略について	勸奨	大分県では「なつほのか」の作付面積を増加する方針をとっており令和5年度では目標の2,000haを超過し2,049haの作付面積を確保している。米の品質としては令和4年度、5年度継続して特Aの評価となっており申し分ない。今後は知名度を上げることが課題であり、知名度向上に向けた取組を継続していただきたい。
26-3	事業目標達成状況報告書について	勸奨	補助金の導入後は、事業実施の際に計画した目標の進捗状況を毎年国に報告することになっている。令和5年度で3年計画の最後を迎えた由布市の事業を見てみると、付加価値額の拡大は3期末達成、面積拡大は3期目だけの目標となっているがこれも未達成となっている。どちらの目標も3年度目の達成状況0%以下となっている。 農業は気候に大きく左右されることもあり、想定どおりに進まない事業であることは承知している。しかし、計画時の値より3年目の実績が悪くなっているのは望ましい状況ではない。今後も目標達成に向け引き続き関係機関と連携して改善指導を行っていただきたい。
27	集落営農継続発展対策事業		農林水産部／水田畑地化・集落営農課
27-1	農事組合法人の将来ビジョンについて	勸奨	若者等の雇用を目的とした事業において支援している農事組合法人の決算を見てみると、令和4年度、5年度継続して最終利益が赤字となっている。また、交付金等の営業外収益が低下すれば最終利益はさらに大きな赤字となるこ

			とが推測され、債務超過までは至らずも厳しい財務状況である。 若者雇用を目的とするのであれば、法人として将来性のあるビジョンを示す必要があり、そのようなビジョンが描ける農業の在り方を行政も一体となり考えていく必要がある。
27- 2	環境保全のための担い手について	勸奨	農業・農村は、米や野菜などの食料生産のみならず、環境や景観の保全、防災といった多面的機能を有しており、こうした観点からも、各地域で農業が継続していくことが重要である。集落営農法人に対しては、別事業でも支援していることは承知しているが、環境保全や景観保全といった機能維持も含め、持続的な経営となるよう取り組んでいただきたい。
28	おおいた園芸産地づくり支援事業		農林水産部／園芸振興課
28- 1	落札業者が作成した設計内容の確認について	勸奨	令和 5 年 8 月 1 日の経緯報告書において、着手届の提出が遅れた理由として実施設計書どおりの工事ができない旨の報告が行われている。工事ができない理由としては、今回落札した業者の事前設計が甘く、園地の測量・設計を再度行うことになったためとなっている。 事業実施主体と業者の間で適切な入札公告・現地説明会が行われるよう、所管課として間接補助事業者である市町村に対する助言、指導を徹底していただきたい。
28- 2	投資回収の検討について	勸奨	新規投資の投資回収について、生産量の増加により約 36,400 千円の売上が見込まれることにより投資回収は可能であると判断している。しかし、本来は売上の増加ではなく、キャッシュ・フロー

			を見た上で投資回収ができるか否かの判断が妥当と考える。
28- 3	請負管理料について	勸奨	請負管理料率の入札は一般競争入札で実施されているが、過去から継続的に1 者のみが参加する結果となっている。競争原理が働かない入札となっており好ましい状況ではない。 また、請負管理料は代行施行の対価となっており、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」において、製造請負管理料は機械費等の5 %に相当する額以内と定められている。 今回は工事ではなく機械の入札であるため、代行施工の方法を採用する必要性は低いように感じられる。入札の内容によっては代行施工が本当に必要か否か検討することも必要と考える。
28- 4	収支計画と実績値の比較検証について	勸奨	収支計画の作成は要求しているが、実績との比較は検討されていない。その代わりに総販売額の増加の確認が行われている。しかし、販売額の増加を見るだけでは本当に事業が成功しているか否かの確認として不十分と思われる。 販売額の増加だけでなく、例えば収支計画と実績値の比較も行う方が望ましいと考える。また、販売額の増加においても、増加の要因が単価の増加であるのか販売量の増加であるのかの報告を受ける必要があると考える。
28- 5	入札の目標価額について	勸奨	入札結果表の目標価額は、事業実施主体と代行施工委託契約を締結した代行者が積算し決定されている。代行者は5 %に相当する額以内の手数料を収受することにより、客観的に見れば目標価

			額を高く設定するインセンティブが働くことになる。取引の透明性を高めるためには、代行者以外のものが目標価額を設定すべきと考える。
29	農業農村多面的機能支払事業		農林水産部／農地・農村整備課
29- 1	オンライン申請について	勸奨	「多面的機能支払交付金のあらまし」によれば、令和5年度よりオンライン申請が可能となったことが記載されている。しかし、県としての実績は未だにない状態である。業務効率化の実効性という観点からも、今後D Xの流れは避けられないと考えられるため、県においてもオンライン申請を増やしていくような仕組づくりが必要と考える。
29- 2	事務負担の緩和について	勸奨	農村人口の減少・高齢化により、役員選任や地域の共同活動が困難となった集落が増加している。活動を中止した組織に対するアンケートの調査結果では、「事務局の人材が確保できない」という意見が9割を占めており、今後もその流れが続いていくと予想される。 広域活動組織にシフトさせていくことや、組織横断的な支援班を設置するなど、過大な事務負担を和らげる方策の検討が望まれる。
30	小水力発電施設整備事業		農林水産部／農地・農村整備課
30- 1	大野原発電所について	勸奨	大野原発電所については、支出が収入を上回る状況が続いている。原因分析や経費の見直し等を行い、土地改良施設の維持管理費の確保が望まれる。
31	鳥獣被害総合対策事業		農林水産部／森との共生推進室
31- 1	狩猟従事者の確保について	勸奨	従事者の確保は社会全体の問題ではあるが、当事業はかなり従事者の確保が

			難しい事業であると考えられる。一方で、政策的な対応が実施されていることもあり、現状は必要人員の確保ができている状況である。 しかし、狩猟従事者のうち 60 歳以上の従事者が令和 5 年度では 70.6%となっており、高齢化が進んでいることから、必要人員を確保するための更なる政策を検討していく必要がある。
31- 2	見積り合わせや入札結果について	勸奨	市町村の方で見積合せや入札が行われていることもあり、簿冊にそれらに関する資料の添付がなされていない。客観的に入札が適正に実施されていることが確認できるように、所管課の簿冊に添付する運用が望ましい。
31- 3	侵入防止柵導入時の費用対効果の検証について	勸奨	侵入防止柵導入時には費用対効果を検証することが条件となっている。豊後大野市の簿冊においては検証資料が簿冊に添付されていたが、その他の市では添付されていなかった。客観的に実施されていることが確認できるように、簿冊に添付する運用が望ましい。
31- 4	鳥獣被害の推移について	勸奨	過去からの被害状況の推移を見てみると大幅に減少していることが見てとれ、絶え間ない努力の結果と思われる。 その中で市別に比較した場合、竹田市と豊後大野市の被害は比較的大きい状況である。重要性の高いエリアから順次実施されていることや、鳥獣の発生が多いエリアであることから仕方がない数字であることは推測されるが、この 2 つの市に関しては被害を減少させる努力がより要求される。令和 5 年度にプロジェクトチームが発足しており、被害減少に向けた活躍に期待したい。

32	森林・林業教育促進事業	農林水産部／森との共生推進室	
32- 1	みどりの少年団について	勸奨	少子化の影響もあり、少年団員数は減少傾向にある。そもそもみどりの少年団の認知度が低い印象も拭えない。自然の大切さを子供たちに伝える活動を行っており意義のある団体であると考えられるため、認知度を上げていく活動を戦略的に行っていく必要がある。
32- 2	副読本作成業務委託について	勸奨	指名競争入札であるが、予定価格の作成に関与した業者のみが入札を行い、その他の4者は入札を辞退した結果となっている。情報的に優位にある業者のみの入札となっており、公正な入札となっているか疑念が残るため、このような状況が生じないような対策が必要と考える。
32- 3	森林・林業教育事業の平等な実施について	勸奨	大分県森林・林業教育支援事業委託において、予算の範囲内で応募のあった学校に対して支援を行っている。応募するか否かは教員個人の裁量が大きく、興味や魅力を感じている教員が応募する実状が見受けられる。できれば多くの児童が平等に教育を受けられるような方法を検討していただきたい。例えば応募ではなく、学校を巡回していく方法等が考えられる。
33	みんなで支える森林づくり推進事業	農林水産部／森との共生推進室	
33- 1	1 者随意契約の解消について	勸奨	大分県森林づくりボランティア支援センター事業は、特定非営利活動法人との随意契約となっている。ボランティア活動を拡大していく上では、1 者随意契約よりも違うノウハウを有した別の団体も入札に参加するような措置を講じる方が、効果的かつ効率的な運用ができ

			と考えられる。可能な限り、入札参加者の裾野を広げる努力をお願いしたい。
34・35	公共造林事業（保育間伐推進緊急対策事業）・再造林促進事業		農林水産部／森林整備室
35- 1	完成検査調書の確認について	勸奨	竣工検査調書に関しては、振興局で保管されており本庁の方では管理されていない。竣工検査調書もしくは竣工検査の結果を一枚の用紙に集計した書類の提出が本庁になされた方が良い。
35- 2	森林ネットおおいたの入札について	勸奨	森林ネットおおいたは大分県の外郭団体であり、大分県が所有する森林の経営業務を受託している団体である。森林ネットおおいたが発注する事業に関しては、同団体の基準に沿って見積合せや入札が行われている。 外郭団体であることから、定期的に業務内容を検証する等の内部統制を構築する方が望ましいと言える。
35- 3	森林ネットおおいたへの受託業務について	勸奨	大分県は森林ネットおおいたに、所有する森林の経営業務を委託しているが、委託料が適正か定期的に検証する必要があると思われる。森林ネットおおいたの決算書を見てみると、多額の内部留保があり、そのような金額が外郭団体でありかつ公益法人である当法人に必要なのか疑念は残る。委託料も含め取引の内容を見直すことも必要ではないかと思われる。
35- 4	分収交付金について	勸奨	分収の契約は明治時代から行われており、相続等で契約者も代替わりが行われ現時点で契約者を把握している契約は約9割である。残り1割の契約については、契約者が不明であり分収交付金の支払が行われていない。 未払の債務が長期間残ることは管理

			上望ましいことではないため、解消方法を検討することが必要である。 例えば令和6年4月1日より不動産の相続登記が義務化されたことから、その法令を活用して解消方法を探っていくことも考えられる。
36	災害に強い森林づくり推進事業		農林水産部／森林整備室
36-1	契約内容の確認について	勸奨	災害に強い森林づくり推進事業の実施に関する協定書（竹田市）の中で、対象森林は別紙2のとおりとしているが、別紙2の資料が添付されていなかった。振興局の方では管理していると回答を得たが、所管課の方でも内容を確認する必要があり、資料を入手し簿冊に綴る必要がある。
36-2	契約日の記載がない書類について	改善	流木被害対策事業の実施に関する協定書において協定期間の記載と契約日の記載がない状態で所有者の押印を入手している書類が見受けられた。3者間での契約のため日付を記載していなかったということであったが、協定期間と契約日を定めたうえで押印することが原則であり改善する必要がある。
36-3	適格請求書の作成の指導について	改善	作業請負契約書に適格請求書発行事業者の登録番号が記載されており、消費税の課税事業者の確認がなされていた。しかし、請負業者からの請求書そのものには登録番号の記載がなく、適格請求書の要件を満たしていなかった。 適格請求書の要件を満たす請求書を請負業者が発行するように指導する必要がある。
36-4	完成写真について	改善	災害に強い森林づくり推進事業【日田市】（尾根・急傾斜地の森林整備）において、完了の確認写真が1枚のみの添付と

			なっていた。他の事業の簿冊では詳細な写真が複数枚添付されていることから、当事業においては確認が十分実施されたか疑念が生じる。 所管課とのヒアリングでは品質検査は現地で行っており問題ないことは確認しているとの回答を得たが、客観的に問題がないことが確認できるような記録を残すべきである。
36-5	伐採した木材の取扱いについて	勸奨	災害に強い森林づくり推進事業【臼津関森林組合】(河川沿いの森林整備)において、伐採した木材が売却されている。河川沿いにある管理されていない人工林(スギやヒノキなど)を事前に伐採し、林外に持ち出すことで、災害等の増水で流木とならないことを目的としている。持ち出した木材の処理については、森林所有者が処分権を有し処分している。そのため、処分(売却)で得た金額は森林所有者が受け取っているが、処分額を行政が負担した経費に充当することにも合理性があると考ええる。
37	海洋環境保全型養殖推進事業		農林水産部／漁業管理課
37-1	実施計画と精算書の乖離について	勸奨	委託事業に関して、当初の実施計画から精算報告の内容が異なっている場合は、内容の精査を行い、乖離の理由を確認することが望ましい。
38	資源造成型栽培漁業推進事業		農林水産部／水産振興課
38-1	アウトカム指標の設定について	勸奨	当事業の成果指標として、放流種苗の上乗せ数(千尾)が設定されている。しかしながら、当該指標は、当事業を実施した結果であり、アウトプット指標と考えられる。成果指標としてはアウトカム指標の設定を検討する余地がある。

38- 2	種苗の購入単価について	勸奨	規格等の違いはあるものの、種苗の購入先によって単価が異なるため、県においても単価が妥当な水準であるかどうか検証し牽制機能を発揮する余地がある。
39-40	道路維持修繕費・安全・安心な道路環境創出事業		土木建築部／道路保全課
40- 1	大幅な契約金額の変更について	勸奨	契約変更とすることが妥当かどうか、別契約とすべき契約がないか、慎重に判断することが望まれる。
41	かわまちづくり支援制度		土木建築部／河川課
41- 1	検討結果の文書化について	改善	購入した土地に産業廃棄物が埋蔵されており、その撤去費用を県が負担しているが、その判断が妥当だったか判断結果を適切に議事録に残す必要がある。また、契約締結前の事前調査、契約締結時の売主との協議及び契約書文言について、見直すべき点がないか検討することが望まれる。
42	海岸環境整備事業		土木建築部／河川課
42- 1	1 者応札への対応について	勸奨	直近 2 期の入札がすべて 1 者応札となっている。入札の条件等に見直すべき事項がないかを検討することが望まれる。
43	河川海岸維持管理費		土木建築部／河川課
指摘事項なし			
44	港湾管理費		土木建築部／港湾課
44- 1	随意契約におけるガイドラインの見直しについて	改善	著しく有利な価格の判断基準を大分県独自のガイドラインで定めているが、客観的に判断できるものではないと考

			えられるため、見直す必要があるのではないか。
44-2	環境白書に含めるべき事業の見直しについて	改善	環境白書における環境関連事業には、環境とは関連のない費用が含まれているように見受けられるため、見直しが必要である。
45	カーボンニュートラルポート形成計画策定事業		土木建築部／港湾課
指摘事項なし			
46	魅力ある景観づくり推進事業		土木建築部／都市・まちづくり推進課
46-1	成果目標等の設定について	勸奨	具体的な成果目標が設定されていないが、より有効に資金が活用されるためにも、事業を評価する仕組みを構築する必要がある。
47	生活排水処理施設整備推進事業		土木建築部／公園・生活排水課
47-1	目標の見直しについて	勸奨	「2015 構想」の中間目標年次の目標値を達成することは厳しいと考えられるため、実績に沿った目標値の見直しや別の指標を設け、具体的な対策を検討する必要がある。
47-2	活動指標の見直しについて	勸奨	現在設定している活動指標は、成果指標達成のための指標となっているか、見直しの可否を検討する必要がある。
47-3	申請書類記載の徹底について	勸奨	補助金申請に際して、事業報告書に市町村の具体的な活動計画を記載することを求めているが、形骸化しているため、記載を徹底させる必要がある。
48	農業集落排水事業		土木建築部／公園・生活排水課
48-1	提出書類における記載の徹底について	勸奨	補助金申請にかかる書類に、記載が求められている事項が記載されていない事例が散見される。記載を求める理由を

			再度確認し、記載を徹底させる必要がある。
49	文化財保存事業費補助事業		教育庁／文化課
49- 1	完了検査について	勸奨	県の担当課は、補助対象事業について、年に1回程度、進捗状況を確認するための現地視察を行っているものの、必ずしも完了時の現地確認を実施していない。可能な限り、完了時においても現地確認を実施することが望ましい。
49- 2	設計監理業務委託料について	勸奨	随意契約による設計監理業務に関する業務委託料の金額について、金額の算定根拠の確からしさに関する十分な心証を得ることができなかった。 県においても、とりわけ随意契約に関しては、業務委託料が適正な水準に収まっているかどうかについて、モニタリングを検討する余地がある。
49- 3	計画変更の事務手続について	勸奨	県においては、補助金の減額確定を行うには、①額の確定を年度内に行うこと、及び②額の減額であり、価格競争（入札等）を行った結果で、内容に一切の変更がないことの2点が条件となっている。 事務負担軽減の観点からも、条件を緩和し、計画変更の手続によらずに、不用額としての処理を認める余地がある。
50	交通安全施設整備事業（信号灯器LED化）		警察本部／交通規制課
指摘事項なし			